

# 目 次

はじめに .....	1
<b>I 子育て支援員研修制度の概要 .....</b>	<b>5</b>
<b>II 子育て支援員研修に係る「指導略案」</b>	
<b>1 「指導略案」の考え方 .....</b>	<b>9</b>
<b>2 指導略案</b>	
1. 基本研修 .....	10
2. 地域保育コース <共通科目> .....	18
3. 地域保育コース <選択科目：地域型保育> .....	30
4. 地域保育コース <選択科目：一時預かり事業> .....	36
5. 地域保育コース <選択科目：ファミリー・サポート・センター> .....	42
6. 地域子育て支援コース <利用者支援事業（基本型）> .....	46
7. 地域子育て支援コース <利用者支援事業（特定型）> .....	55
8. 地域子育て支援コース <地域子育て支援拠点事業> .....	60
9. 放課後児童コース .....	66
10. 社会的養護コース .....	72
<b>III 子育て支援員研修に係る「標準的な履修・指導内容の教材例」</b>	
<b>1 基本研修</b>	
① 子ども・子育て家庭の現状 .....	97
② 子ども家庭福祉 .....	101
③ 子どもの発達 .....	107
④ 保育の原理 .....	112
⑤ 対人援助の価値と倫理 .....	117
⑥ 児童虐待と社会的養護 .....	124
⑦ 子どもの障害 .....	129
⑧ 総合演習 .....	135
<b>2 専門研修</b>	
<b>1) 地域保育コース</b>	
<b>(1) 共通科目</b>	
① 乳幼児の生活と遊び .....	137
② 乳幼児の発達と心理 .....	140
③ 乳幼児の食事と栄養 .....	144
④ 小児保健 I .....	148

⑤ 小児保健Ⅱ .....	151
⑥ 心肺蘇生法 .....	154
⑦ 地域保育の環境整備 .....	156
⑧ 安全の確保とリスクマネジメント .....	159
⑨ 保育者の職業倫理と配慮事項 .....	163
⑩ 特別に配慮を要する子どもへの対応 .....	167
⑪ グループ討議 .....	171
⑫ 実施自治体の制度について .....	172

## (2) 地域型保育

① 地域型保育の概要 .....	173
② 地域型保育の保育内容 .....	175
③ 地域型保育の運営 .....	177
④ 地域型保育における保護者への対応 .....	179
⑤ 見学実習オリエンテーション .....	181
⑥ 見学実習 .....	183

## (3) 一時預かり事業

① 一時預かり事業の概要 .....	184
② 一時預かり事業の保育内容 .....	186
③ 一時預かり事業の運営 .....	187
④ 一時預かり事業における保護者への対応 .....	189
⑤ 見学実習オリエンテーション .....	190
⑥ 見学実習 .....	191

## (4) ファミリー・サポート・センター

① ファミリー・サポート・センター事業の概要 .....	192
② ファミリー・サポート・センター事業の援助内容 .....	196
③ ファミリー・サポート・センターにおける依頼会員への対応 .....	198
④ 援助活動の実際 .....	200

## 2) 地域子育て支援コース

### (1) 利用者支援事業（基本型）

① 地域資源の把握 .....	203
② 利用者支援事業の概要 .....	205
③ 地域資源の概要 .....	209
④ 利用者支援専門員に求められる基本姿勢と倫理 .....	213
⑤ 記録の取扱い .....	216

⑥ 事例分析Ⅰ —ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント .....	218
⑦ 事例分析Ⅱ —社会資源の活用とコーディネーション .....	220
⑧ まとめ .....	222
⑨ 地域資源の見学 .....	223
<b>(2) 利用者支援事業 (特定型)</b>	
① 利用者支援事業の概要 .....	224
② 利用者支援事業の専門員に求められる基本姿勢と倫理 .....	228
③ 保育資源の概要 .....	230
④ 記録の取扱い .....	233
⑤ まとめ .....	235
<b>(3) 地域子育て支援拠点事業</b>	
① 地域子育て支援拠点事業の全体像の理解 .....	237
② 利用者の理解 .....	239
③ 地域子育て支援拠点の活動 .....	241
④ 講習等の企画づくり .....	243
⑤ 事例検討 .....	245
⑥ 地域資源の連携づくりと促進 .....	247
<b>3) 放課後児童コース</b>	
<b>1. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の理解</b>	
① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 .....	249
② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等 .....	254
<b>2. 子どもを理解するための基礎知識</b>	
③ 子どもの発達理解と児童期 (6歳～12歳) の生活と発達 .....	256
<b>3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援</b>	
④ 子どもの生活と遊びの理解と支援 .....	258
<b>4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応</b>	
⑤ 子どもの生活面における対応等 .....	261
<b>5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能</b>	
⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理 .....	266
<b>執筆者一覧</b> .....	270
<b>おわりに</b> .....	271
<b>参考資料</b>	
子育て支援員研修の研修内容等の留意点について (全科目シラバス) .....	275



## はじめに

平成 27 年 5 月 21 日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」）では、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき実施される、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援などの事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護の支援の担い手となる人材＝子育て支援員を確保するための研修制度を創設し、これら支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることが目的とされている。

子ども・子育て支援新制度により、すべての小学校就学前の子どもを対象とする保育や子育て支援の場が広がることが期待される中、多様な地域人材が子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員」として認定するとともに、これらの分野での活躍を促すことは、新制度の豊かな展開を実質化する上において、また少子化対策や男女共同参画、就労支援等、求められる社会的課題の解決に対しても重要な役割を担うことになる。

一方で、全国で共通の研修制度として研修を充実させるためには、具体的に事業を担う全国の自治体が、子育て支援員が修得すべき内容の標準化や研修内容・方法の充実のための方策を共有することが、質の担保といった観点などから求められている。

以上の経過と要請を踏まえて、厚生労働省が示した「子育て支援員研修の研修内容の留意点について」から標準的な履修・指導内容を整理し、講義のポイントをまとめた「指導略案」及び標準的な履修・指導内容のモデルとして「子育て支援員研修に係る標準的な履修・指導内容に準じた教材例」（以下「教材例」）を一般社団法人教育支援人材認証協会が厚生労働省からの受託事業として調査研究し作成した。

なお、社会的養護コースについては、今回の調査研究において社会的養護分野における子育て支援員の活用方法や期待される役割などが多岐にわたることが明らかになり、また多くの学ぶべき内容のうち限られた時間内で何を選択するかについて十分な意見を収集し、丁寧な検討の必要性が指摘されたこと、「指導略案」の提示に留めることとした。

各自治体においては既に「実施要綱」に基づいた講座や研修が企画・実施されていると予想されるが、今後取り組むにあたっては、それぞれの実情に応じて「指導略案」及び「教材例」を一つの参考にしていただけたら有難い。

一般社団法人 教育支援人材認証協会

「子育て支援員研修の充実等に関する調査研究事業」

推進委員会委員長 瀧口 優



# I

---

## 子育て支援員研修制度の概要



## I. 子育て支援員研修制度の概要

2015年（平成27年）度から、「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」）が施行されました。子育て支援員研修制度は、この「新制度」をより実効性のあるものとするため創設された制度です。

新制度は、数年間の国の議論の末に始まったものです。しばしば待機児解消のためのより抜本的な制度改革と理解されているようですが、それは一面に過ぎません。

新制度に関する議論は2003年辺りから始まっていましたが、きっかけはヨーロッパ諸国が、保育・幼児教育、そして家庭支援等に抜本的な施策を採り始めたことでした。ヨーロッパ各国は、保育・幼児教育にそれまでよりも相当多額な予算を割くようになっただけでなく、子育て家庭やひとり親家庭をそれまでよりもかなり厚く支援するようになりました。ヨーロッパのOECD加盟国で合同の取り決めがあり、既にイギリス、フランス、ドイツなどは自国のGDP比で3%以上を保育予算、子育て支援予算、家族支援予算に費やしています。日本はまだ1%をようやく越えたところです。

日本もこうした幼児教育重視策、子育て支援の一般化策を取らねばならないのでは、という議論が2003年度に戦後はじめて開かれた中教審幼児教育部会から始まり、その具体化が2006年頃からようやく意識され出しました。理由は、家族と地域でまず子どもたちは生きる力の基礎を育んだのが、今はそれがかなわない社会になっていて人工的にそうした自生的な生きる力を育む場を築くことが必要になってきたということですが、それに加えて、その裏面で進む家庭での子育ての困難を社会の力で本気でサポートしていかなければ、子育て苦勞が増すばかりで、少子化等の問題がより大きくなってしまふ、何とか抜本的な支援策を考えねば、ということでした。さらに難問が山積する未来社会で子どもたちはそれらを解決して生きていかなければならないわけですが、それだけすべての子どもに質の高い保育・幼児教育を提供しなくてはならなくなったということもあります。

詳しいことは省略しますが、こうしてヨーロッパ等の動きなどを受け創設されたのが「新制度」です。

「新制度」は、医療、年金、介護に加えて、四つ目の社会保障として子育て支援を位置づけたもので、幼稚園、保育所、認定こども園に共通の給付を創設するほか、19人以下の小規模保育事業等についても給付の対象とする等の新たな制度枠組みを作るものですが、その一環として子育て支援の充実を図ることも課題にしています。

この子育て支援の充実を図るため、地域子ども・子育て支援事業を創設し、以下の13事業を位置付けました。

- ①利用者支援事業【一部新規】
- ②地域子育て支援拠点事業

- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

また、家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護についても、子どもが健やかに成長できる環境や体制の確保が必要とされています。

ところが、こうした子育て支援策を具体化するためには、それを担う職員の確保が必要となります。そこで、こうした事業について、保育士等の有資格者とこれを支援する者によって、子育て支援事業をより柔軟かく、また、点、線だけでなく面として展開できるように、研修を制度化しようとしたのが子育て支援員研修制度です。地域トータルケアシステムづくりを人材面から支える制度といってもいいでしょう。

このうち子育て支援員が参画する事業は小規模保育など9つですが、それぞれに共通する内容を受講するものを基本研修とし、子育て支援の内容に応じた専門的な研修をさらに受けて頂くこととなっています。

まだまだ始まったばかりの制度ですので、今後、さらに充実が図られるものと思いますが、この研修を受けることにより、日本の子育ての向上につながることを期待しています。

（汐見 稔幸）

## Ⅱ

---

# 子育て支援員研修に係る 「指導略案」



## ■指導略案の考え方

- 各講義について、考えられる構成を示した。
- 内容はシラバスに則っているが、内容によってワークを入れたりディスカッションを入れたりして伝達のみにならないように構成した。
- 一部、作成されたテキストの内容にも準じ、資料等を活用している。
- どの講義も（実習は除く）、「導入－展開－まとめ」で構成し、メリハリをつけた。
- 以下、項目の説明を記す。（講座によっては項目の通りでない箇所もある）
- あくまでも基本的な流し方であるので、講座担当講師により加筆修正を加えていただきたい。

1. 講座の名称 講座の種類と時間			
<目的> シラバスの通り。			
<内容> シラバスの通り。記載がない講座もある。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入	導入の時間のねらいを記した。		
	シラバスの記載されている項目を順番に記している。時間の目安や内容の構成から導入、展開、まとめに分けて記載した。	講座で押さえる内容について記した。学び方や進め方について言及している講座もある。	シラバスに記載されている内容を中心に、指導上留意すべき点として記した。テキストから記載した内容もある。
展開	展開の時間のねらいを記した。		
まとめ	まとめの時間のねらいを記した。		
<p>ここは、シラバスに記載されている&lt;研修に当たっての考え方&gt;&lt;講師要件&gt;等を記載した。基本的に加筆等はしていない。</p>			

1. 基本研修 ① 子ども・子育て家庭の現状（講義・60分）			
＜目的＞			
1. 子育て家庭と家庭生活を取り巻く社会的状況について理解する。			
2. 家庭の意義と多様な子育て家庭のニーズと子育て支援等の現状と課題について理解する。			
3. 子育て家庭への支援について理解する。			
4. 子どもの貧困や非行などの背景の概要について理解する。			
＜内容＞子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	まずは、子どもを取り巻く環境について、それぞれの意見を出し合いながらカテゴライズしていくと良い。初回にあたるため、グループに分けて自己紹介をしながら行っても良い。		
	1. 子どもの育つ社会・環境	(1) 都市化と地域社会 (2) 少子化社会とその背景 (3) 子どもの生活（家庭生活、学校生活、放課後生活） (4) 男女共同参画社会とワーク・ライフ・バランス	子どもや子育て家庭を取り巻く社会・環境がどのように変化しているのか、家庭・家族・地域の果たす役割について現状と課題についての理解を促していく。
展開 30分	家庭環境の変化について、具体的な事例や資料を示しながら理解していく。受講者の子ども時代と現代を比較しながら考えていくと理解しやすい。		
	2. 子育て家庭の変容	(1) 子育て家庭の変化（意義・機能、家族形態、子どもの数、離婚率の上昇） (2) 子育て不安とストレス（親準備性、相談相手、近所づきあい、悩み） (3) 保護者の就労と子育て (4) 父親の育児参加 (5) ひとり親家庭	家庭の意義や機能について再認識することを目指す。家族・家庭生活と人間関係がどのように変化しているのかについては身近な話題を出し合うとともに、具体的な数値を示す等、具体的な事象を示すことで深い理解へと導く。 さまざまな課題を抱える子育て家庭に対する支援の意義については、事例をもとに考えさせると良い。
まとめ 15分	貧困や非行について考え合いながらまとめる。		
	3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解	(1) 子どもの貧困の増大とその影響 (2) 子どもの非行の現状と予防	子どもの貧困の要因や背景について理解するとともに、子どもの非行の現状と予防について理解する。 この現状にどのように関わっていけるのかを考えながらまとめるとよい。
＜研修に当たっての考え方＞			
子育て支援員の支援対象となる子育て家庭を取り巻く社会環境について、少子高齢化、地域コミュニティの変化及び男女共同参画社会の中でのワーク・ライフ・バランス等の観点から学ぶ。また、子育て家庭の変容にともなう家庭の意義と機能や家庭に対する支援の必要性について理解する。さらに子どもの貧困と子どもの非行について学ぶものとする。			

1. 基本研修 ② 子ども家庭福祉（講義・60分）			
＜目的＞			
1. 児童家庭福祉施策・制度の概要（子ども・子育て支援新制度の概要と子育て支援員が関わる事業の枠組みと位置付け等）について理解する。			
2. 児童福祉施設等と専門職の役割について理解する。			
3. 児童家庭福祉に関する地域資源の概要（地域人材の確保を含む）について理解する。			
＜内容＞			
子育て支援制度の理解			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	なぜ今「子育て支援」か、というテーマで受講者どうしがディスカッションし、課題意識を高めてることから始めると良い。		
	1. 子ども・子育て支援新制度の概要	(1) 児童家庭福祉の理念 (2) 少子化と保育ニーズ・子育て支援ニーズ (3) 子ども・子育て支援新制度の概要 (2)、(3)において、多様な保育サービス、地域子育て支援、放課後児童健全育成事業の役割に触れる。	少子化の現状や少子化が及ぼす影響を概観し、児童家庭福祉施策の構造と体系の意義と理念について理解へとつなげる。 子ども・子育て支援新制度の概要と子育て支援サービスの役割についての理解を促しながら、様々な支援の形があることをおさえる。
展開 30分	児童福祉に関わる基本的な用語の定義や理解を具体的な例をあげながらおさえていく。施設の種類やそこで従事する者の専門性についての理解を促す。		
	2. 児童福祉施設等の理解	(1) 児童福祉施設等の概要 (2) 児童福祉の専門職・実施者	児童福祉施設等の種類とその概要及び児童福祉施設等の利用の仕組みについて理解するとともに、児童の問題を解決するために必要となる児童福祉の専門職等の職務内容・専門性等について理解する。
まとめ 15分	地域人材の活用について話題にしなが、受講者の当事者性を高めていく。		
	3. 児童家庭福祉に係る資源の理解	(1) 地域における社会資源の状況（子育て支援員の働く場）	子育て家庭の多様な保育ニーズに応じるための、子育て支援サービスの現状と子育て家庭を支える福祉に関する施策や社会資源を概観する。 各地域の保育や子育て支援に関する社会資源の整備状況等への理解を促していく。
＜研修に当たっての考え方＞			
子育て支援制度を理解するため、児童家庭福祉に関する理念及び児童家庭福祉の制度・施策の概要を学ぶとともに、子育て支援サービスと子ども・子育て支援新制度の概要について学ぶ。また、児童家庭福祉施策を支える児童福祉施設等やその担い手について学ぶ。「3. 児童家庭福祉に係る資源の理解」においては、多様な保育ニーズ等を支えるための社会資源について研修の実施地域の状況等も併せて学ぶものとする。			

### 1. 基本研修 ③ 子どもの発達 (講義・60分)

<目的>

1. 子どもの発達を捉える観点について理解する。
2. 子どもの発達(「発達・成長の保障」、「情緒の安定」、「生命の保持」の視点)の概要について理解する。
3. 生涯発達の概要について理解する。
4. 子どもの発達に応じた援助の基礎について理解する。
5. 「遊び」の意義と「遊び」の質について理解する。

<内容>

○子ども・子育て家庭(対人援助を行う対象)に対する理解

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	「発達」の定義を理解し、その過程における環境の役割を知ろう。		
	1. 発達への理解	(1) 子どもの発達を理解することの意義 (2) 子どもの発達と環境	子どもの心と身体の発達の概要を学び、生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期の重要性を理解するとともに、能動的な存在である子どもの成長・発達過程における環境の果たす役割について理解する。
展開 30分	発達における保育者の援助の在り方について、意見を出し合ってから展開するとよい。		
	2. 胎児期から青年期までの発達  3. 発達への援助	(1) 生涯発達と発達援助 (2) 胎児期及び新生児期の発達 (3) 乳児期の発達 (4) 学童期から青年期の発達  (1) 基本的な生活習慣の獲得と発達援助 (2) 発達の課題に応じた援助や関わり	人間が生涯にわたり発達するものであること。胎児期から青年期までの発達について、各発達段階の特性や子どもの発達の特徴について理解する。 乳幼児の健全な発達のための保育者のあり方と基本的な生活習慣を獲得するための援助の発達過程に応じた対応を理解するとともに、発達の過程で生じる発達上の課題への援助や関わりについて、発達過程の特性を踏まえ理解する。また、保育者の発達援助に及ぼす影響についても理解する。
まとめ 15分	遊びがもつ可能性や意義について出し合おう。		
	4. 子どもの遊び	(1) 子どもの生活と遊び (2) 子どもの遊びと学び (3) 生涯にわたる生きる力の基礎を培う (4) 遊びによる総合的な保育	子どもの「遊び」の意義や、自発的な「遊び」が生涯にわたって生きる力の基礎を培うこと及び保育者の「遊び」への援助のあり方などを理解する。

<研修に当たっての考え方>

子育て支援員の支援対象である子どもの発達を理解するため、心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される重要な時期である乳幼児期について学び、個人差の大きい乳幼児期の子どもたち一人一人の健やかな育ちを保障することが重要であることや胎児期から青年期までの発達過程での特徴や課題及び適切な援助について学ぶ。また、「子どもの遊び」が生涯にわたって生きる力の基礎を培うものであること、保育を通じた「遊び」への関わり方を学ぶものとする。

1. 基本研修 ④ 保育の原理 (講義・60分)

<目的>

1. 発達・成長過程に応じた保育の基礎について理解する。
2. 情緒の安定と生命の保持に係る保育の基礎について理解する。
3. 子育て支援事業における安全対策や危機管理の必要性について発達との関連を踏まえて理解する。

<内容>

子育て支援 (対人援助) を行うための援助原理の理解

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	「子ども」と聞いて何をイメージするか出し合う。		
	1. 子どもという存在の理解	(1) 権利主体としての子ども (2) 能動的存在としての子ども (3) 保育における子どもとの協働	子どもは、一人一人の特性や発達が尊重される存在であることをおさえる 子どもの能動的な活動としての遊びが学びの芽であることを理解する。遊びの重要性については、③子どもの発達の講義内容とも関連づける。
展開 30分	「赤ちゃんが泣くにはどんなメッセージが込められているのか」ということを考え合うなどして、情緒の安定や発達、自我の芽生えについて考え合う。		
	2. 情緒の安定・生命の保持	(1) 生命の保持と情緒の安定 (2) 子どもの発達の特性と保育内容 (3) 子どもの感情の発達と自我	子どもの心身の健康のためには、安心・安定した環境が重要であり、情緒の安定は子どもの発達や成長にも影響することへの理解を促す。 子どもの感情の変化と自我等の成長を踏まえた保育の意義を理解する。
まとめ 15分	子どもの安全を守るためには何をすべきか考える。		
	3. 健康の保持と安全管理	(1) 子どもの健康状態の把握 (2) 子どもの事故の特性 (3) 事故防止及び健康安全管理に関する取組み	子どもの安全をを図るための健康状態の把握の意義や危機管理の必要性について理解させる。 子どもの各成長段階等の特性に応じた事故事例やリスク等及び事故等の防止のための取組みの必要性について扱う。 子どもが日々の生活を安全に過ごすための留意点等は具体的な事例を示しながら理解を促していく。

<研修に当たっての考え方>

保育の原理として、子どもの発達と成長を保障するために、個人差や発達過程に応じた保育を行う必要性と意味を学ぶ。また、「情緒の安定」と「生命の保持」が子どもの成長の基盤となることについて学ぶ。さらに、子どもが健康で安全・安心して生活を送るために必要となる健康状態の確認や、子どもに関する事故の特性について学ぶものとする。なお、事業の特性に応じた対応等については、各専門研修において学ぶことから、基本研修では子どもが安全・安心して過ごすために必要となる事故の特性等について学ぶ必要性について理解する。

1. 基本研修 ⑤ 対人援助の価値と倫理 (講義・60分)			
<p>&lt;目的&gt; 1. 対人援助の価値について理解する。 2. 子どもの最善の利益について理解する。 3. 対人援助の倫理について理解する。 4. 保護者・関係者・関係機関との連携・協力の必要性について理解する。 5. 子育て支援員の役割について理解する。</p> <p>&lt;内容&gt; 子育て支援 (対人援助) を行うための援助原理の理解</p>			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	「子どもにとって最善の利益とは何か」についてディスカッションする。		
	1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体	一人一人の利用者は権利主体であり、個々が価値ある存在として尊重され、その文化的・民族的多様性が保障されることを理解する。	対人援助の基本である「受容」「自己決定の尊重」について学び、利用者の主体性を重視した支援を理解する。
展開 30分	「子どもの最善の利益」の定義を知り理解を深める。		
	2. 子どもの最善の利益	(1) 子どもの人権と最善の利益の考慮	「子どもの最善の利益」の意味を理解し、子育て支援が子どもの人権と最善の利益を実現するために必要な支援について理解する。利用者のプライバシーに関わる情報の保護に留意した援助と守秘義務について理解するとともに、専門職と連携して支援することが必要な場合の情報共有のあり方について理解する。また、子育て支援分野のサービス利用における利用者の権利擁護や権利侵害への対応や仕組みについて理解する。地域の人々との連携・協力、地域資源の活用と関係機関との連携・協力と保育士等の専門職の役割や意義を理解する。
	3. 守秘義務・個人情報の保護と苦情解決の仕組み	(1) プライバシーの保護と守秘義務 (2) 利用者の権利擁護と苦情解決	
4. 保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力	(1) 他の専門機関・専門職や地域の住民等の活動との連携の必要性 (2) 子どもや子育てをともに支える専門機関や地域住民等の活動		
まとめ 15分	学んだことを通じて子育て支援員としてすべきことは何かを出し合い整理する。		
	5. 子育て支援員の役割	(1) 子育て支援員に求められる役割 (2) 保育士等の専門職との連携	子育て支援員の各事業等における位置づけと役割について理解するとともに、保育士等の専門職との連携・協働について理解する。
<p>&lt;研修に当たっての考え方&gt; 利用者一人一人の状況等にに応じた援助を行うために、対人援助の原理、価値を理解する。また、「子どもの最善の利益」及び「利用者主体」の考え方のほか、対象者の尊厳の遵守について学ぶ。さらに、子育て支援分野で従事する上で必要となる子育て支援員の役割及び保育の専門性の理解と保育士との協働について学ぶものとする。</p>			

# 1. 基本研修 ⑥ 児童虐待と社会的養護（講義・60分）

<目的>

1. 児童虐待（家庭における配偶者に対するDVを含む）とその影響（虐待を受けた子どもに見られる行動など）について理解する。
2. 虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の基本的な対応の概要について理解する。
3. 子どもの権利擁護の基本的視点について理解する。
4. 社会的養護の意義と現状について概要を理解する。
5. 社会的養護を必要とする子どもや家庭の状況について理解する。

<内容>

子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	児童虐待について知っていることを出し合う。		
	1. 児童虐待と影響	(1) 児童虐待とは（児童虐待の定義、しつけと虐待の違い、種別、実態、配偶者間暴力（DV）） (2) 虐待の子どもに及ぼす影響	児童虐待の定義や虐待が子どもに及ぼす影響について理解を促す。児童虐待の基本的な考え方（家庭の特質及び虐待を受けている子どもの特質）や児童虐待対応の原則について、その定義や意味を丁寧におさえるようにする。
展開 30分	虐待の現状を知ったとき、どのように対応していけばよいのかについて考える。		
	2. 虐待の発見と通告	(1) 児童虐待の発見のポイント (2) 児童虐待の通告	虐待が疑われる事案を発見した際の留意点及び対応の原則を理解する。
	3. 虐待を受けた子どもに見られる行動	(1) 虐待が疑われる子どもに見られる行動	「1. 児童虐待と影響」の学びから、具体的な事例をもとに理解を深める。
	4. 子どもの権利を守る関わり	(1) 子育て支援員が不適切な関わりを行わないための注意事項 対応件数の推移など具体的なデータを用いて理解を促す。	虐待が不当な権利侵害であることを理解するとともに、保育等に携わる職員の虐待（被措置児虐待）など不適切な対応について理解する。
まとめ 15分	社会的養護の現状について知る。		
	5. 社会的養護の現状	(1) 社会的養護の理念 (2) 社会的養護の実態 (3) 施設養護と家庭的養護	児童家庭福祉における社会的養護の意義について理解し、家庭での養育が困難となった児童の状況及び社会的養護の現状について理解する。

<研修に当たっての考え方>

児童虐待が子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与える子どもに対する最も重大な権利侵害であることを理解し、児童虐待の定義や及ぼす影響、発見時の通告等の対応方法・留意点について学ぶ。また、一人一人の子どもの人権を守る支援のあり方についても学ぶ。また、「社会的養護の現状」においては、様々な事情により家庭での養育が困難な子どもを公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に大きな困難を抱える子育て家庭を支援する社会的養護の基礎的な事項について学ぶものとする。

1. 基本研修 ⑦ 子どもの障害 (講義・60分)			
＜目的＞			
1. 障害特性の概要について理解する。			
2. 障害児支援制度の概要について理解する。			
3. 障害特性に応じた関わり方や専門機関との連携の概要について理解する。			
4. 障害児支援等の現状について理解する。			
＜内容＞			
子育て支援 (対人援助) を行うための援助原理の理解			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	特別支援の現状について、知っていることを出し合い課題を共有する。		
	<b>1. 障害の特性についての理解</b>	(1) 発達障害児 (注意欠陥多動障害 (ADHD)、学習障害 (LD) 等) の理解 (2) 肢体不自由児、視覚・聴覚障害児、知的障害児の理解	様々な障害の特性について理解する。 できるだけ特徴的な具体例を挙げて、障害特性についての具体的な理解を促す。
展開 30分	障害特性に応じたかかわり方や専門機関との連携について、その実情や在り方について考えよう。		
	<b>2. 障害の特性に応じた関わり方・専門機関との連携</b>	(1) 障害の特性に応じた保育等の支援と発達援助の理解 (2) 特別な支援を必要とする子どもの発達を促す生活や遊びの環境 (3) 子ども同士の関わり合いと育ち合い (共生とインクルージョン) (4) 地域の専門機関との連携	障害の特性に応じた障害児への支援や援助方法の基本についておさる。 地域の専門機関の概要及び連携のあり方について、具体例を挙げながら概観していく。 共生、インクルージョンについては言葉の定義に留めず、実情や実態について話題にするとともに、その意義や効果について受講者どうしでディスカッションしたい。
まとめ 15分	障害児支援において、何をすべきか、何ができるかについて出し合いながらまとめる。		
	<b>3. 障害児支援等の理解</b>	(1) 障害児支援制度の概要 (2) 障害児支援サービスの実情と最近の動向 (3) 障害のある子どもの保護者への支援	障害のある子どもの成長や発達を支援する障害児支援制度について、各種制度・施策の概要及び最近の動向について理解するとともに、障害児支援のあり方について理解する。
＜研修に当たっての考え方＞			
対人援助を行うための援助原理の理解として、子どもの障害についての特性や支援制度について学ぶ。障害児に対する保育等の支援については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、その子どもの発達や日々の状態に対応した柔軟な保育について学ぶとともに、保護者や地域、専門機関等との連携のあり方について学ぶ。			

<b>1. 基本研修 ③ 総合演習 (演習・60分)</b> <目的> 1. 履修した内容についての振り返りを図るためのグループ討議 2. 子育て支援員に求められる資質についての理解の確認 3. 履修した内容の総括と今後の課題認識の確認 <内容> 総合演習は、次の1～5の項目のいずれかについて、課題の確認と履修内容の理解を目的にグループ討議や事例検討、などの手法により研修効果の定着を図る。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 10分	<b>1. オリエンテーション</b>  <b>2. グルーピングとテーマ決め</b>	ディスカッションの意義と目的について説明する。	履修した内容について自身の理解や考えを述べ合うことを通して定着を促すことを目的としていることを伝える。
	グルーピングして、ディスカッションの内容を決める。 <b>1. 子ども・子育て家庭の現状の考察・検討</b> ・多様な子ども・子育て家庭の状況やニーズ及びその背景について など <b>2. 子ども・子育て家庭への支援と役割の考察・検討</b> ・支援の対象となる子どもの発達や成長について ・子ども・子育て家庭への支援の意味と役割について など <b>3. 特別な支援を必要とする家庭の考察・検討</b> ・特別な支援を必要とする家庭の理解について ・「子どもの最善の利益」の意義について など <b>4. 子育て支援員に求められる資質の考察・検討</b> ・社会性、公平性、子どもや家庭の特性への対応について など <b>5. 専門研修の選択など今後の研修にむけての考察・検討</b> ・基本研修の履修後の子育て支援に対する理解について ・専門研修の履修に向けた基本研修の意義について など		
展開 40分	<b>3. ディスカッション</b>	課題、学んだこと、自身の考え、今後できそうなことなどの視点から進行する。	議論が停滞しているグループには直接関わり、論立てを支援する。
まとめ 10分	<b>4. 報告会</b>	各グループで出した話題を1分程度にまとめて報告し合う。	※ 総合演習については、レポートの提出により代替することができる。代替する場合には研修効果の定着が図られるよう研修を実施するよう留意すること。
<研修に当たっての考え方> 基本研修において履修した内容について、演習形式での振り返りやアウトプットにより履修内容の確認・定着を図ることを目的とするものであり、双方向での研修により聴くだけの研修に終わることがないように研修を実施する。また、子育て支援員研修においては、試験を課して研修の理解度などを評価することを求めているところであるが、受講者がこの基本研修を踏まえて、更なる学びと職務実践への意欲・姿勢が確かなものになるよう履修内容の定着に留意する。			

2. 地域保育コース<共通科目> ① 乳幼児の生活と遊び (講義・60分)

<目的>

1. 発達・成長過程に応じた子どもの生活への援助方法について理解する。
2. 発達にふさわしい子どもの遊びとその環境のあり方について理解する。
3. 子ども同士の関わりあいが、発達を促すことについて理解する。
4. 子どもの一日の生活の流れの中での保育者(※)の役割について理解する。

(※)「共通科目」において、保育者とは、家庭的保育補助者、保育従事者及び提供会員をいう。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	「保育とは何か」について、イメージする姿や在り方について出し合う。		
	1. 子どもの発達と生活	(1) 生活や発達の連続性に考慮した保育	子どもが安心して過ごせるよう、生活の場の移行に伴う子どもの家庭生活との連続性や発達段階に応じた保育に対する配慮について理解する。
展開 30分	乳幼児にとっての遊びやその重要性について既知の内容や経験を出し合い、その意義を学ぶ上での課題を明確にする。		
	2. 子どもの遊びと環境	(1) 遊びによる総合的な保育 (2) 遊びを豊かにする環境のあり方 ・遊びと聞いて何をイメージするか、など身近な話題を出しながら価値づけていく。	子どもは遊びを通して発達することを学び、遊びとその環境の重要性について理解する。 「乳幼児の遊び」について具体的なイメージが持てるよう、資料、映像を用いて工夫すると良い。
	3. 人との関係と保育のねらい・内容	(1) 発達段階に応じた保育のねらいと保育内容	それぞれの発達段階において、子どもが経験しておきたいことを学び、発達段階に応じて行われる具体的な保育内容を理解する。
まとめ 15分	1日の流れの中から保育者の役割を考える。		
	4. 子どもの一日の生活の流れと役割	(1) 発達段階に応じた一日の流れと子どもの姿	それぞれの発達段階に応じた一日の過ごし方と子どもの発達段階に応じて見られる子どもの具体的な姿、保育者の役割を理解する。

<研修に当たっての考え方>

実践する保育の内容に対する具体的なイメージを持ち、対象となる乳幼児の生活と遊びの重要性を理解するため、子どもの発達段階に応じた生活への援助方法、子どもが楽しく過ごせるような関わり方と環境の構成、一日の流れ、生活や遊びの中での保育者の役割を学ぶものとする。

2. 地域保育コース<共通科目> ② 乳幼児の発達と心理 (講義・90分)			
<目的>			
1. 0歳から3歳くらいまでの乳幼児期の発達のポイントを学び、発達に応じた遊びやその安全性について理解する。			
2. 子どもの発達を支える保育者の役割について理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">「発達」の定義を理解する。</div>		
	1. 発達とは  2. 発達時期の区分と特徴		「保育所保育指針」に記載されている子どもの発達についてのとらえ方を理解する。 「保育所保育指針」に記載されている発達時期の区分と特徴について理解する。
展開 60分	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;">乳幼児のコミュニケーションについて考え合う。それぞれの内容について、その意義を予想しながら展開していくと、深い定着が期待できる。</div>		
	3. ことばとコミュニケーション  4. 自分と他者  5. 手のはたらきと探索  6. 移動する力	乳幼児のコミュニケーション ・泣き、喃語、手さし・指さし、二語文等 他者とのかかわり方 ・アタッチメント(愛着) ・指しゃぶり ・後追いと人見知り ・友だちとのかかわり ・保護者から離れて遊ぶ等  (1) 手の使い方と動き (2) 手先の器用さ (3) さかんになる探索活動～実体験から学ぶ～ (4) 発達に伴う遊びの変化  (1) 移動運動	発達段階に応じたコミュニケーションの方法について理解する。  発達段階に応じて乳幼児が行う行動の意味について理解する。  発達段階に応じた手の使い方や動き、手を使った遊びについて理解する。  自力での移動を行うことができる時期のかかわり方のポイント、事故について注意すべき事項について理解する。
まとめ 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">乳幼児に関わる保育者はどうあるべきかについて考えながらまとめる。</div>		
	7. こころと行動の発達を支える保育者の役割	(1) 乳幼児期の発達を支える保育者の役割 (2) 乳児期の遊びの重要性 (3) 日常生活の経験と遊びへのつながり	乳幼児期の遊びと保育者の役割について理解する。 何ができるか、何をすべきかという視点で個々ふり返りを行う。
<研修に当たっての考え方>			
発達段階に応じて、子どもと適切に関わることや応答的に関わることを理解するため、発達段階に応じた子どもの特徴(コミュニケーションの仕方、手の動き、移動する力、保育者の役割等)を学ぶものとする。			

2. 地域保育コース<共通科目> ③ 乳幼児の食事と栄養 (講義・60分)			
<目的>			
1. 離乳の進め方に関する最近の動向について理解する。			
2. 幼児期の昼食作りに役立つ栄養バランスのポイント、食品衛生の基礎知識について理解する。			
3. 食物アレルギーについて理解する。			
4. 保育者がおさえる食育のポイントについて理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           離乳に関する既知の情報を出し合った上で、最近の動向を提供する。         </div>		
	1. 離乳の進め方に関する最近の動向	(1) 「授乳・離乳の支援ガイド」について (2) 「授乳・離乳の支援ガイド」を活用した育児支援	「授乳・離乳の支援ガイド」のねらいと、「授乳・離乳の支援ガイド」を活用した育児支援について理解する。 生後5ヶ月くらいから18ヶ月くらいまでの「離乳食の進め方」の目安などを用いて具体的な理解を助ける。
展開 30分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           乳幼児の食事作りのポイントを知る。         </div>		
	2. 栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント	(1) 幼児期の栄養・食生活の特性 (2) 食事摂取基準と食品構成 (3) 幼児期の食事作りで配慮すべき点 (4) 幼児期の献立の立て方 (5) 衛生管理	幼児期の食事作りの配慮事項(栄養、食品構成、衛生管理等)について理解する。
	3. 食物アレルギー	食物アレルギーについての理解	食物アレルギーに関する基本的考え方や配慮事項について理解する。 食品のアレルギー表示について(必ず表示される7品目、表示が進められている20品目)も話題にする。
まとめ 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           保育者としておさえるべきポイントを整理しながらまとめる。         </div>		
	4. 保育者が押さえる食育のポイント	(1) 食育の目標と内容 (2) 手づかみ食について (3) 乳幼児期の食育のめざすもの (4) 食育の実例	発達段階に応じて「食べる意欲」を支援する食育のポイントについて理解する。
<研修に当たっての考え方>			
乳幼児の食事について、提供する際の留意事項や保護者に対する助言のポイントについて理解するため、最近の離乳の進め方、幼児期の食事作りのポイント、食物アレルギー、食育に関するポイントを学ぶものとする。			

2. 地域保育コース<共通科目> ④ 小児保健I (講義・60分)

<目的>

1. 保育を行う上で必要となる健康管理のポイントや疾病の予防と感染防止への対応、保育中の発症への対応などの基礎知識について理解する。
2. 現場に生かせる、より具体的な対応について理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 20分	乳幼児の健康観察のポイントには何があるか出し合ってみる。その上で、バイタルサインの内容や測定方法を知る。		
	1. 乳幼児の健康観察のポイント	(1) バイタルサインの観察  (2) 子どもの健康状態の変化の特徴  (3) 日々の観察	乳幼児の健康観察における留意事項について理解する。 体温、脈拍数、呼吸数、血圧の測定方法について話題にし、可能であれば実習を取り入れたい。 食欲、顔色、風邪症状、尿や便、睡眠、服装や頭髮の乱れの有無、肌の色つや等、観察のポイントを押さえる。 ※乳幼児突然死症候群の予防、留意事項についても説明する。
展開 25分	発育・発達における県境状態の把握や環境整備や衛生管理について考えを深める。		
	2. 発育と発達について  3. 衛生管理・消毒について	(1) 入所前における子どもの健康状態の把握 (2) 嘱託医や関係機関との連携  (1) 保育室の環境整備(室温、換気、採光等) (2) 施設整備の衛生管理  (3) 手指の衛生 (4) その他の衛生管理	乳幼児の発育・発達や健康状態の把握、健康診断及び母子健康手帳の記載内容の活用。  「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に定める衛生管理等、実際に行う衛生管理の具体的な方法について理解する。 「正しい手洗いの仕方」については、実演するなど具体的に伝える。
まとめ 15分	薬を預かる上で留意すべき点を想像し、配慮事項についての知識を学ぶ。誤薬の危険やその防止について話題にする。		
	4. 薬の預かりについて	(1) 与薬に際しての注意点	与薬に当たっての配慮事項について理解する。
<p>&lt;研修に当たっての考え方&gt;</p> <p>乳幼児の疾病の予防及び感染の防止への対応について理解するため、乳幼児の健康観察のポイント、健康診断、衛生管理、薬の管理等、より具体的な対応について学ぶものとする。</p>			

2. 地域保育コース<共通科目> ⑤ 小児保健Ⅱ (講義・60分)			
<目的>			
1. 子どもに多い症状・病気を学び、その対応について理解する。			
2. 小児に多い事故を学び、その予防と対応について理解する。			
3. 異物除去法、心肺蘇生法を学び、緊急時の対応について理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	子どもに多い症状・病気について出し合い、その対応方法について学ぶための前提を作る。		
	1. 子どもに多い症例とその対応	発熱 けいれん 腹痛 嘔吐 下痢 脱水	子どもに多い症状とこの対応方法について理解する。
展開 30分	主な感染症、流行性疾患、予防、アレルギーについての基礎知識と対応を学ぶ。		
	2. 子どもに多い病気 (SIDS等を含む) とその対応	(1) 主な感染症とその予防 1) 感染の基本 2) 流行性疾患 (予防接種のあるもの) 3) 予防接種のない感染症 4) 登園 (保育) 許可について 5) 感染予防 (2) アレルギー (アナフィラキシー、食物アレルギー、気管支喘息) について	子どもに多い病気 (具体的な感染症とその特徴) やその対応、アレルギー (特徴と対処方法) について理解する。 登園 (保育) 許可についても言及する。 ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「保育所における感染症対策ガイドライン」を周知する。 ※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等も紹介する。
まとめ 15分	子どもに多い事故について出し合い、予防や対応について考える。		
	3. 事故予防と対応	(1) 子どもに多い事故 転倒・転落、誤飲・誤嚥、やけど、溺水等 (2) 事故予防と対応 (3) 救急処理 (異物除去法、一次救命処置)	子どもに多い事故、事故予防、救急処置の方法について理解する。  救急処置マニュアルの作成について言及したり、実物を紹介したりするなどして理解を深める。
<研修に当たっての考え方>			
子どもに多い病気の予防とその対応について理解するため、乳幼児に多い感染症・アレルギーの症状や事故とその対応方法について学ぶものとする。			

2. 地域保育コース<共通科目> ⑥ 心肺蘇生法 (実技・120分)			
<目的>			
1. 乳幼児を対象とした救急救命が行えるように、その技術を身につける。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	救急についての考え方を知る。		
	1. 救命の連鎖	救急に関する姿勢や考え方である「救命の連鎖」について知る。 ①心停止の予防 ②早期認識と通報 ③一時救命処置（心肺蘇生とAED） ④二次救命処置と心拍再開後の集中治療	①～③の対応を迅速に行い、④の2時救命処置につなぐことの重要性を押さえる。
展開 90分	救急法の実技を行う。		
	2. 心肺蘇生法	心肺蘇生法は止まった心臓と呼吸を補助する行為であり、脳や心臓に血液を送り続ける目的。	乳幼児に対応した心肺蘇生法の実技研修となるよう、講習実施機関等と事前に講習内容について調整するとともに、参加人数が多すぎるなどにより、見学だけの科目にならないよう配慮が必要。
	3. AEDについて	AEDは、止まった心臓の動きを戻すために、電気ショックを与える機器。意識が無く呼吸がない場合はためらわず使用する。	
4. 異物除去法等について	のどに異物が詰まったときの対処法で、背部叩打法がある。		
まとめ 15分	実技のふり返しを行う。		
	5. ふり返しをする	実技に関する質疑応答。 実技の感想を述べ合う。 万が一の場合はためらわず実施できるように機会をみつけて訓練を続けることを伝える。	
<研修に当たっての考え方>			
乳幼児を対象とした救急救命を行うことができるようその方法を習得するため、乳児、幼児人形を使用した救命救急の実技講習となるようにするとともに、必ず参加者が実技訓練をできるように、参加者数に対する人形、AEDの数や講師数に配慮することにより、具体的な心肺蘇生法、異物除去法等の救急救命の技術について学ぶものとする。			

2. 地域保育コース<共通科目> ⑦ 地域保育の環境整備 (講義・60分)

<目的>

1. 保育環境の整備にあたり、基本的な考え方と配慮事項について理解する。
2. 保育を行うために作られた場所ではないところを保育の場として利用する上での工夫や配慮について理解する。
3. 保育に必要な設備・備品とその配置について、具体的事例およびチェックポイントを示し、自己点検を行えるようにする。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	はじめに保育環境を整える上で法令等の基準を概観する。		
	1. 保育環境を整える前に	(1) 「家庭的保育等に関する設備及び運営に関する基準」等の規定について (2) 保育に必要な環境の構成要素 (3) 保育環境に関する留意点 (4) 保育者の居宅で保育を行う場合	「家庭的保育等に関する設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)にある基準や保育環境に関する基本的な考え方を理解する。
展開 30分	保育に必要な環境はどうあるべきかについて意見やアイデアを出し合い前提をつくる。		
	2. 保育に必要な環境とは	(1) 安全に、安心して生活できること 1) 子どもの発達と事故 2) 事故を未然に防ぐための環境整備 3) 居心地のよい環境づくり (2) 日常的なケアを行う (3) 子どもの豊かな遊びを保障する (4) 効率的な空間の利用 (5) 清潔を保つ — 衛生管理 (6) 保育環境を整える際に検討すべきこと	子どもを保育するにあたり、安全性が保障されており、子どもにとって1日を居心地の良く過ごせるために必要な環境について理解する。 ①進入防止 ②転倒などによる事故防止 ③ドアへの挟まれ防止 ④乗り越え(転落)防止 ⑤物の取り出しによる事故防止、危険物取り出し防止 ⑥落下や家具の転倒防止 ⑦誤飲防止 ⑧溺水防止
まとめ 15分	学んだことをふり振り返りながら、地域の保育助等の実態から再確認する。		
	3. 環境のチェックポイント	可能であれば、環境が整備された実際の保育園等施設の画像などを用いて知識を実践に結びつけられるようにしながらまとめると良い。	具体的に必要となる設備や備品に関するチェックポイントについて理解する。

<研修に当たっての考え方>

子どもにとって居心地のよい保育環境、保育者の居宅で行う家庭的保育における保育環境整備における留意点について理解するため、保育環境整備に当たっての基本的考え方、子どもが安全に安心して過ごすことができるために必要となる環境、このために必要となる設備や備品とこの配置について具体的な事例及びチェックポイントについて学ぶものとする。

2. 地域保育コース<共通科目> ⑧ 安全の確保とリスクマネジメント (講義・60分)			
<目的>			
1. 保育環境上起こりうる危険について学び、事故を未然に防ぐための予防策や安全確保の留意点について理解する。			
2. 万一事故が起こった場合の対応や報告について理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	子どもを取り巻く事故についてどのようなものがあるか、出し合ってみる。		
	1. 子どもの事故	発達段階に応じて事故の例をリストアップする。	発達段階に応じて子どもに起こりやすい事故の内容が異なっていることについて理解する。
展開 30分	事故の予防にはどのようなものがあるかを考え合う。		
	2. 子どもの事故の予防 保育上の留意点	(1) 毎日の点検 1) 健康観察 (視診) 2) 子どもの受け渡し 3) 保育室内での事故防止 4) 散歩 5) 戸外での活動 6) 不審者対応 (2) 定期的な点検 1) 保育室内での事故防止 2) 散歩 3) 火事・地震 4) いざという時の応援	子どもの事故について、具体的な点検事項を確認し、事故防止の方法について理解する。
	3. 緊急時の連絡・対策・対応	(1) 連絡網の準備 (2) 避難訓練の実施 (3) 災害時・事件への対策・対応 1) 保育室内での事故 2) 散歩中の交通事故 3) 不審者侵入 4) 保育中の地震 5) 保育中の火事 (4) 事故後の報告	緊急時に備えて連絡先や連絡手段の確認を行うこと、定期的な避難訓練を実施すること、事故後の報告などについて予め準備することが必要な内容について理解する。
まとめ 15分	事故の対応方法や賠償について話題にしてリスクマネジメントについての理解を深める。		
	4. リスクマネジメントと賠償責任	(1) リスクマネジメントとは (2) 保育中の事故と法的責任	万一、事故が起こった場合の適切な対応と賠償責任保険への加入など、リスクマネジメントの必要性について理解する。
<研修に当たっての考え方> 保育環境上起こりうる事故の予防策や安全確保における留意点について理解するため、事故防止のための点検事項の確認、緊急時の対応のために予め準備することが必要な事項、事故に対するリスクマネジメントの必要性について学ぶものとする。			

2. 地域保育コース<共通科目> ⑨ 保育者の職業倫理と配慮事項 (講義・演習・90分)

<目的>

1. 保育者としての職業倫理について理解する。
2. 保育者の自己管理について理解する。
3. 地域住民との関係づくりについて理解する。(家庭的保育における家庭的保育者の家族との関係にも留意する。)
4. 保育所や様々な保育関係者との関係づくり、行政との関係などについて理解する。
5. 児童虐待が疑われた場合の保育者としての対応について理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	仕事をしていく上で保育者は何に気をつけ、キャリアアップのためには何をすべきか述べ合う。		
	1. 保育者の職業倫理  2. 保育者の自己管理	職業上気を付けるべきことを出し合ってみる。  (1) 健康面について (2) 研鑽面について	「全国保育士会倫理綱領」を参考にしながら、保育者としての職業倫理について理解する。 質の高い保育を行うために、生活のリズムを整え、食事・睡眠・運動・ストレスマネジメントなど健康管理を心がけること、研修会への参加などを通して人間性や保育の質の向上を図ることの必要性について理解する。
展開 ① 25分	仕事をしていく上で、保育者はどのような機関や人と連携していくべきかを考え合う。		
	3. 地域等との関係  4. 保育所や様々な保育関係者との関係  5. 行政との関係	地域住民の理解と協力の必要性和、地域住民との関係づくりについて理解する。 (1) 連携施設との関係 (2) 様々な保育関係者との関係	家庭的保育における家庭的保育者の家族との協力関係についても扱うようにする。 保育所等の連携施設と連携することの意義、他の保育関係者との交流の必要性について理解する。 行政との協力関係の構築の必要性について理解する。
展開 ② 35分	地域型保育の保育者の役割についてディスカッションを通して理解を深める。		
	6. 地域型保育の保育者の役割の検討 (演習)	得られた知識から地域型保育に従事する保育者はどういう役割を果たすべきか、考え合う。	意見は、KJ法を用いて、グループで整理し、定義づくりをする。
まとめ 15分	グループにおけるディスカッションの報告を行い、ふり返りを行う。		
	7. まとめ	各グループ毎にディスカッションの内容を報告しあい、共有する。	

<研修に当たっての考え方>

保育者として必要となる基本姿勢や果たすべき役割について理解するため、保育者としての職業倫理、自己管理の必要性、地域や周辺の保育所等との関係、行政との協力関係の必要性について学ぶものとする。

2. 地域保育コース<共通科目> ⑩ 特別に配慮を要する子どもへの対応 (0~2歳児) (講義・90分)

<目的>

1. 0~2歳の気になる行動をどのように考え、どう関わっていけばよいかを行動特徴の把握などを通して理解する。
2. 特別に配慮を要する子どもへの対応における保育者の役割について理解する。  
※ 発達の遅れが疑われる場合、保護者の思いを踏まえた上での対応の必要性について理解する。(専門機関との連携を含む。)
3. 遊びを通して、子どもの発達を促す方法について理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	子どもの気になる行動について、経験や知見をもとにして自由に出し合う。出された意見は、「行動面」と「気持ちの面」などといった視点で等でグループ分けする。		
	1. 気になる行動	どんなことが気になるか出し合う。	保育者が気になる「子どもの行動」とはどういうものか、思い起こす。特別に配慮を要する子どもの気になる行動の特徴、子どもが気持ちを訴える際の具体的な表現の仕方について理解する。
2. 気になる行動をする子どもの行動特徴	(1) 行動特徴 (2) 子どもの心の訴え方		
展開 60分	気になる行動の原因、対応について理解を深め、その上での保育者の役割について考え合う。		
	3. 気になる行動への対応の考え方	保育者が気になる行動に対して行う対応によって、子どもの発達に影響することについて理解する。	気になる行動には様々な原因が考えられることについて理解し、適切な対応について理解する。  子どもの気になる行動に対して、保育者がとるべき行動、モデルとしての役割について理解する。
	4. 気になる行動の原因とその対応	(1) 原因 (2) 障害とその対応 (3) 環境要因とその対応	
5. 保育者の役割	(1) 発達課題達成のための援助者 (2) 行動モデルとしての保育者…親子にかかわる大人として (3) 楽しさを共有する保育者		
まとめ 15分	遊びを通したり楽しませながら対応する方法について知る。		
	6. 遊びを通して、子どもの発達を促す方法	日本に伝承されてきたあやし方。遊びなどによるコミュニケーション。	子どもを楽しませながら心身を育てる効果があることについて理解する。

<研修に当たっての考え方>

0~2歳児の気になる行動どのように受け止め、どう関わっていけばよいかを理解するため、特に配慮を要する子どもの行動の事例、特徴、気になる行動への対応の方法、保育者としての役割について学ぶものとする。

2. 地域保育コース<共通科目> ⑩ グループ討議 (演習・90分)

<目的>

1. 研修参加者が討議のテーマにそって話し合うための方法やマナーについて理解する。
2. テーマについて、自分の意見を述べたり、他の参加者の意見を聞く相互作用を通して、考えをまとめ、問題点を整理し、解決方法を検討したりする。
3. 今後学びたい内容あるいは助言者に質問したいことなどを、グループ内で話し合う。
4. 研修で学んだこと等についてグループ討議を行い、理解を深める。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	グループ討議の方法を知る。		
	<p>1. 討議の目的</p> <p>2. 討議の原則</p> <p>3. 討議の効果</p> <p>4. 討議のすすめ方</p>	<p>グループ討議により、地域型保育コースで行う保育への理解を深め、不安や問題点について話し合い、その解決策を見いだすというグループ討議の目的を理解する。</p> <p>(1) 自己紹介 (2) 司会係と記録係、全体討議での発表係を選ぶ (3) 個人の考えの明確化 (4) 個人カードの発表 (5) 問題点のグルーピング (6) 討議課題の決定 (7) 解決策の討議 (8) 記録 (9) まとめ (10) 全体討議での発表</p>	<p>グループ討議を行う際には、マナーを守って行う必要があることについて理解する。</p> <p>グループ討議により問題整理や情報収集・提供などの効果があることについて理解する。 グループ討議の進め方（流れ）とマナーについて理解する。</p>
展開 ① 60分	受講してきたことをもとに、関心があるテーマを決め討論を行う。		
	5. グループ討議 (演習)	<p>今までの講義内容から自分の関心があるテーマを選ぶ。 解決策を話し合う。</p>	<p>実際にグループ討議を行い、グループ討議の進め方、効果について講義で学んだ内容についての理解を深める。</p>
まとめ 15分	全体討議における発表		
	6. 全体討議における発表	<p>各グループから代表者を出し、発表を行い共有する。</p>	

<研修に当たっての考え方>

グループ討議の方法を学び、実際にグループ討議を行うことにより、講義や演習により学んだ内容について、理解を深める機会とする。

2. 地域保育コース<共通科目> ⑫ 実施自治体の制度について (任意) (講義・60～90分)

<目的>

実施自治体の保育関係施策や関係機関について理解する。

※ 一時預かり事業を含めた地域子ども・子育て支援事業について理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	各自自治体で扱う内容によって構成する。		
	1. 関係機関  2. 地域資源	各自自治体の実態による。	※ 研修が実施される地域にある関係機関や保育資源について説明し、研修終了後の従事先についてイメージを持ちながら研修を受講できるようにする。 ※ 一時預かり事業を含めた地域資源についても情報提供する。
展開 30分	各自自治体で扱う内容によって構成する。		
		各自自治体の実態による。	
まとめ 15分	各自自治体で扱う内容によって構成する。		
		各自自治体の実態による。	

<研修に当たっての考え方>

地域の保育資源を学び、この研修を受講することにより、どのような保育現場に従事できるかを理解できるようにする。また、一時預かり事業については、地域型保育の分類の研修を受講することによって従事可能となるが、実際に一時預かり事業に従事する際には、一時預かり事業の分類の研修を受講することが適当であることを理解する。

※ この科目を行うときは、基本的には自治体の方が講師となる。

3. 地域保育コース<選択科目：地域型保育> ① 地域型保育の概要（講義・60分）			
<目的>			
1. 地域型保育の各事業の概要や位置づけについて理解する。			
2. 地域型保育の特徴を学び、保育所保育との共通点、相違点について理解する。			
3. 規模の小さい地域型保育の意義及びリスクについて学び、リスクを回避するための課題について理解する。			
(注) 一時預かり事業の研修受講を促す。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	なぜ今、子ども・子育て支援新制度なのか、という視点でディスカッションを行い、目的、仕組み、概要を学ぶ上での素地を生成する。		
	1. 地域型保育の事業概要	(1) 子ども・子育て支援新制度の概要 1) 保育所の状況 2) 子ども・子育て支援新制度の目的 3) 子ども・子育て支援新制度の仕組み (2) 地域型保育事業の概要 1) 事業類型	子ども・子育て支援新制度の概要を学び、地域型保育事業の制度について理解する。 (注) 研修を修了した者は、一時預かり事業に従事が可能であるが、実際に一時預かり事業に従事する際には、一時預かり事業の分類の研修を受講することが望ましい旨を説明する。
展開 30分	地域型保育について詳しく学ぶ。		
	2. 地域型保育の特徴	(1) 地域型保育の定義 (2) 地域型保育の特徴 (3) 地域型保育の理念 (4) 連携施設の役割  (5) 地域型保育の意義	地域型保育の特徴、意義、連携施設の役割について理解する。  1) 集団保育の経験 2) 情報提供・相談支援 3) 代替保育 4) 満3歳以上の保育の受け入れ 1) 家庭的な環境での保育 2) 小集団を対象とするきめ細かな保育 3) 同じ保育者が対応 4) 子どもの生活リズムの尊重 5) 家庭生活から集団保育に移行する間のきょうだい体験 6) 保護者への緊密な子育て支援 7) 地域の子育て支援
まとめ 15分	想定されるリスクを挙げ、それを回避するための課題や策を考え合う。		
	3. 地域型保育のリスクを回避するための課題	(1) 開かれた保育 (2) チームワークで行う保育 (3) さまざまな地域資源の活用 (4) 自己研鑽と健康管理 (5) 保育ネットワークの活用	少人数であるため、密室性が高くなることによるリスクを回避するために必要な対応について理解する。
<研修に当たっての考え方>			
地域型保育事業の概要を理解するため、研修終了後に従事可能となる事業の特徴に、地域型保育に生じるリスクを回避するための課題について学ぶ。			

3. 地域保育コース<選択科目：地域型保育> ② 地域型保育の保育内容（講義・演習・120分）			
<目的>			
1. 地域型保育における基本的な1日の流れや保育内容について理解する。 2. 少人数の異年齢児を保育する際の方法、工夫、留意事項などについて理解する。 3. 新しく子どもを受け入れる際の留意点について理解する。 4. 計画や記録の必要性を学び、子どもの育ちの見通しをもって保育することの重要性について理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 20分	地域型保育の特徴及び1日の流れについて概観する。		
	1. 地域型保育における保育内容  2. 地域型保育の1日の流れ	(1) 地域型保育の特徴 (2) 地域型保育の基本方針 (3) 地域型保育の1日  以下について確認する。	地域型保育で行う保育の特徴、保育に当たっての基本的な考え方、1日の流れについて理解する。子どもを迎え入れる準備から、帰宅までの1日の流れの中で留意する事項について理解する。
(1)子どもを迎え入れるまでの準備(2)子どもの登園・受入 (3)自由遊び (4)おやつ・水分補給(5)散歩・外遊び(6)手洗い・うがい (7)昼食(8)歯磨き(9)午睡(10)目覚め・検温(11)おやつ (12)自由遊びまたは散歩(13)帰宅の準備(14) 保育終了後			
展開 80分	地域型保育の保育内容について理解する。		
	3. 異年齢保育  4. 新しく子どもを受け入れる際の留意点  5. 地域の社会資源の活用  6. 保育の計画と記録	(1) それぞれの発達過程の特徴 (2) 異年齢保育の遊びの工夫 (3) 異年齢保育による効果 (1) ならし保育の進め方 (2) 0歳児の配慮事項 (3) 1. 2歳児の配慮事項 (4) ならし保育中の在園児の保育 (1) 連携施設の活用 (2) 地域資源の活用  (1) 記録の種類 (2) 連絡帳の書き方 連絡帳、保育日誌、健康観察記録、年間行事等の記録などの書き方について理解する。	様々な年齢の子どもを同時に保育する際の留意点を理解する。新しく子どもを受け入れる際に行うならし保育、発達段階に応じて必要となる配慮事項について理解する。保育所などの連携施設や地域にある様々な資源を活用し、開かれた保育と保育の質の向上を図ることについて理解する。子どもをより深く理解し、子どもの育ちの見通しを持つこと、四季を感じる保育を行うこと、自らの実践を振り返るために計画や記録が重要であることを理解する。複数の保育者で行う保育における保育者の役割分担、チームワークの必要性、組織としての責任体制について理解する。
まとめ 20分	保育者の役割分担や連携について考えながらまとめる。		
	7. 保育の体制	(1) 家庭的保育における保育補助者の役割 (2) 複数保育体制のチームワーク	*講義の合間に、遊び、手作りおもちゃ、グループ討議などを入れる。
<研修に当たっての考え方>			
地域型保育で行う保育内容の特徴を理解するため、1日の保育の流れ、異年齢児で行う保育の特徴、新しく子どもを受け入れる場合の配慮事項、計画や記録の重要性等について学ぶ。			

3. 地域保育コース<選択科目：地域型保育> ③ 地域型保育の運営（講義・60分）			
<目的>			
1. 設備及び運営の基準の内容について理解する。			
2. 情報提供の方法、受託前の利用者との面接、記録や報告の管理などについて理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           地域型保育を運営するに当たって必要なことを出し合い、設置及び運営の基準等の法令等で確認する。         </div>		
	1. 設備及び運営の基準の遵守	運営に必要と思われることを出し合おう。	地域型保育に関する設備及び運営の基準（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号））に規定されている内容について理解する。
展開 30分	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;">           利用者が適切に選択できるためにはどのような情報提供が必要か考え合う。         </div>		
	2. 情報提供	(1) 情報提供の目的 (2) さまざまな情報提供 1) 行政による情報提供 2) 関係団体等による情報提供 3) 事業者による情報提供 (3) 情報の種類 (4) 個人情報への配慮	利用者が適切に選択することができ、地域住民の理解と協力を得ることができるよう情報提供が必要であること、情報提供の方法、個人情報への配慮の重要性について理解する。
	3. 受託までの流れ	(1) 問い合わせへの対応 (2) 見学の受け入れ (3) 保護者との面接 1) 子どもの状態について 2) 保育について (4) 保育を始めるにあたって	子どもの受入までの流れを確認し、受入に関する留意事項について理解する。
まとめ 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           実践及び運営においては記録が欠かせないことを押さえる。         </div>		
	4. 地域型保育の運営上必要な記録と報告	日々の保育記録、子どもの健康観察記録、安全対策、危険防止策、保健衛生関係などの記録。	運営上記録することの必要性、記録の種類について理解する。
<研修に当たっての考え方>			
地域型保育の運営に必要な内容について理解するため、設備及び運営の基準において遵守すべき事項、情報提供の必要性とその方法、子どもの受入までの流れ、運営上の必要な記録や報告について学ぶ。			

3. 地域保育コース<選択科目:地域型保育> ④ 地域型保育における保護者への対応 (講義・演習・90分)			
<目的>			
1. 保護者と協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者の子育てを支援する役割についての意義を学び、このために必要な知識と技術について理解する。			
2. 地域型保育における保護者への対応において、保護者との信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           地域保育には保護者が何を求めているのかを考え、整理する。         </div>		
	1. 保護者との関わりと対応	(1) 保育者に求められる役割 1) 子育て支援の必要性 2) ソーシャルワーク的機能の必要性 (2) 地域型保育における保護者への対応 1) 保護者の理解と協力 2) 保護者への個別支援と対応 3) 保護者相互の協力・連携 4) 地域資源との連携・地域交流の活用	子育て支援として行う保護者支援の必要性、保護者支援の際の視点について理解する。
展開 60分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           保護者対応で大事なことについて考え合う。はじめは自由に意見を述べ合いながら様々なケースについて考え合い、その後原則を学んでいく流れにしたい。         </div>		
	2. 保護者への対応の基本		「保育所保育指針」の第6章に掲げられている「保育所における保護者に対する支援の基本」の7つの事項について理解する。
	3. 子育て支援における保護者への相談・助言の原則	(1) 傾聴・受容・共感的理解 (2) 利用者・相談者のありのままの感情表出の促進 (3) 自らの感情のコントロール (4) 1人ひとりの個別性の尊重 (5) 非審判的態度 (6) 利用者の自己決定の尊重 (7) 保護者のエンパワメント (8) 秘密保持	望ましい対応をするため、保護者への相談・助言における原則を身につけることの必要性について学ぶ。
まとめ 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           事例を挙げ、対応方法を話し合う。         </div>		
	4. 保護者への対応 ～事例を通して考える～		具体的な事例に基づき、保護者への対応の方法について検討し、理解を深める(演習)。
<研修に当たっての考え方>			
地域型保育における保護者への対応について理解するため、保育者に求められる保護者支援の役割、保護者への対応の基本姿勢、保護者へ相談・助言をする場合の留意事項について学ぶ。また、具体的な事例に基づき、保育者がとるべき保護者への対応方法を検討し、保護者対応への理解を深める。			

3. 地域保育コース<選択科目：地域型保育> ⑤ 見学実習オリエンテーション (演習・30分～60分)

<目的>

1. 見学実習を行うに当たって必要な配慮事項や見学のポイントについて理解する。
2. 見学実習でどのようなことを学びたいか、あらかじめ考える機会とする。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     見学実習の目的を知り、見学のイメージを持つ。                 </div>		
	1. 見学実習の目的	はじめに見学についての個人の課題を出し合ってみても良い。	講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保に関する事項などについて、実際に保育現場を見学することで具体的なイメージを持つ。 今後実践する保育において具体的に参考とするという見学実習の目的について理解する。
展開 30分	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;">                     見学実習のポイントや配慮事項について学ぶ。                 </div>		
	2. 見学実習のポイントと配慮事項	(1) 見学先と子どもたちへの配慮 (2) 環境～安全で安心できる環境づくり (3) 一日の生活の流れと保育者・子どもの様子 (4) 異年齢・小集団保育を生かす遊び (5) 地域資源の利用 (6) 保護者とのかかわり (7) 複数の保育者体制、保育者間の役割分担、引継ぎ等 (8) 保育者の保育観や保育方針 (9) 見学の記録 それぞれの事項について伝達するだけでなく、理由や意味について考えさせながら押さえる。	見学先の事業者と子どもに対する配慮事項、見学する際に確認すべき具体的なポイントについて理解する。 見学実習に当たって、感染症に罹患させないよう留意するとともに、見学先の子どもや保育者に関する個人情報等の取扱いに留意することを理解する。  ※見学実習を講義・演習に代える場合は省略。
まとめ 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     見学に向けた課題を設定する。                 </div>		
	3. 見学の課題設定	学んだことをもとに、一人ひとり見学に向けた課題を設定する。	

<研修に当たっての考え方>

見学実習において留意すべき事項について予め理解するため、見学実習の目的、見学先とその子どもへの配慮事項、見学の際に確認するポイントについて学ぶこととする。

3. 地域保育コース<選択科目：地域型保育> ⑥ 見学実習 (実習・2日以上)

※講義・演習に代える場合：(講義・演習：実習と同程度の内容を担保 (1日以上))

<目的>

1. 地域型保育の現場に出向き、講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に見学・観察を通して理解する。
2. 保育に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。(家庭的保育は、家庭的保育者個人の自宅であり、異なる地域の環境の中でそれぞれ独自の工夫をして、保育を展開していることに留意する。)
3. (見学実習を講義・演習に代える場合) 子どものおむつ交換、食事の介助など、子どもの生活援助について演習を通して理解する。ミルクやほ乳瓶などの実物を知る。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
1 日 目	<b>実践する保育について、受入から帰宅まで1日の流れを実際に観察し、理解する。</b>		
	1日目 保育の1日の流れを見る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自の課題、興味、関心に基づいて観察する。</li> <li>・観察の際には記録を取る。</li> </ul>	<p>※ 従事を予定している事業を見学先とすることが望ましいが、難しい場合には、認可保育所での0～2歳児の保育に関する見学実習も可能とする。</p>
2 日 目	<b>保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ。</b>		
	2日目 保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自の課題、興味、関心に基づいて観察する。</li> <li>・観察の際には記録を取る。</li> </ul>	<p>実際の記録や計画と書類を見て、どのような記録をするのかを理解する。</p> <p>※ 可能な限り見学実習を実施することが望ましいが、地域の実情等に応じ、DVDの視聴等と講義・演習などによる実施も可能とする。この場合に、子どものおむつ交換や食事の介助等を学び、ミルクやほ乳瓶等の実物を知る機会を設けることが必要。</p> <p>※ 見学実習を行う際には、研修実施機関が見学実習先との連絡調整等を行う。</p>

<研修に当たっての考え方>

保育者として実践する保育の具体的なイメージを理解するため、実際の保育の場面を見学し、1日の流れ、記録や計画等の書類、保護者対応の実際等について学ぶ。

4. 地域保育コース<選択科目：一時預かり事業> ① 一時預かり事業の概要（講義・60分）

<目的>

1. 一時預かり事業の子育て支援としての意義、継続的な保育との相違について理解する。
2. 一時預かり事業の特徴を学び、従事者として、子どもや保護者との関わり方における基本姿勢について理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	講義の始めに、一時預かり事業の目的や役割について想定できる者を挙げ、意義について考えていく素地を作る。		
	<p>1. 一時預かり事業とは</p> <p>2. 一時預かり事業の意義</p>	<p>(1) 一時保育事業の創設の背景</p> <p>(2) 子育て支援事業の法定化</p> <p>(3) 一時預かり事業の展開</p> <p>(4) 子ども・子育て支援新制度における一時預かり事業</p> <p>(1) 一時預かり事業の目的</p> <p>(2) 一時預かり事業の機能・役割</p> <p>(3) 一時預かり事業に期待される役割</p>	<p>一時預かり事業が創設された背景と子ども・子育て支援新制度における事業のあり方などについて理解する。</p> <p>一時預かり事業の目的や役割について理解する。</p>
展開 30分	従来型、余裕活用型、幼稚園型、委託訪問型といった新制度のもとでの形態について学ぶとともに、保護者の特徴や関係性について学びを深める。		
	3. 一時預かり事業の特徴	<p>(1) 一時預かり事業を利用する子どもの特徴</p> <p>(2) 一時預かり事業を利用する保護者の特徴</p> <p>(3) 子どもや保護者との関係性</p>	一時預かり事業を利用する子どもの特徴や保護者の利用形態などについて理解する。
まとめ 15分	一時預かり事業の活用を子育て支援につなげる意義について考え合いながら、従事者の役割についての考えを深め、まとめる。		
	4. 一時預かり事業従事者の基本姿勢	(1) 一時預かり事業の従事者に求められる役割	<p>一時預かり事業に従事する際に必要となる基本的な姿勢について理解する。</p> <p>一時的に家庭での保育が困難な場合に子どもを預かるという物理的支援だけでなく、この事業の活用を子育て支援につなげていく意義について考えていけるようにする。</p>
<p>&lt;研修に当たっての考え方&gt;</p> <p>一時預かり事業の概要を理解するため、一時預かり事業の意義、特徴、従事する際に必要となる保育者の基本姿勢について学ぶ。</p>			

4. 地域保育コース<選択科目：一時預かり事業> ② 一時預かり事業の保育内容（講義・演習・120分）			
<目的>			
1. 初めて会う子どもとの信頼関係を形成する具体的な関わり方について理解する。 2. 一時預かり事業は子どもの家庭生活の延長にあるため、一人ひとりの状態に対応し、子どもが安心して過ごせるようにすることについて理解する。 3. 子どもの不安を安心に変える具体的な関わり方について理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 20分	毎日来るわけではない子どもの保育をどのように行えばいいかについてアイデアを出し合う。		
	1. 初めて会う子どもとの関係づくり	(1) 関係を作る (2) 不安を安心に変える心遣い (3) 子どもに対して行いがちな不適切な対応（人権の侵害）	毎日利用するこどもが異なる一時預かり事業において子どもとの関係作りの重要性、不適切な対応をとらないための配慮事項について理解する。
展開 80分	不安を安心に変える環境作りはどのように行えばいいか考え合う。		
	2. 一人ひとりの発達に応じた生活・遊びの援助  3. 子どもが安心して過ごせる環境づくり	(1) 一時預かり事業における配慮事項 ①一時預かり事業を利用する子どもの特徴 ②一時預かり事業を利用する子どもへの配慮事項 (2) 年齢別の保育のポイント (1) 安心感のある環境 ①親と離れることへの不安 ②空間の表情を作る ③家庭的な雰囲気づくり (2) 遊びが楽しめる環境 ①物や人に影響を受けやすい乳幼児 ②おもちゃをきっかけとした居場所作り ③体全体を使った動きの大きな遊び ④異年齢の子どもが集まる場合の工夫 (3) 安全な環境 ①子ども同士のトラブルが起こりやすい環境 ②視覚・聴覚への刺激を抑えることにより、落ち着いて遊べる環境	初めて一時預かり事業を利用する子ども子どもは、家庭とは異なる様子を見ることが多いため、一人ひとりの状態や特徴を把握し、発達段階に応じた生活の援助を行うことについて理解する。  一時預かり事業を利用する子どもが安心して過ごせるための環境作りについて理解する。
まとめ 20分	一時預かり事業に適したおもちゃや絵本などについて知る。		
	4. 講義のまとめ	具体的なおもちゃや絵本にふれながら学んだことをまとめる。	※講義の合間に、遊びの事例、演習などを入れる。一時預かり事業に適したおもちゃや絵本などを紹介する。
<研修に当たっての考え方> 一時預かり事業を利用する子どもが安心して過ごせる環境を理解するため、初めて会う子どもとの関係作り、発達に応じた生活援助や遊びの工夫、子どもの心身への負担に配慮した環境作りについて学ぶ。			

4. 地域保育コース<選択科目：一時預かり事業> ③ 一時預かり事業の運営（講義・60分）			
<目的>			
1. 一時預かり事業の業務の流れについて理解する。			
2. 記録や保護者への報告の記載の仕方、保護者のプライバシーの遵守、職員間の連携の必要性について理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	<p>一時預かり事業の一連の業務を把握するために、保護者のニーズや利用のしやすさについて視点を当てて考える。</p>		
	1. 一時預かり事業の業務の流れ	(1) 利用者ニーズの把握 (2) 利用手続き (3) 利用当日の対応 利用の確実性、利便性のよさ、なじみのある場所や人のいるところでの実施、といった条件について押さえる。	一時預かり事業の運営に必要な業務の流れと留意事項について理解する。
展開 30分	<p>利用しやすい一時預かり事業の運営はどうあるべきかについて話し合い、そこから出てきた課題から情報提供や記録、報告の必要性について言及していく。</p>		
	2. 情報提供、受付、登録	(1) 利用促進を図るための情報提供や体験の機会 (2) 利用に当たっての説明	一時預かり事業の利用者や地域住民に対する情報提供、一時預かり事業の体験の機会、利用に当たり事前説明する際に留意する事項について理解する。
	3. 記録、保護者への報告	(1) 記録の意義 (2) 保護者への報告の意義	一時預かり事業の運営にあたり記録の必要性、保護者との信頼関係を築くなど保護者に対する報告の意義について理解する。  保護者の不安をできるだけ軽減できるように子どもの遊びの様子や保育室での過ごし方を伝えることの大切さを伝える。
まとめ 15分	<p>事業を円滑にしていくために従事する者はどのようなこと二機をつけねばならないかについて共通理解する。</p>		
	4. 職場倫理・チームワーク、職員間の共通理解	(1) 職場倫理 (2) 適切な引き継ぎと情報の共有	一時預かり事業に従事する保育者の職場倫理、保育者間の情報の共有など、事業を円滑に運営するために必要な留意事項について理解する。
<研修に当たっての考え方>			
一時預かり事業の運営に当たり必要となる留意事項について理解するため、業務の流れ、情報提供の必要性、事業の記録、保護者への報告の意義、職場内の情報共有の重要性について学ぶ。			

4. 地域保育コース<選択科目：一時預かり事業> ④ 一時預かり事業における保護者への対応 (講義・演習・90分)			
<目的>			
1. 保護者と協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者の子育てを支援する役割についての意義を学び、このために必要な知識と技術について理解する。			
2. 一時預かり事業における保護者への対応において、信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 25 分	保護者とのかかわり方について基本的な構え、考えを知る。		
	<b>1. 保護者との関わりと対応</b>  <b>2. 保護者への対応の基本</b>  <b>3. 子育て支援における保護者への相談・助言の原則</b>	(1) 乳幼児を育てる家族の状態 (2) 「保護者支援」が必要となる社会的背景 (3) 保育の専門性を生かした保護者支援  (1) 子どもの最善の利益 (2) 保護者と共に子どもの成長を喜びあう～「共感」を超えた「同感」～ (3) 保護者の養育力の向上に資する  (1) 保護者支援における基本姿勢 1) 傾聴・受容・共感的理解 2) 利用者の自己決定の尊重 3) 信頼関係の構築 (2) 一時預かり事業における保護者支援の実際 1) 一時預かり事業における保護者支援の特性と留意 2) 一時預かり事業における保護者支援の展開場面と手段	一時預かり事業を利用する保護者の状況、保護者支援として行われる一時預かり事業の役割について理解する。  保育所保育指針を参考に保護者対応の基本、一時預かり事業の保育者について理解する。  保護者支援の役割を果たす一時預かり事業の保育者に求められる基本姿勢、具体的な場面について理解する。
展開 50 分	保護者への対応方法について事例から学ぶ。		
	4. 保護者への対応 ～事例を通して考える～	事例を紹介し、対応方法についてロールプレイしたり話し合ったりして考え合うことを促す。	具体的な事例に基づき、保護者への対応の方法について検討し、理解を深める (演習)。
まとめ 15 分	講義、演習で学んだ保護者への対応についてまとめる。		
	5. 学んだことについて情報交換し共有する。		
<研修に当たっての考え方>			
一時預かり事業における保護者への対応について理解するため、保育者に求められる保護者支援の役割、保護者への対応の基本姿勢、保護者へ相談・助言をする場合の留意事項について学ぶ。また、具体的な事例に基づき、保育者がとるべき保護者への対応方法を検討し、保護者対応への理解を深める。			

4. 地域保育コース<選択科目：一時預かり事業> ⑤ 見学実習オリエンテーション (演習・30～60分)

<目的>

1. 見学実習を行うに当たって必要な配慮事項や見学のポイントについて理解する。
2. 見学実習でどのようなことを学びたいか、あらかじめ考える機会とする。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	見学実習の目的を知り、見学のイメージを持つ。		
	1. 見学実習の目的	はじめに見学についての個人の課題を出し合ってみても良い。	講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に一時預かりの現場を見学することで具体的なイメージを持ち理解を深めるとともに、今後実践する保育において具体的に参考とするという見学実習の目的について理解する。
展開 30分	見学実習のポイントや配慮事項について学ぶ。		
	2. 見学実習のポイントと配慮事項	(1) 見学先と子どもたちへの配慮 (2) 環境～安全で安心できる環境づくり (3) 一日の生活の流れと保育者・子どもの様子 (4) 異年齢・小集団保育を生かす遊び (5) 地域資源の利用 (6) 保護者とのかかわり (7) 家庭的保育における複数の保育体制、保育補助者の役割 (8) 保育者の保育観や保育方針 (9) 見学の記録 それぞれの事項について伝達するだけでなく、理由や意味について考えさせながら押さえる。	見学先の事業者と子どもに対する配慮事項、見学する際に確認すべき具体的なポイントについて理解する。また、見学実習に当たって、感染症に罹患させないよう留意するとともに、見学先の子どもや保育者に関する個人情報等の取扱  ※見学実習を講義・演習に代える場合は省略。
まとめ 15分	見学に向けた課題を設定する。		
	3. 見学の課題設定	学んだことをもとに、一人ひとり見学に向けた課題を設定する。	

<研修に当たっての考え方>

見学実習において留意すべき事項について予め理解するため、見学実習の目的、見学先とその子どもへの配慮事項、見学の際に確認するポイントについて学ぶこととする。

4. 地域保育コース<選択科目：一時預かり事業> ⑥ 見学実習（実習・2日以上）

※講義・演習に代える場合：（講義・演習：実習と同程度の内容を担保（1日以上））

<目的>

1. 一時預かり事業の現場に出向き、講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に見学・観察を通して理解する。
2. 保育に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。
3. （見学実習を講義・演習に代える場合）子どものおむつ交換、食事の介助など、子どもの生活援助について演習を通して理解する。ミルクやほ乳瓶などの実物を知る。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
1 日 目	<b>実践する保育について、受入から帰宅まで1日の流れを実際に観察し、理解する。</b>		
	<b>1日目 保育の1日の流れを見る</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自の課題、興味、関心に基づいて観察する。</li> <li>・観察の際には記録を取る。</li> </ul>	※ 従事を予定している事業を見学先とすることが望ましいが、難しい場合には、認可保育所での保育に関する見学実習も可能とする。
展 開 30 分	<b>保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ。</b>		
	<b>2日目 保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自の課題、興味、関心に基づいて観察する。</li> <li>・観察の際には記録を取る。</li> </ul>	実際の記録や計画と書類を見て、どのような記録をするのかを理解する。 ※ 可能な限り見学実習を実施することが望ましいが、地域の実情等に応じ、DVDの視聴等と講義・演習などによる実施も可能とする。この場合に、子どものおむつ交換や食事の介助等を学び、ミルクやほ乳瓶等の実物を知る機会を設けることが必要。 ※ 見学実習を行う際には、研修実施機関が見学実習先との連絡調整等を行う。
<p>&lt;研修に当たっての考え方&gt;</p> <p>保育者として実践する保育の具体的なイメージを理解するため、実際の保育の場面を見学し、1日の流れ、記録や計画等の書類、保護者対応の実際等について学ぶ。</p>			

5. 地域保育コース<選択科目：ファミリー・サポート・センター>

① ファミリー・サポート・センター事業の概要（講義・60分）

<目的>

1. 地域における相互援助活動としてのファミリー・サポート・センター事業の活動の内容や意義について理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	ファミリー・サポート・センター事業について理解する。		
	1. ファミリー・サポート・センター事業とは	(1) ファミリー・サポート・センター事業の仕組み (2) ファミリー・サポート・センター事業の活動の理念 (3) 提供会員と依頼会員の関係 地域で子どもの預かりの援助を行いたい者（提供会員）と援助を受けたい者（依頼会員）からなる会員組織のことであることを押さえる。	ファミリー・サポート・センター事業の仕組み、活動理念を理解する。
展開 30分	地域におけるファミリー・サポート・センター事業の存在意義や役割について押さえる。		
	2. ファミリー・サポート・センター事業の意義	(1) ファミリー・サポート・センターの役割 (2) 相互援助活動の意義	ファミリー・サポート・センター事業の役割、相互援助活動の意義を理解する。
まとめ 15分	地域の子育て支援活動の役割を共有することでまとめる。		
	3. ファミリー・サポート・センター事業の特徴	(1) 地域の子育て支援活動としての役割	ファミリー・サポート・センター事業の子育て支援としての役割について理解する。

<研修に当たっての考え方>

ファミリー・サポート・センター事業の相互援助活動の意義を理解するため、ファミリー・サポート・センター事業の仕組み、活動内容、役割、特徴を学ぶものとする。

5. 地域保育コース<選択科目：ファミリー・サポート・センター>

② ファミリー・サポート・センター事業の援助内容（講義・演習・120分）

<目的>

1. 保育者（提供会員）として子どもや保護者（依頼会員）に対する心構え、配慮しなければならない点について理解する。
2. 援助活動の流れについて理解する。
3. 年齢や発達に応じた保育内容・生活援助をする際の方法や工夫、留意事項などについて理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 20 分	ファミリー・サポート・センター事業の援助範囲や提供会員としての心構えを知る。		
	<b>1. ファミリー・サポート・センター事業の援助活動における基本姿勢</b>  <b>2. 援助活動の流れ</b>	(1) 提供会員として行う援助活動の範囲 (2) 提供会員としての心構え (1) 登録から援助活動までの流れ (2) 提供する援助内容に応じた活動の流れ (3) 依頼会員への報告の意義	ファミリー・サポート・センター事業の提供会員として行う援助活動の範囲と心構えを理解する。 ファミリー・サポート・センター事業の登録から援助活動までの流れ、援助活動の内容による違いを理解する。
展開 80 分	活動の流れや配慮事項について演習を通して理解する。		
	<b>3. 活動を行う上での配慮事項</b>  <b>4. 発達に応じた保育内容・生活援助</b>	(1) 子どもに対する配慮事項 (2) 依頼会員に対する配慮事項 (3) 援助活動の事例を通して配慮事項や提供会員としての役割について考える（演習） 「安心・安全」「事故の防止、健康面への配慮」「病気や障害などに対して十分に配慮」「情報管理」について話題にする。 (1) 年齢や発達に応じた援助内容 (2) 年齢や発達に応じた保育環境の整備 (3) 年齢や発達に応じた遊びの工夫	ファミリー・サポート・センター事業の提供会員として、子どもや依頼会員に対する配慮事項、役割について理解する。  発達に応じた援助内容・環境整備について理解する。
まとめ 20 分	学びをふり返る。		
	<b>5. 講義内容をふり返る</b>	(1) グループで各自学んだことを出し合いふり返りを行う	受講者が主体的に学びをふり返られるよう支える。
<研修に当たっての考え方> ファミリー・サポート・センター事業の提供会員としての活動内容を理解するため、提供会員としての基本姿勢、活動の流れ、活動をする上で配慮が必要な事項を学ぶものとする。			

5. 地域保育コース<選択科目：ファミリー・サポート・センター>

③ ファミリー・サポート・センター事業における依頼会員への対応（講義・演習・90分）

<目的>

1. 依頼会員と提供会員が協力して子どもの発達を支えるとともに、依頼会員の子育てを支援する役割の意義について理解する。また、このために必要な知識と技術について理解する。
2. 依頼会員との対応において、依頼会員との信頼関係づくりや依頼会員への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	依頼会員との関わりや対応について学ぶためにまずは、子育て支援の役割について考える。		
	1. 依頼会員との関わりと対応	(1) 提供会員に求められる子育て支援の役割	依頼会員との関わりを踏まえ、提供会員に求められる子育て支援の役割について理解する。
展開 60分	依頼会員への対応で大切だと思うことを出し合い、事例を通して共有していく。		
	2. 依頼会員への対応の基本	(1) 依頼会員の理解 (2) 提供会員と依頼会員との信頼関係の構築 (3) 依頼会員との協力・連携	依頼会員に対する理解、信頼関係の構築、連携について理解する。
	3. 依頼会員への対応 ～事例を通して考える～	(1) 具体的な依頼会員とのやりとりの事例を示して提供会員に求められる対応を考える (演習)	依頼会員への対応について理解する。
まとめ 15分	事例から学んだことをまとめる。		
	4. 次の事項を押さえる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の打ち合わせで決まった援助活動の内容を守る。</li> <li>・子どもが安心・安全な環境で健康に過ごせるようにする。</li> <li>・年齢や発達段階に応じた関わりに留意し、楽しく充実した時間を過ごせるようにする。</li> <li>・約束した時間を守る。突発的に変更せざるを得ないときは速やかに連絡する。</li> <li>・提供会員自身の健康面への配慮を怠らない。</li> <li>・事業に関係ない政治、宗教、営利目的などに利用しない。</li> <li>・援助活動で知り得たプライバシーを守る。</li> </ul>	
<p>&lt;研修に当たっての考え方&gt;</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業の提供会員として求められる依頼会員への対応を理解するため、提供会員が行う子育て支援の役割、依頼会員との関係作りの必要性を学ぶとともに、具体的な事例を通して、提供会員としてどのような行動を取るべきかを学ぶものとする。</p>			

5. 地域保育コース<選択科目：ファミリー・サポート・センター>

④ 援助活動の実際（講義・演習・120分）

<目的>

1. 提供会員から直接話を聞き、講義で学んだ環境整備、援助内容、安全確保などについて理解する。
2. 援助活動に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	援助活動を実際に行う上での必要なことを学び合う。		
	1. 援助活動において大切なことを思い出す。	環境整備、援助内容、安全確保について思い出す。	
展開 90分	活動経験者に援助活動の実際を聞き、活動に関する疑問・不安等についての質疑応答を行う。		
	2. 実際の活動について学ぶ		事例をもとにディスカッションする。
	<p><b>(1) 提供会員として行う援助活動の内容と援助範囲</b></p> <p>事例1：朝夕の時間は貴重で、子どもの保育園への送迎を助けていただいていたが、提供会員が時間にルーズで何度も遅刻をし、連絡もないために依頼することを断った。</p> <p>事例2：いたずら盛りの3歳の子どもを預けたとき、提供会員が厳しく接するため、ささいなことで子どもを叱らないようにしてほしいと、依頼者の考えを伝えたが、反対に提供会員の価値観を押しつけられた。子育て観の相違にたじろぎ、預けられないと思った。</p> <p>事例3：センターでの打ち合わせで、提供会員の自宅で保育してくださると承知していたが、実際は自宅からゲームセンターなどへ移動し遊ばせていることが多く、約束が違うと思った。</p> <p><b>(2) 依頼会員への望ましい対応</b></p> <p>事例1：「この制度があるおかげで、子育てと仕事を両立することができた」</p> <p>事例2：「少し育児ノイローゼかなと悩んだとき、出会った提供会員方から励まされ支えてもらって、気持ちが明るくなり、育児に自信がもてるようになった」</p> <p>事例3「いつも子どもを叱ってしまうが、提供会員の方から子どもの持つ良いところを教えてもらって、子どもの見方が変わり、うまく関われるようになった」</p> <p>事例4「下の子が生まれ、上の子どもに関わる時間がどうしても少なくなってきた。下の子を見てもらい、上の子と外でいっぱい遊ぶことができ、母子ともにリフレッシュできた」</p> <p><b>(3) 子どもの安全確保のための対応</b></p> <p>事例1：「急に顔色が悪くなり嘔吐した」</p> <p>事例2：「バランスを崩して転倒し、頭をいすにぶつけ額を切ってしまった」</p>		
まとめ 15分	ふり返りをする。		
	3. 演習を通して学んだことをふり返る。		
<p>&lt;研修に当たっての考え方&gt;</p> <p>実際に行われる援助活動の内容に対する具体的なイメージを持ち、提供会員として行う援助範囲を理解するため、実際に活動を行う中で注意が必要なこと（依頼会員との関係、子どもとの関係、保育所等との関係）、子どもの発達段階に応じた生活への援助方法、子どもが楽しく過ごせるような関わり方、援助活動の流れ、安全確保のための対応等を通じて提供会員の役割を学ぶものとする。</p>			

6. 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）>

① 地域資源の把握（事前学習）（演習・480分相当）

<目的>

1. 事前に周りにある地域資源の情報を把握し意識することにより、地域資源のイメージをもち講義や演習を実践的に理解する態勢を整える。

指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
<b>受講者の周りの地域資源の把握及び情報収集と整理の実施</b>		
<p>1. 地域資源の把握</p> <p>2. 受講者の周りの地域資源の情報収集と整理の実施</p>	<p>&lt;フォーマル&gt; 受講者各自が調査。</p> <p>保育・教育施設</p> <p>地域型保育事業</p> <p>地域子ども・子育て支援事業</p> <p>行政機関</p> <p>保健・医療関連機関及び施設</p> <p>社会福祉関連機関及び施設</p> <p>&lt;インフォーマル&gt; ボランティア</p> <p>NPO</p> <p>地縁組織</p> <p>&lt;その他&gt;</p>	<p>「③地域資源の概要」において、それぞれが事前に学習してきた資料をもとに講義等を進めるための資料となる地域資源について把握を行う。「地域資源」の把握にあたっては、自身が従事する市町村（地域）の地域資源を自ら調べ、どのような支援が可能かを把握する。</p> <p>地域資源の把握にあたっては、地域で行われているインフォーマルなサービスについても調査対象とし、どのようなサービスが行われているのか、サービス類型やサービスの提供能力などについても調査するとともに、収集した情報について、分類整理する。</p>
<p>&lt;実施手法&gt;</p> <p>講義・演習を行う前の事前学習（宿題形式）として実施する。資料の作成にあたっては、地域の実情に応じて、調査対象とする地域や資源の項目を提示しておく。提示する項目には、インフォーマルな資源や他領域の資源の項目も挿入し、受講者が資源を広く捉えて、効果的な事前学習となるよう留意する。また、実際の研修においては、各受講者が把握した地域資源をもとに進めるなど、より実践的な内容となるようにする。</p>		

6. 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）> ② 利用者支援事業の概要（講義・60分）

<目的>

1. 利用者支援事業の意義、内容、機能等について理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	背景と目的を知る。		
	1. 事業成立の背景と目的	(1) 事業成立の背景 3つの類型をもつ ①基本型 ②特定型 ③母子保健型 (2) 事業目的 一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、また、妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を目的としていることを押さえる。	子育て支援に関する事業が、フォーマル・インフォーマルを問わず多様化し選択肢が広がる中で、利用者が自らに適した施設や事業を選択し利用することを支援する必要が生じ、利用者支援事業が制度化されたことを理解するとともに、利用者支援事業の支援の目的や意義について理解する。
展開 30分	事業の内容や仕組みについて詳細に把握する。		
	2. 事業の内容	利用者支援 教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うこと 地域連携 関係機関との連絡調整等を実施すること	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するための「利用者支援」と「地域連携」について具体的な内容や役割を理解する。加えて、利用者支援事業の対象となる子育て家庭が多様であること、及び地域連携の役割などについて理解する。
まとめ 15分	実施状況を知る。		
	3. 当該地域における実施状況		当該地域（研修実施主体の管内等）における、利用者支援事業の実施状況について把握し、当該地域の特性や課題などを理解する。

<実施手法>

事業概要についての説明資料を使用するほか、必要に応じて、各自治体で実施されている利用者支援事業の参考事例を含む資料を配付し、理解を促す。また、各自治体の子育て支援施策等についても資料を配布し、地域の特性について理解を深める。

6. 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）> ③ 地域資源の概要（講義・60分）									
<目的>									
1. ニーズに応じた情報提供や支援体制の構築のために、社会資源の概要と地域にある社会資源の種類、内容について把握し、その提供方法等について理解する。									
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等						
導入 15分	社会資源と聞いて思いつくものを挙げてみる。								
	1. 社会資源とは	利用者がニーズを充足したり、問題を解決したりするために活用される施設、部品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材などの総称を社会資源ということを押さえる。	利用者支援事業の実施に必要な情報提供や支援体制の構築のために、利用者支援専門員は地域の資源を把握することが必要であることを理解し、各種社会資源の位置付けや機能及び社会資源が整備されてきた政策的背景についても理解する。						
展開 30分	社会資源の把握と連携について考える。								
	2. 地域における社会資源の把握と連携	<p>フォーマルな社会資源について、インフォーマルな社会資源について把握する。</p> <p>定期的な情報交換の重要性と、その際の留意点について押さえる。</p>	利用者への情報提供や支援には、子育て家庭の生活全般にかかわる要因が複合的に影響を及ぼしていることがあるため、社会資源の把握にあたっては、子ども・子育て支援だけでない幅広い社会資源を把握する必要があることを理解する。また社会資源の把握にあたっては、インフォーマルな資源の状況を把握する必要性についても理解する。						
まとめ 15分	社会資源の分類とそれぞれのメリットデメリットを押さえながらまとめる。								
	3. フォーマルな社会資源、インフォーマルな社会資源のそれぞれについてまとめる。	<table border="1"> <tr> <td>フォーマルな社会資源</td> <td>安定した継続性のあるサービス提供可</td> <td>柔軟性がない</td> </tr> <tr> <td>インフォーマルな社会資源</td> <td>柔軟な資源の提供可</td> <td>専門的な蓄積が弱い</td> </tr> </table>		フォーマルな社会資源	安定した継続性のあるサービス提供可	柔軟性がない	インフォーマルな社会資源	柔軟な資源の提供可	専門的な蓄積が弱い
フォーマルな社会資源	安定した継続性のあるサービス提供可	柔軟性がない							
インフォーマルな社会資源	柔軟な資源の提供可	専門的な蓄積が弱い							
<実施手法>									
子ども・子育て支援法や児童福祉法等の関連する児童福祉制度に基づいて各種の社会資源の位置付けや機能等を理解できるよう、資料配付等も行いながら説明する。その上で、対象区域の社会資源に関する資料は、受講者が事前に作成し持参した地域資源の資料に加えて、参考資料として研修の区域の社会資源に関する資料を配布し、高齢者領域等他領域の地域資源の整備状況やその課題などを含む地域理解を促進する。また、地域のインフォーマルな資源の把握については、経験者に情報提供を求めたり情報交換により、地域に応じた方法を模索するきっかけを提供する。									

6. 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）>

④ 利用者支援専門員に求められる基本姿勢と倫理（講義・90分）

<目的>

1. 支援にあたっての利用者支援専門員としての役割と基本的な心構えについて理解する。
2. 特別な配慮が必要となる利用者を支援する際、配慮すべき点について理解する。
3. 守秘義務と情報共有の重要性について理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	利用者支援員の役割は何か考える。		
	1. 利用者支援専門員の役割	現代の子育て家庭の置かれた一般的な状況について、家族の孤立化、地域社会関係の希薄化、共働き家庭の増加、その他ジェンダーの視点なども踏まえ子育て当事者からの視点の理解を深める。	加えて、個別の支援に際しても、利用者の立場にたつて問題やニーズを捉え、利用者を支援する重要性を理解する。また、利用者支援専門員としてのスキル向上のため、研修や自己研鑽を通じた自らの専門性の向上に努めることの重要性について理解する。
展開 60分	支援における基本原則と配慮を要するケースについて理解する。		
	2. 支援における基本原則 ～受容と自己決定の尊重、 信頼関係の構築～  3. 特別な配慮が必要となる利用者への配慮事項	基本的姿勢 利用者主体の支援 包括的な支援 個人的ニーズに合わせた支援 子どもの育ちを見通した継続的な支援 早期の予防支援 地域ぐるみの支援	支援における基本原則を学ぶ。特に利用者の受容と自己決定を尊重し、信頼関係の構築を目指すことが基本姿勢になることを理解。  特別な配慮を要する子どもや保護者を対象とする際には、その特有な心理状態や特性を踏まえるとともにより意識的に受容や自己決定に努める必要があることを理解する。
まとめ 15分	個人情報の保護と守秘義務についての理解を深める。		
	4. 個人情報と守秘義務	どのように体现され順守されるのか、実践事例からまとめていくようにする。	守秘義務と情報共有の重要性を理解するため、個別の家庭の生活上の悩みやプライバシーに関する情報の取り扱いについて理解するとともに、同様に守秘義務が課せられている他の専門職や要保護児童対策地域協議会等での情報交換・情報共有の方法について検討し、効果的な連携・協力のあり方について理解する。

<実施手法>

受容、自己決定の尊重、信頼関係の構築に関しては、講義形式により解説を行うほか、簡単な演習等を用いて具体的な方法に関する理解を深める。また、守秘義務や情報共有に関しては、本事業の実施要綱やガイドラインの他、「個人情報保護法」、「児童虐待の防止に関する法律」「要保護児童対策地域協議会設置・運営方針」等の関連か所を紹介し、内容の解説により理解を促す。さらに、守秘義務と情報共有を両立させるための方法について、ディスカッション等の簡単な演習を用いて検討する。

6. 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）> ⑤ 記録の取扱い（講義又は演習・60分）

<目的>

1. 事業の適切かつ円滑な実施のために、記録の目的、種類、手法（管理方法含む）や重要性について理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	なぜ記録が必要なのか考える。		
	1. 記録の目的	適切な支援活動を行う 支援活動の継続性の担保 的確な情報共有	記録の目的について理解する。利用者支援事業において記録は、適切な情報提供等支援活動の保障、連携機関や対象家庭との情報共有及び蓄積等を支えるために重要であることを理解する。また、記録は、対象家庭の支援を目的として作成するものであり、対象者の尊厳を尊重する姿勢で記述する重要性を理解する。
展開 30分	記録の取り扱いについて専門的な知見を得る。		
	2. 記録の種類、項目、記述の方法	「相談記録」 「支援経過報告記録」 「月例報告記録」 「ケース検討記録」	記録の種類・項目について理解する。記録の種類は、各自治体により異なるが、一般的には、対象家庭の属性、状況を記載した相談記録票、支援経過を記載した経過報告書、事例検討会の記録等があることを知る。さらにそれらの記録の各項目に何をどのように記載するか理解する。
まとめ 15分	記録の管理方法を知る。		
	3. 記録の管理	保管方法、保管場所、閲覧制限 保存年限、個人情報に留意した廃棄方法について把握する。 このほか、管理責任者の指定、書類の保管方法と保存年限、電子データの取扱規則	記録の管理方法について理解する。情報の保護の観点から記録の作成者や閲覧者、保管場所の限定、管理の徹底が必要であることを理解する。さらに対象家庭からの記録の開示要求に応じる可能性があることも知る

<実施手法>

記録の目的、記録の種類、項目、管理方法について講義形式により解説を行う。その後、各自治体で用いる記録の形式に沿ってモデル事例の記録を作成する。記述方法とポイントについても解説を行う。

6. 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）>

⑥ 事例分析Ⅰ ～ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント～（演習・90分）

<目的>

1. ジェノグラムとエコマップの書き方を学び、家族関係やその家族と社会資源の関係を俯瞰しながら適切に調整できるよう、モデル事例を検討しその視点と思考過程を理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	利用者支援事業におけるアセスメントについて知る。		
	1. アセスメントとは	対象をより深く理解し、適切な援助方法を見いだすことを目的とした情報収集と分析。	
展開 60分	<b>ジェノグラムとエコマップ作成演習</b>		
	2. ジェノグラムとエコマップの書き方	ジェノグラム 家族の規模や家族に連鎖する課題を把握する為のものであることを理解する。  エコマップ 家族と家族を取り巻く社会資源、その関係性を図示したもの。社会関係図。	ジェノグラム (genogram) は、家族構造や婚姻関係、家族関係を図式化した世代関係図であり、エコマップ (ecomap) は、家族と社会資源の関係を図式化した社会関係図であることを知る。ジェノグラムとエコマップには、それぞれの表記法があることを知り、基本的な書き方について理解する。
	3. 事例に基づくジェノグラムとエコマップの作成と支援方法の検討	描き方に従って作成演習をする。作成されたジェノグラムとエコマップから、家庭の状況、家庭の地域資源の関係を検討する。	演習用のモデル事例に基づきジェノグラムとエコマップを作成し、事例の家庭に対する支援内容や方法を検討することで、事例検討におけるジェノグラムとエコマップの効用を理解する。その上で作成されたエコマップを確認し、家族と地域資源の関係を相対的に捉える視点が必要であることを理解する。
まとめ 15分	演習を通してジェノグラムやエコマップの効果を確認する。		
	4. 演習のまとめをする	演習の感想を出し合う。	

<実施手法>

モデル事例として、利用者支援事業の利用を希望する家庭の支援事例を用意する。用意する事例は、利用者のニーズに沿ってある程度の期間を経て支援を展開した事例とする。基本的な描き方を学んだ上で個別に、もしくはグループでモデル事業に沿ったジェノグラムとエコマップを作成する。また、ジェノグラムとエコマップを参考にモデル事例への支援内容をグループで検討する。

6. 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）>

⑦ 事例分析Ⅱ ～社会資源の活用とコーディネート～（演習・90分）

<目的>

1. 利用者ニーズに応じた資源の選定と紹介、仲介までを学ぶ
2. 地域の社会資源のメリット・デメリットを理解し、他機関と連携した支援について具体的方法を検討する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
演習 ① 40分	<b>実際の地域を想定しながら社会資源の活用について検討する。</b>		
	1. 事例による地域における社会資源の活用と連携の検討	①グループの中で参加者の勤務地をひとつ選ぶ。 ②選んだ市町村で生じた事例として検討する。 ③資源の有無にかかわらず必要な支援内容を全て出す。 ④関係者に資源の有無を聞き、既存の資源で支援内容を考える。 ⑤工夫すれば活用可能な資源を検討し工夫点を考える。 ⑥あればよいと思われる支援内容を上げ、実現方法を考える。	利用者のニーズに応じた資源の選定と紹介、仲介までの具体的な手順を理解する。モデル事例を用い、社会資源と家族の仲介の方法、その手法のメリットと限界、効果的な支援のタイミングの検討を通じ、アセスメント、支援の実施、モニタリングといった利用者支援の一連のプロセスについて理解する。
演習 ② 30分	<b>資源の活用における課題をあげ、家庭が資源の活用に至るような工夫について話し合う。</b>		
	2. 活用に至るような工夫を検討する。	①④で検討した支援内容で予想される課題をあげる。 ②課題を越えて家庭が資源の活用に至るまでの事前準備、工夫、至った後に生じる可能性の事態を予測し、対応について考える。	地域における社会資源との連携の有効性と限界について理解する。モデル事例で連携可能な社会資源を列挙し、それらの社会資源を活用した際の家族にとってのメリット、デメリットを検討し比較することで、社会資源の特性とコーディネートのあり方をより深く理解する。
まとめ 20分	演習を通じたまとめを行う。		
	3. 利用者支援事業の援助活動について検討する。	他機関との連携による支援について具体的な方法を検討する。	モデル事例に関連すると予想される社会資源間での連携によりどのような支援が可能かについて検討する。また、社会資源間における連携や協力で課題になることを予想し、対応方法について具体的に検討する。

<実施手法>

モデル事例として、利用者支援事業の利用を希望する家庭の支援事例を用意する。用意する事例は、ある利用者の相談初期の事例とし、グループでその後の援助内容を検討する。参加者が広域から参加している場合は、地域により資源が異なることをこの事例検討を通して再確認したり、地域にある資源の違いにより支援の展開が異なることも理解できるように参加者が事前学習で作成した資料を活用する。

6. 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）> ⑧ まとめ（講義・30分）			
<目的>			
1. 履修した内容と今後の課題認識を確認し、利用者支援専門員としての役割や心構えを再確認する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 10分	利用者支援事業で求められる姿勢		
	1. 利用者支援事業で求められる姿勢についての再確認	履修内容の理解を深め、定着を図るため、利用者支援事業の目的と課題をどのように認識したか確認する。  利用者支援員の役割や心構えについて理解を深める。	履修内容の理解を深め、定着を図るため、利用者支援事業の目的と課題について講義・演習を踏まえ、どのように認識したかについて確認する。その上で、多様な子育て家庭への対応、受容と自己決定の尊重を基本姿勢とする利用者支援専門員の役割や心構えについて理解を深める。
展開 15分	地域子育て支援コースでの学びを総括する。		
	2. 地域子育て支援コースでの学びを総括する。	地域資源の把握 利用者支援事業の概要 地域資源の概要 利用者支援専門員に求められる姿勢と倫理 記録の取り扱い 事例分析 等について再度まとめる。	
まとめ 5分	全体のふり返しをする。		
	3. ふり返しとしてレポートを書くか、4人程度のグループで話し合っまとめる。	地域子育て支援員（利用者支援事業）について学んだことをふり返る。	
<実施手法>			
履修内容の再確認のために、講義形式により利用者支援事業及び利用者支援専門員の意義や役割について理解を深めるための解説を行い、知識の定着を図るため現状認識や課題についてディスカッション等の簡単な演習を用いて理解を深める。			

6. 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）> ⑨ 地域資源の見学（見学実習480分）

<目的>

1. 実際の現場を体験し、業務の円滑な実施につなげる。

指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
<b>見学の目的を理解する。</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の現場を体験し、業務の円滑な実施につなげる。</li> <li>・現場に入ったときに何を大切にすべきかを体感する。</li> </ul>	
<b>見学の内容を把握する。</b>		
<p>1. 地域資源の実際を見学により学ぶとともに、担当者との面識をもつ</p>	<p>認定こども園、幼稚園、保育所・保育施設や地域でおこなわれている子育て支援などに係る事業を見学し、その実際について把握する。特に、各施設や事業の利用者の特性、対象の機関の他資源との連携状況等、具体的な取り組みを聴取し参考とする。</p>	<p>各社会資源の立地状況、交通手段、サービス利用のために必要な事項、利用方法（持参するものを含む）等について、利用者の視点から確認する。 利用者にサービスや施設を紹介する際の窓口担当者と対面し、連絡先、対応範囲等の確認を行う。</p>
<b>見学を実施する。</b>		
	<p>見学の際には課題意識を持ち、必要に応じて記録を取りながら行う。</p>	<p>各自治体が作成するサービス一覧等を活用し、窓口担当者の名前や連絡先を記入しておくなど、情報提供や連携を適切かつ円滑に行うための資料を整備する。</p>

<実施手法>

各自治体が作成するサービス一覧や事前学習で作成した地域資源の一覧等を参考に、利用者支援専門員（候補者）が自ら先方の機関に連絡をとり、見学実習の依頼から実習後の報告までを行う。この取り組みが連携先の窓口担当者との関係づくりになることを伝え、単なる施設見学に止まることのないように意識付けを行う。ただし、利用者支援事業の子育て支援員研修の一環としての実習であることを各自治体の事業担当者より各施設に事前に依頼しておく。

7. 地域子育て支援コース<利用者支援事業（特定型）> ① 利用者支援事業の概要（講義・60分）			
<目的>			
1. 利用者支援事業の意義、内容、機能等について理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	背景と目的を知る。		
	1. 事業成立の背景と目的	(1) 事業成立の背景 3つの類型をもつ ①基本型 ②特定型 ③母子保健型 (2) 事業目的 一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、また、妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を目的としていることを押さえる。	子育て支援に関する事業が、フォーマル・インフォーマルを問わず多様化し選択肢が広がる中で、利用者が自らに適した施設や事業を選択し利用することを支援する必要が生じ、利用者支援事業が制度化されたことを理解するとともに、利用者支援事業の支援の目的や意義について理解する。
展開 30分	事業の内容や仕組みについて詳細に把握する。		
	2. 事業の内容	利用者支援 教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うこと 地域連携 関係機関との連絡調整等を実施すること	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するための「利用者支援」と「地域連携」について具体的な内容や役割を理解する。加えて、利用者支援事業の対象となる子育て家庭が多様であること、及び地域連携の役割などについて理解する。
まとめ 15分	実施状況を知る。		
	3. 当該地域における実施状況		当該地域（研修実施主体の管内等）における、利用者支援事業の実施状況について把握し、当該地域の特性や課題などを理解する。
<実施手法>			
事業概要についての説明資料を使用するほか、必要に応じて、各自治体で実施されている利用者支援事業の参考事例を含む資料を配付し、理解を促す。また、各自治体の子育て支援施策等についても資料を配布し、地域の特性について理解を深める。			

7. 地域子育て支援コース<利用者支援事業（特定型）>

② 利用者支援専門員に求められる基本姿勢と倫理（講義・60分）

<目的>

1. 支援に当たっての利用者支援専門員としての役割と基本的な心構えについて理解する。
2. 特別な配慮が必要となる利用者を支援する際、配慮すべき点について理解する。
3. 守秘義務と情報共有の重要性について理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	<p>利用者支援員の役割は何か考える。</p>		
	<p>1. 利用者支援専門員の役割</p>	<p>現代の子育て家庭の置かれた一般的な状況について、家族の孤立化、地域社会関係の希薄化、共働き家庭の増加、その他ジェンダーの視点なども踏まえ子育て当事者からの視点の理解を深める。</p>	<p>加えて、個別の支援に際しても、利者の立場にたつて問題やニーズを捉え、利用者を支援する重要性を理解する。また、利用者支援専門員としてのスキル向上のため、研修や自己研鑽を通じた自らの専門性の向上に努めることの重要性について理解する。</p>
展開 30分	<p>支援における基本原則と配慮を要するケースについて理解する。</p>		
	<p>2. 支援における基本原則 ～受容と自己決定の尊重、信頼関係の構築～</p> <p>3. 特別な配慮が必要となる利用者への配慮事項</p>	<p>基本的姿勢 利用者主体の支援 包括的な支援 個人的ニーズに合わせた支援 子どもの育ちを見通した継続的な支援 早期の予防支援 地域ぐるみの支援</p>	<p>支援における基本原則を学ぶ。特に利用者の受容と自己決定を尊重し、信頼関係の構築を目指すことが基本姿勢になることを理解。</p> <p>特別な配慮を要する子どもや保護者を対象とする際には、その特有な心理状態や特性を踏まえるとともにより意識的に受容や自己決定に努める必要があることを理解する。</p>
まとめ 15分	<p>個人情報の保護と守秘義務についての理解を深める。</p>		
	<p>4. 個人情報と守秘義務</p>	<p>どのように体现され順守されるのか、実践事例からまとめていくようにする。</p>	<p>守秘義務と情報共有の重要性を理解するため、個別の家庭の生活上の悩みやプライバシーに関する情報の取り扱いについて理解するとともに、同様に守秘義務が課せられている他の専門職や要保護児童対策地域協議会等での情報交換・情報共有の方法について検討し、効果的な連携・協力のあり方について理解する。</p>
<p>&lt;実施手法&gt;</p> <p>受容、自己決定の尊重、信頼関係の構築に関しては、講義形式により解説を行うほか、簡単な演習等を用いて具体的な方法に関する理解を深める。また、守秘義務や情報共有に関しては、本事業の実施要綱やガイドラインの他、「個人情報保護法」、「児童虐待の防止に関する法律」「要保護児童対策地域協議会設置・運営方針」等の関連か所を紹介し、内容の解説により理解を促す。さらに、守秘義務と情報共有を両立させるための方法について、ディスカッション等の簡単な演習を用いて検討する。</p>			

7. 地域子育て支援コース<利用者支援事業（特定型）> ③ 保育資源の概要（講義又は演習90分）			
<目的>			
1. ニーズに応じた情報提供や支援体制の構築ために、保育制度の概要と地域にある保育資源の種類、内容について把握し、その提供方法等について理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	保育制度の概要を知る。		
	1. 保育制度の概要	子ども・子育て支援新制度について概要を知る。	利用者支援事業（特定型）の実施に必要な保育制度について理解する。保育制度の理解にあたっては、ニーズに応じた情報提供や支援体制の構築に繋がるよう保育制度を体系的に理解する。
展開 60分	保育資源の種類と内容について考える。		
	2. 保育資源の種類と内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可保育園</li> <li>・ 幼稚園</li> <li>・ 幼保連携型認定こども園</li> <li>・ 地域型保育</li> <li>・ 一時預かり</li> <li>・ 病児保育</li> <li>・ ファミリー・サポート・センター</li> <li>・ ショートステイ</li> <li>・ 認可外保育園</li> <li>・ 民間の訪問型保育サービス</li> <li>・ 民間の預かり児童園</li> </ul>	利用者支援事業（特定型）における情報提供・支援の対象となる保育に関連する資源について理解する。保育資源の理解にあたっては、保育所などの全国的な制度の理解のほか、当該地域の自治体における単独事業としての保育資源についても理解するとともに、インフォーマルなサービスの状況についても理解する。
まとめ 15分	ニーズに応じた利用者資源について理解する。		
	3. ニーズに応じた保育資源・サービス提供の方法	多様にある保育資源の情報を詳細に把握し、ニーズに柔軟に対応できるようにまとめる。	利用者への情報提供や支援には、子育て家庭の生活全般にかかわる要因が複合的に影響を及ぼしていることがあるため、保育資源・サービスの利用支援にあたっては、利用者のニーズに応じた情報提供や支援がおこなわれよう留意する必要があることを理解する。
<実施手法>			
子ども・子育て支援法や児童福祉法等の関連する児童福祉制度に基づいて各種の保育資源の位置付けや機能等の理解を促進するため、資料配付等も行いながら説明する。その上で、当該研修の対象区域の保育資源に関する資料を作成し、地域の保育資源の整備状況や課題などを含む地域の状況を理解する。			

7. 地域子育て支援コース<利用者支援事業(特定型)> ④ 記録の取扱い(講義又は演習・60分)			
<目的>			
1. 事業の適切かつ円滑な実施のために、記録の目的、種類、手法(管理方法含む)や重要性について理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	なぜ記録が必要なのか考える。		
	1. 記録の目的	適切な支援活動を行う 支援活動の継続性の担保 的確な情報共有	記録の目的について理解する。利用者支援事業において記録は、適切な情報提供等支援活動の保障、連携機関や対象家庭との情報共有及び蓄積等を支えるために重要であることを理解する。また、記録は、対象家庭の支援を目的として作成するものであり、対象者の尊厳を尊重する姿勢で記述する重要性を理解する。
展開 30分	記録の取り扱いについて専門的な知見を得る。		
	2. 記録の種類、項目、記述の方法	「相談記録」 「支援経過報告記録」 「月例報告記録」 「ケース検討記録」	記録の種類・項目について理解する。記録の種類は、各自治体により異なるが、一般的には、対象家庭の属性、状況を記載した相談記録票、支援経過を記載した経過報告書、事例検討会の記録等があることを知る。さらにそれらの記録の各項目に何をどのように記載するか理解する。
まとめ 15分	記録の管理方法を知る。		
	3. 記録の管理	保管方法、保管場所、閲覧制限 保存年限、個人情報に留意した廃棄方法について把握する。 このほか、管理責任者の指定、書類の保管方法と保存年限、電子データの取扱規則	記録の管理方法について理解する。情報の保護の観点から記録の作成者や閲覧者、保管場所の限定、管理の徹底が必要であることを理解する。さらに対象家庭からの記録の開示要求に応じる可能性があることも知る。
<実施手法>			
記録の目的、記録の種類、項目、管理方法について講義形式により解説を行う。その後、各自治体で用いる記録の形式に沿ってモデル事例の記録を作成する。記述方法とポイントについても解説を行う。			

7. 地域子育て支援コース<利用者支援事業（特定型）> ⑤ まとめ（講義・60分）

<目的>

1. 履修した内容の総括と今後の課題認識を確認する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     今までの講習内容を振り返る。                 </div>		
	1. オリエンテーション	学んできた内容を概観する。	グループについては会場の規模や受講者の実態に合わせて決める。 1グループ4から6人が望ましい。
展開 30分	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;">                     グループ討論を行う。                 </div>		
	2. 振り返りとグループ討議	グループに分かれて話し合いたいテーマ、深めたいテーマを決めて討論する。	履修内容の理解を深め、定着を図るため、利用者支援事業（特定型）の目的と課題について講義・演習を踏まえ、どのように認識したかについて確認する。その上で、多様な子育て家庭への対応、受容と自己決定の尊重を基本姿勢を理解するとともに、今後の課題について認識する。
まとめ 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     討論を振り返る。                 </div>		
	3. 報告	代表者がグループの話題を報告し共有する。	報告内容には、講師がコメントを述べていくと良い。

<実施手法>

履修内容の再確認のために、講義形式により利用者支援事業の意義や役割について理解を深めるための解説を行い、知識の定着を図るために、現状認識や課題についてディスカッション等の簡単な演習を用いて理解を深める。

8. 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業>

① 地域子育て支援拠点事業の全体像の理解 (講義・60分)

<目的>

1. 関連制度、地域子育て支援拠点事業の経緯を理解する
2. 基本4事業の内容、予防型支援の必要性について理解する
3. 支援者の役割について理解する

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	地域子育て支援拠点事業の位置付けと成り立ちを知る。		
	1. 地域子育て支援拠点事業の制度上の位置付けと成り立ち	子育て中の親子が気軽に集い、お互いに楽しむだけでなく、子育ての不安や悩みを相談できる場となることが大事であることを押さえる。	子育て家庭の孤立化や地域社会の変容など、子ども・子育て家庭を取り巻く社会的状況等をふまえ、子育て家庭に関連する制度・施策の概要、及び関連制度における地域子育て支援拠点事業の位置付けと成り立ちを理解する。
展開 30分	地域子育て支援拠点事業の全体像の理解する。		
	2. 地域子育て支援拠点に求められる機能	基本4事業 交流の場の提供 子育てに関する相談・援助 地域の子育て関連情報提供 子育て・子育て支援に関する講習等の実施 予防型支援の必要性についても触れる。	親の子育てを支え、子どもの健やかな育ちを促し、子育て家庭を取り巻く社会的課題に対処する観点から、子育て支援の基本的な機能を理解するとともに、地域子育て支援拠点の基本4事業の内容と予防型支援の必要性を理解する。
まとめ 15分	支援者の役割とは何か考える。		
	3. 地域子育て支援拠点における支援者の役割	支援者として求められていることは何かについて、講義内容をふり返りながら、受講者どうしてディスカッションした後、まとめていく。	地域子育て支援拠点の支援者は、子育て親子にとって身近な場所での「話し相手」「遊び相手」であり、親からの相談に応じ、利用者の相互の交流を図り、地域の資源を紹介するなどにより、子育ての不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する役割を担うことを理解する。

8. 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業> ② 利用者の理解 (演習・60分)			
<目的>			
1. 利用者の立場になって、支援のあり方について検討・理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	利用者の理解を深める演習を行う。		
	<p>1. 相手の立場になることの難しさ。</p> <p>2. 共感的に関わりながら、情報も共有し、手厚い支援体制をつくる。</p>	<p>基本的な立ち位置として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手の立場や気持ちになることは難しいこと</li> <li>・「せっかくやってあげたに」から、「近づき方が足りなかった」へ</li> <li>・相手と完全に同じ立場や気持ちには慣れないことの自覚を押さえる。</li> </ul> <p>共感的に関わりながら、情報も共有し、手厚い支援体制をつくるのが大事であることを押さえる。</p>	<p>乳幼児期は人格形成の基礎を築く最初の段階であり、親として戸惑いや不安を経験しやすいことに加え、親族や近隣などの周囲の支えを十分に得られないために、孤立感を深める親の心理について理解する。また、そのような利用者を地域子育て支援拠点において温かく迎え入れ、受容的・共感的に関わる支援者の態度について、演習を通して実践的に理解する。</p>
展開 30分	ロールプレイをやってみよう。		
	3. 演習の実際	<p>&lt;例&gt;</p> <p>利用者Aさん役：Bさんには、いつもいろいろ相談に乗ってくれて、感謝しています。こんなこと相談していいのかわかりませんが、いま、夜あまり眠れないんです。支援者Bさん役：そうなんだ。よく眠れないのね。・・・そのあとの会話を続けてみよう。</p>	<p>どうやって支援者役Cさんも交えた共感する場に変化させていけばいいの？たとえば、①Bさんが、一緒に相談に乗ってくれる支援者Cさんを紹介する。②Cさんが、どうしたの？とその場を自然に開いていく。など、可能性をみんなで考えてみる。</p>
まとめ 15分	ふり返しをする。		
	4. ふり返し	演習で学んだことを述べ合い、共有する。	

8. 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業> ③ 地域子育て支援拠点の活動 (講義・60分)			
<目的>			
1. 発達の基本、子どもの遊び、他者との関わりについて理解する。			
2. 具体的な環境づくりについて理解する。			
3. 利用者のニーズに配慮した講習等 (プログラム) の実際について理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	子どもの発達の特性について考える。		
	1. 子どもの発達を意識した環境づくり	①～⑧の乳幼児期の子どもの発達の特性について考えてみる。 ①おおむね六か月未満 ②おおむね六か月から一歳三か月未満 ③おおむね一歳三か月から二歳未満 ④おおむね二歳 ⑤おおむね三歳 ⑥おおむね四歳 ⑦おおむね五歳 ⑧おおむね六歳	地域子育て支援拠点において、乳幼児期の発達の基本をふまえ、ふさわしい遊びや活動を提供するとともに、同年齢・異年齢の子ども同士の交流や、親以外の地域の人々とふれあう機会を設定することも、発達を促す上で重要であることを理解する。
展開 30分	子どもの視点に立った環境づくりについて考えよう		
	2. 子どもの発達を促す環境づくりの工夫	子ども視点に立った環境づくりを行っているか?チェックする。 <input type="checkbox"/> 子どもの個性を尊重し、一人一人の関心や欲求を大切にしている。 <input type="checkbox"/> 子どもにとって居心地がよく、楽しく過ごせる環境づくりの工夫をしている。 <input type="checkbox"/> 子どもが様々な人たちとかかわる機会をつくりだしている。 <input type="checkbox"/> 子どもの自発的な遊びや他者とのかかわりを大切にしている。	子どもの興味・関心に沿った遊具の配置、子どもが遊びに集中するための設備や空間の設定など、子ども視点に立った環境づくりの工夫について学ぶ。また、乳児に配慮した空間の設定や、保護者にとっても居心地の良い環境づくりなどの工夫についても理解する。
まとめ 15分	ニーズにあった講習の企画について考えながらまとめをする。		
	3. 利用者のニーズに配慮した講習等 (プログラム)	学んできた利用者のニーズにあった講習等を実施するアイデアを出し合ってまとめとする。	地域子育て支援拠点を利用する子ども・保護者のニーズに配慮しつつ、子どもの情操や社会性を豊かに育むための活動や、子育てにおける親の課題や関心事に沿った講習等 (プログラム) を意図的に実施する方法、及びその多様な講習等 (プログラム) の実際について学ぶ。

8. 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業> ④ 講習等の企画づくり (演習・60分)			
<目的>			
1. 利用者に共通するニーズから、講習等(プログラム)を企画・実施する意味と方法を理解し、実際の現場での支援のあり方を検討する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           利用者のニーズの背景にある問題点を考える。         </div>		
	<b>1. 利用者のニーズ</b>	利用者のニーズをもとにしたプログラムづくりを体験しよう! (※準備するもの:付箋、筆記用具など) 1) 4～5人のグループに分かれて向き合って座り、各々に10枚ずつの付箋を配る。(残った付箋は机の真ん中に置き、必要ときに自由に取れるようにする) 2) 利用者と接するなかで感じる「利用者のニーズ」を、各々10個書く。 3) 全員の付箋を机の上に並べ、ニーズについて大まかに分類する。	具体的な利用者のニーズから、どのような講習等(プログラム)を企画するのか。利用者のニーズを把握し、意図的に講習等(プログラム)を計画し、実行する方法について理解するとともに、現場において、多様な講習等(プログラム)を通じてどのような支援が行われているのか事例等をもとに検討する。
展開 30分	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <b>多様な方法でプログラム化する。</b> </div>		
	<b>2. 具体的な講習等やプログラムづくり</b>	4) 多かったニーズを取り上げ、その背景にある問題点を思い付くだけ付箋に書き、机上に並べる。 5) 問題点を分類し、それぞれの問題点の解決方法を思い付くだけ付箋に書き、机上に並べる。 6) 並べられた問題点を解決する方法について、考えられる解決のための手段(具体的な方法など)を付箋に記入し、机上に並べる。 7) 問題点を解決する観点で要素を選び、構成してプログラムをつくる。	
まとめ 15分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           事例をもとに検討する。         </div>		
	<b>3. 事例検討</b>	8) 各班ごとに、取り上げたニーズとそのプログラム化について発表する。	講習等の企画づくりでは、事例をもとに検討することも大切である。厚生労働書のホームページには、全国各地の地域子育て支援拠点事業の取り組みについて、「ひろば型」「センター型」「児童館型」それぞれの事例を、立ち上げのきっかけや事業の内容・特徴等、詳しく紹介されている。

8. 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業> ⑤ 事例検討 (演習・60分)

<目的>

1. 実際の事例を基に、具体的な対応方法について理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	<p>相談や援助の内容について考える。</p>		
	<p>1. 地域子育て支援拠点事業における子育て等に関する相談、援助の実施</p>	<p>4つの基本事業の1つに「子育て等に関する相談、援助の実施」が定められており、また、従事者としては、子育て親子の支援に関して意欲のあるもので、子育ての知識と経験を有する専任の者を配置するように定められている。利用者からの個別の相談に応じ、必要に応じて他機関とも連携・協力しながら適切な援助をすることが求められていることを押さえる。</p>	<p>地域で子育てを支える身近な相談相手として、個別の相談事例に基づいて利用者の問題や心理状態を把握し、対応方法（相談・援助・情報提供）について検討する。事例検討にあたっては、相談者の抱える様々な事情への配慮や地域資源へのつなぎなどにも留意すること。また、支援を通じて得た個人情報の保護の重要性についても理解する。</p>
展開 30分	<p>事例に基づく検討を行う。</p>		
	<p>2. 事例を通して考える</p>	<p>いくつかの事例を示し、受講者に支援方法を考えてもらう。 本事業の中で支援者やプログラム等で行う支援と、他の関係機関や事業等と連携して行う支援双方の視点から検討してもらう。</p>	
	<p>3. 援助方法や支援計画</p>	<p>具体的な援助方法や支援計画はテキスト参照。</p>	
まとめ 15分	<p>個人情報の管理について知る。</p>		
	<p>4. 個人情報保護</p>	<p>事業に従事する者は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないことが実施要綱に定められていることを押さえる。 ブログやホームページ等での写真や情報の取り扱いにも配慮が必要であるが、ルールを決めておくことが重要である。</p>	<p>ただし、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、子どもの最善の利益が侵害されるような場合には、守秘義務が適用されないことにも留意が必要であることにも触れる。</p>

8. 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業>⑥ 地域資源の連携づくりと促進 (講義・60分)			
<目的>			
1. 情報提供や支援体制の構築のために、地域資源や連携づくりの重要性について理解する。			
	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	地域資源について確認する。		
	1. 多様な地域資源の理解、連携づくりの促進	子育てを支援する地域資源は、公的な制度・サービスであるフォーマルな支援と、親族やママ友、子育てサークル等のインフォーマルな支援に分けられる。	利用者のニーズを把握し、適切な情報提供や支援を行うために地域の子育て支援に関する資源や支援の内容などについて理解するとともに、必要に応じて関係機関や地域住民などを含む支援体制を構築することの重要性についても理解する。
展開 30分	情報提供のアイデアについて出し合う。		
	2. 情報提供の方法	地域子育て支援拠点は、子育てに関する情報、地域の子育て支援事業やサービスに関する情報を収集し、提供することが求められている。さらに、子育て中の保護者に対して、効果的に情報提供を行う必要があることを押さえる。	利用者である保護者のニーズにあった情報提供を行うために、利用者の声に耳を傾けながら、情報提供について工夫をしていくことが大切であることを押さえる。 情報コーナー、掲示板、ホームページやメルマガ等で情報提供を行う。 オムツ替えコーナーに、離乳食、夜泣き、人見知り、イヤイヤ期などに対応する育児のポイント等を用意して気軽に手にとれるよう工夫する。 外国にルーツのある利用者が多い場合には、案内や通信等に分かりやすい日本語表現をつかったり、多言語で作成するなどの工夫をする。
まとめ 15分	地域の連携の作り方について知る。		
	3. 地域の連携づくり	地域子育て支援拠点の働きのひとつとして、子育て家庭が安心して子育てができる地域環境づくりに取り組むことは大変重要であることを押さえる。地域の多様な活動団体が気軽にチラシを置きに訪ねてくるような地域に開かれた拠点であることを目指すようまとめる。	経験を通じてお互いが信頼関係を作り、地域の子育ての課題に関心を向け、連携して取組みを進め実践を積み重ねる必要性についても言及する。

9. 放課後児童コース（項目） 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解

<科目名>

① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容（講義・90分）

<ねらい>

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的を理解する。

○放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割を理解する。

○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等の内容を理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 20分	放課後児童クラブについて現状や課題を出し合いながら事業の目的を考える。		
	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的	・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的	放課後児童クラブについては受講者が感じている現状や課題意識から問いを生成して、概念を伝えていくと良い。
展開 50分	原則や役割について考える。		
	2. 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容及びその役割	
まとめ 20分	放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等の内容を理解する。		
	3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針の内容	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 ・放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容	

<講師要件>

放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 など

9. 放課後児童コース（項目） 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解

<科目名>

② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等（講義・90分）

<ねらい>

○放課後児童クラブにおける子どもの権利についての基礎を理解する。

○放課後児童クラブにおける社会的責任の基本を理解する。

○放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性を理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	<p>子どもの権利について考える。</p>		
	<p>1. 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利に関する法令等（児童の権利に関する条約など）の基礎</li> </ul>	
展開 60分	<p>放課後児童クラブの社会的責任について考え合う。</p>		
	<p>2. 放課後児童クラブの社会的責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや保護者の人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重することの大切さ</li> <li>子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持の必要性</li> </ul>	
	<p>3. 利用者への虐待等の禁止と予防</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもへの虐待等の禁止と予防の理解</li> <li>子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容の理解</li> </ul>	
まとめ 15分	<p>保護者、学校、保育所、幼稚園、地域との関わりについて考える。</p>		
	<p>4. 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの大切さ</li> <li>学校等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行うことの大切さ</li> </ul>	<p>「児童の権利条約」を保護者や児童にも提起していくことを押さえた。</p>

<講師要件>

ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員

イ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

9. 放課後児童コース（項目）2. 子どもを理解するための基礎知識

<科目名>

③ 子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達（講義・90分）

<ねらい>

○子どもの育成支援のために子どもの発達の基礎を理解する。

○発達から見た児童期の一般的な特徴を理解する。

○児童期の生活と遊びを理解するために必要な発達の基礎を理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	<p>発達とは何かについて考える。</p>		
	<p>1. 子どもの発達理解の基礎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達とは何か</li> <li>・発達の時期区分と特徴</li> </ul>	
展開 60分	<p>発達から見た児童期の特徴について考える。</p>		
	<p>2. 発達面から見た児童期（6歳～12歳）の一般的な特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達から見た児童期の位置（幼児期、思春期・青年期との関わり等）</li> <li>・児童期の発達の主な特徴</li> </ul>	
まとめ 15分	<p>子どもの発達にとっての遊びの意味について考える。</p>		
	<p>3. 子どもの遊びや生活と発達</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの社会性の発達の理解</li> <li>・子どもの発達における遊びの役割</li> </ul>	

<講師要件>

当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

9. 放課後児童コース（項目）3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

<科目名>

④ 子どもの生活と遊びの理解と支援（講義・90分）

<ねらい>

- 放課後児童クラブに通う子どもについて理解する。
- 子どもの生活における遊びの大切さを理解する。
- 子どもの自主性、創造性を大切にする遊びへの関わり方を理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	育成支援とは何か考える。		
	1. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	・放課後児童クラブ運営指針に示されている育成支援の基本的な考え方と主な内容を押さえる。	
展開 60分	遊びのもつ効果についてディスカッションする。		
	2. 子どもの遊びと発達  3. 子どもの遊びと仲間関係及び環境	・子どもの生活の中での遊びの大切さ ・児童期の遊びの特徴 ・子どもの自発的な遊びが大切であること ・遊びには子どもが安心できる環境が必要であること	
まとめ 15分	大人のかかわり方について考え合い、まとめる。		
	4. 子どもの遊びと大人の関わり	・子どもの遊びには発達や状況に応じた柔軟な関わりが必要であること	

<講師要件>

- ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員
- イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者
- ウ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

9. 放課後児童コース（項目）4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

<科目名>

⑤ 子どもの生活面における対応等（講義・90分）

<ねらい>

- 子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性を理解する。
- 子どもの健康維持のための衛生管理について理解する。
- 食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を理解する。
- 安全対策及び緊急時対応の必要性を理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	子どもの健康について考える。		
	1. 子どもの健康管理及び情緒の安定	・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の把握の大切さ	
展開 60分	保護者との連携や配慮児への対応方法を考える。		
	2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡 3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応	・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の大切さ ・日常の衛生管理の大切さとおやつ提供時の衛生管理の徹底の必要性 ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認とその対応 ・救急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の基礎知識	
まとめ 15分	緊急時の対応について知る。		
	4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容	・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方 ・事故やけがの防止と発生時の対応	

<講師要件>

ア 養護教諭

イ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士

ウ 医師

エ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員

オ 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員

カ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者など

9. 放課後児童コース（項目） 5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能  
 <科目名>

⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理（講義・90分）

<ねらい>

○放課後児童クラブの仕事内容を理解する。

○放課後児童クラブにおける職員集団と職場倫理を理解する。

○人権の尊重と法令の遵守の必要性を理解する。

	指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
導入 15分	職務の内容について知る。		
	1. 放課後児童クラブの仕事内容	・子どもの育成支援と共に育成支援を支える職務があることの理解	
展開 60分	職員という視点から仕事内容、責任、倫理についてディスカッションする。		
	2. 放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理	・社会的信頼を得て育成支援に取り組み、仕事を進める上での職場倫理を自覚して職務に当たることの大切さ	
	3. 放課後児童クラブにおける職員集団	・情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場づくり ・職場集団が事例検討や自己研鑽を通して事業内容の向上を目指すことの大切さ	
まとめ 15分	法の順守について確認する。		
	4. 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）	・子どもや保護者の人権を尊重し、守秘義務を遵守する等の組織的な取り組みの必要性と個人情報保護法等に基づく法令の遵守の徹底	

<講師要件>

ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員

イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者など

<b>1. 社会的養護の理念</b> <span style="float: right;">【特】：講義・演習の実施に関わる特記事項等（基本研修シラバスより）</span> <b>1－（1）社会的養護の理解 講義 60分</b> <目的> ① 社会的養護の概要について、その背景となる社会の課題とともに理解する。 ② 社会的養護の基本理念を理解する。 ③ 社会的養護の体系を理解する。 ④ 社会的養護の課題と将来像を理解する。 ⑤ 社会的養護における子どもの自立支援について、アセスメントや自立支援計画の意義を含めて理解する。		
指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
<b>【導入】</b> 1, 2では、社会的養護に関する概念や理念をおさえていくため具体的な事例をあげながらおさえていく。(15分)		
<b>1. 社会的養護とは</b> (1) 社会的養護とはなにか  (2) 社会的養護の歴史的背景と社会問題との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養護の定義をおさえる。</li> <li>・親元や家庭で生活できない子どもたちに家庭に替わる環境を提供すること、その家庭を支援することをおさえる。</li> </ul> <p><b>【特】</b> 背景となる少子化、子ども虐待、子どもの貧困、家庭における配偶者等からの暴力（DV）などを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・19世紀後半（明治時代以降）の歴史についておさえる。</li> <li>・養護問題の背景は、社会背景によって変化していることをおさえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第6条の3第8項を引用し、要保護児童について確認する。</li> <li>・法令だけでなく具体的に社会的養護を必要とする状況を説明する。</li> <li>・1947年の児童福祉法の公布以後、公私の協働で体制が整備されていったこと、1960年代に情緒障害児短期治療施設が設置され、養護の体系が整ったことを時系列で確認していく。</li> </ul>
<b>【展開】</b> ここから本講義のメインとなる。「子どもの最善の利益とは何か」をディスカッションしたり、意見を出し合ってから理念を押さえていくと理解が深まる。(30分)		
<b>2. 子ども家庭福祉、社会的養護の理念</b> (1) 子ども家庭福祉、社会的養護の理念  (2) 養護原理の基礎	<p><b>【特】</b> 「子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育む」という基本理念を明確に伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いかなる子どもも、第一義的責任を有する父母その他の保護者のもと、家庭で愛護されることを最も重視している。</li> <li>・国際的には、養護の基本は、里親による養育であり、施設養護であっても可能な限り家庭的環境において営まれることを原則としていることをおさえる。</li> <li>・子どもの権利擁護の基本は、まず子どもの最善の利益を考慮することにあることをおさえる。</li> <li>・ケアワークとソーシャルワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第1条第1項、第2項、第2条等を適宜紹介する。</li> <li>・2015年から施行された子ども・子育て支援法第2条第1項で、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行う必要性が述べられていることを紹介する。</li> <li>・児童の権利に関する条約については、1－（2）でも扱うが、ここでも丁寧に取り上げる。</li> <li>・個別化の原理、保護者支援の原理についても取り上げる。</li> </ul>

<p><b>3. 社会的養護体系について</b>  (1) 社会的養護体系について</p> <p>(2) 児童相談所と措置制度</p> <p>(3) 社会的養護関係施設と里親制度</p>	<p>について取り上げる。</p> <p><b>【特】</b>「家庭的養護推進計画」や「都道府県推進計画」など実施自治体における状況も盛り込み、具体的に説明することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭福祉の実施機関の系統下ですすめられることをおさえる。</li> <li>・児童相談所の役割についておさえる。指定都市、中核都市等に設置されていること、18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じている第一線行政機関であることをおさえる。</li> <li>・児童相談所の措置による社会的養護の内容は、施設養護、家庭養護に大別されることをおさえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、都道府県、市町村が法令、条例に基づいて、子ども家庭福祉の実施機関の系統下ですすめられることを紹介する。</li> <li>・児童相談所における援助の形態は、きわめて多様であることを事例をあげて説明する。</li> <li>・児童委員等による指導に関する業務は「措置」と呼ばれることに触れる。</li> </ul>
<p><b>4. 社会的養護の課題と将来像</b>  (1) 社会的養護の課題と将来像</p> <p>(2) 実施自治体における社会的養護の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21世紀以降、子どもの最善の利益を重視した養護として、ケア単位の小規模化による家庭的養護並びに里親等による家庭養護を充実強化することが、求められるようになっていることをおさえる。</li> <li>・社会的養護は、従来都道府県行政を主に営まれてきたが、社会的養護を必要とする子どもの問題は、虐待、ネグレクトをはじめ、反社会的問題、非社会的問題など、非常に多様であり、その家族との関係、日々生活を営んでいた地域や学校との関係が深く関わっていることをおさえる。</li> <li>・社会的養護の方向性として以下のことがあることを紹介する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①家庭的養護と個別化</li> <li>②発達の保障と自立支援</li> <li>③回復を目指した支援</li> <li>④家族との連携・協働</li> <li>⑤継続的支援と連携アプローチ</li> <li>⑥ライフサイクルを見通した支援</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、社会的養護とくに家庭的養護に関する各地方自治体の推進計画の策定が重視されていることを確認する。</li> <li>・その際、2004年の児童福祉法の改正によって、都道府県段階に限らず市町村における相談の強化、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置が法定化された経緯を取り上げる。</li> </ul>

【まとめ】将来的な自立について考える。(15分)

5. 社会的養護と自立支援

【特】リービングケアの重要性について伝える

・アドミッション・ケア(入所前後のケア)、イン・ケア(入所中のケア)、リービング・ケア(退所前後のケア)さらにはアフター・ケア(退所後のケア)が連続して営まれることが、重視されることをおさえる。

・義務教育を終えあるいは18歳に達して施設を退所した子どもの自立が難しい場合には、社会的養護を延長して自立援助ホームで生活することも必要であること、母子家庭の親子に対する支援を目的として設置されている母子生活支援施設における自立援助は、母親の自立を支援する役割を含んでいることにも触れる。

1. 社会的養護の理念

1- (2) 子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理 (講義 60分)

<目的>

- ① 「児童の権利に関する条約」、国連「児童の代替的養護に関する指針」を踏まえ、そこに掲げられた子どもの最善の利益を尊重した支援の提供のため、「子どもの最善の利益」について理解する。
- ② 子ども・保護者の意見表明と苦情解決の仕組みを理解する。
- ③ 被措置児童等虐待及び防止に向けた取組について理解する。
- ④ 養育者・支援者の心身の健康が子ども等の心身の健康に結びついていることを理解する。

指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
<p><b>【導入】</b>「子どもの権利にはどんなものがあると思うか」という問いから受講者の意見を聴いてカテゴリー分けし、4つの権利に集約していくと理解が深まる。(15分)</p>		
<p>1. 子どもの最善の利益</p> <p>(1) 子どもの権利擁護の推進</p> <p>(2) 国連「児童の代替的養護に関する指針」の概要</p>	<p><b>【特】</b>「児童の権利に関する条約」、国連「児童の代替的養護に関する指針」の概要について伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童の権利に関する条約」についておさえる。</li> <li>・「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が定められていることを確認する。</li> <li>・「児童福祉施設最低基準」についておさえる。</li> </ul> <p>・代替的養護に直接的又は間接的に関わる全ての部門に幅広く普及させることが目指された指針であることをおさえる。</p>	<p>&lt;ポイント&gt;</p> <p>それぞれの権利の内容について具体例を挙げながらおさえる。受講者から体験を4つに当てはめていくと、単なる知識伝達にはならず効果的。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年改正で、児童福祉施設は、人権配慮と一人一人の人格の尊重の上で運営することが定められたことに触れる。</li> <li>・4つのねらいについて触れるよする。</li> </ul>
<p><b>【展開】</b>実際にどのような意見があるのか、苦情にはどのような者があるのか、それをどう解決すべきかという視点で問題解決型のディスカッションを取り入れながら進めていくとよい。(30分)</p>		
<p>2. 子ども・保護者の意見表明、苦情解決の仕組み</p> <p>(1) 子ども・保護者の意見表明</p>	<p><b>【特】</b>意見表明等の仕組みだけでなく、対象者の尊厳を守るために、子ども・保護者をいかに尊重しながら支援するのかを伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、置かれた状況や今後の支援について説明し、当事者の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組を行うことをおさえる。</li> </ul>	<p>※チェックリストなどを活用することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者は、社会的養護の下で育った元子どもを含むことに触れる。</li> </ul>

<p>(2) 苦情解決の仕組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ここでは、「子どもの権利ノート」を活用していくことをおさえる。</li> <li>・意見箱の設置、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等も活用しながら解決していく取り組みが大切であることをおさえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利ノートの現物があると良い。</li> <li>・声を聞くだけでなく、子ども・保護者を尊重しながら支援する必要があることを確認する。</li> </ul>
<p><b>3. 被措置児童等虐待の防止</b></p>		
<p>(1) 被措置児童等虐待とは何か</p>	<p>【特】「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に示された被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨及び実際の対応について、具体的な場面を例示しながら伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定義を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」についてふれる。</li> <li>・届け出数や事案の対応例を紹介しながら説明する。</li> </ul>
<p>(2) 被措置児童等虐待の防止に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設職員や里親による虐待の防止を徹底していく必要があることをおさえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どうすれば防げるかについてディスカッションをするなどの工夫が考えられる。</li> <li>・資料：平成21年3月 被措置児童等虐待対応ガイドライン</li> </ul>
<p>【まとめ】実際に養育者や支援者になるにはどのような資質が必要か、また、実際の場ではどのような心理的なストレスなどが起こりうるかについて考える。(15分)</p>		
<p><b>4. 養育者・支援者の資質、メンタルヘルス</b></p>		
<p>(1) 養育者・支援者の資質</p>	<p>【特】養育者・支援者として子ども・保護者の権利を尊重できること、また、同時に自らの権利も遵守されるべきこと、養育補助者として適切な助言等を主たる養育者、専門職員から受けながら協力して養育支援に携わることの重要性を伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・保護者の権利を尊重できることが基本であることをおさえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の教育・研修、スーパービジョンの体制の確立により、養育者・支援者の援助技術の向上に努める必要があることにふれる。</li> <li>・養育者・支援者一人一人が、自己研鑽を積む大切さにも言及する。</li> </ul>
<p>(2) 養育者・支援者のメンタルヘルス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制の確立、ひとりで問題を抱え込まず組織として対応する姿勢が求められることをおさえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際にどのようなメンタルに鳴るのかを予想させながら話を進めていくとよい。</li> <li>・心身の健康に留意し、定期的に健康診断を実施し臨床心理士や</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は、勤務時間、健康状況を把握し、意欲的に仕事ができる環境を整える。</li> <li>・養育者・支援者の処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行うことについてもおさえる。</li> </ul>	<p>精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意することの重要性を確認する。</p>
--	--	--

2. 対象者の理解

2- (3) 社会的養護を必要とする子どもの理解 (講義・演習 90分)

<目的>

- ① 子どもの発達段階について理解する。
- ② 発達支援を必要とする子どもの特性を理解する。
- ③ 虐待(家庭における配偶者等からの暴力(DV)を含む)が子ども・家族に及ぼす影響について理解する。
- ④ 保護者からの分離を体験した子どもの特性や愛着障害を理解する。
- ⑤ 支援者からの二次被害について理解する。

指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
<p><b>【導入】</b> まずは、子どもたちの発達段階を整理しながら基本的な状況を押さえる。(20分)</p>		
<p>1. 発達段階ごとの理解</p>	<p><b>【特】</b> 思春期の問題行動の受け止め方と基本的な対応、子どもの性問題への対応について伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達段階について理解し、年齢・発達段階に応じた性教育を実施すること。</li> <li>・その上で、問題行動の種類や対応方法をおさえること。</li> <li>・特に子どもの性問題への対応について取り扱う。</li> <li>・性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答える。</li> <li>・日頃から職員間で性教育のあり方等を検討し、職員の学習会を行い、必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や子どもに対して実施している事例を紹介する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けることにふれる。</li> </ul>
<p>2. 発達支援を必要とする子どもの理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援を必要とする子どもの特性を理解する。</li> </ul>	
<p><b>【展開】【演習部分】</b> 虐待の情報については、受講者もいくつかすでに知っていることが予想される。グループディスカッション等で情報交換し、影響や対応方法についてまずは考えてもらおうとよい。(55分)</p>		
<p>3. 虐待(家庭における配偶者等からの暴力(DV)を含む)が子どもに及ぼす影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の実態を知る。</li> <li>・児童を虐待から保護する仕組みについて理解する。</li> <li>・虐待が子どもに与える影響についておさえる。</li> <li>・対応の方法について知る。</li> </ul>	
<p>4. 保護者からの分離を体験した</p>	<p><b>【特】</b> 保護者からの分離が子どもに</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設では、複数の子ど</li> </ul>

<p>子どもの理解</p>	<p>及ぼす影響だけでなく、生き立ちの整理などを通じて、自立に向けて取り組む専門的支援についても伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被虐待体験や分離体験など子どもが抱える苦痛やいかりを理解する。</li> <li>・保護者からの分離を体験した子どもの特性を理解する。</li> <li>・愛着障害について理解知る。</li> </ul>	<p>もが生活空間を共有しており、子どもと大人の関係だけでなく、子ども同士の関係にも十分に配慮する必要があることを押さえ想像してもらおう。虐待体験や分離体験を経た子どもには、子ども同士の関係の中に力に基づく関係がみられたり、対人関係そのものを避ける傾向がみられたりすることにふれる。</p>
<p>【まとめ】学んできたことを発表してもらい、整理をした上でまとめる。発展的な話題として、支援者からの二次被害についての実態を事例を元に紹介していく。対象者への理解がさらに深まることを期待する。(15分)</p>		
<p>5. 支援者からの二次被害</p>	<p>【特】支援者の発言や行動が傷ついた子ども等にどのように受け止められるのかを理解し、二次被害を引き起こさない対応について具体的に伝える。また、上記の専門的支援に対し、補助的職員は深入りしないこと等、補助的職員として配慮すべきことや注意すべきことについて伝える。</p>	

<b>2. 対象者の理解</b> <b>2- (4) 家族との連携 (講義 60分)</b> <目的> ① 子どもの自立の過程において必要不可欠な子どもと家族との関係の意義を理解する。 ② 保護者の抱える困難 (障害・傷病、DV、貧困等) を理解する。 ③ 家族再構築支援の実際を学ぶ。		
指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
<b>【導入】 社会的養護は家族との連携が必要であるという前提をおさえる。(15分)</b>		
<b>1. 家族との連携の意義</b>	<b>【特】</b> 保護者だけでなく、親族やきょうだいの連携など、子どもの自立の過程において必要不可欠な家族との連携について伝える。 ・社会的養護は、それを必要とする子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに的確に対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みであることをおさえる。 ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたち、子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親、さらに配偶者等による暴力 (DV) などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子が対象であることをおさえる。	・資料として、「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」(厚生労働省平成26年3月親子関係再構築支援ワーキンググループ) 等がある。
<b>【展開】 保護者との連携と再構築支援に関する内容にウエイトをかける。保護者が抱える具体的な困難の内容について、受講者に予想させながら事例を紹介し、理解を深めていくような流れをつくりたい。ペアレントトレーニングについても実際の手法を紹介し、具体的に伝える。(40分)</b>		
<b>2. 支援を必要とする保護者との連携</b>	<b>【特】</b> 一方の保護者が加害者である場合など、保護者の適切な養育等を阻害する要因について伝える。 ・保護者が抱える困難について理解する。 ・具体的には、障害、傷病、DV、貧困等について取り上げていく。 ・このような要因によって、支援が必要になっていることをおさえる。	

<p>3. 家族再構築支援の実際</p>	<p><b>【特】</b>ペアレントトレーニング等の保護者の養育スキルを高める支援、関係機関と連携した就労支援等保護者の抱える困難を解決する支援などがあることを伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組む。</li> <li>・被虐待児の早期の家庭復帰、虐待の再発防止、親子関係の回復のため、親子関係の再構築支援が重要</li> <li>・施設からの家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援。</li> <li>・しつけと称して虐待をしてしまう親に、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導する        コモンセンス・ペアレンティング（CSP）など、様々なペアレントトレーニングの技術が開発されていることを知る。</li> </ul>	
<p><b>【まとめ】</b>講義のふり返しをする。（5分）</p>		

<b>2. 対象者の理解</b> <b>2- (5) 地域との連携 (講義 60分)</b> <目的> ① 子どもを支援する関係機関、保護者を支援する関係機関の名称や役割を理解する。 ② 地域に開かれた養育のため、地域との連携の意義を理解する。 ③ より専門的な支援を必要とする子どもに対する関係機関との連携について理解する。		
指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
<b>【導入】</b> はじめに、地域になる関係機関にはどのようなものがあるかを出し合う。(10分)		
<b>1. 関係機関の理解</b>	<b>【特】</b> 支援者と連携・協力して支援に携わる関係機関について、自治体で作成した支援マップなどを用いて、具体的に理解できるように伝える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体には活用できる資源として、さまざまな機関がある。 市町村の児童福祉、母子保健等の担当部局 児童相談所 福祉事務所 (家庭児童相談室) 地域子育て支援センター 児童家庭支援センター 民生・児童委員 社会福祉協議会 市町村保健センター 保健所 医療機関 教育委員会 保育園、幼稚園、小学校等</li> <li>・地域にある支援機関を調べて、いつでも連携できるように準備をすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域にある機関や組織の内容や特徴を調べて知っておくことが大切になることをつたえる。</li> <li>・各自治体で作成している支援マップを利用して連携できる機関を調べておき、自身で探した連携先を加えるような取り組みを紹介する。</li> <li>・単に連携できる組織を探すだけでなく、相手機関の担当者の名前と電話番号を調べて書き入れておくとともに、実際に電話して普段から関係を持つようにしておくことを薦める。</li> </ul>
<b>【展開】</b> 講義形式による知識伝達のみだと受講者の理解が不十分になることが予想される。地域と連携することは、何のためのか、その意義は何か? どのような方法がとられるべきか等についてディスカッションを取り入れるような工夫をしたい。(30分)		
<b>2. 地域との連携の意義</b>	<b>【特】</b> 関係機関との連携に際して配慮すべきことや、互いの役割を理解し、チーム対応することの意義を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の関係機関と連携を取り合うことで必要な情報提供を受けたり協力・連携して支援することができること。</li> <li>・関係機関が連携するためには、情</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護を必要とする子どもやその家族にはいろいろな問題があり、自分のところだけで支援するには限界があることを前提としておさえる。</li> </ul>

	<p>報を共有し関係機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることが必要になること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることでできる体制づくりが重要となること。</li> <li>・関係機関の特徴を相互に理解しあい、それぞれの専門性を活かしながら何ができるか、何をするかなど役割と責任を明確にすることが求められる。</li> <li>・各機関の専門職間で連携するために、それぞれの専門性を尊重しながら役割を明確にして、それぞれが責任をしっかりと果たすようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームを組んで支援することが肝要であり、関係者が定期的に集まり打ち合わせや支援会議を開くことが大事であることも伝える。</li> <li>・コーディネーターの主な役割には以下のことがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①組織の関係者や関係する機関との連絡・調整</li> <li>②利用者（被援助者）の相談窓口</li> <li>③援助者（それぞれの専門職）へのコンサルテーション</li> <li>④連絡会議の日程調整と会場の確保</li> <li>⑤連絡会議での進行役</li> </ul> </li> </ul>
--	--	--

【まとめ】発展的な話題となるが、より専門的な支援を必要とする場合についておさえながらまとめを行う。（20分）

<p>3. より専門的な支援を必要とする場合の関係機関（医療機関等）との連携について</p>	<p>【特】支援対象者である子どもが医療的なケアを必要とするなど、特に配慮が必要な場合の緊急対応や連絡体制などを主たる養育者や専門的職員と確認しておく必要性などを伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親の思いどおりに育たないなど、児童虐待は子どもの育てにくさに関係していることも少なくなく、養護を必要としている子どものなかには、特別なニーズのある子どもがいることをおさえる。</li> <li>・養護を必要とする子どもや家族は、ときには医療的なケアなどのより専門的な支援を必要とすることもある。</li> <li>・すでに子どもや養育者が支援を受けていることもあるため、必要な場合を考えて普段から関係機関と連絡を取り合うなど、緊急対応や連絡体制を整えておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キーパーソンになるのがコーディネーターであることをおさえる。とくに連絡会議の進行役としてのコーディネーターの役割は重要であることを伝える。</li> <li>・ここでは、それぞれの機関の窓口となる人を明確にしておき、主たる養育者や専門的職員との連絡が密に行われるようにしておく必要があることも伝える。</li> <li>・活動として、受講者の地域の支援機関のネットワーク図を作成するワークを取り入れても良い。その場合、ディスカッションを少なくして時間を確保する工夫が必要である。</li> </ul>
--	---	--



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほかの子どもと交流したり一緒に遊ぶことができるように援助することが、児童支援者にとって重要となる。</li> </ul>	<p>一にもなり得る。遊べることが、ひとつの目標となることを理解してもらう。</p>
<p><b>【展開】【演習】</b> あそびの内容については、演習形式での理解を深める。本講義では、ここに重点を置く。テキストに記載されている「集団伝承遊びの支援者の関わり方10のポイント」や「パペットの演じ方」を参考にしながら実際に遊ぶことを通して体感することを目指す。(60分)</p>		
<p>2. 年齢に応じた遊びの内容</p>	<p><b>【特】</b> 支援者として「遊び」を体験しながら、子どもの支援につながる「遊び」について伝える。</p> <p>&lt;低学年&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期の特徴を引き継いでおり、ほかの子どもの気持ちを理解する力が十分に育っていないことも多いが、社会的養護を必要としている子どもはより強く幼児期の特徴をもっていることがある。</li> <li>・子ども同士の結びつきが弱くなり、ほかの子どもと一緒に遊ぶという事ができない場合がある。</li> </ul> <p>&lt;中学年&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的能力が高くなり子ども同士のつながりも強くなる。モノづくりや複雑なルールのあるゲームを好むようになり、時には大人を排斥して、秘密基地をつくって自分たちだけで遊ぼうとする傾向が強くなる。ところが社会的養護を必要とする子どもたちのなかには、鬼ごっこや戦いごっこなどの低学年が好んで遊ぶような身体を使った遊びを好む傾向がある。</li> </ul> <p>&lt;高学年&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青年期の特徴がみられるようになる。自己意識が芽生えて異性を気にするようになり、女子は数人の同性の友だちと過ごすようになる。また男子もグループを形成する。社会的養護を必要とする子どものなかには、ほかの子どもたちとの意識の違いが出てトラブルとなる事もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な発達段階における傾向と比較しながら説明するとわかりやすい。</li> <li>・まわりの大人はこれらの状況への理解も必要となることを伝える。</li> <li>・ほかの子どもとの遊びの好みに違いが出ることをおさえる。</li> <li>・それぞれの意識の違いに配慮しながら人間関係に介入する必要があることを伝える。</li> </ul>
<p><b>【まとめ】</b> 演習のふり返しとして、配慮点をおさえていくと良い。(10分)</p>		

<p>3. 配慮すべきこと</p>	<p>【特】子どもの年齢に応じた性の発達を理解し、適切な身体接触など、「遊び」の中でも配慮が必要であることを伝える。例として楽しいこと、身体を使うこと、自発的に参加でき、自分の意思で拒否できること、誰かにつながった感覚をもてるような遊び、状況が自分でコントロールできるように子どもの状況に応じ難易度も考慮することなどについて伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養護を必要とする子どもであっても、一般の子どもの特徴と共通なものがある。一人一人の子どもをよく観察することが重要であることを伝える。</li> <li>・過酷な環境で育てられた子どもたちは、ネガティブな自己概念をもちやすい。子どもの行動を表面的に叱ったりするだけではなく、子どもの心を理解するとともに心のケアにも気に掛ける必要があることをおさえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に演習した感想を出し合いながら、配慮点が受講者から生成されていくことが望ましい。</li> </ul>
-------------------	---	---

### 3. 支援技術

#### 3- (7) 支援技術 (演習 60分)

<目的>

- ① 対人援助の基本である傾聴と共感・メッセージの伝え方について理解する。
- ② 生活場面での関わり方 (ほめ方、しかり方等) について理解する。
- ③ 日誌を含む記録の書き方として、客観的事実と評価情報を区別することを理解する。
- ④ 個人情報の保護と情報開示について理解する。

指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
<p><b>【導入】</b> 本科目は、演習になるため、講座のはじめにアイスブレイキングを行うなどしておくとい。 「傾聴」が実現する、自己紹介ゲームなどがよい。(5分)</p>		
<p>1. 子どものニーズに応じたコミュニケーションスキル</p>	<p><b>【特】</b> 子どもへの傾聴と共感・メッセージの伝え方、子どもが生い立ちや虐待の話を始めたときにどう対応するのかなど、具体的な場面を想定した演習を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対人援助の基本である、傾聴と共感・メッセージの伝え方について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解するという前提をまずはおさえる。</li> </ul>
<p><b>【展開】【演習】</b>                      ロールプレイ等を行い、実際にほめ方、しかり方、言葉かけ等をやってみる。後半は、記録の付け方を演習する。(45分)</p>		
<p>2. 生活における支援</p>	<p><b>【特】</b> 個々の子どもの強みを理解し、生活場面におけるほめ方、しかり方など、ペアレンティング・プログラム等の支援技術を踏まえた言葉かけ、年齢や発達段階に応じた1日の生活の流れと支援について伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活場面におけるほめ方。</li> <li>・生活場面におけるしかり方。</li> <li>・施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならぬこと」と「してはいけないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう養育・支援すること。</li> <li>・食生活、衣生活、住生活について扱う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにすることを伝える。</li> </ul>
<p>3. 記録 (日誌を含む) の書き方</p>	<p><b>【特】</b> 日誌を含めた記録の意義について理解し、主たる養育者や専門的職員等と状況が共有できる書き方、子ども等の理解につながる記録の書き方について伝</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客観的事実と評価情報を区別して記録記述する必要性をおさえる。</li> </ul>

	<p>える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録の大切さを知る。</li> <li>・良い記録のポイントを知る。</li> <li>・ケアマネジメントでの記録の書き方。</li> <li>・子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録する。</li> <li>・入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録する。</li> <li>・記録内容について職員間でばらつきが生じないように工夫する。</li> </ul>	
<p><b>【まとめ】</b>日記記入の演習を生かして、その内容から個人情報の保護についての注意点を話し合おうとよい。(10分)</p>		
<p><b>4. 個人情報の保護</b></p>	<p><b>【特】</b>見聞きしたこと、経験したこと、またそれらを記録したことに含まれる個人情報の保護について徹底する。特に、社会的養護を必要とする子ども等の安全を守る観点から十分に伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護</li> <li>・個人情報の開示</li> <li>・記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施すること。</li> <li>・守秘義務の遵守を職員に周知すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行うことをおさえる。</li> </ul>

### 3. 支援技術

#### 3- (8) 緊急時の対応 (講義 60分)

<目的>

- ① 事故を未然に防ぐ予防策や緊急時の対応について理解する。
- ② 緊急時の連絡・対応について理解する。
- ③ 配慮を要する対応について理解する。
- ④ 子ども間の暴力等の危機場面の対応について理解する。

指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
<p><b>【導入】</b> 発達段階における事故事例や特徴をおさえる。事故が起きたときの対応の仕方にも触れておく。(20分)</p>		
<p><b>1. 子どもの発達段階における事故防止</b></p>	<p><b>【特】</b> 子どもの発達段階における事故防止のための環境整備(安心安全な生活環境)について伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達段階に合わせた事故防止は、0歳では窒息への防止策、1歳から9歳では、行動範囲が広がることによる屋内外での交通事故と溺死・溺水への防止策が重要となることをおさえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的なデータで示す。 例:内閣府、平成26年版「子供・若者白書」等</li> </ul>
<p><b>2. 緊急時の連絡・対応について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起きる緊急事態によって異なるので、起こりうる事態を想定して対応や連絡先を決めておくとうまいことをおさえる。</li> <li>・保護者へは、できるだけ包み隠さずに連絡をする必要性を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急車や病院、児童相談所などへの連絡はもとより、保護者へ速やかに、連絡をする必要があることにふれる。</li> </ul>
<p><b>3. 配慮を要する対応について</b></p>	<p><b>【特】</b> 例えば、食物アレルギーや持病等への対応、被虐待児やDV被害者に対する加害親・加害配偶者等の追跡や連れ去り等への対応、子どもの怪我等を発見したときの対応など、専門職員が配慮している対応について、共通認識を持てるよう具体的に伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず発見者がアレルギー症状を確認、原因となる食物を食べたか接触した可能性を即座に状況判断、嘔吐、意識が朦朧、痛みや苦痛な様子などから、5分以内に緊急性を判断。</li> <li>・その後の処置について、ケースごとに詳細に扱う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都は「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」等が参考になる。</li> <li>・アレルギー反応とは、全身症状、呼吸器症状、消化器症状、皮膚症状、顔・目・口・鼻の症状を指すことをかくにんする。</li> <li>・すぐに緊急性を示すアレルギー症状が出なくても、時間が経過して遅れて症状が現れることもあるので、注意して観察を続ける必要があることをつたえる。</li> </ul>

【展開】社会的養護の場面では、ここからの項目が特徴的な部分であり強調が必要である。想定される危険場面やその対応については、受講者に予想させたり議論させた上で内容を伝えていくような学び方を工夫することで、現実性を高めたい。(35分)

4. 現場で起こりうる危機場面について

(1) 現場で起こりうる危機場面(子ども間の暴力、大人への暴力、無断外出、喫煙や危険な遊びなど)の理解

【特】危機場面に直面した場合に最低限取らなければならない行動や、予防的な対応について伝える。

<いじめや暴力>

- ・対等な関係での暴力や抗争である場合は、負傷している子どもの確認・救助・安全確保を行うこと。
- ・支援員や職員を含む複数の大人で対応し、大人の身の安全にも十分に注意を払うこと。
- ・実際に行うべきことは、興奮している子どもたちの暴力行為の制止を、複数の大人で行うこと。
- ・怪我をした子どもがいる場合は、重症度を判断し、必要であれば救急車を要請し、軽度であれば養護教諭のような手当ができる大人が対応すること。
- ・管理者や警察、子どもの保護者や養育者など連絡すべき関係者や関係機関に、事態の発生の経過に関して、5W1Hの情報を、分かっている範囲の事実を正確に伝えること。

<飲酒や喫煙、危険な遊びや禁止されている行為>

- ・未成年の飲酒・喫煙は法律(未成年飲酒禁止法、未成年喫煙禁止法)で禁止されており、絶対に許されないという一貫した基本姿勢に立ち子どもを教育、指導し、止めさせること。
- ・子どもたちを、日ごろから注意して観察しておくことが、防止につながり、行為が起きた時の対処のヒントにもなること。

(2) 現場で起こりうる危機場面における対応

- ・子どもが遭う事故や危機状態は、人為的なもの、社会的なもの、自然現象によるものなど多岐にわたることをおさえる。
- ・重要な緊急事態に対してはマニ

- ・子どもの間でいじめや暴力が起こった時、いかなる理由があろうともいかなる形態の暴力も許されないという基本姿勢に立ち、いじめの場合はいじめられている被害者の心身の安全を確保することが大前提であることをまずはおさえたい。

- ・監督すべき立場にある者が、未成年者の飲酒・喫煙を制止しなかった場合は、法的な罰則があることをよく理解した上で対応することを伝える。

- ・保護者や養育者がその対応と説明を受け入れられるかは、日ごろの信頼関係の形成によるところが大きいことを伝える。
- ・事件や事故が発生した場合にす

	<p>マニュアルの作成や対応の訓練が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践経験から学びながら、対応にかかわる教訓や経験則を作っていくことが課題である。</li> <li>・暴力や飲酒などの行為も基準があいまいになりかねないため、どの職員も支援の場では、共通認識を形成し、一貫した姿勢で通すことが重要である。</li> </ul>	<p>べきことは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事実の確認</li> <li>②情報の共有</li> <li>③緊急支援の必要性の判断</li> <li>④緊急支援チームの結成</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以上を管理者のリーダーシップの下に行い、子どもの保護者や養育者に、誠意をもって対応し説明する。</li> </ul>
--	--	--

**【まとめ】** 緊急時の対応について学んだことをふり返る。(5分)

--	--	--

<b>4. 演習</b> <b>4－(9) 施設等演習 (演習 120分)</b> <目的> ① 施設の概要を理解する。 ② 施設職員等とのグループワーク等により実際の業務について理解する。		
指導事項	学び方・扱い方	指導上の留意点等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>【導入】</b> 本科目は、演習になるため、講座のはじめにアイスブレイキングを行うなどしておくとい。 (5分)         </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <b>【展開1】 社会的養護を行う施設について、実際の場を視察、視聴する。(30分)</b> </div>		
<b>1. 社会的養護の現場の理解</b>	<p><b>【特】</b> 画像資料等を使って伝える。地域の状況、実習先としての施設等の受け入れ状況、措置(委託)されている子どもへの配慮などを考慮し、映像や写真などを用いる場合や、施設等を見学する場合なども考えられる。いずれも子ども等の生活の場であることを理解できる内容とする。養育補助者として期待される領域を考慮し、里親、ファミリーホーム、施設の小規模グループケア等を中心に、また、社会的養護の入り口としての人材という観点から、さまざまな社会的養護の状況がわかるような教材を用いることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者のいない児童、児童虐待など、家庭環境上養護を必要とする児童に対し、児童相談所の措置等によって受託し、社会的養護を担っている社会的資源は以下の通りであることをおさえる。</li> </ul> <p>&lt;児童福祉施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・小規模グループケア</li> <li>・地域小規模児童養護施設</li> <li>・情緒障害児短期治療施設</li> <li>・児童自立支援施設</li> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・自立援助ホーム</li> </ul> <p>&lt;家庭的養護&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親</li> <li>・ファミリーホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童、施設数、定員、現員、職員総数、里親の区分、登録里親数、委託里親数、委託児童数、小規模グループホーム、地域小規模児童養護施設、ファミリーホームの箇所数については、データを示しながら説明する。</li> <li>・参考：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童養護施設入所児童等調査」</li> </ul>

**【展開2】**体験したことを出し合う。グループごとに報告し合ったり、テーマごと（例：嬉しかったこと、難しかったこと、悲しかったこと、苦労したこと）に話題として、一定時間が来たらテーマを変えるなど、受講者どうしが関わりながら学びを共有できるような工夫をしたい。（75分）

**2. 演習（90分）**

**【特】**施設職員等が社会的養護の支援者として関わる中で体験したうれしかったこと、難しいと思ったこと、悲しいこと、苦労したことなどを伝えながら、研修受講者とグループワークする等により、社会的養護の支援者としてのやりがい、補助的支援者に期待することなどを伝える内容が期待される。

- ・ 1の内容を学び、理解した上で、グループワークを通じ、実際の業務について理解する。
- ・ 社会的養護の支援者としてのやりがい、必要なこと、期待されることについて学び合う。

**【まとめ】**全体で共有する。グループで話し合った内容を述べ合う。（15分）



## Ⅲ

---

### 子育て支援員研修に係る 「標準的な履修・指導内容の教材例」



## 子ども・子育て家庭の現状

### テーマ

子育て支援は、子どもや子どもが育つ基本的な場である家庭の正しい認識から課題化されることを理解する。そのために、地域と家庭の変容ということ客観的に理解した上で、家庭支援の必要性や格差の拡大する理由を理解し、子育て支援の必要性を納得し、さらに、子育て支援は子育て支援と重なることの重要性を理解する。

### キーワード

家庭の教育力の「低下」、生活の中での育ち、生活の変容、格差の拡大、ひとり親家庭、少子化、子育て支援

### 1. 子どもはどのようにして大人になってきたのか

#### (1) 歴史の中での子ども育ち

右の絵を見ていただきたい。これはオランダの画家、ピーター・ブリューゲルの「子どもの遊び」という有名な絵である。細かいのでよく見えないかもしれないが、この絵には子どもの遊びが90種類以上描かれている。つぶさに見ると、われわれが子どもの頃にやったのと似た遊びがたくさん描かれているのに驚く。どこの国でも子どもは似た遊びをするものだと思いませんか。



問題はこの絵が描かれた時期である。この絵をブリューゲルが描いたのは1550年頃で、数百年前である。数百年前のオランダの村での子どもの遊びとこの文章を書いている戦後生まれの世代が子どもであった頃と、同じような遊びをしていることを、あらためて確認しておきたい。論者によっては、江戸時代など、貧しいが故に子どもは幼い頃から家の仕事を手伝わされ、遊びどころではなかったのではないかと、実際は、子どもたちは仕事の合間をぬうように、ずっと長く、こうした遊びに興じてきたのだと思う。

こうした遊びで、子どもたちは大人になるために必要な身体諸力や道徳心、社会性などを自然のうちに身につけた。家事・仕事の手伝いで身につけるもの、遊びを通じて身につけるもの、そして共同体の行事等に参加することで身につけるもの、この三つによってすべての子どもたちは、広い意味で「教育」されたのである。

翻って現代社会はどうであろうか。こうした地域社会での自在な遊びはほぼ消滅してい

るし、子どもの仕事もなくなった。生活の中で育つということは、従来のように期待されなくなってきたのである。これは大げさに聞こえるかもしれないが、人類史的な危機状況といってよい。子どもは大人が自分たちの生活をしっかり行い、それに巻き込み、子どもの集団を大事にしてあげば、自然と育って行くということが成り立たなくなってきたのである。

## 2. 「家庭の教育力の低下」ということの正しい意味

こうした地域社会全体、生活全体で子どもを育ててきたという人類の育ての方式が成り立たなくなって、子どもの育ては2つのサイトに分担されるようになった。一つは家庭でもう一つは保育を含む学校である。家庭で行わねばならない育児項目が急増し、頭も心も体も、親が意識的に育てていくことを課せられるようになってきている。それが大変であるということから少子化や虐待が起こってきている。

狭く育児の経験もなく子どもを外で自由に遊ばせることもできない両親だけの核家族に、そうした豊かな養育力を普遍的なものとして期待するのは無理である。また学校もしつけ機能まで期待されるようになり、それがうまくできないと嘆く教師が急増し、逆にそれに対する不満を述べる保護者も多くなった。学校が窮屈な場になることと家庭が諸問題を抱えることとは、コインの表裏の問題である。端的に子どもを育てるこれまでの方式がなりたたなくなってきたのに、それにかわる育てと育ちの方式が編み出されえていないということの反映である。

したがって、しばしばいわれる「家庭の教育力の低下」ということは、正確に理解されなければならない。家庭にはこれまで豊かな教育力があつたのにそれが低下していると理解することは、事実にもとるし、間違いである。貧しい農村の農民に豊かな教育力がこれまであつたのではない。これまでは、意識的な教育をさほどしなくても、親が自分たちの「生活」全体の営みに子どもたちを巻き込むことで、結果として子どもたちの育ちが保障されたのである。また地域が子どもの育つ場として保障されていたので、自在に放り出して育てることができたのに、それもかなわないのが現在で、その限り家庭は課題を押しつけられてアップアップさせられているというのが正確である。だから、「家庭の教育力が低下」したのではなく、地域と生活の教育力が低下したために、家庭が大変苦労しているというのが実際である。

子育て・家族支援がなぜ必要になってきているのか、こうした角度から深く理解しておくことが肝要と思われる。

## 3. 少子化の原因

少子化がなぜ起こってきたかということは、こうしたことと深く関係している。

子どもを生んでも地域で自由に育てる場がない、保育所になかなか入れない、己の自己実現のテーマの中から出産と育児ということを外す女性が増えてきた、そもそも経験もなく自信がない、父親の育児・家事参加が不十分等々、さまざまなことが少子化につながっていると思うが、ともかくこのまま少子化が続くと、人口構成も高齢者の比重がとて高いものになり、社会の安定した持続が困難



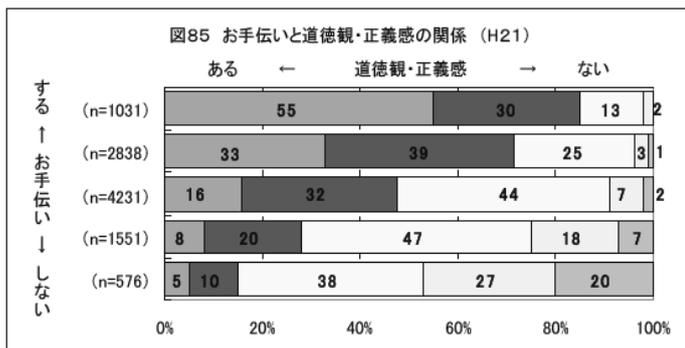
なってくる。地域の過疎化も起こりかねず、少子化をきっかけに、社会のあり方を根本から考え直してみることが必要になっている。子育て支援の活動は、この面からいうと、人口構成をより自然なものにしていく為の活動といえる。

#### 4. 格差の広がり新たな課題の登場

先に見たように、家庭が「生活」を生産的に行う場でそこに子どもたちを巻き込んでいけばそれなりに育ったという時代が終わり、家庭が多くの育児課題一頭と心と体の育て一を担わなければならないとなると、そうしたことがそれなりにできる条件や姿勢のある家庭とそうでない家庭で、大きな差が出てくることになる。

次のグラフは、小中学生ほぼ1万人に対して行った調査で、手伝いをする割合と道徳心、正義感の育ち具合の相関を見たものである。お手伝いをしっかりしている子の道徳心、正義感の育ちがよい等、手伝いの度合いと道徳心の育ちはきれいな相関を示すことが明らかになっている。

質問「買い物のお手伝いをする事」「靴などをそろえたり磨いたりすること」「食器をそろえたり片付けたりすること」「家の中のお掃除や整頓を手伝うこと」



国立青少年教育機構調査「青少年の体験等と自立に関する実態調査」平成22年より

これはお手伝いをすると道徳心が育つということを表しているのではなく、現代のように、特に手伝いをしなくても家庭生活が成り立つ時代でも、子どもに意識的に手伝いをさせているような家庭では、道徳心や正義感の育ちもよいという結果になっていることを示している。経済的にも、文化的にも、家庭に条件が整った場合とそうでない場合にこのような格差が生まれる時代になったということである。

したがって、これからの子育て・家族支援は、こうした経済格差に起因する家庭の文化格差を克服する方向で構想されることが大事になっている。

## 5. ひとり親世帯の増加と経済困難

離婚等の理由で、単親で子どもを育てている世帯が増加している。厚労省の「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、平成23年段階で母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯（推計値）で、内約8割が離婚を理由としている。収入は厳しく母子家庭の母親の就労収入は年181万円、父子家庭の父親の就労収入は年360万円で、平均的な両親家庭に比べてかなり低くなっている。特に母子家庭は大変で、年収122万円程度以下の収入しかない「貧困家庭」の割合が55%程度になってきている。この母子家庭の貧困率の高さは異常ともいえ、OECD加盟国中でトップである。経済的な貧困は、お金が地縁、血縁代わりになる現代社会では、すぐに文化的貧困、教育の貧困、友人関係の貧困、孤立感の増大などに結びつき、子どもへのゆとりのない対応が増えていく。貧困家庭はまた子どもの学力形成条件の貧困にリンクするので、こうした家庭の子どもの生活支援、学力支援も大事なテーマになるが、同じように、ひとり親家庭の母親、父親が孤立しないようにする支援も最重要な課題になっている。

## 6. 子育て支援を念頭に

子育て支援は、基本的には子育てをしている親、保護者への支援であるが、その必要を促している要因は、子育てを社会全体、生活全体で行ってきたこれまでの慣行が崩れてきたことにある。それは一方で親・保護者と学校の加重負担を産み支援を必然化することを述べたが、同時に同じ事態が子ども自身の育ちの環境や条件の劣化ということにもつながっていく。

そもそも子育て支援は、子どもたちが健全に育てていくことが難しくなっているために行うものでもあり、その意味で子どもの育ちへの支援、「子育て支援」が同時に大事な課題になる。

子育て支援を子育て支援と串刺しにするような支援のあり方を探ることが大切な課題となる。

## 7. まとめと課題

子育て支援は、子どもや子どもが育つ基本的な場である家庭の正しい認識から課題化されることを理解する。そのために、地域と家庭の変容ということを客観的に理解した上で、家庭支援の必要性や格差の拡大する理由を理解し、子育て支援の必要性を納得し、さらに、子育て支援は子育て支援と重なることの重要性を理解する。また、子育て支援を子育て支援と串刺しにするような支援のあり方を探ることが大切な課題となる。

(汐見 稔幸)

## 「子ども家庭福祉」の概念と子ども・子育て支援の概要

### テーマ

「子ども家庭福祉」という言葉の持つ理念を十分に理解することが大切である。子どもの人権を尊重し自立を促すとともに、子どもを護り、子どもにとって最善の利益を護るために、「どのような背景をもっていようとも、すべての子どもは護られる存在であること」「保護者が責任をもつとともに、国や地方公共団体も子どもの育成の責任を負うこと」「すべての国民は、子育てに協力するよう努力し、社会全体で子どもの育ちを支えること」がポイントである。併せて、児童家庭福祉施策・制度の概要について理解するとともに、児童福祉施設等と専門職の役割について知り、児童家庭福祉に関する地域資源の概要についても理解することがねらいである。

### キーワード

児童家庭福祉、人権、子ども・子育て支援新制度、児童福祉施設

## 1. 子ども・子育て支援新制度の概要

### 1) 児童家庭福祉の理念

「児童家庭福祉」という言葉は、子どもの支援や子育て支援を行う場合にとても大切な言葉である。言葉には、多くの場合、私たちが大切にしてきた意味や命が宿っている。私たちは、言葉を使ってなにごとも考え、感じ、そして多くの人と関わり伝えあっている。だからこそ、社会の中で人と関わる時には、「言葉」が重要な道具となるのである。そこで、まずこの「児童家庭福祉」という言葉の意味について理解することから始めてみる。

公的な子ども・子育て支援の根拠となっている「児童福祉法」(1947年)には、総則として以下のよう示されている。

### 第一章 総則

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

また、児童福祉法が制定された数年後の1951年には「児童憲章」が示され、子どもに関する基本的な理念として次の3つを挙げている。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んじられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

このようなことから、まずその中心にある考え方は、「どのような背景を持っていようとも、すべての子どもは護られる存在であること」「保護者が責任を持つとともに、国や地方公共団体も子どもの育成の責任を負うこと」「すべての国民は、子育てに協力するよう努力し、社会全体で子どもの育ちを支えること」であるといえる。

さらに、1980年代以降、いわゆる「少子化」の問題が社会的に言われるようになってきたり、国連・

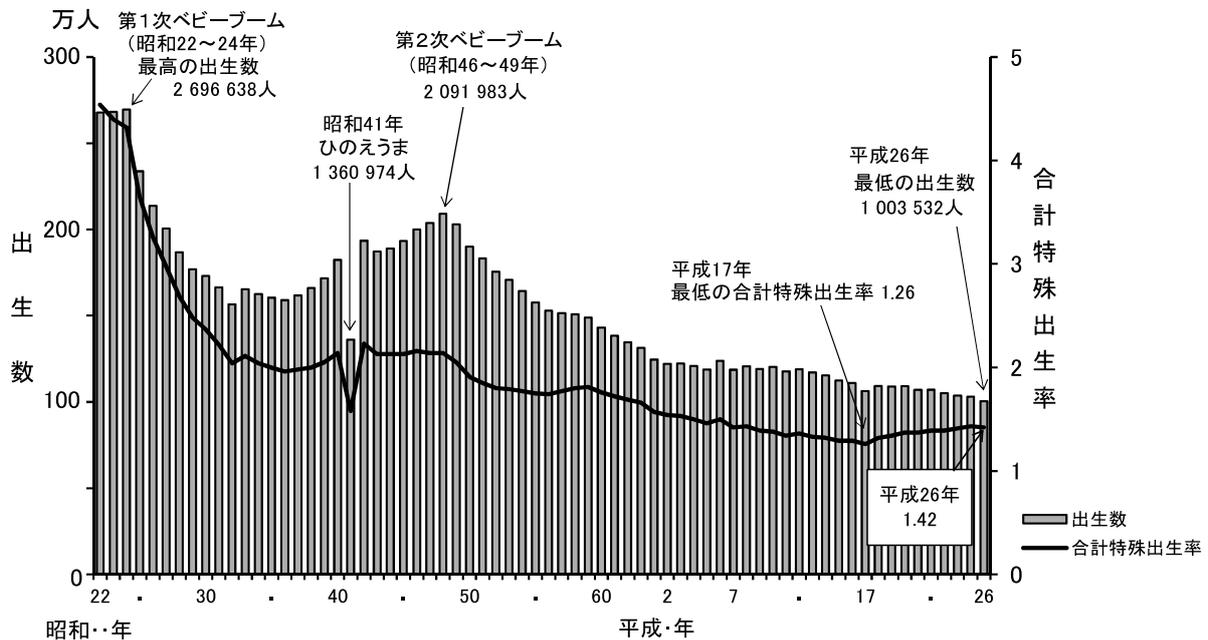
こどもの権利条約などが制定され、子どもが「未成熟な未完成品」というのではなく、ひとりの人間として大人と同様の「基本的人権」を持ち、その主体性が大切にされなければならないとの考えも広がったりした。そのような流れのなかで、児童のみならず、子育てに責任を持つ保護者にも国や公共団体が援助を与える必要があるというように視野が広がっていった。また単に最低限の保障をどの子どもにも与えようとするだけでなく、人権の擁護や自己実現を支えることをも大切にする「ウェルビーイング(well-being)」という思想も広がった。そのようなことから、「児童福祉」という言葉は、「児童家庭福祉」、あるいは子どもの人権や主体性をより強調しようとする「子ども家庭福祉」へと発展的に変化していったのである。

つまり、現在使われる「児童家庭福祉」ないしは、「子ども家庭福祉」という言葉には、このように子どもの権利を尊重し自己実現を支えることを含めた、すべての子どもと家庭に対する「児童福祉」を実現しようとする理念が埋め込まれているのである。子どもの支援や子育て支援に関わるものの原点として、このような理念には何度となく立ち返る必要があるといえる。

## 2) 少子化と保育ニーズ・子育て支援ニーズ

子どもの支援や子育て支援を行おうとするとき、現在、大きな社会の特徴となっている「少子化」という問題について理解しておく必要がある。このことによって、保育のニーズや子育ての支援のニーズが大きな影響を受けているからである。

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



(厚生労働省 平成26年 人口動態統計月報年計(概数)の概況、P.4)

図1は、出生数及び合計特殊出生率(「その年次の15歳~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する」、同前、P.1より引用)の推移である。男女1組のカップルが2名以上の子どもを産んでこそ、理論的には人口が維持されるわけであるから、現在の合計特殊出生率1.42というのは、平成17年度に経験した1.26という数字からは上昇しているものの、依然として低い水準が続いているといっている。このような少子化の背景にある問題は、これまでも多く指摘されている。晩婚化や非婚化とい

った結婚に関する時代的な変化もあるが、より大きな問題は、社会の変化に伴う雇用やライフスタイルの変容、保護者と子どもを取り巻く家族環境や地域環境の変化であろう。

近年は、若者の雇用環境がとりわけ厳しい社会である。非正規雇用の割合が高く、また収入が相対的に低い若者世代が、ちょうど子育て世代に合致してしまっている。このような雇用の不安定さは、育児休業の取得のしにくさやワークライフバランスのとりにくさ、そしてなによりも、その結果として育児に対する関心や意欲を低くする方向に作用してしまっている。また、3世代同居といった家族が少なくなり、地域での人間関係の希薄さなども指摘される中で、子育てにおける「孤立」といったことも進んでおり、「子どもを産み育てること」が困難な社会が結果的に広がっている面は否めない。

こうした中で、保育ニーズは高まるとともに、子育て支援ニーズも、やはり高くなっているのが現在の日本の社会である。ライフスタイルも価値観とともに多様化し地域特性なども広がる中で、子ども支援や子育て支援は、そうした保育と子育て支援のニーズの高まりとともに、多様化もしている。多様な保育サービス、地域の子育て支援、放課後子どもクラブ等の様々な支援事業が求められる理由である。貧困や虐待、いじめ、発達障害などの子どもや子育てをめぐる大きな課題への対応も含めて、だれもが子どもを産み育てることに生き甲斐や楽しさを感じる社会を、私たち自身の手で創り出すことが、今、求められているといえよう。

### 3) 子ども・子育て支援新制度の概要

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援新制度」は、ここまでに述べてきた状況を踏まえて、国が地方の公共団体と一体となり、子どもや子育ての支援をより充実させるために取り組もうとしている施策である。具体的には、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

内閣府の「子ども・子育て本部」では、「子ども・子育て支援新制度」の主なポイントについて、以下のように7点からまとめている。

1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
  - ・ 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。
2. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
  - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的に位置づけます。
  - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。
3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
  - ・ 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していきます。
4. 基礎自治体（市町村）が実施主体
  - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施します。
  - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。
5. 社会全体による費用負担
  - ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としています。（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要です）

6. 政府の推進体制

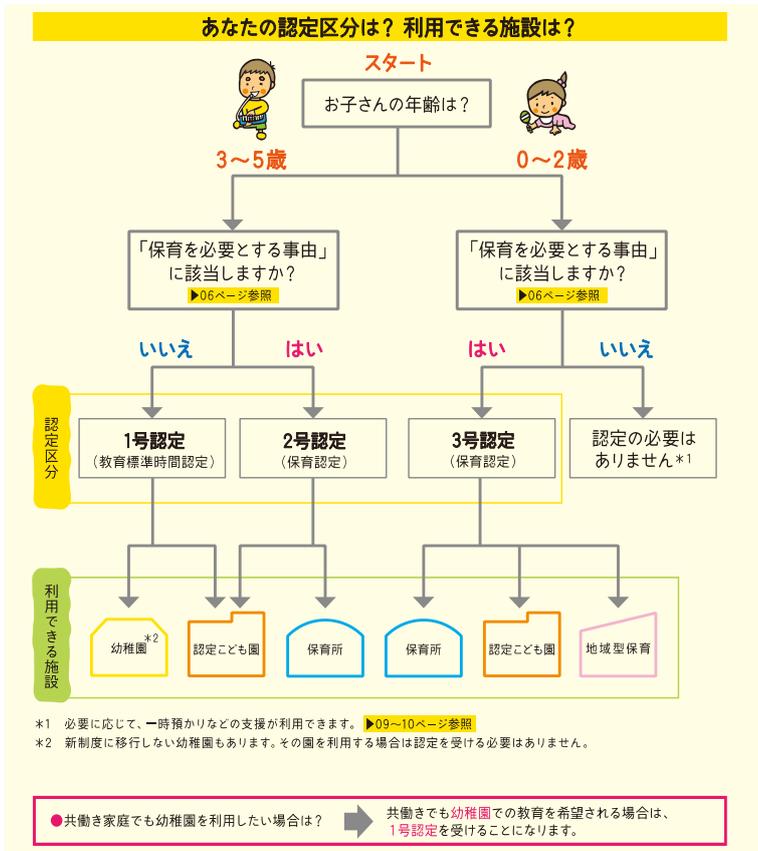
- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)しました。

7. 子ども・子育て会議の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置しました。
- ・ 市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務とします。

(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>より引用、一部修正)

保育ニーズや子育て支援ニーズに対して、支援の質と量の両面から拡充させたり、向上させたりしようとするのが本制度のねらいである。また、身近な区市町村が中心となって、地域特性に応じて柔軟に取り組みを広げることが目指されており、消費税増税分を財源として当てることになっている。



保育に関しては、特に地域型の保育が新たに設けられ、定員5名以下の「家庭的保育(保育ママ)」定員6～19名の「小規模保育」、会社の保育施設で従業員と地域の子どもを保育する「事業所内保育」、個別な対応が必要なのに地域に施設がない場合に行う「居宅訪問型保育」の4つの事業が、保育所より少人数での単位で展開されることになった。これに伴い、施設などの利用を希望する場合は、区市町村から利用のための、1号から3号までの認定を受ける必要がある(図2)。

また、地域の子育て支援の充実にも力が入れられており、「利用者支援」「放課後児童クラブ」「地域子育て支援事業」「一時預かり」「病児保育」「ファミリー・サポート・センター」「子育て短期支援」「乳児家庭全戸訪問」「養育支援」「妊婦健康診査」等の事業が進められている。

図2 認定の仕組み (内閣府「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK」P.5)

このような事業に、家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護について、地域の実情やニーズに応じて、支援の担い手となる人材が確保されることが必要となっている。このために、研修制度を創設し、養成されようとしているのが「子育て支援員」である。子育て支援員は、国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を終了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けることで、各事業に従事するにあたっての必要な知識や技能等を習得したことを認められるも。そして、ここでの研修を生かして、子ども・子育て分野で幅広く活動することが期待されている。

こうした「学び」を活用して、子ども・子育て支援に参加することは、広くは「生涯学習」とよばれる営みでもあり、社会や地域を「学び」を通じて創ったり、再構築したりすることに参加することでもある。社会全体で子どもや子育てを支援する社会は、一人一人の小さな動きからしか実は始まら

ない。それが、少しずつ増えて大きな集まりなり、地域や社会全体にまで広がっていくことが望まれている。

## 2. 児童福祉施設等の概要と児童福祉の専門職・実施者

児童家庭福祉の理念に基づき、地域にあつて子ども・子育て支援のために設置されているのが、児童福祉施設である。児童福祉法の第7条では、表1にある14の施設が児童福祉施設として規定されている。

表1 指導福祉施設の種類とそこで働く専門職

施設種別	児童福祉施設最低基準に定められている職種	その他施設が任意で配置している職種
助産施設	第一種助産施設は病院（医師・看護師・助産師など）、第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任または嘱託の助産師。第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者	
乳児院	医師または嘱託医（小児科）・看護師（保育士・児童指導員）・栄養士・調理員	心理療法担当職員・家庭支援専門相談員・個別対応職員
母子生活支援施設	母子指導員（保育士）・嘱託医・少年を指導する職員・調理員	心理療法担当職員・個別対応職員
保育所	保育士・嘱託医・調理員	
児童厚生施設	子どもの遊びを指導する者（地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校、その他の養成施設を卒業した者・保育士・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、または中等教育学校の教諭など）	
児童養護施設	児童指導員・嘱託医・保育士・栄養士・調理員	心理療法担当職員・被虐待児個別対応職員・職業指導員・家庭支援専門相談員
知的障害児施設	児童指導員・嘱託医（精神科）・保育士・栄養士・調理員	
知的障害児通園施設	児童指導員・嘱託医（精神科）・保育士・栄養士・調理員	
盲ろうあ児施設	嘱託医（眼科・耳鼻咽喉科）・聴能訓練担当職員および言語機能訓練担当職員（難聴幼児通園施設）・児童指導員・保育士・栄養士・調理員	職業指導員
肢体不自由児施設	医療法に規定する病院として必要な職員（医師・歯科医師・薬剤師・看護師および准看護師・看護補助者・診療放射線技師等）・保育士・児童指導員・心理指導担当職員・理学療法士・作業療法士・栄養士・調理員	保健師・言語聴覚士・心理指導担当職員・職業指導員
重症心身障害児施設	医療法に規定する病院として必要な職員（医師・歯科医師・薬剤師・看護師および准看護師・看護補助者・診療放射線技師等）・保育士・児童指導員・心理指導担当職員・理学療法士・作業療法士	保健師・言語聴覚士
情緒障害児短期治療施設	医師（精神科・小児科）・心理療法担当職員・児童指導員・保育士・看護師・栄養士・調理員	家庭支援専門相談員・個別対応職員
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員（保育士）・嘱託医・精神科の診療に相当の経験を有する医師または嘱託医・栄養士・調理員	職業指導員・家庭支援専門相談員・個別対応職員
児童家庭支援センター	児童福祉法第44条の2第1項に規定する業務を担当する職員	

注：上記表についての例：嘱託医（眼科・耳鼻咽喉科）の（ ）内は、医師の専門分野についての記載。看護師（保育士・児童指導員）は、「看護師は保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる」という児童福祉法最低基準での規定について記載している。

出典：内山元夫・岡本幹彦・神戸賢次（編集）『保育士養成課程 改定 福祉施設実習ハンドブック』みらい、2007 pp.22-23 に一部加筆。

（加藤洋子「子ども家庭福祉の専門職・実施者」佐々木真斗・澁谷昌史編著『子ども家庭福祉』、P.72）

児童福祉施設は、「母子生活支援施設」「児童養護施設」「乳児院」「知的障害児施設」「肢体不自由児施設」「肢体不自由児療護施設」「盲・ろうあ児施設」「重症心身障害児施設」「児童自立支援施設」「情

緒障害児短期治療施設」といった生活を支える入所型の施設と、「助産施設」「保育所」「児童厚生施設（児童館・児童遊園）」「児童家庭支援センター」といった各種の保育サービスを利用することができる通所型の施設に大きくは分けられる。加えて、児童家庭福祉に関わる専門職や実施者には、相談業務に従事する「社会福祉主事」「児童福祉司」「児童心理司」「母子自立指導員・家庭相談員」「児童委員・民生委員」「主任児童委員」があり、子どもの支援に関わって「児童指導員」「保育士」「母子指導員」「児童自立支援専門員」「児童生活支援員」がある。児童福祉施設での事業に従事する専門職は、表1にあるとおりである。専門職者と実施者は、常に連携して家庭や子どもを支え、自立支援と健やかな育ちを行うことが求められる。

また、児童福祉施設等の利用については、保護者が希望する施設を選んで申し込み、区市町村が状況を確認して利用を決定する「利用契約制度(保育所方式・障がい者福祉方式)」に基づくものと、必要性等を区市町村が判断しサービスの提供を行う「措置委託制度」に基づいて利用するしくみのものがある。例えば、保育所や助産施設などは前者であるが、児童養護施設や乳児院などは後者である。また、措置に関わる権限は児童相談所長に委任されているために、実際には児童相談所が措置委託を行っている。

### 3. 児童家庭福祉に係る資源の理解

地域には、児童福祉に係る場所や取組が多様に広げられている。例えば、孤立化等を背景とした育児不安などに対する支援サービスを行う「地域子育て支援拠点事業」は、地域の空きスペースを利用する「ひろば型」、保育所等で行う「センター型」、民間の児童館等で行われる「児童館型」の3つのタイプがあり広がっている。また、児童のアフタースクールの生活を支える放課後児童クラブは、小学校の敷地内に設置されている場合の他に、先の「ひろば型」においても拡充が図られたりしている。また、会員制をとって、子どもを預けたい会員と預かりたい会員のマッチングを図る「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」など、子育てを支援する事業が地域では様々に展開されている。

児童相談所、家庭児童相談室、保健所など、児童家庭福祉に関する取組の要となっている施設や組織に加えて、このように地域には児童家庭福祉に関わる資源が豊かに用意されている。地域ごとのこうした社会資源の整備状況や各種施策をよく理解し、研修等の機会にも積極的に参加して、必要な情報を必要とする人に伝えたり、相談できたりするように留意することは大切なことである。また、子育てや子育て支援に関する各種専門職の存在や、各種施設や事業においてボランティアを含めて地域でどのように人材を確保していくのかに資するネットワークを創ることなど、も求められるところである。

### 4. まとめと課題

子育て支援制度を理解するために、子ども家庭福祉に関する概念やそれに連なる制度の概要、子育て支援サービスや、子ども・子育て支援制度、さらには児童家庭福祉施策や児童福祉施設や施設・事業の担い手等について概略を述べてきた。社会の変化とともに広がる、多様で複雑化する子ども・子育て支援に対するニーズに対応して子ども家庭福祉の理念が具体化することで、子どもを生み育てることの個人や社会にとっての豊かさが広がっていくと思われる。

このときに、ひとつ課題を挙げるとすれば、こうした取組を実際に進めていくにあたっては、ここまで述べてきた多様な専門職者や実施者が、それぞれの立場や特性に応じて「チーム」として活動を広げ、子どもと子育てを行う家庭を「つなぐつなげる」ことにあると思われる。「チーム」として活動するための力とは何か、という課題について、それぞれでぜひ考えてみてほしい。

(松田 恵示)

参考文献 佐々木真斗・澁谷昌史編著『子ども家庭福祉』、光生館、2011

## 子どもの発達を捉える視点

テーマ

子どもの心と体に発達について理解し、発達課題に応じた援助を行う必要性について理解する。また「遊び」を通じた援助について理解する。

キーワード

1 発達への理解    2 胎児期から青年期までの発達    3 発達への援助  
4 子どもと遊び

### 1 発達への理解

#### 1) 子どもの発達を理解することの意義

子どもを育て支援する人にとって、支援の対象となる子どもについて理解することは、適切な支援を行う上で大変重要である。なかでも大人と違って子どもは日々成長、発達していくため、その発達の過程を把握する必要がある。

また、子どもの発達は連続的ではあるが、常に滑らかに進むわけではなく、時には停滞しているように見えたり、逆に飛躍的に進んだりすることもある。さらにひとりひとり異なる資質や特性があり、その成長には個人差があるため、そうした子どもの発達の特性や、ひとりひとりの発達過程に応じた援助の仕方を学び実践することで、子どもの望ましい発達を促すことにつながる。

#### 2) 子どもの発達と環境

人は生まれた時から自然に成長していく力が備わっているが、それと同時に、周囲の環境に主体的に関わろうとする力も持っている。子どもは自発的・能動的に環境に関わり、自分自身の生活と関連付けながら豊かな心情や意欲、態度等を身につけ、新たな能力を獲得、発達していく。このように発達とは、周囲の環境との相互作用の結果であると理解されている。

そのため、周囲の環境を整えることは大変重要な意味がある。周囲の環境には、身近な人や自然等が挙げられるが、特に大切なのは、人との関わりである。愛情豊かな大人から保護や世話などを受けることで、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけることができるようになり、人と人との関わりを深め、その結果、人への信頼感と自己の主体性を形成していく。

### 2 胎児期から青年期までの発達

#### 1) 生涯発達と発達援助

「三つ子の魂百まで」ということわざから、幼い頃に形成された性格は年を取っても変わらないという解釈が生まれ、乳幼児期の教育の大切さの根拠のように用いられてきた。その結果、「子どもは3歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす」という意味の「三歳児神話」が、今でも話題に上ることがある。しかし、現在ではこの神話には合理的根拠がないとされ、人は生涯にわたって発達していくものと理解されている。また、赤ちゃんは全くの白紙状態で生まれ、吸い取り紙が水を吸い取るようになってなんでも覚える、とも思われており、そのため、小さい時に基礎をた

たきこむべきとも考えられていた。しかし、現在ではごく小さい赤ちゃんであっても決して白紙状態ではなく、大人の想像以上に様々な知識と個性を持ち、自ら好んで物事に働きかけ、科学者のように実験したり統計的に分析したりしながら、周りの世界について学んでいることも明らかになってきている。子どもたちひとりひとりの健やかな育ちを保障するためには、これらのことを念頭に置きつつ、子どもが心身共に安定した状態でいられる環境と、愛情豊かな大人の関わりを提供していくことが必要である。

## 2) 胎児期から新生児期及び乳幼児期の発達

胎児は妊娠10週に満たないうちから感覚器官が形成され、20週～25週(6ヶ月～7ヶ月)には、各器官の神経が出来上がる。そして、その頃から聴覚も発達するので、話しかけるなどの好ましい刺激は、脳の発達を促し、生まれる前から親子の関係を築くことも可能となる。生後1ヶ月間の新生児期は、パターンの対象に対するある程度の視覚的能力や、人の音声と物理的な音を区別する能力もあり、すでに周りの世界を新生児なりにコントロールしていこうとする能動的な側面がみられる。

そして、乳幼児期は、身体が著しく発育するとともに、運動機能が急速に発達する。そのため、自分の力で取り組むことが増え、活動性が高まる。また、この時期は大人によって命を守られ、愛され、信頼されることによって情緒が安定し、人への信頼感が育つ。特にスキンシップは大きな役割を果たすといわれている。この時期は人への信頼感を基盤とし、周囲の大人や他の子どもと共感したり、楽しんだりといった、交流を通して情感が豊かに育っていく。またこうした交流は、自分と他者との違いに気付くきっかけにもなり、自我の育ちにつながっていく。

## 3) 学童期から青年期の発達

小学校低学年の時期の子どもは、幼児期の名残はまだあるが、大人の言うことを守る中で、善悪の理解と判断ができるようになってくる。そして、小学校高学年の時期になると、ある程度物事を対象化して認識することができるようになり、自分のことを客観的に見ることができるようになってくる。また集団の規則を理解したり、自分達でルールを作ったり、それを守ったりできるようになるが、その一方で、いわゆる「ギャングエイジ」と言われている閉鎖的な子どもの仲間集団が発生する時期でもあり、そうした仲間間での付和雷同的な行動が見られる場合もある。この頃になると発達の個人差が大きくなってくるため、人と比較することで、劣等感を抱きやすくなる時期でもある。

青年期前期(中学生)になると、思春期に入り自分独自の内面の世界に気付きはじめ、自意識と客観的事実との違いに悩み様々な葛藤の中で、自分自身の生き方を模索し始める。この時期は大人よりも仲間との関係を重要視する傾向があり、親に対する反抗期を迎えることも少なくない。性意識の高まりも見られ、異性への興味関心も高まる時期である。

青年期中期(高校生)は、親の庇護の元から、社会の形成に参画し貢献するといった、自立した大人になるために最終的な移行時期ともいえる。そして大人の社会でどのように生きるのかという課題に対して真剣に模索する時期でもある。しかし、現在の日本では大人への移行が長期化したり、複雑化したりしているとも言われている。

### 3 発達への援助

#### 1) 基本的な生活習慣の獲得と発達援助

食事や排泄、睡眠といった基本的な生活習慣は、子ども自身が身近な人や周囲の物、自然などといった環境とかかわりを深めていき、興味・関心の対象を広げつつ、物事を認識する力や社会性を発達させていく過程で獲得していく。

そのため、子ども自身が自分の生活と関連付けながら好奇心を抱いたり、必要だと感じたりすることが重要となる。

#### 2) 発達の課題に応じた援助や関わり

子どもにはひとりひとり異なる性質や特性があり、その成長には個人差がみられる。しかし、その一方で子どもの発達の道筋や、さまざまな能力を獲得していく順序については、共通している部分も多いと言われている。例えば、赤ちゃんはハイハイをしてからしばらくして歩くようになり、言葉も「マンマ」といった一言のみだったのが「マンマちょうだい」の二言に増えていくという風に、ある行動が現れる時期には個人差があるものの、その順序はだいたい決まっている。そのため、支援者は、子ども自身の各発達段階における達成すべき課題を上手くクリアしていくことができるよう援助することで、子どもの継続的な発達を支援していくことができる。

多くの子どもを見ていると、同年代の子ども同士比べて、特に発達が遅れていると思われる子どもについて心配しがちだが、次のことを意識して関わるようにしたい。

1 つ目は、「子どもの長所を見つける」ということである。子どものできないところに目を向けるのではなく、他のことに目を向け、できるだけ、その子どもの長所を見つけるようにしたい。2 つ目は、「無理にさせない」ということである。心配し過ぎたり、気にしすぎたりする結果、できないことについて子どもを責めたり、無理に行わせるといったことがないようにする。3 つ目は、「見過ごさない」ということである。先ほど個人差があるので、できないことよりできることに目を向けるべきと述べたが、あまりにも遅れていると思われる場合や、体の動きや話す言葉など、それぞれの発達があまりにもバランスが悪く発達しているように感じられる場合は、養育者ともよく話し合い、より注意深く見守ると同時に、保健センターや専門機関などに相談することを勧めた方が良い場合もある。

子どもは成長していく中で、徐々に視野を広げ、さまざまな物事に対しての認識力が高まり、他者とのかかわりを深め、自己を探求していく。そのように子どもが成長していくためには、発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することは重要である。特に身体感覚を伴う多様な経験を積み重ねることが、子どもの発達には不可欠と言われている。

すべての発達に気をくばりながら、様々な経験ができるよう、子どもの発達をサポートしていきたい。

### 4 子どもと遊び

#### 1) 子どもと遊び

子どもにとって、遊びは切っても切り離せないものである。子どもにとって遊ぶことは誰でもが行う当たり前の活動でもあり、子どもにとって欠くことのできない活動ともいえる。

子どもにとっては、遊びは単なる自然な活動であるだけでなく、子どもの成長過程と深く結びついている。子どもの成長が遊びの内容を変化させていくと同時に、遊びが子どもを成長させているともいえる。

そもそも遊ぶためには、愛着形成と呼ばれる安心できる特定の対象（その多くは養育者、母親）に対する特別な感情（情愛）を抱くことが必要である。子どもは、そうした愛着の対象を安全基地として活発に探索行動を行うようになる。そうした探索行動と、それに伴ったおもちゃなどの操作によって、より高度な遊びの前提条件となる機能的な遊びが促され、されにそれが象徴遊びといった遊びに発展していく。

機能遊び（ものを移す、穴に通す等）⇒象徴遊び（つもり、みたて遊び→ごっこ遊び） ⇒構造遊び（積み木遊び等）⇒ルール遊び（カード遊び等）
--

## 2) 子どもの遊びの効用

子どもは遊びを通して様々なことを学ぶ。まず子ども同士で遊ぶことなどを通じて、豊かな創造力がはぐくまれる。そして自分と違う他者の存在や視点に気付き、相手の気持ちになって考えたり葛藤を経験する中で、自分の気持ちを表現したり、相手のことを受け入れるといった態度を学んでいく。こうした体験は、道徳性や社会性の基盤となる。

また、遊びには道徳性や社会性だけでなく、次のような効用もあるといわれている。①人間関係力をはぐくむ。②さまざまな物事について体験的な知識を身に付ける。③自主性、耐性、創造性など「心の能力」をはぐくむ。④体力、運動能力、巧緻性をはぐくむ。⑤自尊感情を高める。⑥子どもなりのストレスを解消し、心の健康を維持する。

## 3) 遊びによる総合的な保育

子どもの様々な面の発達に遊びが寄与し、子どもが遊ぶためには愛着形成が必要なことについて触れたが、養育者との愛着形成が不十分であっても、保育者との愛着が形成されていくことで、子どもの愛着を修復し、子どもに安全観と安心感をもたらし、安心して遊ぶことが可能となる。

そのため支援員などの保育者は、子どもが表現したことと、その時の子どもの感情をしっかり受け止め、遊びの世界につなげながら展開するようにし、子どもと保育者間でイメージの共有体験ができるよう意識して関わる必要がある。イメージの共有体験は、保育者との気持ちの共感性へとつながり、保育者との愛着の形成につながる。

## 5. まとめと課題

子どもの発達を理解して、支援していくことの重要性について考えたが、子育てを取り巻く現状は、少子化や都市化の影響から子どもが人や自然と触れ合う機会が少なくなったり、生活リズムの乱れがみられたりといった課題が挙げられる。こうしたことを念頭に置き、子どもにとって最適な支援を考えて実践していきたい。

(荒川 雅子)

### 引用・参考文献

厚生労働省編「保育所保育指針解説書」フレーベル館 2015、内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領解説」フレーベル館 H27、文部科学省「幼稚園教育要領解説」フレー

ベル館 平成 27 年、文科省：子どもの徳育の充実に向けた在り方について（報告）「3. 子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」、高橋恵子・波多野誼余夫「生涯発達の心理学」岩波新書 1990、「親学サポートブック」奈良県立教育研究所、「こころの科学 そだちの科学 12」日本評論社 2009

## 保育を通して子どもは育つ

テーマ

子どもが育つにあたって大きな役割を果たす保育について学ぶ。

キーワード

保育原理、命ある存在、情緒の安定

### 1. 子どもという存在

#### 1) 一人のかけがえのない「命ある存在」である子ども

日本は少子化になってから久しいものの、2015年生まれはその1年前と比べて4500人増えたという。戦後、今や高齢化への道のりがすぐそこにある、団塊の世代(昭和22年から24年生まれ)のはじめの22年生まれは1年に269万人であったという。この30余年少子化の歯止めがなかなかかからないものの、上記の報告はわずかではあるが喜ばしいことである。

かなり以前のことであるが、命の誕生について、シェイラ・キッチンジャーと写真撮影をしたレナート・ニルソン、松山栄吉訳の「おなかのあかちゃん」(1986年初版、2003年、講談社)という本を手にしたとき、生命の誕生から出産に至るまでの経緯が文と写真で綴られていた。母なる性と父なる性との営みから長い間かけて、一人の人間としての命が生み出されてきたさまは、神秘でありながら、このような筋道を経てきたのかということを見せてくれていた。命の誕生までには、みんながこのような経緯をたどっているとはいえ、「おめでとう」と祝われて誕生していない子どもたちもいる。遺棄されて虫の息の子どもたちもいる一方で命を落としてしまう子どもたちもいる。誕生した命としてはかけがえのない存在は、保護者であるその母親、あるいはその保護者らの保護を受けなくては生きてはいけない。その生命を維持していくには、穏やかで温かいかわりを含めた保護を必要とする。命の誕生までの間にさまざまなリスクを抱えている子どもたちもいる。そのすべての子どもたちを守り育てていく責務が大人である我々にかかってくる。大人の責務の一つは、育むことにある。一人一人において、かけがえのない「命ある存在」を大人たちがしっかりと受けとめ、そこで子どもの育ちにかかわってこそ、子どもは育っていくと言えよう。保護者が第一義的にその保護責任の義務をもつものの、それ以外の大人を含めた人の温かいまなざしを含めた穏やかなかわりあいによって、保護され、守られて子どもは育っていくと捉えている。その営みこそ、「保育」であろう。

#### 2) 子どもは育つ力・学ぶ力をもって生まれているということ

赤ちゃん学をはじめ、最新の脳科学は、赤ちゃんで生まれた子どもの力についてかなり解明をしてきている。育つ力・学ぶ力をもって生まれてきているということである。小泉らによる研究(「育つ・学び・癒す法図鑑21」工作舎、2001年)、からも赤ちゃんは自発的に運動をしているという。その力がよりよく発揮されるには、その命が育まれなくてはならない。そこに大人たちの保護力が必要になる。赤ちゃん自ら、食を得ることはで

きない。生命の維持には食事をとること、排泄をすること、睡眠をとること、清潔であること、温度管理を含めた温度調節・着脱が維持されていることが命を育むうえにおいて求められることである。その支援は大人たちが一人一人の状態を見極めながら、個体としての一人の命ある存在をしっかりと保護育成できてこそ、子どもがそのもてる力をよりよく機能させることになるであろう。そのような存在の子どもを育むには、それぞれの時期について、どのようにかかわるのか、保護支援をしていくのかについて、大人に課せられており、大人が果たすべき役割がある。

### 3) 子どもという存在の理解

あらためて子どもという存在の理解が大人たちに求められよう。さまざまな能力をもっている、その命を育むエネルギーを得ること、ほか、様々なことを含めて大人のかかわりが必要になる。命を育むにはその命を保護する大人の存在が欠かせない。自ら移動、咀嚼、行動することが可能になってもなお、大人たちの支援が必要でもある。どの時期までなのかについては、さまざまな観点によって変動すると思われるが、児童福祉法においては、18歳までは保護下としている。保育の対象としての年齢幅であるにとらえられよう。0歳児から18歳までを対象とすると考えていくことにしよう。

#### 3) 児童憲章、子どもの人権・権利条約から、あらためて学ぶこと

児童は人として尊ばれるほか、子どもの権利条約などで、子どもの存在についての理解をするには何を見ていけばいいのかということについて示されたことで理解をすることができる。しかし、なかなか子どものことについての理解が深まっていけないと思われる事例などがある。昨今の虐待問題の増加、悲惨な殺人事例を見聞きするにつれ、どこかに大人たちが大事なこと；子どもたちとともに創っていくことを置き忘れてきてしまったのかと思えるくらい、なかなか理解を深めているとは言い難いような時代に生きているようにとらえられる。大人側にいる者の一人として、上記の内容をあらためて紐解き、読み合い、内容の示していることは何かについて考え合い、理解を深めていくための時間を作ることが多くの大人たちに、子どもたちにも求められているように思えてくる。

### 4) 保育は「協働」という見方のなかにあるということ

保育は人と人との営みである。子どもと大人との関係でみていくと、大人は保護者であり、子どもを守り、育成する役割を有している。子どもの側は、そのなかで、能動的に自らの意思を示していきながら主体的に動き・活動をすすめていく。子ども時代には、保護下のもと、生命の維持を支えていく命を育み、食することが安定的にあれば、そのなかで子どもは遊びを体験し、さらにその先を深めていこうとする。能動的な子どもの姿がそこにある。それらを保障していくと、そこに子どもの個性の発揮も見出される。見守り、後押しをしていく側の大人たちによって、子どもはさらによりよく生きる力を発揮していけるようになる。そこには大人と子どもの「協働」が息づいているように思われる。

大人の在り方としては、子どもが移動能力をもったときからおそらく18歳にいたるまで、その隠れた協働が息づいているところに、子どもが子どもとして生きづいていけるというものがあるのではないだろうか。関係性の育み方は決して押しつけではないものであり、子ども自身がそのような大人との関係性のなかで育むものなのであろう。このような

関係性のなかで生まれた子どもは、次の世代においても子育ての根幹のものを継承していくことになる。子育ては循環するということが言われている。ただ、そのような育ちの過程を経験してこなかった子どもたちや、大人たちも多い。押し付けていくことでしか子どもを見るができない人たちもいる。その人たちもまたあらためての、ともに生きるという原点から初めていかななくてはならないのではないか。そこに大人の側の支援も加えていく必要性があろう。協働には、幅広い意味合いがあるということになろう。

## 2. 情緒の安定・生命の維持

上記のように、子ども存在とその生き方において、大人との協働についてみてきたが、それだけの関係性を築くことができるには、そこにはその子どもがそのように能動的に生きられるだけの条件が整っていることが必要になる。それは、そこに生命の維持可能なかかわりがあり、そこに情緒が安定している状況があるということである。

赤ちゃんは泣くということできざまなことを発信していく。不快の内容として、おなかかすいたということや、汗をかいてしまったことで心地よくないということなど、きざまな不快な状態を泣くことで発信する。それらを読み取っていくのが大人になる。不快なことを解消してくれる温かく穏やかなかかわりのなかで、どのようなことを示しても、しっかりとその不快を受け止めてくれて心地よい状態にしてくれる存在の大人・保護者がいることで、食事、排泄、睡眠、清潔、着脱など生命の維持においては重要な内容をしてもらうことになる。穏やかに接して関わってくればより一層、ほっと安堵する時間がそこにある。そのなかで赤ちゃんは多くのことを吸収していくことになる。情緒の安定はそのような保護者とのなかで育まれていく。乳児期の安定的なそのような人間関係は、人によって育てられる典型の姿と言えよう。そのやり取りの内容は、相互に分かり合える人間関係を形成していくことになる。乳児期のそのような人間関係は、その後の成長過程における人間関係の基盤になると言われている。乳児期から幼児期にいたるまでに、安定した情緒のなかで育まれていくことは、その子ども自身の感情や自我の発達過程においても、穏やかな自立に向かう力も強いという。大人はその基盤形成にかかる時間を急がず、穏やかにかかわり、見守りながら、子ども自身が育むのを見守るということであろう。

一方、子どもには個体差があり、それ故個性がある。発達初期段階においても、泣き叫ぶ子どもやもの静かで発信がないように見える子どももいる。生命の維持、安定的な情緒形成においては、大人・保護者がなすべきことは変わらないものの、個体差については、丁寧に、関わることであろう。泣くことを治めていけるようになれば、穏やかさにつながってくるようである。育ちの過程では、一人ひとりの個性を見極めながら、その時期それぞれの保育の内容を選択しながら、丁寧に進めていくことである。

## 3. 健康の保持と安全管理

斎藤（「自己防止と安全教育改定5版」2004、南山堂）は子ども成長過程における保護期と子ども自らが安全に対応していける力を持つようになる時期について示しているが、6歳でも保護・安全管理については大人たちが配慮しなくてはならないとしている。現在誘拐などのような人による犯罪などは、本人が気をつけてもなお、厳しい事態になることがある。その意味では、12歳でも厳しいと言えよう。子どもの安全能力にかかわる

ものとして、上記の斎藤が3つの能力の総合化、すなわち、身体的面では、健康、運動、機能、知的面では知能と知識、精神面では性格、情緒、規範、道徳によるとしている。子ども自身が自らの健康の保持と安全管理を行うにはかなりの時間を有することになる。大人が気遣うことが求められる。そこに保育の内容が位置づいてくる。

子どもの日々の生活における安全点検については、都道府県のホームページからも検索ができる資料がある。それぞれの子どもの発達過程における日常生活での大人たちが留意し、点検していくべき内容が示されている。参考にされたい。また、乳児から幼児期までの生活の流れにおける安全点検について表(次ページ)にまとめた(「みんなで育て合う子育て支援の実際と課題」犀書房、2004)。事故防止及び健康安全管理に関する保育者の取り組みについて示している。参考にされたい。

保護者・大人とともに、育ち・育て合う関係(協働)が保育をすすめていくことになる。

#### 4. まとめと課題

子どもが育つにあたって大きな役割を果たす保育について学ぶことがねらいである。命ある子どもの保育をするには、情緒の安定を図りながら保育者として大人たちが丁寧にかかわることが求められるという保育の原理を見直してみよう。もう一度ここで自分なりに振り返ってまとめてみよう。

(佐々 加代子)

練馬区地域型保育事業の認可基準

事業類型		定員	職員配置基準	職員資格	保育室	給食	
小規模 保育事業	A型	6～19人	保育所の配置 基準+1名	配置基準の10割が 保育士※1	0・1歳児： 3.3㎡/1人 2歳児： 1.98㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員	
	B型・	6～19人	保育所の配置 基準+1名	配置基準の6割以上 が保育士※1 ※保育士以外には研修を 実施します。			
	C型・	10人又は 15人	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補 助者を置く場 合、5:2)	家庭的保育者※2 (+家庭的保育補助 者)	0～2歳児： 3.3㎡/1人	経過措置中のため、食事・ミ ルクは原則持参になります。 事業者によっては、給食の提 供があります。	
家庭的保育事業 (保育ママ)		1～5人	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補 助者を置く場 合、5:2)	家庭的保育者※2 (+家庭的保育補助 者)	0～2歳児： 3.3㎡/1人	経過措置中のため、食事・ミ ルクは原則持参になります。 事業者によっては、給食の提 供があります。	
事業所内保育事業		地域枠 は、定員 によって変 わります	<定員20人以上>	保育所の配置 基準	配置基準の10割が 保育士※1	0・1歳児： 乳児室1.65㎡/1人、 ほふく室3.3㎡/1人 2歳児以上 1.98㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
			<定員19人以下>	保育所の配置 基準+1名	配置基準の5割以上 が保育士※1 ※保育士以外には研修を 実施します。	0・1歳児： 3.3㎡/1人 2歳児： 1.98㎡/1人	
居宅訪問型保育事業			0～2歳児 1:1	家庭的保育者※3	—	—	

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

※1 保健師又は看護師を1名に限り保育士とみなす特例を設けています。

※2 区が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者(看護師、幼稚園教諭等)とします。

※3 事業者が所在する区市町村が認めた家庭的保育者となります。

【参考】

保育所	20人以上	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児30: 1	配置基準の10割が 保育士※1	0・1歳児： 3.3㎡/1人 2歳児： 1.98㎡/1人	・自園調理 ・調理室 ・調理員
認定こども園 (幼稚園型)	園による	3歳児 20:1 4歳以上児30: 1 (3歳以上児の 幼稚園教育時 間については 35:1)	保育士、幼稚園教 諭	3歳児以上 1.98㎡/1人	・自園調理 (外部搬入可)

## 対人援助の価値と倫理

### テーマ

子どもが育つとはどういうことなのか。母親の一生に関連させて、子育ての意味を考えた後で、子育ての中で、子育て支援員の果たす役割をとらえてみた。

### キーワード

1 子育ての大変さ、2 育児不安の構造、3 ウェルビーイング、4 子育て支援

#### 1 子育ての大変な時代

##### 1) 子どもを慈しむ文化

「子どもが育つ」のは当たり前に見える。もちろん、子どもを育てる権利と義務を負うのは実親であろう。そうした実親の親権に守られて、子どもは成長していく。しかし、日本の子育て文化は欧米と異なるといわれる。

欧米では、子どもは悪を内在化しているから、幼い内は、動物をしつけるように厳しく接する。そして、子どもが大きくなるにつれて、子どもの自主性を認める育て方をしている。実際に、西欧では、幼い子の悪が表に出ないように、幼い子に布をぐるぐると巻いて育てる風習があったといわれる。

それに引き換え、日本では、「瓜食めば子ども思ほゆ、栗食めばまして偲はゆ、いづくより来たりしものぞ、眼交（まなかひ）にもとなかかちて、やすいし寝（な）さぬ」（山上憶良）が、その典型であろうが、伝統的に子どもを可愛がる文化を持っていたといわれる。明治初年のお雇い外国人のモースが、日本に来て、親が子どもを可愛がるのと赤ん坊がニコニコと笑うのに驚いたと記述している。

たしかに、近代の日本では、貧困の中で、必死に子育てをする母親の姿に出会う。自分の食を削ってでも、子どもに食べさせる。それが母親としての、当然の気持ちという時代である。そして、子どもも親の慈愛に報いるために親に孝行を尽くす。しかし、近年、子育ての大変さを訴える母親が多くなっている。もちろん、欧米から帰ると、日本の母親のやさしさに改めて気づくことが多い。そして、子育てに献身している母親が多い日本だが、どうして子育ての大変さが増したのか、その背景を考えてみたいと思う。

##### 2) 「自分で子育てをしたい」が7割

1980（昭和55）年、共働きの家庭は35.5%と、3分の1を上回る程度だった。しかし、共働きの家庭が増え、1993（平成5）年に共働き家庭が専業主婦家庭を上回り、以後、共働き家庭の比率は年々高まって、2014（平成26）年には59.9%と、6割に迫っている。

そうした一方、第1子出産前後の就労形態を見ると、表1の通りで、この20年間、就労する母親は4分の1程度で、ほぼ7割が子育てに専念している。もちろん、ワーキング・マザーの比率は徐々に高まってはいるが、20年間で2.8%の増加にとどまる。したがって、

長い人生の中では仕事を持ちたいが、子育ての時期は子育てに専念したいという女性が多いのであろう。

表1 第1子出産前後の就労形態 (%)

	育休利用	育休なし	就労・小計	出産退職	前から無職	専業・小計	不詳
1985-89	5.7	18.3	24.0	37.4	35.5	72.9	3.1
1990-94	8.1	16.3	24.4	37.7	34.6	72.3	3.4
1995-99	11.2	13.0	24.2	39.3	32.8	72.1	3.8
2000-04	14.8	11.9	26.7	40.6	28.5	69.1	4.1
2005-09	17.1	9.7	26.8	43.9	24.1	68.0	5.2

「厚生労働省白書」平成25年より作成

### 3) 子育ての大変さ

そこで、実際に第1子を出産した後の大変さを時間の経過を追ってたしかめると、表2のような結果が得られる。「出生直後」は、当然のことながら、「育児は大変」と答える母親は6割に達する。そして、半年後に、「大変さ」は「とても」と「やや」の中間程度となり、1歳頃になると、大変さは「やや」程度へ減少する。したがって、第1子の1歳までが子育てが大変な時期なのであろう。そして、子どもが3歳になると、育児が「楽しい」が4割に達する。その一方、依然として、育児が大変と感じている母も2割を占める。

表2 第1子の育児の大変さ×期間 (%)

	出生直後	3ヵ月後	半年後	満1歳の頃	満3歳の頃
とても大変	59.8	47.4	32.1	25.8	17.8
やや大変	31.7	37.4	43.4	40.0	42.9

小学低学年の母親。深谷昌志「育児不安の国際比較」学文社 2008年

## 2 子育ての大変さをとらえる

### 1) 育児不安の尺度

生まれた子が3歳になり、可愛いさかりだが、この時期でも、子育てに苦痛を感じている母親がいる。そこで、子どもが3歳の頃、不安傾向に関する10項目を示して、4段階尺度で回答を求めた。そして、育児不安傾向の強い群、中間群、弱い群に3分類して、育児不安の強い群の条件を洗い出してみた。

お子さんが3歳の頃を思い出して、子育てが大変だったか、1~10の問いに、下の4段階の尺度で答え、結果を加算をしてみよう。

1 とても感じた 2 わりと感じた 3 あまり感じなかった 4 全然感じなかった

1	毎日育児の連続でくたくたに疲れる。	
2	子どものことを考えるのが面倒になる。	
3	子どもがうまく育たないのではと心配になる。	
4	子どもが汚したり、散らかしたりするので嫌になる	

5	自分の子どもでも、可愛くないと感じる	
6	自分は母親の向いていないと思う	
7	子どもが煩わしくていらいらする	
8	社会的に孤立しているように感じる	
9	他の子どもと比べ、発達の遅れが気になる	
10	外で働いている夫がうらやましい	

合計 ( ) 点

①10～26点＝不安が強い群 ②27～33点＝中間群 ③34～40＝不安が弱い群  
合計点を加算すると、あなたの育児不安がどのグループに入ったのだろうか。

## 2) 育児不安を高める要因

表3は育児不安と母親の就労形態との関係を示しているが、専業主婦の中で、育児不安の強い母親は32.0%を占めるが、フルタイムの比率は12.6%にとどまる。仕事を持っている、就労中に子どもが気がかりといっても、育児から距離を置く時間を持てる、しかし、専業主婦の母親は乳幼児と24時間密着して過ごすので息抜きの場がない、そのため、育児に疲労を感じる割合が多いのであろう。

表3 育児不安×母親の就労形態 (%)

	強い群	中間群	弱い群
専業主婦	32.0	44.6	23.4
パート	23.9	53.4	22.7
フルタイム	12.6	50.6	36.8

表3に違和感を持つ人もいるとも思うが、表4はどの人も納得する結果であろう。母方の祖父母と同居していると育児不安が弱く、離れていると不安が高まるという。祖父母は育児の体験者な上に、子は孫にあたるから、娘として親に安心して育児を託せる。そうだとすれば、同居群の育児の不安が減って当然のように思われる。

表4 育児不安×母方の親との同居 (%)

	強い群	中間群	弱い群
同居	17.8	42.9	39.3
近くだが別居	21.6	50.0	28.4
遠くに別居	35.2	43.5	21.3

育児の不安は、そうした家庭的な環境だけでなく、生まれてきた子どもの状況によっても異なる。表5に示すように、「夜泣きが激しい」や「排泄訓練に苦労する」などが重なると、育児に対する不安が高まってくる。

表5 育児不安×子どもの育ち（2・3歳の頃） (%)

	強い群	中間群	弱い群	検定値
夜泣き	40.9	20.8	18.3	p < 0.001
排泄訓練	21.6	50.0	28.4	p < 0.001
発熱やアレルギー	23.2	17.4	12.5	p < 0.001

「とても」 + 「かなり」 苦労した割合

#### 4) 母親支援の緊急性

表6は母親がどのような家庭環境で育ったかを示している。「家族の仲が良かった」、そして、「親から大切に育てられた」子どもは、親になっても、子どもと良い関係を保って育児をしているのが分かる。

虐待をする親の中に、親から虐待を受けた者が多いことはよく知られた事実であろう。親からの愛情を知らないと、子どもをネグレクトしたりする可能性が高まる。虐待の連鎖といわれる現象だが、表6にも、その傾向が表れている。

表6 育った家庭×育児不安 「とてもそう」の割合 (%)

	強い群	中間群	弱い群	検定値
家族の仲が良かった	13.5	20.1	35.3	p < 0.001
親から大切に育てられた	7.6	9.9	22.9	p < 0.001

このように育児不安に関連を持つ要因を洗い出すと、さらに多くの関連が浮かんでくるが、そうしたデータを割愛し、育児不安を高める条件をまとめてみると、表7のような結果となる。①専業主婦で、②子どもが病気がち、③祖父母と別に住み、④夫は育児に無関心、⑤本人は神経質などの条件が重なると育児不安が高まる。逆に、①働く母で、②子どもは健康、③祖父母が同居、④夫も育児に協力的などの条件が加わると、育児は楽しい営みになる。

表7 育児不安を支える条件

領域	低める条件	高める条件
就労形態	働く母	専業主婦
親との同居	親と同居	親と別居
子どもの健康	健康	病気がち
夫の育児	育児に関与	育児に無関心
母親の性格	楽観的	神経質
育った家庭	温かい家庭	育った家庭が不和

子どもと二人だけで、24時間幼い子と暮らす。その子が病弱で、母親は神経質などの条件が重なると、母親は心理的に追い込まれ、特に、周りに話せる友がいないと、鬱積した気持ちたちが虐待の形ではけ口を求めやすい。そう考えると、虐待する母も閉鎖的な環境の中

で追い詰められた被害者で、どの母親も、劣悪な条件が重なると、子どもを虐待する可能性を感じる。ということは、平穏に見える家庭でも、劣悪な条件が重なると、親による虐待が発生する。もちろん、子どもは被害者だが、母親も追い込まれた環境の被害者である。そうした時、子育て支援の手が差し伸べられれば、母親は冷静さを取り戻すことができる。

### 3 子どものウエルビーイングと親のウエルビーイング

#### 1) 上の子の2歳までの成育が鍵

厚生省の資料によると、大正14年の女性の平均寿命は43.2才である。23.0才で結婚し、合計特殊出生率は5.10なので、5人の子を産む。末子の小学校卒業を待てずに、死を迎える計算になる。夫を助けながら、子育てに専念する一生である。

それから、ほぼ90年後、平成27年度の厚労省の統計によると、男性の平均寿命が初めて80歳を超え、80.2歳になったが、女性は86.6歳である。それと同時に、女性について、29.3歳の時に30.9歳の男性と結婚し、30.3歳で初産。合計特殊出生率は1.42、二人目が32.1歳という数値も見られる。あくまで、平均値の話だが、30代の後半に、末子が小学校に入学する感じになる。

そこで、女性の一生を、子育てを軸として捉えてみよう。結婚するまでが第1ステージ、結婚後、出産までを第2ステージ、出産後、子どもが就学するまでの「養育の時期」を第3ステージ、そして、子どもの小学校入学から高校卒業までの「子育ての時期」を第4ステージとしてとらえてみよう。第3ステージの乳幼児は、親の保護がなければ生存できない。そして、子から親へのアタッチメント、親から子へのボンディングを通して、親と子の基本的な人間関係の絆ができる。この絆の形成には24時間体制の保育が必要だが、子どもが学校へ入学する第4ステージに入ると、子どもは生理的でなく、心理的に親に依存する状況になる。そう考えると、日本の多くの母親が、子どもが入学する頃からパートの形で社会復帰するのは、理にかなったシフトのように思われる。

末子が高校卒業時から、第5ステージに入るが、母親は、長年の養育から解放され、自立した子どもと「家族としての時期」を過ごすことになる。この時期の母親はまだ心身ともに充実した50代で、子育てから解放された人生の充実期であろう。その後、60代後半から、母親は老いを迎える第6ステージに入る。そこからまだ、20年の歳月が残されている。

このように母親の一生を捉えた時、子どもとの関係で、母親に期待される役割が時期により異なるのが印象的だ。より正確な指摘を心がけるなら、子どものウエルビーイングと親の生きがいとの両立はそれ程簡単でない。子どもからすれば、第3ステージの「養育の時期」、仕事を中断して子育てに専念してくれる母親を持てれば幸せである。しかし、第4ステージの「子育ての時期」になると、母親が密着してくれる必要はなく、昼間は仕事を持っていてよいから、一定の距離を置いて自分を見守ってくれる母が望ましい。そして、第5ステージの「家族としての時期」では、夫や子どもの中で、母親に自分なりの視点や見方を持った一人の人格であって欲しいと願う。

考え方によれば、子どもの願いに虫の良さを感じる。養育の時期には自分を全面的に支えて欲しいが、子育ての時期には距離を取るのを望み、家族の時期には魅力的なおとなを期待する。しかし、多くの女性は、養育の時期に自分の人生を子どもに賭け、子育てをする選択をしている。

昭和初期なら、子育ての終わりと残りの寿命が一致していた。母親として人生を全うできた時代である。しかし、長寿社会の現在、2人の子を育てたとして、「子育ての時期」に入るのが40代半ば、そこから40年以上の人生が残されている。そうすると、子育ての時期の後半に、人生設計を立て直すことが必要になる。それだけに、幼い子を抱える親への支援がしっかりすれば、母親も試行錯誤の少ない人生設計を立てられるのではないかと思う。

## 2) 北欧にみる子育てのモデル

子どもが幼い内は、自分の手で子どもを育てたい。そうした気持ちはどの社会にも共通するものなのであろう。スウェーデンを訪ねた時、福祉政策の充実された社会で、「乳児の子育ては家庭基盤で」という原則が定着しているのに驚いた。実際に、おしめがとれるまで、子どもを預からない原則なので、子どもは2歳位までは家庭で育てられ、ゼロ歳児保育施設を見かけなかった。そして、3歳位から集団の中での暮らしを始める。その前後から、母親が仕事に復帰することが多いが、2人目の子どもが生まれると、子育てに専念する。といっても、スウェーデンでは父親も育児休暇をとるので、父親が仕事を休む事例も少なくない。

何人かの母親に意見を聞いてみた。乳幼児期の子どもは安定した家庭的な環境の中で育つべきだ。集団の中での保育は子どもへの虐待だという。虐待という言葉が飛び出すあたりに、権利を主張するスウェーデン社会の一端をかいま見る思いがした。

スウェーデンの例をあげるまでもなく、乳児が長時間保育所にいる状況はどう考えても望ましくない。まして、夜間に乳児が保育所にいる光景は、乳児に対する虐待であろう。母親の視点でなく、子ども本位に考えるなら、北欧モデルが理想の保育スタイルとなる。大きくつかむなら、2歳頃までは家庭で養育し、幼児期は少人数の保育施設で暮らす。小学校に入ってから、学校とアフタースクール（放課後を過ごす家庭的な場所）の2本立て、高学年になると、アフタースクールにスポーツサークル的な色彩が増すという感じである。

もちろん、スウェーデンでも、研究職や専門職などに従事する人で、育児休暇をとれない人もいたので、ゼロ歳児保育施設はある。しかし、この場合は、親が育児休業制度を返上する例外的な状況なので、子育ての無償が原則の北欧でも、ゼロ歳児保育だけは有料だった。

気になったので、ゼロ歳児保育施設を見学させてもらった。大きめの家に、いくつかの部屋があり、各部屋に2.3人の乳児と保育者がいるという感じである。建物内に静かに音楽が流れ、ベットや玩具に高級感が漂っていた。保育料は最低で月額5万円以上という。保育というより、家庭的な環境の下で質の高い養育を目指す恵まれた施設だった。今ならスマホの利用になるが、その時は、母親がケータイを通して、何時でも、勤務先からわが子の状況を見られる仕組みが整備されていた。

北欧を美化する気持ちはないが、子どものウエルビーイングと親のウエルビーイングとが両立している社会である。それに対し、日本の現状は、幼児の場合、子どものウエルビーイングを求めると、母親が屈折した状況になり、かといって、母親のウエルビーイングを優先させると、子どもの成長に影が生まれるという構図となる。

## 4 子育て指導員に求められているもの

### 1) 乳幼児の親は支援を求めている

これまでふれてきたように、発達しょうがいなどを伴わない場合、子どもが3.4歳になると母親の負担が減り、小学校へ入学すれば、朝や晩にきちんと向かい合えば、子どもは健やかに育つ。もちろん、放課後児童クラブへの支援も大事だが、子育て支援の中核は乳幼児を抱える母親への支援であろう。すでにふれたように、母親の人生の中で、支援を必要とする「養育の時期」は数年にすぎない。そして、この時期を乗り越えられれば、母親は自分なりのペースで人生設計を組み立てることができる。

なお、子育て支援に求められているのは特別に専門的な知識や技術ではない。まず、親身に話を聞いてくれる。あるいは、一緒に育児を手伝ってくれる人だが、そうした人がいれば、母親は疲れを癒し、元気に子育てに取り組むことができる。平凡のように思われるが、そうした平凡な対人援助が、子どもが育つためのきわめて重要なことを指摘しておきたい。

#### ① 親との連携

なお、子育ての中心は親で、子育て支援はサポート役である。特に子どもが幼い時は、子育ての一貫性が大事になるから、親のしつけが甘いと思える時、支援員としての助言は大事だと思うが、聞く・聞かないの判断は親に委ねるべきであろう。そして、細かなことでも、親に報告し、親を安心させることが大事であろう。

#### ② 守秘義務の尊重

子育てに関わると、その家の暮らしが見えてくる。実際に、家の暮らしが分からないと子育て支援はできない。それだけに、支援の中で見聞きしたその家庭の個人情報に他に漏らさないことが大事になる。守秘義務を守り、親から信頼を得ることが、子育て支援の原点であろう。

#### ③ 子どものウェルビーイングと通報・相談

子育て支援を行っている時、子どもの発達が損なわれていると感じることがあろう。だからといって、安易に相談をすることは守秘義務を損なうことになる。しかし、子どものウェルビーイングが損なわれていると感じた時は、躊躇しないで、児童相談所や教育委員会の教育相談室などに相談して欲しい。発達しょうがいや虐待などからむ事例は、一人で背負い込むのではなく、積極的に専門家の助言を得て欲しい。

#### ④ 子育て支援員としての成長

子育て支援員としてのキャリアを重ねていく内に、もう1段上の専門性を身につけたいと思うようになるかもしれない。もちろん、子育て支援員としての自分に自信を持って事例にあたっていく人にも敬意を払いたいと思うが、より高度な専門性を身につけたい人は、大学や研究機関、行政など多くの場で、研修の機会が用意されているので活用して欲しいと思う。

## 5. まとめと課題

子どもが育つとはどういうことなのか。母親の一生に関連させて、子育ての意味を考えた後で、子育ての中で、子育て支援員の果たす役割をとらえてみた。振り返って、自分なりにまとめてみよう。

(深谷 昌志)

## 子ども虐待（児童虐待）と社会的養護

### テーマ

社会的養護の全体像を理解するとともに、児童虐待件数の増加の中で、その背景や全体での取り組みについて理解し、今後の子育て支援のポイントを理解する。

### キーワード

1 社会的養護 2 子ども虐待 3 虐待の4分類 4 発見・通知・対応

#### 1. 社会的養護とは

社会的養護とは、保護者のない子どもや、家族とともに生活することがなんらかの理由によってできない子どもに、家族の替わりとなるような生活の場を社会の支えによって提供することをいう。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育む」という基本理念に基づいて、子どもを社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する。

児童福祉法第1条では、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とあり、また第2条には、国及び地方公共団体の児童の健全育成に関する責任が示されている。このように、すべての子どもと家庭のための子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要である。社会全体が子どもひとりひとりの幸せを願い、社会全体で養育していくことは、私たちの未来を創り出す上でも、実はとても大切なことである。このような社会的養護の果たす役割は、近年、益々大きくなっているといつてよい。

こうした社会が用意した養育環境の体系が社会的養護であるが、乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育する「施設養護」と、里親及びファミリーホームといった子どもを家庭環境の中で養育する「家庭養護」の2つに大別される。現在わが国では、「家庭養護の推進」として、社会的養護を必要とする子どもに対して「原則として里親委託を優先して検討するべきである」という方針が示されており、里親制度の普及・啓発が進められている。また、社会的養護は過去には戦災孤児など親がいない子どもが対象の支援であったが、それが現在は、虐待を受けた子どもの割合が高くなっているのが特徴である。

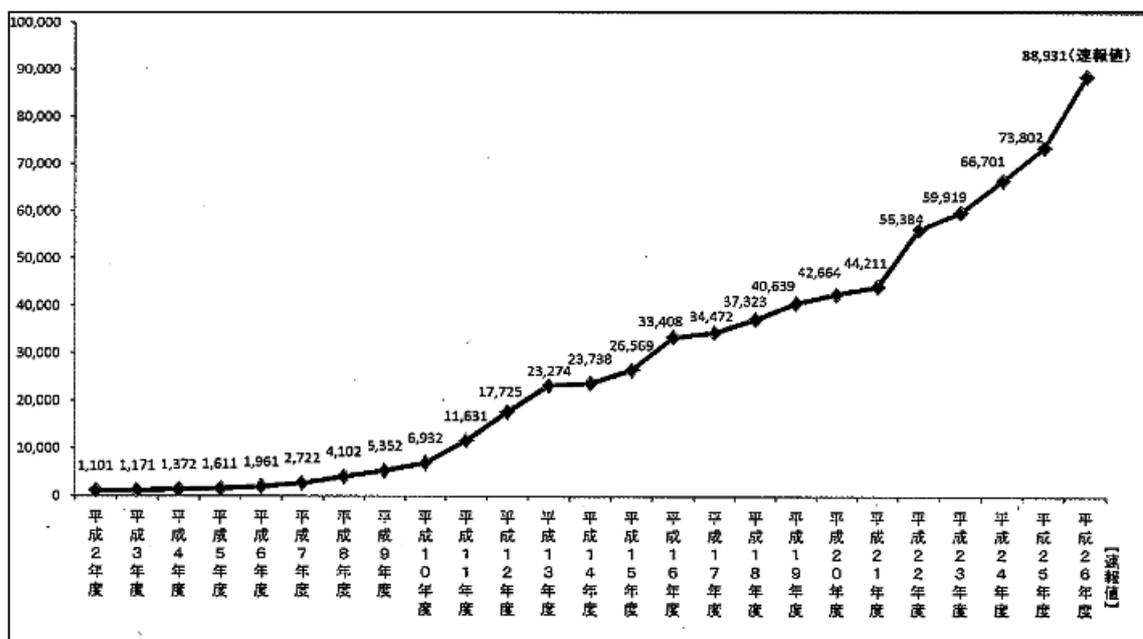
#### 2. 増加する虐待

「児童虐待は2014年度2割増、8.9万件。統計を取りはじめた1990年度から24年連続で過去最多を記録した」と2015年10月8日の新聞各紙は、夕刊の社会面トップで厚生労働省の発表した速報値を報じた。各地の児童相談所が、住民や警察などから通報や相談を受けて、18歳未満の子どもに対する虐待と判断して対応した件数である。とりわけ、「大阪、東京、埼玉、愛知の4都府県で前年度より1千件以上増えた」と報じられている。虐待に

対しては、早期発見、また児童相談所等の専門機関への通告、子どもの保護、親子関係の改善のための支援など、社会全体での対応が求められている。

図1 児童虐待相談の対応件数の推移（厚労省）

\*平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



### 3. 子ども虐待の定義と現状

改めて「子ども虐待」の定義と現状を見ておく。

児童虐待防止法ではこれを4分類している。

- 1) 身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること  
これは、例えば、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、首を絞める等があてはまる。一番発見されやすく、また死に直結しやすい。1990年代初頭では、虐待の通告の大半が身体的虐待であった。
- 2) 性的虐待：児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること  
これは、例えば、子どもへの性的行為、性的行為をみせる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする等があてはまる。家庭の中で発生するため、発見されにくく、子ども自身からも被害を訴えることが難しい。発見されにくいことから、正確な実態が把握されていないと言われる。
- 3) ネグレクト（養育放棄）：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること  
これは、例えば、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れ行かない等があてはまる。子どもにどのような悪影響が与えられているのかを明らかに示しにくいことから、対応が難しい。それでも最近では通告件数が徐々に増加している。

#### 4) 心理的虐待：児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

これは、例えば、言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなどの面前DV（配偶者による暴力）、きょうだいに虐待行為を行うことを目撃すること等が当てはまる。親の言葉や態度によって発生する虐待であることから、他の虐待と比べても子どもが受けた心理的外傷がわかりにくい。

ただし、これら 4 種類の虐待は重複することもあり、度合いの差もあって、単純な分類が難しい場合もある。

ちなみに平成 25 年度の児童相談所の児童虐待の相談件数は 73,802 件で、心理的虐待が 38.4%、身体的虐待が 32.9%と主要な件数だが、性的虐待、心理的虐待は表面に出ないことが多く、正確な実態把握は難しい。

### 4. 虐待をめぐる親子の背景

平成 25 年度の児童相談所における児童虐待を行った者は、実母が 54.3%、実父が 31.9%、継父等が 6.4%で、継母等が 0.9%、その他が 6.5%。虐待を受けた子どもは、小学生が最も多く 35.3%、3 歳から学齢前が 23.7%、3 歳未満児が 18.9%、中学生が 14.4%、高校生等が 7.7%であった。

なぜ「子ども虐待」が発生し、それが次第に増加傾向を辿るのだろうか。

育児は必ずしも平坦な道のりではない。初めての子どもであろうと、何人目かの子どもであろうと、それぞれの子どもの資質には個人差がある。母親は育児だけに関わるわけではなく、生活者としての日常の仕事（家事や職業に伴う労働）もある。その中で子どもを、それぞれの年齢や個性にあわせて育てていかなければならない。育児には人手も必要であるし、時に周囲からの育児上の助言も必要である。

かつてのように、大きな家族の中で、祖父母やその他の親族が、育児をする母親と共に生活し、また近所の人々との交流が密だった時代には、育児は人の目の届く場で、他者の育児支援の下で行われた。しかし最近では、小さい家族と、地域とのネットワークの乏しいままに、少なくない母親が心理的にも行動上でも孤独な育児を余儀なくさせられている。

また、自分自身が小さい家族、少ないきょうだいの中で育ち、育児スキルや子どものかかわり方の経験値に乏しい。こうした状況で育児上につまずきがあれば、追い詰められる母親が出てくる。日本の虐待者の半数が実母であることは、母親のそうした状況下での育児を象徴しているかのようである。周囲からの子育て支援の必要性が高まっている。

また、虐待の背景として何らかの影響を及ぼしていることは多岐にわたる。家族や親族の中であって、その人間関係で悩みを抱える場合、仕事と家事の両立に悩む場合、家庭の経済的貧困、親自身の人格の未成熟、親自身が自立を果たしていない未成熟な場合など、他からの支援を必要とする。虐待に至る背景を踏まえ、その解決にも手をさしのべるとともに、社会全体で強力な子育て支援を行うシステムが必要なのである。

加えて、かつては「父性・母性」という語があり、「父性原理・母性原理」の語もあった。しかし、性役割があいまいになってきた時代の中で、研究者たちの手によって「親性（養育性）」の語が登場することになった。「子育て」の担い手には、一般的な職業労働に従事する場合とは違った態度的特性が必要であり、それが「親性」を構成する要因と考えられる。

「子育て」の担い手には、例えば①援助性 ②子どもへの関心 ③情緒的安定性 ④自尊感情等が十分備わっていることが必要であるといわれる。

## 5. 虐待の子どもへの影響と発見、通告、対応、支援

虐待を受けた子どもは、対人行動の発達に影響を受けると言われている。例えば、反応性愛着障害という言葉が見られる場合がある。それは、対人関係において必要なときに自分の気持ちを表せないなど適切に反応できない、あるいは、無分別な社交性を示すなどの行動が見られる。

虐待は、子どもに対する重大な権利侵害であり、子どもにとっての重大な危機と言える。しかし一方で、すべての虐待をうけた子どもが、不適応状態に陥るわけではなく、過酷な環境にあっても、健康に発達していく個人の能力は「レジリエンス」（立ち直り力）と呼ばれていて、虐待された子どものケアにおいて、大事な概念とされてきた。しかし実際に、その力をどう強めていくことができるのかは、まだ十分な研究がされていない。社会的養護においては、養育者は、子どもの問題行動の背景に心の傷があるという理解に基づいて子どもの行動を理解する。子どもは安全で、安心できる日常生活の中で、大人と安定した信頼関係を築くことで「レジリエンス」が発揮されるのである。子どもに安心を与える態度として、「傾聴」が挙げられる。カウンセリングの際の基本的な態度とされ、こちらの口はできるだけ閉じて、相手の話すことばを全身で聴きとろうとすること。「私はあなたに関心を持っています」「あなたは私にとって大事な人です」と相手に伝える意味をもつ行為である。それらは、スキルというよりも、聞き手の態度そのものと言える。どんなときにも「傾聴」ということは適切ではなく、子どもの反応を見ながら、必要に応じて、「傾聴」の態度を示す柔軟な対応も必要である。

まずは、虐待を受ける状況を継続しないことが重要となる。そのため、虐待を受けている子どもを発見し、児童相談所や警察等に通告することが支援の端緒となるのである。

しかし虐待の発見は容易ではなく、多くの人々の協力が必要である。学校の教員、幼稚園教諭、保育士、医療関係者、保健師などの専門的な業務に就く人は勿論のこと、子育て支援員として、子どもと接触する場合でも、すべての人々が、子どもの示す小さなサインを見逃さず、疑わしいこと、気になることがあれば、専門的な職員に相談したり、必要に応じて児童相談所や警察等に通告し、支援につなぐことが重要である。国は、通告を促進するため、「189（いちはやく）」という児童相談所全国共通ダイヤルを設置している。子ども自身が親による虐待を他者に訴えることはまれであり、虐待の発見には、子どもを見つめるアンテナをしっかりと張っておくことが必要となる。

子どもの様子の気になる点、例えば「語りかけに対して反応が乏しく、表情が凍りついているかのようなようである、喜怒哀楽の表情がない／親が迎えに来ても無視して、すぐに帰りがらない／からだも服装も清潔でない／給食では過食気味で、お代わりを繰り返す／おとなの急な動きに、おびえた態度・表情・反応をする／家庭で生じた外傷について隠そうとする、聞いても自分のせいだという／友達への暴力があったり、一緒に遊ぼうとしない」などが挙げられる。また、個々の子どもの行動の中に「何かおかしい」と感じるがあれば、子どもの様子を観察し、「気になる」言動がどういった点からそう感じるのか、自分ひとりで抱えず、早めに専門的な職員に相談することにより支援につなぐきっかけとなる

こともある。なお、虐待が疑われる子どもを発見した者には通告の義務が生じる。通告には他の守秘義務が課せられず、誰が通告したかという秘密も守られる。また、児童虐待防止法上の趣旨に沿うものであれば、通告が誤りであっても処罰されることはない。

また、虐待の疑いのある子どもを発見した場合は、個人的判断だけで動かずに、関係者によるチームでの対応が重要である。さらに関係機関、とりわけ保育園や学校など子どもの所属機関との連携をはかることが重要である。どのように連携するかも、チーム内で協議し、最良の方法を探りながら行動することが望まれる。ひとりで抱え込まず、責任ある立場の職員等に相談することは子育て支援員に求められる最善の対応である。

参考までに、専門的職員の場合、虐待の疑われる子どもがいた場合は、丁寧に行動の記録をとる。子どもを見つめる視点の深まりにも有効であり、また後日、要保護児童対策地域協議会を活用した、関係諸機関との連携の際にも役立つ。ただ、記録の保管に十分に注意する必要がある。子育て支援員として学びを深めるためにメモを取った場合でも、子どもの個人情報に関することは取り扱いに注意が必要である。また、保護者の視点にも立って、何か子育ての悩みがないか、相談を求めているかなどもよく見極め、必要なアプローチを検討する。子育て支援員は、補助的な立場に関わることも多いため、専門的職員と協力して、どのような役割を果たすことがよいか、話し合っ確認しておくことが重要である。

## 6. まとめと課題

虐待がおこる親子の背景の十分な理解や、そのような状況の中にある子どもの心と世界を共感的に理解することは大切なことである。「心に寄り添う子育て支援」が求められている。また、虐待などによって保護された子どもは、国の方針として、これまで施設に入所する子どもも多かったが、できるだけ家庭的な養育ができるよう、施設も小規模化したり、里親やファミリーホームという家庭環境での養育を推進している。この点からも、里親や、里親を支援する補助者の確保が欠かせない課題となっている。そして、保護された子どもたちは、施設や里親等で生活しながら、親子関係の再構築支援を受けたり、自立への支援を受けるなどして、現在、歩みだしている。

(深谷 和子・松田 恵示)

### 引用・参考文献

注1) 「児童心理」2015年10月臨時増刊号(「子ども虐待の諸相」)金子書房

注2) 深谷昌志・深谷和子・青葉絃宇(2013)「社会的養護における里親問題への実証的研究」福村出版

深谷昌志・深谷和子・青葉絃宇「虐待体験と発達に問題をもつ里子の養育困難に関する研究—第2回里親全国調査をもとに」平成26年度厚生労働省科学研究費報告書

## 子どもの障がいの基本的な理解

テーマ

ここでは、障がいのある子どもとのかかわりと家庭への支援、および地域で暮らすことを理解する。また、それらの子どもや家庭を支えるための制度やサービスを知ることがを目的としている。

キーワード

障がいのある子ども 障害特性の理解 家庭支援 療育支援

### 1. “障がい” 児>障がい “児” それとも “障がい” 児<障がい “児” なのか？

障がいがあることは、特別なことと思われがちである。支援する私たちが「障害＝不幸なこと、大変なこと」と考えているとすれば、その対応は子どもや家庭のニーズをとらえ対応する姿勢にはなりにくくなってしまふ。私たちが子どもを見つめる目が、「子ども<障がい」と見るのか、「子ども>障がい」と見るのかでは、子どもたちへの私たちの援助姿勢は大きく変わってくる。つまり、ある子どもを見つめる目が「Aちゃんという子ども」が「知的障がい」があったと見るのか、「知的障がい」がある「Aちゃんという子ども」と見るのかの違いとなり、それははじめにAちゃんという子ども自身をみていくのか、知的障がいがあるというラベルをはじめに貼り付けてAちゃんを見るのという違いとなる。それは、障がいがある前に一人の人間である・子どもであるという支援者の視線がその援助姿勢を変えるのである。

これらの姿勢は、支援者が障がいというラベルやレッテルを貼って「〇〇障がいだから問題行動がある」と考えれば、「〇〇障がい」のために「問題行動」が引き起こされるから、「問題行動」の原因は「〇〇障がい」であるという考え方に結びついてしまう。この思考の流れは、子どもの行動そのものに目を向けにくくし、その子どもにあわせた対応や支援をできにくくする。例えば、支援者が障がい特性を理解せず不適切なかかわりをすることで引き起こしている不適応行動を、「〇〇障がい」が原因で「問題行動」が起きていると考えてしまう。このような思考の流れになってしまうと、障がいのある子どもは、子ども自身や抱えている困難やニーズを理解してもらえず、不適切なかかわりがより多くの「問題行動」を引き起こす。そもそも「問題行動」ということばも、だれから見た問題なのかを考えると、支援者や社会から見て問題であり、障がいのある子どもが問題を起こしてやろうとして起こしている行動ではない。障がいのある子どもにとって、我々からみた「問題行動」はことばや他の手段でのやりとりやコミュニケーションが取りにくい子どもからの何らかの発信であり、それらの子どもからの発信をどのように捉え対応するかによって、支援者との関係形成が大きく変わっていく。いわゆる「問題行動」で「障がいがある」から起こるという理解からは、子どもと支援者の信頼関係は形成しにくく、いくら支援してもうまくいかないことが多くなってしまふのである。

このように、障がいのある子どもへの支援も、障がいがない子どもたちと同じように、私たちと同じ意思を持った「一人の子ども」であり、子どもの意思や個性、発達の可能性

を最大限発揮できるような支援者の援助姿勢、子どもや障がいに対する知識や技術、環境への配慮などが求められている。

## 2. 障がいがあること・育つこと

子どもが育つことは、障がいがあるからといって何か特別なことがあるわけではない。前節で述べたように、どの子どもも「子ども」であることになんらかわりはない。しかし、障がいがあるということは、私たちより少しだけ「生活のしにくさ」や「困ったことを多くもつ」ことであり、その状態にあわせた特別の配慮が必要となります。どのような障がいにおいても、社会や地域の無理解や対応の不適切さは、子どもたちにとって困難な状況やトラブルを引き起こすことが増えることも意味する。つまり、子どもたちにとって持って生まれた力を最大限発揮できるような「環境調整」が重要となるのである。それは、物理的な環境、人的な環境、社会環境などを整えることが必要ということになる。

保育者が、子どもとかかわり、子ども自身を共感的に理解し、よりより人間関係を育むことで、子どもが自発的に活動し、自己有用感をもって生活することができるのである。このような保育者との支援の関係が、障がいがあっても必要な環境である。しかし、障がいがあることで「特別の配慮」が必要なこともしばしば見られる。

また、障がいのある子どもにとっての「障害」は、その子自身にとってどのような意味を持つのか、どのような思いがあるのかを理解することも必要である。子どもの立場に立って物事を見つめ、捉えることで、その子どもの困難が見えることが往々にしてあるのである。その意味で、次に示す障害特性を理解することも、一人一人にあった支援を考える上で大切な要素となる。

## 3. 障害特性と私たちのかかわり

一口に障害といっても、その種類や程度にはさまざまな状態を示す。これらの程度や状態を詳細に調べることは、医学的治療の観点からは必要であるが、保育としての関わりではさらにその「子どもの生活」そのものに目を向けることが求められる。それは、同じ障害があり、その障害の程度や重さが同じであっても、その子どもの育ってきた環境やかかわりによっては、子どもの示す状態像は大きく違ってくるのである。そこでは、障がいがあることから出現する行動や状態なのか、さらに環境との相互作用によって引き起こされている行動や状態なのかを見極めて、対応することが求められる。つまり、障害特性を理解することが子どもを理解するすべてではなく、保育を展開する上での一つのアセスメントに過ぎないのである。

最近、とくに「発達障害」と言われる子どもへの対応の難しさが保育の現場からあがってくるが多くなっている。実際の相談では、集団活動をしていても全くのってこない、友達同士で遊んでいると必ずケンカになりトラブルが多いなどがあげられる。実際に子どもたちに保育現場で会ってみると、集団活動に入れないのはルールが理解できないからであったり、集団活動よりも自分一人集中して遊んでいてそれらに対する興味の方が強く結果的に集団活動に参加していなかったり、また、ケンカになるのは大人から正しいと教えられたことを守っていないほかの子どもたちに対してそれを論ずが実際に論じている本人がルールを守っていないので逆に友達から責められて怒ってしまいケンカになるなどが、

本人から聞き取った内容であった。しかし、保育する側からすると、今まであたりまえと思っていた子どもたちへの対応では対処がしにくく、本人の主張がわかりにくかったり、独りよがりだったりすることも多く、それを否定すると子どもとの関係が悪化し、よりこちらの指示や言うことを受け入れなくなるという悪循環に陥ってしまうようであった。このようなときは、子どものわかるやり方で伝える（例えば言葉で伝えるだけでなく、見えるように板書する、紙に書いて貼るなど）、また行動そのものについては改善を求めるけれどその子ども自身を否定しないような言葉かけ、例えば「片付けをしないAくんは悪い子だ」ではなく、「Aくんにも使ったおもちゃは箱に入れて棚に戻して欲しい」など具体的にやって欲しいことが伝えるよう心がけるなど、障害特性を理解することでより本人に伝わりやすく、わかりやすいかわりとなっていく。また、何かをやって怒られる体験は極力少なくし、何かをして褒められる・認められる体験を多くすることで、困った行動は少なくすることができる。

つまり、障害特性をアセスメントする・子どもの見立てをするときの一つの手がかりとして理解し、より子どもに伝わりやすく、わかりやすい、生活しやすい環境をつくることのできるのである。

#### 4. 子育てを支える/家族を支える

子どもにとってはじめて出会う人や社会は「家族」です。そして、子どもにとって子育て環境は育ちを左右する大きな要因でもある。子どもが初めて出会う家族という環境・社会をどのように支えることが求められるのだろうか？

特に、自分の子どもに障がいがあることがわかった時の保護者の受けるショックは計り知れないものである。ある母親は、医師から子どもの診断を受けたとき「もう普通には生きられないのですね」と言って泣き崩れたり、またある保護者は何件もの病院をまわり障がいはないと言ってくれるところを探したりとその状況を把握し、受け入れることが非常に難しいことが多い。また、多くの保護者と乳幼児期のお話をすると、障がいをどのようにだれからどんなふうに告知されたか、そのあとのフォローアップがどのようになされたかによって、当事者の語りは大きく違ってくる。その当時と無理解な専門職や嫌なことを言われたと否定的な経験として記憶している場合と、ショックではあったが様々な人の支えの中で頑張ろうと思えた比較的肯定的な経験として残っている場合がある。できれば、障がいの告知とそれにとまらぬ相談のプロセスが、否定的な経験としてではなく、子育てと一緒に支える専門職として保護者に肯定的な経験として受けとめて欲しい。そのためには、どうしたらよいのであろうか？

一つに、お母さんやお父さん、特にお母さんの気持ちを受けとめることが大事である。なぜ自分の子に障がいがあるのか、どうして私の子どもなのか、自分が悪いことをしたか、何か妊娠中に原因があるのか、本当は診断は間違っているのではないか、悪い夢ではないかなど様々な感情が渦巻いている。そこで、一つ一つの保護者の思いをきき、受けとめ、寄り添うことが必要である。悲嘆に暮れてばかりではだめだとか、現実に向き合うしかないなどと言われても、その力が不足している状態なのである。少しずつ子どもと向き合い、子どもが育つことが喜ばしい体験となるよう支える人が必要である。それは、身近な家族であったり、支援者と出会ったりするのである。

子どもの状態をどのように伝えるかも重要である。日中はケンカばかりだったとか、ご飯をたべなかったとか、片付けができなかったなどマイナス行動ばかりを報告していたら、保護者は支援者と一緒に子どもを育てているという実感がもてず、育て方が悪いとか、障がいがあるから受け入れてもらえないのかなど不信感を抱きがちである。できないことだけでなく、子どもが育っているという喜びを分かち合えるよう、子どもの行動や言葉を伝えていくことが必要となる。また、できないことやマイナス面を伝えるにも、これができる、あれができないと言うだけでなく、こうしたらできるようになるかもしれないと言うことや、できないけれど〇ちゃんは頑張っていたよなど、頑張りを褒めるなどマイナスの中にプラス面が見いだせるような伝え方が有効である。

ぜひ、保護者が子育てを楽しみ、前向きに取り組めるような状態となるよう、支援者として家族や子育てを支える視点を忘れずに。

## 5. 地域で育つ

乳幼児期の家族とのかかわりでは、わが子の障がいを保護者がどのように理解し、受け止めているかによって支援者の関わり方が変わることはすでに述べてきた。保護者からすれば、健診等ではじめて「障がいがあること」を告げられ、そのことに対してどのように受け止め、考えたらよいか分からない状態からの出発である。その状態から、さまざまな専門職との相談や当事者会等での活動を通じて子どもの状態を理解し、少しずつ前向きに子どもと向き合うようになっていくのである。しかしながら、これらのサポートが各地域で十分整備されているとは言いがたい状況でもある。児童発達支援センターの整備など、都道府県や市町村がどのような計画性を持って支援システムを構築するのかが重要となる。

これらの具体的な療育支援において地域で関係機関がどのように連携して支援しているかを概観する。ここでは、A市において実施している地域療育システムの例を挙げて、子どもや家庭への支援、及び関係機関との連携、地域で育つことについて考える。

### 1) A市における療育システムの概要

乳幼児健康診査や家庭や保育所などからの子どもの発達の遅れや、障がいなどによる子育ての心配を相談する場として、また、乳幼児期から学齢期への移行を円滑に進める場として地域療育システムが約20年前に、市の単独事業として立ち上げられた。

市町村の保健師とともに、療育支援員として社会福祉士と保育士が療育相談・療育支援を実施するとともに、子どもと家庭の地域での生活を支える場として、月一回の個別支援プログラム策定会議を実施し、保育所や幼稚園、特別支援学校のコーディネーター、教育委員会、地域ケアコーディネーター（社会福祉協議会）、福祉事務所の家庭児童相談室などが検討をする。さらに、月に一度は、市内の幼稚園や保育園への巡回相談を実施し、療育相談に来所しなくても、保育の場で助言や支援ができる体制づくりを行ってきた。

### 2) 事例から考える

**対象児：**つばさくん（仮名）・男児・5歳1か月

**かかわるきっかけ：**保育所からの相談ケース。父、母の3人家族。乳幼児健診では特に遅れなどの指摘はなし。しかし、保育所での園外の飛び出しや、集団にうまく対応できないなどの行動があり、保育所の巡回相談で気になるケースとして相談。

**保育所での本児の様子：**遊びの場面では、自分の好きな本を出して一人で読んでいた

と思うと、テレビのキャラクターになって紙を丸めたものを剣に見立てて、周囲にいる子を叩く、片付けの声かけがあると、「やだー！」と大声をあげて教室を走り回る、片付けに応じない。また、クラスでのゲームでは勝ち負けにこだわり、自分が負けても認めず、大声を出して騒ぎ、勝った子どものメダルをとって壊してしまった。

#### 療育システムでのかかわり：

##### ①家庭での様子・・・保護者との相談から

保育所からの連絡を受けて、母親との相談が決まる。スムーズに相談につながったのは、母親もつばさくんに対する対応をどうしたらよいのか分からないことがあり、ときどきひどくつばさくんを叱りつけてしまうことに自分自身も疑問を持っていたからとのこと。

母親との相談から、特に家庭では朝保育所に行く前の着替えや朝食に時間がかかり、間に合うようにするためには着替えや食事を母親が行っていること、つばさくんの好きなことは集中して取り組むが、その遊びを切り上げたり、片付けをしたりすることが苦手なつばさくんが寝てから、母親が片付けなどを行っていることが分かる。さらに、それらの行動が祖父母から「甘やかしている」、「子どもの育て方が分からないのか」と言われ、ついつい大きな声で叱責したり、時には感情をぶつけて叩いてしまうこともあったとのこと。母親自身も、子どもの言動の理解ができず、苦しんでいるとわかった。

父親は、つばさくんとよく遊んでくれるが、大声を出したり、騒いだりし始めるとその場から離れてしまい、結局母親が対応をしていることもわかった。

##### ②療育相談でのつばさくんの様子

本人のアセスメントのために、発達検査の実施を行った。検査の結果では、知的な遅れはなく、言語性IQと動作性IQに開きがあり、何らかの発達障害が疑われた。行動観察からも、遊びの場面で本人の好きな遊びを中心にかかると遊びが展開するが、こちらからの提案にはなかなか対応してくれない、片付けというと「どうして片付けなんだ」といつて取り組もうとしない。そのため、支援員として次は〇〇をするから今片付けをすること、片付けは使ったおもちゃを箱のこの位置に5個ずつ並べることなど細かな指定をした。すると、つばさくんは数字が好きなため5個ずつ並べることや指定通りにおくことなど、こちらの指示したとおりに片付けることができた。また、本人と話すとき保育所での行動は一つ一つ本人なりの理由があり、理由なく騒いだり泣いたりしていないことも分かった。

##### ③関係機関との調整

まずは、家庭での過ごし方を助言を実施。本人の分かるやり方で日課を示し、できたら褒めることなど家庭でのかかわり方を母親と父親を交えて、一つ一つ確認。保育所へは、保護者の了解のもと検査結果からみる本人の物事のとらえ方の特性などを伝え、対応の仕方を確認した。また、医学的な診断も今後の対応を考える上で必要と考え、市で実施している乳幼児健診のフォローアップ健診で、医学的診断を受けた。これらの調整により、本人の特性を理解したかかわりが、家庭、保育所、療育場面で実施され、本人が周りを困らせていた行動も収束。また、診断をうけたことで、保護者の育て方が悪いわけではないことがわかり、母親の気持ちも落ち着き、子育てに前向きになった。

3) このように、安心した子育て環境を地域ではぐくむシステム作りと、関係機関との連携が、障がいのある子どもたちが地域であたりまえに暮らす・育つことにつながるのです。

## 6. 子どもと家庭を守る制度やサービス

障がいのある子どもたちとその子どもを育てる家族へのサービスにはどのようなものがあるのかを見ていく。

障がいの有無を広くスクリーニングするのが、母子保健のかかわりである。市町村の保健センターなどで保健師や医師、心理士などが、妊娠中の母親への相談、妊産婦や乳幼児への健康診査などを実施している。障がい及早くにわかれば、その対応や支援を早くから開始することができ、障がいの軽減や機能の補完などができます。そのために、健診という形で子どもの心身の状態や、保護者の子育て状況や心理状態の把握などを目的として実施されている。

また、実際に療育などの支援が必要ということになれば、児童福祉法に規定される児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所支援や、障害者総合支援法に規定されるホームヘルプサービスや日中一時支援、ショートステイなどのサービスを受けることができる。地域での生活を支えるためのサービスは「市町村」が窓口になり、入所支援については都道府県が窓口となっている。これらのサービスを受けるには、相談支援専門員が作成する障害児支援利用計画によって支援が展開されていきます。また、各サービス提供施設においては児童発達支援管理責任者の下、一人一人の子どものニーズ合わせた個別支援計画が立てられ、それに則って実際の療育や日常生活支援などが行われていく。障害児支援利用計画や個別支援計画は、一定期間を経て、サービスのモニタリング、その結果に応じてプランや支援の見直しがなされ、よりよい支援となるように点検や評価がなされている。

さらに、障がいに応じた手帳の制度もあり、知的障害には「療育手帳」、身体障害には「身体障害者手帳」、発達障害などには「精神保健福祉手帳」が、判定機関の判定に応じて交付され、サービス支給や交通機関での運賃の減免、税の減免などいくつかのサービスを受けることができる。なお、障がいのある子どもの福祉の支援にあたっては、必ずしも手帳の所持は案件となっていない。また、特別児童扶養手当など障がいのある子どもを育てている保護者に対して支給される手当の制度もある。

これらについては、福祉事務所における子どもや家庭の福祉を担当する課や児童相談所などの相談機関に相談することが可能である。さらに、発達障害に関することは都道府県に設置されている発達障害者支援センターが相談に応じてくれる機関としてある。また、前述の障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員や保健センター等の保健師なども、必要に応じて相談をすることが可能である。

## 7. まとめと課題

子どもの支援は、子どもの悪いところや「問題行動」ばかりに視点が向きがちであるが、本来の子どものもつ良いところや可能性を見る視点が必要である。さらに、子ども自身の変化は、周りのかかわり（環境）が変化することによって大きく変わる。私たちが、育つ環境の1つとして、かかわりを考えることが大切であり、関係機関との連携も重要である。また、障がいのある子どもがどこで生まれ育っても、サービスや支援の格差が起らないような地域や国のレベルでの対応も必要となる。

(竹之内 章代)

## 総合演習（演習 60 分）

テーマ

基本・共通研修のテーマについて整理し、子どもを総合的に理解するポイントを確認する。

キーワード

子ども・子育て家庭、特別な支援、基本研修の意義

### 1. 総合演習の目的

- 1) 履修した内容についての振り返りを図るためのグループ討議
- 2) 子育て支援員に求められる資質についての理解の確認
- 3) 履修した内容の総括と今後の課題認識の確認

### 2. 総合演習の内容

総合演習は、次の1～5の項目のいずれかについて、課題の確認と履修内容の理解を目的に、グループ討議や事例検討、などの手法により研修効果の定着を図る。

- 1) 子ども・子育て家庭の現状の考察・検討
  - ①多様な子ども・子育て家庭の状況やニーズ及びその背景について等
- 2) 子ども・子育て家庭への支援と役割の考察・検討
  - ①支援の対象となる子供の発達や成長について
  - ②子ども・子育て家庭への支援の意味と役割について等
- 3) 特別な支援必要とする家庭の考察・検討
  - ①特別な支援を必要とする家庭の理解について
  - ②「子どもの最善の利益」の意義について等
- 4) 子育て支援員に求められる資質の考察・検討
  - ①社会性、公平性、子どもや家庭の特性への対応について等
- 5) 専門研修の選択など今後の研修にむけての考察・検討
  - ①基本研修の履修後の子育て支援に対する理解について
  - ②専門研修の履修に向けた基本研修の意義について

### 3. 総合演習の展開

<グループ討論>

- 1) 前時までに行っておく事
  - ①グループの編成（1つのグループは4人から5人）
    - \*グループのリーダー選出
  - ②討議のテーマを提示する－上記の1)から5)の中から適宜選んで－
    - \*すべてのグループに統一のテーマを提示する場合もあれば、各グループにテーマを選ばせることもある。
  - ③各グループの担当者は討論に必要な資料を当日までに準備してくる
    - \*各グループで分担を決めておく
- 2) 総合演習当日の展開
  - ①グループごとの話し合いと発表内容の検討（3点～5点に絞る）

＊KJ法などの活用

②各グループの発表（時間は事前に設定する－5分～10分）

③質疑と全体の討議

3) 演習後のまとめ

①各テーマについて指導者よりコメントする

②各自が討論内容を踏まえて文書化することによって整理される

4. 総合演習の代替

総合演習については、レポートの提出により代替することができる。代替する場合には研修効果の定着が図られるよう、研修を実施するよう留意すること。

＜研修にあたっての考え方＞

①基本研修において履修した内容について、演習形式での振り返りやアウトプットにより履修内容の確認・定着を図ることを目的とするものであり、双方向での研修により聴くだけの研修に終わることがないように研修を実施する。

②子育て支援研修においては、試験を課して研修の理解度等を評価することを求めているところであるが、受講者がこの基本研修を踏まえて、さらなる学びと職務実践への意欲・姿勢が確かなものになるよう履修内容の定着に留意する。

(瀧口 優)

## 乳幼児の生活と遊び

テーマ

乳幼児の生活と遊びについて、その意味と役割を理解する。

キーワード

発達の連続性、総合的な保育、発達段階

### 1. 子どもの発達と生活

日本の保育所では生後1年未満の子どもを0歳児と称している。正確に言えば1歳未満児であって決して0歳ではない。誕生してから日々刻々と成長し続けているのである。それゆえ生後まもない子どもとやがて1歳になろうとする子どもでは運動や精神発達、生活の様子も大きく違っている。保育の場で子どもが、睡眠、授乳、食事、排泄などの生活や遊びなどで毎日を快適に過ごすために発達段階を理解し、様々な援助を保育者は行っている。このように著しく発達に違いがある乳幼児期のすべての保育で発達段階に応じたきめ細かい配慮や援助、環境づくりが行われており、これらは子どもが成長していく上で最も重要な柱となっている。

#### (1) 生活や発達の連続性に考慮した保育

保育所保育指針第2章「子どもの発達」に、「子どもを月齢や年齢の発達の姿として断片的に、画一的に見るのではなく、子ども一人ひとりの育ちの全体像としてとらえることである。」と、あるように、発達過程をふまえて保育をすることは発達の連続性を理解することでもある。また、家庭と園を行き来する子どもは子どもをとりまく環境との相互作用で発達するとブロンフェンブレンナーは述べている。生活の場が移行しても安心して生活できるよう環境を整え、どのような配慮が必要か考え保育をしていくことである。

### 2. 子どもの遊びと環境

子どもにとって日々の中で遊びは生活そのものであり、どこからが生活でどこからが遊びであると明瞭に認識しているわけではない。見るもの、触れるものなど五感を通しての遊び、自ら興味をもって探索する遊び、人とのふれ合いを通して自分を表現し遊ぶなど遊びによって子どもは発達し、成長し続けている。

#### (1) 遊びによる総合的な保育

「遊び」は子ども自らが自分の意志で取り組み始めるが、その過程で困難なこともあり、楽しさばかりではない。その都度工夫し、子どもは豊かに発想を広げ、友だちと協力し合い、創造し、挑戦し、充実した「遊び」として発展していくのである。子どもにとって「遊

び」とは今を生きていることの証でもある。保育の場では子どもの主体性を尊重し、子どもの持つ自らの能力を最大限に引き出し、子どもが創り出す「遊び」を子どもとともに楽しみながら、子どもの生きる場をより豊かにしていくことが求められる。

## (2) 遊びを豊かにする環境のあり方

保育は環境と人の関わりの両輪に支えられていると言っても過言ではない。環境の創意工夫は保育の専門性を発揮する場でもある。今、子どもがどのようなことに興味、関心を抱いているのか、どのような遊びを楽しもうとしているのか、子どもの姿をとらえ、予想しながら環境を構成する。発達が著しい乳児期は子どもの成長に応じ、這い這いの時期、歩行し始める時期によって玩具の配置、空間の広さ、高さなどを工夫する。また、玩具や絵本などで一人遊びが十分に楽しめる環境、数人の子どもと「ごっこ遊び」を楽しむ環境などを工夫する。そして子ども自ら遊びを選択できるように遊びの種類によってコーナーを作る。さらに予想を超えた子どもの発想、遊びの展開を想像し、保育者も楽しみながら環境づくりをすることも子どもの育ちを豊かにすることにつながる。

## 3. 子どもの育ちと人との関係

子どもの発達について、保育所保育指針では、子どもの発達は連続しており、発達をプロセスととらえ、子どもの成長を理解することであるととらえられている。また発達の特性として、まず人から愛され、かけがえのない尊い存在として受けとめられることで人への信頼感が育まると述べられている。信頼感が心のよりどころとなり、自らも身近な人や周囲の環境に働きかけるようになる。この人との関わりから、様々な経験を通して豊かな情感を育むとともに自我が育ち、人間形成への第一歩を踏み出してゆく。

子ども同士で遊びを通して自分の気持ちを抑えたり、相手を思いやる気持ちを持てたり、互いにかかわり、影響し合うことで情緒が発達し、社会性の発達にもつながっている。それらがやがて生きる力となっていくのである。

## 4. 子どもの一日の生活の流れ

保育所・幼稚園などに通う子どもたちの生活は家庭とそれぞれを日々行き来している。早朝から身支度をし、食事をとり、園に到着する。家庭では手伝ってもらうことも多い身の回りのことを自分でやらなければいけない。それぞれの発達段階に応じて、できること、援助が必要なことがあり、保育者はその状況に応じてどこまで援助が必要かを判断しながら、援助はしないが、自分でやろうとする意欲を見守り、子どもの意志を尊重し必要などころで援助するなどして、子どもを支えるのである。

乳児期は自我が芽生えると、それまで援助していた保育者に手を出してほしくない、と主張する姿がある。食事や衣服の着替え、排泄などをことごとく自分で、自分で、と主張する。上手くできないが、自分で最後まで取り組むことで達成感や自信を持つことができ

るようになる。幼児期は自分の生活を意識し、流れを見とおして行動するようになる。個人差は大きいが保育者は子どもの個々の発達段階や行動特徴を把握し、子ども自身の力が最大限発揮できるように働きかける。また、周囲の子どもに目を向け、子ども同士で手伝ったり、協力したりと互いに関わり合いながら生活をする姿も見られるようになる。こういった経験を通して生きていく上で身につけなければならないものを育んでいくのである。

## 5. まとめと課題

乳幼児の生活と遊びについて、その意味と役割を理解することがねらいである。身近な子どもたちをイメージしてみて、自分なりに振り返り、まとめてみよう。

(松永 静子)

## 乳幼児の発達と心理

テーマ

乳幼児の発達と心理の特徴を学ぶ

キーワード

発達の時期、コミュニケーション、探索活動

### 1. 発達とは

保育所保育指針によると子どもの発達は「子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互性を通して。豊かな心情、意欲及び態度身につけ、新たな能力を発揮していく過程である」と述べられている。その中で特に乳児の発達研究は最近、目覚ましく進歩している。赤ちゃん学はミステリアスであると東京大学の開一夫氏はその著書の中で述べている。もともと『学ぶ』という語源は「まねぶ（まねる）」と言われているが、開氏はまさに赤ちゃんの「舌だし模倣」や模倣行動をとりあげて赤ちゃんの能力の高さ、学ぶ力を解説されている。発達を頭で追いかけたり、先を急ぐのではなく、そのとき、そのときの子どものありのままをとらえながら、ゆっくりと楽しみながら子どもの発達する姿を見ていきたいものである。

### 2. 発達の時期と区分と特徴

「保育所保育指針」では発達過程を8区分に分け、発達に応じた適切な保育ができるように示されている。生後動くことが出来ない時期から寝返りなどができるおおむね6か月未満、這い這い、お座り、一人立ち、歩き始めのおおむね1歳3か月未満、歩行が安定し、言葉が出て自我が発達するおおむね2歳未満、語彙はまだ少ないが会話してやりとりできる、簡単な生活の身の回りのことが一人でできるおおむね2歳、様々な運動ができるようになり、友だちと生活再現遊びをさかんに行い、感情表現も豊かになるおおむね3歳、身近な自然やモノなどに積極的に興味を示したり、想像力が豊かになり、言葉や行動で豊かに表現できるようになるおおむね4歳、生活習慣がほぼ身に付き、自信をもって様々なことにチャレンジしたり、遊びを発展させたり、友だちへの思いやりをもったり、自分の気持ちもコントロールできるようになるおおむね5歳、これまでの体験を生かして、友だちと協力して、自分たちで遊びや生活のルールを作ったり、さらに創造的な活動にも取り組む姿も見られるようになるおおむね6歳、である。

### 3. ことばとコミュニケーション

人は誕生の瞬間の産声から、コミュニケーションが始まる。産声そのものは反射行

動のひとつでもあるが、反射行動そのものが生きていくための人の先天的な能力ととらえられる。生後 1 か月頃から機嫌のよいときに声を発するようになり、この声に応えるとタイミングを合わせて乳児がまるで会話をしているように声を出す。このやりとりもまさにコミュニケーションの始まりではないか。3 カ月過ぎると喃語が多くなって、自分の声で遊ぶ姿も見られるようになる。1 歳前後には始めて意味のある初語が出てくる。一語で身近な人に何かを伝えようとする時期から大人の言葉を模倣し、語彙が急速に増えていく時期になる 2 歳頃は会話をすることを楽しんでいるように見える。このようにコミュニケーションは相手との心地よいやりとり、気持ちの共有など、言葉を介して伝達すること以外に人と人の関係を育む意味が大きい。相手と言葉をキャッチボールをするプロセスで、相手の話をよく聴くということが大切になる。それには相手をする大人がまず子どもの言葉をしっかり受け止めて聴くことである。子どもは日々の生活や遊びの中で体験しながら言葉を獲得していく。気持ちを伝えたい人がいるからこそ、言葉が生まれ、発達するのである。

#### 4. 人との関わりを通して

泣いて生理的欲求を訴え、世話をする大人がその欲求に応え、空腹を満たし、お尻をきれいにしてくれることから乳児が安心できる人の存在を感じとり、人へ関心を向けるようになっていく。言葉はなくとも表情豊かに、身振りなどで気持ちを伝え、相手もこれに応えることを楽しみながらやりとりを積み重ねていく。この身近な人との関わりが強くなると（愛着関係）、見知らぬ人に不安を感じ、緊張したり激しく泣いたりする人見知りが始まる。同時に安心できる身近な大人が存在するからこそ、その大人に見守られながら次第に行動範囲を広げていき、探索行動が活発になる。1 歳半を過ぎると自我が芽生え、自己主張をして、相手の主張とぶつかり合うことも多くなる。大人が互いの気持ちを代弁しながら自分の気持ちを抑えて相手の気持ちを思いやることを働きかけると少しずつ相手である友だちを意識して自分の気持ちを調整できるようになる。言葉が多くなり、様々な言葉で相手に気持ちや意志を伝えようとするようになり、生活面でも自分でできることが増え、自信を持って人との関係を広げていくようになる。乳幼児期はまだ自分の世界が中心で、人との関係を子どものみで調整することは難しい。しかし大人が子どもの様々な思いや気持ちを受け止めて見守り、子どもを信頼し、子ども同士で調整できるよう働きかけていくことが必要であろう。

#### 5. 手指を使うことで育まれる子どもの意欲

ぎゅっと握られた手、小さな紅葉のような開いた手、しっかり玩具をつかみとる手。手指の発達は目でみてわかりやすい。仰向けの姿勢から寝返り、首をあげて腹這いの姿勢になるときは手を開き、床にしっかりとつけていなければならない。身体運動の発達が進むと手の動きも次第に細やかな動きになる。3 カ月頃には握っている手が開いたり、仰向けで

ねている顔の上に手をかざすハンドリガードが見られる。半年を過ぎると自分から手でモノを掴み取るようになり、片方の手からもう片方の手へ持ち変えることもできる。個人差は大きい。1歳前後には箱のような容器にモノを入れたり、もっている玩具を相手に手渡すこともできる。離乳食を手でつかんで口にもっていくこともできる。おおむね1歳半になると道具を操作して遊んだり、食具を使って食事をする。積み木やブロックを積む、まわす、ねじる、ちぎるなどの細やかな操作もできる。模倣行動が活発になると手遊びや歌遊びを真似て楽しめるようになる。目と手の協応動作が、発達し、自分から玩具や道具に働きかけることが多くなる。簡単ななぐり描きや新聞紙をちぎる遊び、折り紙を折ったり、はさみで切ったりする遊び、さらにイメージを膨らませて描く、作る、造形遊びを楽しむ。また生活再現遊びではお店屋さんごっこなど、自分たちで道具を作り、道具を使いながら遊びを楽しむこともできるようになる。手指の発達は食事や着替え、排泄の始末や手洗いなどの身の回りのことが自分ででき、自立したいという意欲にもつながる。大人は目に見える結果を急ぎすぎる傾向がある。手指を使ってモノやコトに向かう子どもの気持ちを大切に、取り組んでいく過程が重要であることはいままでもない。

## 6. 遊び・生活の行動範囲を広げる運動発達

人の運動発達は1歳前後まで、ダイナミックに変化していく。寝返りからうつ伏せの姿勢で前へ後ろへと少しずつ移動する段階、お腹を床から離して四つん這いになる這い這いは、目指す場所に移動することができる第一段階である。他の動物にない発達が二足歩行である。這い這いから座る姿勢へ、這い這いからつかまって立つ、つかまりながら立って横に移動する、しゃがんだ姿勢から自分の力で立ち上がることができるようになると、はじめの一步への期待が高まる。このような発達が順序性をもって進んでいくのである。2歳頃、3歳頃には走って移動したり、階段を上り下りしたり、よじのぼる、飛び降りる、スキップする、などの様々な動きがとれるようになる。乳幼児期の運動発達は目覚ましいが個人差が大きい。それ故個々の子どもの発達段階を考慮しながら、環境を工夫し、安全に過ごせる配慮や関わりが必要である。

這い這いまでの動きが少ない時期は乳児の視野を考え、目に見えるところに玩具を置いたり、清潔な環境づくりをする。這い這い、つかまり歩きなど移動できるようになると段差や近づいていく先に危ないものがないか安全に特に注意しながら、子どもの興味関心をひく玩具、素材を用意する。歩き始めから安定した歩行へと進んでいく過程では自由に歩くことを楽しませることがもっとも大切ではあるが、転倒には十分注意し、環境整備は毎日欠かさない。どんなものにも興味を示す時期でもあり、子どもの歩く周囲に危険なものがないか常に点検をする。乳児期から幼児期へ移行しても子どもの興味や関心を持てる環境づくりは保育の大黒柱ともいえる。子どもの行動範囲を広げ、想像力や創造力を喚起し、自由に活発に遊びを展開する環境づくりが何よりも子どもの成長発達には重要である。

## 7. 子どもの育ちを楽しむ保育者に

大人は誰しも子どもだった。どんなに難しい仕事や高度な研究をする学者になっても皆、思い出深い子ども時代があった。その子ども時代がどの子どもにとっても豊かで幸せに過ごせるように、一人ひとりの存在や育ちを何よりも大切にすること、そのことがやがて生きる力として礎となっていくのではないか。そのかけがいのない子どもの育ちを後押しし、見守り、保育者としての願いも持ちながら働きかけるのが保育である。

## 8. まとめと課題

### (1) 保育者として

子どもとともにあり、子どもから学ぶ姿勢をもって、保育者自身が生き生きと生活し、様々なものや人にかかわり、感性を高めながら生きることを自ら楽しむ保育者であってほしいと願う。保育の世界にどっぷり浸かって、子ども目線と言いながら、子ども観を狭め、専門外であると保育以外の社会、政治経済の動き、情勢にあまり関心を示さない保育者も少なくない。地域の文化、歴史を学び、子どもに経験させたいものを厳選する目を養う。子どもの育つ社会の展望をもち、子どもの育ちを考えた保育を創造することを目指し、保育を実践していく保育者、保育者自身もアイデンティティーをもち、ともに今、この時代を歩む姿勢を持つことではないか。

### (2) 遊びは学びである。

遊びをせんとや生まれけん。子どもの遊びは生きている証である。遊びをとったら子どもの存在を否定することにもなる。しかし遊びは〇〇遊びという決まったものがあるわけではなく、遊びの枠の中で遊ぶわけでもない。遊びはあくまでも子どもの興味関心から始まる。その年齢や発達に応じ、興味関心を引き出す環境が何よりも重要である。しかし環境による誘導が多くなると子どものやりたいことと別な方向にすすむ危険性も否めない。子どもの主体性を重んじ、何がやりたいか、実現するプロセスを楽しみながら達成感を味わい、上手くできないこと、遊びが展開しなかったことも経験できる、その体験が遊びそのものである。また遊びは学びでもある。乳児が手にしたものをじっと見つめたり、同じ動作を繰り返す姿があるが、まるで研究者である。ひとり遊びを十分に楽しみ、経験することを積み重ねることで、幼児期への探求心をもった遊びへと発展し、やがて学童期の学びにつながることは言うまでもない。最近、認知スキルを高める幼児教育よりも社会情動的スキルを高める幼児教育の方がやがて社会で自分の仕事で成功する人が多いというアメリカの調査結果が報告されている。子どもの遊びは、子どもの育ちを深く考え、どのようなこと、モノに出会うことが必要なのか、どうすすめていくのかを子どもと対話し、保育者、大人と子どもで学び合いながら、ともに楽しむことである。

(松永静子)

## 乳幼児の食事と栄養

### テーマ

テーマ：乳幼児期は成長・発達が著しく栄養を多く必要とするが、消化器が未成熟であることと食物アレルギーに注意しなければならない。

### キーワード

キーワード：乳幼児期の食事、離乳食、食物アレルギー

### 1. 乳幼児期の食事

乳幼児期の食事は生命活動を維持するだけでなく、著しい成長・発達のために十分な栄養を摂取することが必要である。乳汁栄養（哺乳）から食物を咀嚼する形態へと発達する。しかし消化器は未発達のため、消化がよく1回の食べる量や質を考慮する。十分な水分の補給も必要である。この時期の特性を理解して、安心と安らぎの中で、発達過程に応じた「食べる力」を育てることが重要である。

### 2. 乳児期の栄養

乳児期は生涯で最も成長・発達が著しい。乳児期の前半は乳汁によって栄養を摂取する。乳汁栄養には母乳栄養、人工栄養（粉ミルク）がある。母乳には乳児の発育の上で理想的な栄養素が含まれており、母乳が十分出ない場合も、せめて初乳は与えることが望ましい。初乳は分娩後、7日位までの数日間分泌される。初乳は黄色で粘性がある。日数が経つにつれて白色になる。誕生後の初乳には細菌やウイルスから乳児を守る免疫グロブリンなど免疫物質が多く含まれている。首のすわりがしっかりした、6ヶ月を目安に、食べることの準備、母乳のみでは不足する栄養を補うため、離乳食を与える。

#### 1) 離乳の進め方

離乳とは乳汁栄養から幼児食に移行する過程である。

少量ずつ与え、いろいろな味を経験させる。少しずつ食品数と量を増やし、栄養バランスを考え、味付けは薄めにし、適温で与える。食事のリズムも大切にして、急がずにゆっくり進め、12～18ヶ月が離乳完了時期の目安である。素材は新鮮なものを選び、感染に対する抵抗力も弱いので、食品の衛生・取り扱いには十分注意する。

離乳食は食欲をつけ、生活リズムを整え、食べる楽しさを体験していくことを目標とする。家族と一緒に食卓を囲み、手づかみでも、自分で食べることで食の楽しさを身につけていく。発達の目安としては、首がすわり、支えると座われる時期を目安とし、安心と安らぎの中で食べる意欲の基礎をつくる。離乳も後期になると「手づかみ食べ」をするようになり、いろいろな食べ物を目で確かめて、触って、味わって、自分で進んで食べようとする意欲が芽生える。手づかみ食から次第にスプーンへと移行していく

「授乳・離乳の支援ガイド」（平成19年 厚生労働省）が示され、授乳・離乳の支援が健やかな親子関係の形成や子どもの健やかな成長・発達への支援をねらいとした。（表1）

離乳食の進め方と目安を（表1）に示す。

#### 2) エネルギー摂取基準

厚生労働省から乳幼児期に基準となる1日のエネルギー量と各栄養素量が「日本人の食事摂取基準（2015版）」に示されている。（表2）

表1 離乳食の進め方の目安

		離乳の開始 生後5、6か月頃		7、8か月頃		9か月から 11か月頃		離乳の完了 12か月から 18か月頃	
〈食べ方の目安〉		○子どもの様子を見ながら、1日1回1さじずつ始める。 ○母乳やミルクは飲みたいだけ与える。		○1日2回食で、食事のリズムをつけていく。 ○いろいろな味や舌ざわりを楽しむように食品の種類を増やしていく。		○食事のリズムを大切に、1日3回食に進めていく。 ○家族一緒に楽しい食卓体験を。		○1日3回の食事のリズムを大切に、生活リズムを整える。 ○自分で食べる楽しみを手づかみ食べから始める。	
		なめらかにすりつぶした状態		舌でつぶせる固さ		歯ぐきでつぶせる固さ		歯ぐきで噛める固さ	
〈食事の目安〉 調理形態		つぶしがゆから始める。 すりつぶした野菜なども試してみる。 慣れてきたら、つぶした豆腐・白身魚などを試してみる。		全がゆ 50～80		全がゆ 90 ～軟飯 80		軟飯 90～ ご飯 80	
		I 穀類(g)		20～30		30～40		40～50	
一回当たりの目安量		II 野菜・果物(g)		10～15 10～15 30～40 卵黄1～ 全卵1/3 50～70		15 15 45 全卵1/2 80		15～20 15～20 50～55 全卵1/2 ～2/3 100	
		III 魚(g) 又は肉(g) 又は豆腐(g) 又は卵(個) 又は乳製品(g)		上記の量は、あくまでも目安であり、子どもの食欲や成長・発達の状況に応じて、食事の量を調整する。					
〈成長の目安〉		成長曲線のグラフに、体重や身長を記入して、成長曲線のカーブに沿っているかどうか確認する。							

### 3. 幼児期の栄養

幼児期は乳児期に続いて成長・発達し、精神的な発達も著しい。社会性も芽生えて、食事のマナーや食生活習慣の基礎が作られ、味覚も豊かになる。活動量も多くなり、エネルギー、タンパク質、カルシウム、鉄、ビタミン等が不足しないよう、バランスのよい食習慣を身につけさせる。消化・吸収能力も発達し、徐々に大人の食事形態に近づいていく。しかし一回の食事を多くできないので、3回の食事だけでは栄養の上からも満たすことができない。不足分を間食（おやつ）で補うということで間食の意義は大きい。偏食にならないようにし、歯やあごの発育も考えて、噛みごたえのあるものも取り入れる。濃い味付けは避け、消化のよいものにする。正しい食習慣をつけるために、楽しい食事環境づくりが心がる。この時期は食事の行動の上からも小食、偏食、早食い、遅食い、ダラダラ食べなどにならないように親や保育者は十分注意することが必要である。

幼児期は食事摂取基準では、1～2歳と3～5歳に区分されている。

#### 4. 食育の重要性

食の安全性に対する関心の高まりや食の乱れが社会問題化していることを背景に子どもの食育の重要性を考慮して、2005（平成17）年7月に「食育基本法」が施行された。

（最終改正平成21年6月）

近年は成人と同様に小児の生活習慣病は増加している。主要要因に欧米化した食生活・食環境の変化、食の乱れがある。子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために、食が重要であり、積極的な取り組みが国、自治体、民間に求められている。

食育は、生きる上での基本であり、知育、徳育および体育の基礎である。子どもの肥満、欠食、孤食、偏食、過食、少食（小食）等の食の乱れに対応して、家庭や学校・保育所での食生活を改善して国民の健康増進を図ることなどを目的としている。

「食育基本法」では、

- ①家庭における食育の推進、 ②学校・保育所などにおける食育の推進
- ③地域における食生活改善のための取り組みの推進、 ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化など
- ⑥食文化継承のための活動への交流など ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供などを掲げている。

#### 5. 食物アレルギーについて

食品に含まれる物質を体が異物と判断し、過敏な免疫学的反応を起こすことを食物アレルギーという。症状としては、かゆみ・じんま疹、吐き気、咳などがある。最も重い症状は、急激な血圧低下、呼吸困難、意識障害などを起こすアナフィラキシーショックで、対応が遅れると命を落とすことがある。

小児の食物アレルギーの初期の症状の多くは乳幼児期に始まることが多く、消化器が成熟するにつれて改善される場合もある。

アレルギー物質を含む食品の表示は食品衛生法で定められており、加工食品にはアレルギー症状を引き起こす物質の表示が義務付けられている。

<食品のアレルギー表示について>

・必ず表示される7品目：

卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生

・表示が勧められている20品目：

あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・カシューナッツ・ゴマ

## 6. まとめと課題

1) 乳児期は授乳期と離乳期を経験し、この時期は安心と安らぎの中で母乳（ミルク）を飲み、離乳食を通して食べる意欲の基礎づくりをする。

授乳期から離乳食へと移行するが、離乳食においては、乳児の食欲、成長・発達を考慮し、無理のない進め方、内容や量に留意し、食べる楽しさを体験させ、子どもの「食べる力」をはぐくむ支援をする。

2) 幼児期は生活習慣の基礎が確立する時期である。生活のリズムを整えて食習慣、食事のマナーを身に付ける時期でもある。

孤食ではなく、家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わっていく。さらに様々な食文化に触れることにより食べ物への関心が深まっていく。運動量も増え、食べる意欲を大切に食の体験を広げていく支援をする。そして食べ物への関心を深める。

**表2 推定エネルギー必要量 (kcal/日)** (日本人の食事摂取基準 (2015 版))

性別	男性			女性		
	I	II	III	I	II	III
0～5(月)	-	550	-	-	500	-
6～8(月)	-	650	-	-	600	-
9～11(月)	-	700	-	-	650	-
1～2(歳)	-	950	-	-	900	-
3～5(歳)	-	1,300	-	-	1,250	-
6～7(歳)	1,350	1,550	1,750	1,250	1,450	1,650
8～9(歳)	1,600	1,850	2,100	1,500	1,700	1,900
10～11(歳)	1,950	2,250	2,500	1,850	2,100	2,350
12～14(歳)	2,300	2,600	2,900	2,150	2,400	2,700
15～17(歳)	2,500	2,850	3,150	2,050	2,300	2,550
18～29(歳)	2,300	2,650	3,050	1,650	1,950	2,200

身体活動レベルは、低い、ふつう、高いの3つのレベルとして、それぞれ I、II、III で示した。

注 1: 活用にあたっては、食事摂取状況のアセスメント、体重及び BMI の把握を行い、エネルギーの過不足

は、体重の変化または BMI を用いて評価すること。

注 2: 身体活動レベル I の場合、少ないエネルギー消費量に見合った少ないエネルギー摂取量を維持することになるため、健康の保持・増進の観点からは、身体活動量を増加させる必要があること。

(日本人の食事摂取基準(2015年版) : 執筆者一部改変)

(熊澤 幸子)

### 引用・参考文献

日本子ども社会学会発行委員会編 2013 「子ども問題事典」ハーベスト社 pp. 26-27

厚生労働省 平成 19 年 「授乳・離乳の支援ガイド」

厚生労働省 「日本人の食事摂取基準」(2015 年版)

## 小児保健 I 健康・発達・薬等

テーマ

子どもの健康管理のポイントや疾病の予防と対応について理解する。

キーワード

健康管理、健康観察、衛生管理

### 1. 乳幼児の健康観察

子どもの日常の健康管理は、保育者の的確な健康観察から始まる。そのため保育者は、健康観察に関する知識と技術を習得する必要がある。

#### 1) バイタルサイン

バイタルサイン (vital sign) とは、人間が生きていることを示す兆候を意味し、一般的には体温、脈拍数、呼吸数、血圧の測定によって判断される。保育者はバイタルサインを測定できるようにするとともに、子どもの異常に気付かなくてはならない。

#### 2) 子どもの健康状態の変化の特徴

子どもは形態的、機能的に未熟である。そのため感染症にかかりやすく、発熱、下痢、嘔吐等によりすぐに脱水症を起こしやすい。また高熱を出しやすく、突然症状が出る、急変する、重症化する、進行が速い等の健康状態の変化には特徴がある。

#### 3) 日々の観察

日常の観察項目には、体温、呼吸、脈拍、食欲、顔色、風邪症状、尿や便の回数・色・性状、機嫌がよいか、元気で動きが活発か、よく眠るか、顔色や表情がよいか、食欲があるか等が目安となる。更に日常の変化を捉える目安として、服装や頭髮の乱れや汚れ、表情、肌の色つや、発疹の有無、姿勢、視線があうか等にも注意する必要がある。また保育者は、保護者から日常の子どもの健康状態や注意点を聞いておくことが必要である。

#### 4) 乳幼児突然死症候群 (SIDS :Sudden Infant Death Syndrome)

乳幼児突然死症候群とは、事故や窒息、病気等の原因が特定されず、原則として1歳未満の児が主として睡眠中に突然死亡する症候群である。保育中の予防としては、うつぶせ寝を避けなくてはならない。

### 2. 発育と発達について

乳幼児の成長発達や健康状態の把握をするために保育所は、定期的に身体計測や健康診断を行う必要がある。保育者は、子どもの健康管理のためのみならず、計測や健診の結果を教育的に活用することにより、保護者や子ども自身が、からだの大切さや、成長することの喜びを得られるような働きかけをすることが重要である。

#### 1) 入所前における子供の健康状態の把握

保育所では子どもの成長発達や健康状態を知るため、健康記録簿を作成する必要がある。健康記録簿は、入所前に保護者に、それまでの健康状態や母子手帳を参考とし、予防接種

の有無や罹病歴、健康上の配慮事項、アレルギーの有無等を記載してもらう。入所後は保護者と保育者が予防接種や健康状態を記載する。更に、定期健康診断の結果の記録簿、発育測定記録簿が必要である。発育測定後は、異常の早期発見や健全な成長発達の管理として発育曲線を記載するとよい。

なお、健康上特に配慮を有する子どもがいる場合には、保育者は、子どもの入所時に保護者から、その子どもの疾病の特性、症状、対応、配慮事項、緊急時の対応等について、十分に情報を入手し、受け入れ態勢を整えておく必要がある。

## 2) 嘱託医や関係機関との連携

保護者や保育者は、日頃子どもの健康状態で気になることがあれば、健康記録簿に記載し、定期健康診断の際、嘱託医に相談するとよい。また保育中に子どもに発熱等の症状やけががあった場合、保育者は保護者に連絡するとともに、状況に応じ嘱託医やかかりつけ医の指示を受け、速やかに対応しなくてはならない。疾病や障害の疑いがある場合は、保護者に伝えるとともに、嘱託医や専門機関と連携しながら対応することが必要である。

## 3. 衛生管理・消毒について

保育所での衛生管理や消毒は、「家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準」第14条（衛生管理等）に定められている。なお、保育所での衛生管理や感染予防のために、保育者自身が清潔の保持と健康管理に留意しなくてはならない。

### 1) 保育室の環境整備（室温、換気、採光等）

保育環境を整えるためには、室温や湿度の調節、換気が必要である。季節や施設の状況にあわせ、エアコンや加湿器等を活用するとよい。採光、照明、音や声の大きさにも配慮する必要がある。

### 2) 施設整備の衛生管理

保育室の日常の定期的な清掃、玩具や食器類等の使用後の洗浄と消毒、寝具類の定期的な洗浄と適切な管理、調理室の清掃と衛生状態の徹底等は必須事項である。加えて、水道の蛇口やトイレの水洗レバー、便座等汚染の多い場所は、日常的に洗浄や消毒を行う必要がある。また、吐物や排泄物等の汚染があった場合には、確実に消毒するとともに、汚物のついた衣類は適切に保管もしくは廃棄しなくてはならない。また、園庭や砂場での動物の糞尿、樹木・雑草の管理、害虫等の駆除や消毒、小動物の飼育施設の生管理、プールの消毒や水の管理も忘れてはならない。

### 3) 手指の衛生

手洗いの必要性については既に理解が進んでいるが、手洗い場の石鹼の完備、「正しい手洗いの仕方」の徹底ならびに、保育者がいつ、どのタイミングで手洗いをすべきかについて常に確認し、手指衛生を徹底する必要がある。

## 4. 薬の預かりと与薬に際しての注意点

医師の指示による薬を保護者が保育所に依頼した場合に限り、保育所で子どもに薬を与える。保育所が薬を預かる場合は、医師名、薬の種類、内服方法等を記載した与薬依頼票を保護者に提出させること、薬は施錠できる場所に保管すること、与薬の際は、複数の保育者で、名前や回数、服用量等を確認すること、等を徹底し誤薬防止に努める必要がある。

## 5. まとめと課題

「子どもは大人のミニチュアではない」と言われるように、子どもは単に身体が小さいだけでなく、未成熟で個人差が大きいという特徴がある。よって保育者は、子どもの成長発達を促すとともに、異常の早期発見と予防に心がけなくてはならない。

(竹鼻 ゆかり)

## 小児保健Ⅱ 病気・感染症・事故防止等

テーマ

子どもに多い疾病や事故の予防と対応について理解する。

キーワード

病気、感染症、事故防止

### 1. 子どもに多い症状とその対応

子どもに多い症状には、発熱、痙攣、腹痛、嘔吐、下痢、脱水等がある。

発熱は、感染症によることが多い。発熱時には、安静、水分補給、発汗による更衣が必要となる。痙攣は突然起こるため、保育者は慌てずに、発作の起きた時間を確認するとともに全身状態を観察（全身性か局所性か、片側か両側か、眼球の様子、意識の有無、随伴症状、発熱の有無等）する。痙攣が 6, 7 分続くようであれば、救急車で医療機関へ搬送する。初発の場合は必ず子どもを受診させるよう保護者に伝え、保育所ではその後の対応等について保護者から情報を得ておく必要がある。子どもが「おなかが痛い」と訴えた場合、他の部位の痛みであったり、嫌なことがあったり、必ずしも腹痛とは限らない場合も多い。よって保育者は、子どもに痛みの部位を示させるとともに、全身状態の観察や発熱・嘔吐等の随伴症状の有無から状況を判断する必要がある。発熱や嘔吐等の随伴症状の有無により、安静、受診、帰宅等の措置をとる。嘔吐の原因はさまざまであるため、保育者は嘔吐の状態をよく観察し、場合によって子どもを受診させる。子どもが嘔吐したときには、吐物による窒息を避けるため顔を横に向け側臥位にする。吐物処理の方法は施設で徹底しておくべきである。下痢も感染症によることが多い。子どもが下痢をしたら、水分と電解質の補給を行い、消化のよい食事を与える。下痢で臀部がただれないよう臀部の清潔を保つことも大事になる。子どもは、発熱や下痢、嘔吐、発汗、高温での遊び等により脱水を起こしやすい。脱水は、尿量や回数の減少、目のくぼみ、肌の状態、機嫌等が目安となる。脱水が疑われた場合は、子どもを涼しい場所へ移し、衣服をゆるめ安静にする。更に保冷剤や氷で脇下や鼠蹊部を冷やし、水分を少量ずつ与える。重症の場合は、救急車で医療機関へ搬送する。脱水の予防のため、日常的に子どもの水分補給を怠らないようにする。

### 2. 子どもに多い病気とその対応

#### 1) 主な感染症とその予防

##### (1) 感染の基本

感染とはウィルスや細菌等の病原体が宿主（人や動物）の体内に侵入し、発育または増殖することをいう。感染により症状が現れた状態が「感染症」であり、病原体が体内に侵入してから発症するまでの期間を「潜伏期間」という。感染症の要因には、病原体、感染経路、宿主の感受性の3つがある。さらに子どもの場合、病態には年齢が大きく影響する。保育者は、感染症の予防と拡大防止のため3大要因や潜伏期間、症状を理解すべきである。

## (2)流行性疾患（予防接種のあるもの）ならびに予防接種のない感染症

予防接種とは、感染症を予防するためにワクチンを接種して感染症の抵抗力（免疫）をつけることをいう。生後3か月を過ぎると子どもは免疫力が落ちるため、計画的に予防接種をする必要がある。予防接種の目的は、個人を感染症から防ぐためと保育所等での集団感染を予防するためである。子どもに多い感染症のうち予防接種のあるものには、麻疹（はしか）、風しん（3日はしか）、水痘、流行性耳下腺炎、百日咳、結核、日本脳炎、ポリオ等がある。保育所は、入所前、入所時、入所後の予防接種の有無を母子健康手帳や保護者の情報から調べておく必要がある。また予防接種のない感染症には、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）等がある。

## (3)登園（保育）許可

感染症に罹患した子どもの体調の回復と、周囲への感染拡大防止のため、保育所では感染症罹患後の登園の目安を決めておくべきである。その際、学校保健安全法施行規則の出席停止期間の基準を参考にするとよい。

## (4)感染予防

感染症を防ぐには、感染源、感染経路、感受性への対策が重要である。感染源対策として、保育者が感染源とならないよう日頃の体調管理を行うとともに、保育者や子どもに感染者がいる場合には、出勤や登園を控える必要がある。感染経路には、飛沫感染、空気感染、接触感染、経口感染がある。感染者のマスクの装着、発病者の隔離、部屋の換気、手洗いは感染経路遮断のための基本である。感受性対策としては、予防接種とともに、十分な睡眠やバランスのよい栄養等の基本的な生活習慣が重要となる。

## 2)アレルギー（アナフィラキシー、食物アレルギー、気管支喘息）について

アレルギーとは、免疫反応が特定の抗原に対して過剰に起こることをいう。子どもに多いアレルギー疾患には、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎・結膜炎、気管支喘息等がある。食物アレルギー症状の約10%は、アナフィラキシーショックを起こし生命に危険が及ぶ。保育所にはアレルギー疾患の子どもが数多くいる。よってアレルギーの子どもがいる場合、保育所では保護者から子どものアレルギーの特徴や対応に関する情報を十分に得て事故防止に努めなくてはならない。保護者への啓発と個別の支援計画も必要である。更にアレルギーの対応と事故防止のため、研修会の実施やマニュアルの作成を行う必要がある。

## 3. 事故予防と対応

子どもに多い事故には、転倒・転落、誤飲・誤嚥、やけど、溺水等がある。これらの事故の人的要因と対策としては、子どもの危険な行動に対し正しい知識と適切な判断能力を習得するための指導を行うこと、子どもに約束を守るよう指導すること、保育者の目が常に届く人的配置をすることが必要となる。また、環境要因と対策としては、施設、設備、物品の定期的な安全点検ならびに、天候や自然環境の確認、防災対策等を行う必要がある。

いざという時のために保育者は、救急処置の基礎基本を理解しておく必要がある。特に、異物除去法や一次救命処置は必ず理解し、習得しておかねばならない。更に保育所では、救急処置マニュアルや安全対策マニュアル等を作成し、定期的に職員で確認する必要

がある。また保育所で事故予防や対応、救急処置に関する研修を計画的に行うべきである。

#### 4. まとめと課題

感染症やアレルギー疾患の理解と対応のため、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」ならびに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「予防接種法」を確認して欲しい。

(竹鼻 ゆかり)

## 心肺蘇生法

### テーマ

子どもに万が一の命の危険があった際に必要な「救命の連鎖」の考えとそれに必要な心肺蘇生の知識と技術を身に付ける。

### キーワード

1 救命の連鎖	2 心肺蘇生法	3 AED	4 異物除去法
---------	---------	-------	---------

#### 1 救命の連鎖とは

「救命の連鎖」とは、救命に関する姿勢や考え方で、①心停止の予防、②早期認識と通報、③一次救命処置（心肺蘇生とAED）、④二次救命処置と心拍再開後の集中治療、の4つの要素からなっています。これらの要素が全て迅速に途切れることなく行われることで、救命率が向上するとされている。

このうち、④は、救急救命士や医師により行われる高度な救命医療を意味している。子どもを預かる際には、万が一のことを考え、①から③までの対応を迅速に実施し、④の二次救命処置へとつなぐことができるように備えることが必要である。

①心停止の予防について。子どもの心停止の主な原因には怪我（外傷）、溺水、窒息などがあり、予防することが可能である。まずは子どもがこういった状況に陥らないように、未然に防ぐことが重要である。

②早期認識と通報について。子どもは大人に比べて、呼吸状態の悪化や呼吸が止まることにより心停止に至ることが多く、子どもの心停止に直結する呼吸障害とショックに早期に気づいて、すみやかに対応する必要がある。子どもが突然倒れたり、反応（意識）のないことに気付いたら、まず心停止なのではないかと疑い、反応（意識）の確認をする。そして、周りに大声で応援を呼び、119番通報とAEDを持ってきてもらうように指示する。119通報を行うと、電話を通して心肺蘇生などの指導を受けることが出来るため、自分一人しかいない場合も、まず119番通報する。その際は、適切な指導を受けられるように傷病者の状態をできるだけ正確に伝えるようにする。

③の一次救命処置（心肺蘇生とAED）については、次の項目より詳しく説明する。

#### 2 心肺蘇生法

心肺蘇生は止まった心臓と呼吸を補助する行為で、血液を送り出すポンプとして機能しなくなった心臓の代わりに、脳や心臓に血液を送り続けることを目的とする。

心肺蘇生の手順は、「救命の連鎖」の②の119番通報をした後、まず呼吸を確認する。呼吸の確認は平らなところに寝かせた状態で、胸や腹が上下しているか10秒以内に確認する。しゃくりあげるような不規則な呼吸は、死戦期呼吸と呼ばれる心停止のサインのため、呼吸が無いと判断する。迷ったらすぐに心肺蘇生を開始する。

心肺蘇生は胸骨の下半分（胸の真ん中辺り）を強く（胸の厚さの約1/3の深さ）、早く（1分間あたり100～120回のテンポ）、戻すことを忘れず（圧を解除する）、絶え間なく（10秒以上中断しない）圧迫する（胸骨圧迫）。そしてAEDが到着したら、AEDを使用しなが

ら胸骨圧迫と AED を繰り返す。人工呼吸が出来るのであれば、胸骨圧迫を 30 回連続して行った後に、人工呼吸を 2 回行い、胸骨圧迫に戻る、を繰り返す。

人工呼吸の手順は、まず額に手をあて頭を反らし、顎の先端を反対の手の二本の指先で持ち上げる。これにより、気道（空気の通り道）を確保する。次に額に当てた方の手で鼻をつまみ、自分の口を大きく開き傷病者の口を覆い、息を吹き込む。吹き込む息の量は、胸が上がるのが見てわかる程度の量で、約 1 秒程度の速さで吹き込む。

### 3 AED

AED は、止まった心臓の動きを戻すために、電気ショックを与える機器である。特に心臓が小刻みにけいれんして全身に血液を送れなくなる「心室細動」と呼ばれるタイプの心停止に効果がある。しかし、このタイプの心停止でない場合も、AED を使用すると、自動的に心電図を解析して電気ショックが必要かどうかを判断するので、意識がなく呼吸もない場合は、ためらわずに使用する。

AED は、電源を入れると、音声メッセージで使用方法を指示してくれるので、その通りに操作する。電極パッドの貼り付け位置は、電極パッドの表面や袋に書かれており（右鎖骨の下と、左側の脇の下）、その指示されたところに貼り付ける。ちょうど 2 枚の電極パッドが心臓をはさむ位置に来るようにする。

1 歳～未就学児の場合には、小児用モード/キーまたは小児用パッドを用いる。小児用パッドがない場合は、成人用パッドを用いるが、パッド同士が重なり合わないよう注意し、パッドが接触してしまうような場合は、胸と背中に貼り付ける。

### 4 異物除去法

子どもの場合は、のどに何かをつまらせて窒息するといった、呼吸が原因で心停止が起こるケースが多いため、窒息だと判断した場合は、直ちに 119 番通報を誰かに依頼するか自分で行き、背部叩打法により、つまらせたものを取り除く。

背部叩打法は、相手の後ろから手のひらの根元の部分で、相手の背中（左右の肩甲骨の中間辺り）を連続して力強く叩く。乳児の場合は、片腕に乳児をうつぶせに乗せて、手のひらで乳児の顎をしっかりと支え、頭が下がる状態で背中を叩く。

異物が見えた場合は、異物を取り除くが、異物が見えないのに無理に取ろうとしない。そして異物を探すために胸骨圧迫を長く中断しないように気をつける。

### 5 まとめと課題

「救急の連鎖」及び「心肺蘇生法」を正しく理解し、万が一の際には、ためらわず実施できるように、機会を見つけて訓練しておきたい。

（荒川 雅子）

#### 引用・参考文献

郷木義子「職場・学校・家庭・地域での応急手当マニュアル 小さなケガから救急救命処置まで 改訂版」  
ふくろう出版 2014

JRC 蘇生ガイドライン 2015 オンライン版 第 3 章 小児の蘇生

## 地域保育の環境整備

テーマ

子どもが安全、安心して居心地のよく過ごすための環境の在り方について学ぶ

キーワード

環境整備、保育環境、衛生管理

### 1. 保育環境を整える前に

#### 1) 『家庭的保育事業等に関する設備び運営に関する基準』等の規定について

この基準は児童福祉法に基づき、その施設で預かる子どもたちが心身ともに健やかに育成されることを保障するために規定されている。施設責任者だけでなく、従事する職員に理解を促し熟知させ、全職員で遵守しなければならない。

#### 2) 保育に必要な環境の構成要素

子どもが過ごす施設は、生活の場であり遊びの場である。生活面では子どもが使いやすいトイレ、手洗い場、午睡用具などが必要である。また遊びでは、子どもに安らぎを与えるもの、全身や手先などの発育を促す運動的なもの、表現活動（絵画製作、音楽等）を促すもの、知的好奇心につながるもの、草花や小動物などの自然環境などが必要である。

#### 3) 保育環境に関する留意点

『整備及び運営に関する基準』には、物的・人的環境について次のような内容が記載されている。小規模の利点を生かし、子どもの発達や個性に配慮した保育環境を心掛けたい。

- ・明るく衛生的な施設
- ・安全、安心な施設
- ・基準の向上を常に目指している施設
- ・心身ともに健全で豊かな人間性と倫理観をもつ職員
- ・子どもへの不平等や虐待がなく、人権を十分に配慮する職員

#### 4) 保育者の居宅で保育を行う場合

保育者の居宅での保育は、預かる子どもの発達に応じた遊具類や体を十分に動かす場（庭や公園等）を確保し、静的な活動と動的な活動をバランスよく組み合わせ、メリハリのある生活にすることが大切である。また、保育者の場慣れからの事故を防ぐ意識も必要である。

### 2. 保育に必要な環境とは

#### 1) 安全、安心な生活

##### (1) 子どもの発達と事故

乳幼児は運動能力的に未発達で、頭部が重く自己中心的で興味のままに突進することなどの発達的な特性のため、溺死も含めた転倒・転落・落下、誤飲などの事故が起きやすい。

##### (2) 事故を未然に防ぐための環境整備

乳幼児は好奇心旺盛で、調理室での火傷やベランダからの落下、浴槽や洗濯機での溺水を

招くので、進入防止の柵や職員しか届かない高い部分への鍵を設置する。転倒事故防止には滑らない素材の床や、裸足や上靴使用にする。ドア等での指挟み防止には、ドアの固定やストッパーやゴムなどの緩衝材を付ける。戸棚の扉(特に薬品や洗剤類)には鍵を付け、勝手な取り出しや落下による事故対策をする。職員の日々の危機管理としても、乗り越え・落下防止のため浴室やベランダなどに踏み台となるものを置かない、誤飲防止のために下に物を落としたままにしない等、様々な事故を想定した細やかな配慮や点検・確認が大切である。

### (3)居心地のよい環境づくり

換気、採光(照明)や衛生面での物的管理は当然必要である。ただし、保育者が汚れに過敏過ぎると子どもの体験は減る。子どもには、汚れるほど遊ぶ楽しさときれいになった気持ちよさを体験させたい。子どもは幼いほど人的環境の影響は大きいので、保育者に自分が守られている安心感をもち、人への信頼感を得るということを、保育者が意識すべきである。

## 2)日常的なケア

乳幼児は感情機能が優位であり、感情は身体ともつながっている。健康面での不調、保護者との関係、施設でのストレスなど様々な要因が不調や事故につながる。朝の受け入れ時に保護者に子どもの健康状態を確認するとともに、保育者の温かな関わりが重要となる。

## 3)子どもの豊かな遊びを保障する

子どもは興味や関心から直接的・具体的な体験をし、人格形成の基礎となる心情・意欲・態度を養う。遊具・用具は素材や色、量を配慮し、子どもがそれらを自分なりに触れ試行錯誤したりできる時間を保障し、繰り返し楽しめるようにする。また、自然の美しさ、不思議さや、小動物のかわいさ、自分の思い通りにならないものの存在を知る体験も重要である。

## 4)効率的な空間の利用

時間や季節、年齢的に使用しないものは、固定された戸棚や棚の上に置く習慣を保育者がもち、子どもたちが床に近い場を自由に思い切り使えるようにする。

## 5)衛生管理等、保育環境を整える際に検討すべきこと

感染症を防ぐため、子どもの肌や口に触れるものは個人用とする。汚れた服などは個別のビニール袋や蓋付きバケツに入れ、子どもや職員が触れた手で他を触らないよう徹底する。また調理職員は、食中毒防止に向け、調理法はもとより調理機材の衛生管理にも努める。

子どもは、本来の用途と違う扱いで用具類を使う。それは子どもの成長を促すが、危険もはらんでいる。危険を教える必要もあるが、禁止が多すぎる環境では子どもは伸び伸びと生活できなくなる。子ども一人一人を理解した上での見極めが大切である。

## 3. 環境のチェックのポイント

施設的环境が子どもの心身の健全な育成につながっているか、衛生面・安全面と遊びの場としての視点のチェックが必要である。危険の有無だけでなく、子どもが喜んで生活しているか、幼いなりに自分から行動しようとしているかがそのポイントとなる。地域の保育所と連携を取り、施設見学などを通して比較し確認することも有効である。

#### 4. まとめと課題

保育が子どもたちの豊かな成長につながるよう、保育者は常に研修を心掛け、互いの保育上での気づきを共有すべきである。また、施設責任者は定期的に外部評価を受け、保育内容、評価結果を保護者や地域への説明責任を果たし、施設設備と保育の質の維持・向上に耐えず努めなくてはならない。

(桶田 ゆかり)

## 安全の確認とリスクマネジメント

テーマ

乳幼児の身近にある危険を知り、事故防止・安全確保のための視点を学ぶ

キーワード

子どもの事故、健康観察、避難訓練

### 1. 子どもの事故

厚生労働省の人口動態統計によると、0歳を除く子どもの死因の上位は常に「不慮の事故」である。平成25年の統計で「不慮の事故」の内訳を見ると、0歳は不慮の窒息であるが、1～4歳は交通事故・不慮の窒息・不慮の溺死、5～9歳では交通事故・不慮の溺死が多い。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる学校管理下の災害の基本統計によると、保育所や幼稚園のけがの部位としては「頭部」と「顔部(眼や歯)」の挫傷・打撲、挫創、骨折が上位を占め、「上肢部」「下肢部」が多い小学校以降と傾向は異なる。

乳幼児は運動能力的に未発達であるためだけでなく、身体的に頭部が重いことが溺死も含めた転倒・転落・落下の事故につながりやすい。また感情機能が優位なため、目の前のことに夢中になって交通事故に遭ったり、自分が使いたい思いが強いため他児と物を取り合ったりしてもけがは起こる。イメージの世界で生きているため、自分の力を知らずにヒーローになりきって高い所から飛び降りたりする。子どもはけがをする可能性があるという意識を保育者は常にもちながら関わっていくことが必要である。

### 2. 子どもの事故の予防 保育上の留意点

#### 1) 毎日の点検・定期的な点検

##### (1) 健康観察(視診)

保育者は、朝、子どもを預かる際、保護者から健康状態を聞きながら、体調やけがなど体の異常や心理状態を確認することが一日を安全に過ごすために必要である。傷に関しては、保育者が保育中にけがをさせていないかという責任問題にもなるので、家庭でのけがかどうかを保護者と共有しておくようにする。また、保育中に保育者が気付いた服の上から見えない体のけがは、虐待の把握にもつながる。

##### (2) 保育室内での事故防止と対策・対応

子どもが一番長く生活する保育の場に、踏んだりぶつかったりする物はないか、壊れたり汚れたりする遊具はないかなどの点検は、子どもが来る前と帰宅後に毎日行う。また施設として、月に一度程度は室内全体の点検が必要である。子どもが生活していない施設の場所であっても、ドアや窓、天井、ベランダや階段といった施設面や、蛍光灯、ガス、水道などの設備面も確認し、子どもの快適な生活のために素早い改善をする。点検表があると見逃しがなくなる。また保育者は、毎月の点検日を待たずに気付いたらすぐに改善するという姿勢を身に付けることが重要である。

##### (3) 戸外での事故防止と対策・対応

子どもがいつも遊ぶ公園や庭であっても、遊ぶ前の点検は必要である。特に固定遊具類は

見るだけでなく、実際に触ったり叩いたり引っ張ったりしながら、壊れていたり、指をはさんだり、トゲがささったりすることはないかを目と手と耳で保育者が確認する。独立行政法人日本スポーツ振興センターによる学校管理下の災害の基本統計によると、保育所や幼稚園の固定遊具のけがで一番多いのは滑り台で、ブランコや鉄棒などが続く。それらのけがは、固定遊具の不備だけでなく、逆さ登りをする、手を離す、飛び降りるなど遊び方の問題もあるので、保育者は子どもの発達に合わせた遊び方の指導も必要である。

また、雨上がりで濡れていたり、冬の寒さで子どもが冷たすぎる金属製の遊具を握ってられなくなったりすることも事故につながるので、保育者は気候なども配慮する必要がある。公園など公の場所の場合、保育者は異変に気付いたら管轄部署に連絡し、早急の修理を依頼することは、地域の子どもたちを守ることになる。

## 2) 避難訓練の計画・実施・反省・改善

避難訓練は、保育者が災害に臨機応変に対応できるようになるための訓練であり、月一回の実施は『設備及び運営に関する基準』にも規定されている。火災の火元、地震の規模や地震後の災害、不審者侵入などの様々な場合を想定して訓練を実施する。特に、その地域で起こりやすい災害(地震、土砂崩れ、津波、洪水、竜巻、火山噴火など)、その施設の弱い面(耐震構造でない、高層階にあるなど)を知り、被害を想定した訓練が必要である。小規模な施設では子どもを守るための人員は少ない。応援を求めるための警察や消防への通報訓練、地域への声出し訓練も、いざというとき保育者が慌てないために大切である。

また、避難の際、恐怖のあまり子どもが動けなくなったりパニックになったりすることもある。日頃から保育者は子どもとの信頼関係を築き、「この人がいれば大丈夫」と思えるようにしておくことが何よりも大切である。

訓練後は、関係者間での振り返りが重要である。訓練が上手にできたかではなく、計画のようになかった理由や、もっとした方がよいことは何かという反省・改善が次回に生き、保育者の危機管理意識が向上し、子どもを守ることができる。

### (1) 保育中の地震

地震発生時に物の落下・転倒を防ぐための転倒防止など、災害を最小限にするための備えをする。壁や階段の踊り場の額縁・置物や水槽、洗剤や薬品が落下して避難経路を塞ぐことのないように、事前の点検・確認が必要である。

地震では、子どもの頭を守ることが第一である。保育者は子どもに、揺れたら頭を守ることができるテーブルなどの下にもぐりこみ、テーブルの脚を握って揺れがおさまるのを待つよう指示する。テーブルがなければ、座布団などで代用する。保育者が負傷してしまえば避難できなくなるので、保育者自身も子どもとともに頭を守る訓練を繰り返す。戸外避難を考えて、防災頭巾があると心強い。バギーなどの移動手段は、いざという時に保育者がすぐ取りに行ける場に常に置いておくことも必要である。

### (2) 保育中の火災

施設の事前対策として、消火器の設置や、避難経路の確保のために廊下や避難口の不要物を撤去する。施設には、避難経路と避難口を2か所以上確保しておくことが望ましい。避難訓練の火元の想定は、建物内だけでなく、風向きを考えた近隣火災も考えておく。地震対策同様、実際に戸外への避難訓練も行いたい。また、建物の周囲に可燃性の物がないか見回り、

地域の防火を心掛けることも大切である。

#### (3) 散歩中の交通事故

乳幼児は好奇心が旺盛なため、興味や関心をもって環境に関わることで様々な物・事・人を知り成長する。反面、夢中になり周囲が見えなくなるため、飛び出しの危険性も高い。散歩の際、保育者は先頭の子どもと手をつなぎ、側面や最後尾を他の保育者が守る形で散歩をする。また、散歩をしながら信号の見方、道の渡り方などの交通ルールが子どもに身に付くよう、保育者は意識して言動で示していくことが大切である。

#### (4) 施設内や散歩における不審者対応

施設への不審者侵入を防ぐために、建物の周囲に踏み台になるような物を片付ける。見通しの悪さは不審者を招きやすいので、樹木の剪定なども行う。子女だけと外部から分からないように薄手のカーテンで室内が見えにくくする配慮も必要である。散歩の際は、人通りのある道、見通しのいい公園を選び、周囲の目でも守ってもらえるようにする。

不審者対応は、不審者を施設内に入れないことが一番である。子どもと保育者が室内に避難した際、保育者が子どもを抱えたままでも瞬時に室内からドアを施錠できるようにしておく。また保育者は、不審者らしき者を発見したら躊躇わずに110番通報をする。また、ガラス等を破られそうなどときには、保育者は身近にあるものでバリケードを作り、侵入までの時間をかせぎ、警察の到着を待つ。散歩中は、万が一の時に周囲の助けを呼べるよう、保育者は防犯ブザーや笛を携帯することが大切である。

#### (5) 事故後の報告

事件や災害などが起きた場合は、被害の有無にかかわらず、また病院にかかるような事故の場合は必ず、施設の責任者は自治体の担当部署に報告し、子どもたちを守るため施設面・人的な面の指導を受けることも重要である。

### 3. 保護者対応

#### 1) 子どもの受け渡し

保育者は、子どもを保護者に確実に渡すため、預かりを始める前に、毎日の送迎者を確認しておく。いつもと違う人の送迎となる場合は、施設に事前の連絡をもらい、身分証などの提示を求める。誘拐防止としても、また様々な家庭環境を考慮し、誰にでも簡単に子どもを引き渡さないためにも重要である。

#### 2) 緊急時の対策・対応

子どもの発熱・けがなどは、施設から保護者に連絡し、引き渡す場合がある。特に首から上のけがや高熱は、一生に関わることになりかねない。頭部の打撲や骨折の恐れがある場合は躊躇わずに子どもを受診させる。日頃から施設として外科・歯科・内科のかかりつけをつくり、診察時間や休診日を室内に掲示する。救急車やパトカーの対応で保育者が焦らないように、施設の住所や電話番号もあわせて掲示する。施設として、特に子どもにアレルギーや持病がないかを事前に把握したり主治医を確認したりしておくことも必要である。

また、災害が起きて保護者が子どもを施設に引き取りに来られない時の場合の代理人の連絡先や写真など証明するものを添付した引き取りカードを作成し、施設から確実に子どもを引き渡せるようにする。いざという時のために施設では、保護者自身の電話番号だけでなく

アドレスや、勤務先の電話番号を聞いておく。電話が使用不可の場合に備え、保護者や施設職員のアドレスなどによる連絡網を作成し、緊急連絡の一斉配信等を行えるようにしておく。ただし個人情報なので、他人が閲覧しないよう、施設での厳重な保管が必要である。

#### 4. リスクマネジメントの意義

##### 1) リスクとハザード

ハザードとは、危険性または有害性のあるもののことで、子どもが予測し対処することができないものである。施設設備や遊具の破損などがこれにあたる。しかし、ハザードがあるだけでは何も起こらない。そこに人が関わることで災害や事故・事件が起きる。一方、リスクとは、危険性または有害性によって重度の負傷や疾病、時には命にかかわることが発生する可能性の度合いである。

##### 2) リスクマネジメントとは

リスクマネジメントとは、災害や事故・事件の発生を極力未然に防ぐことである。また、万が一、災害や事故・事件が起きてしまった場合に、素早く適切な対応をし、被害を最小限に抑え、さらに再発防止と通常保育の再開に向けた対策を講じることをクライシスマネジメントという。ただし、乳幼児は心身の発達が未熟なため、施設設備の不備によるハザードでなくても、けがや病気は起こる。月齢や今までの経験、性格なども影響するので、物的な安全管理はもとより、子ども理解も重要である。子どものけがを怖れるあまり、危険なものを全て排除してしまえば安全性は高まる。しかし、遊びや生活を通して自分の身を守ろうとする力を養う機会を奪うことになる。この子にはどのような経験をさせたいか、どこまでなら挑戦させても大丈夫なのかの見極め・見守りが大切である。

##### 3) 保育中の事故と法的責任

保育中のけがは、保育者が小さなけがと思っても施設から保護者に報告することが大切である。保育者もしくは責任者は、なぜけがが起こったのかを説明し、保育者側の施設設備や見守りの不備の場合は、特に真摯に誠実に詫げる。子ども自身や子どもたち同士のトラブルであっても、子どもを預かっている以上、誠実な対応が大切である。

また、『設置及び運営に関する基準』にある施設設備や職員の規定を遵守するよう職員に周知徹底するとともに、子どもや施設職員が保険に入り、万が一の賠償責任に対応できるように備えておくことも必要である。

#### 5. まとめと課題

リスクマネジメントでは「最悪の事態を想像する」ことが重要である。想定外と言っているのは子どもの命は守ることができない。想定外だったことが「想定内」になるよう、子どもの発達の理解、個々の特徴の理解、保護者や地域を知ることが重要である。地域保育は小規模のため、周囲に知られずに災害時などに孤立する可能性もある。地域の中で見守られながら子育てができるよう、日頃から近隣との関係づくりも心掛けていきたい。

(桶田 ゆかり)

#### 参考文献

『学校管理下の災害の基本統計-22』(2010. 2)(独)日本スポーツ振興センター

## 保育者の職業倫理と配慮事項

テーマ

保育者には、求められる職業倫理がある。そもそも「倫理」とは、社会の中で必要とされる論理であり、自らで「内側から」守られることに意味のあるものである。「全国保育士倫理綱領」には、保育者としての職業倫理がまとめられているので、これを通して、自身の職業倫理感を形成していくことが必要である。

また、保育者は、「一人」で保育を行うわけではなく、保護者、他の保育者、保育所や様々な保育関係者、専門職、行政など、いろいろなネットワークの中で保育を実践している。このような関係づくりの意義や必要性を理解し、「チーム」で動くことのできる保育者としての力量形成に配慮できるようになることがここでの狙いである。

キーワード

職業倫理、自己管理、関係づくり、チームアプローチ

### 1. 保育者の職業倫理

#### 1) 倫理とは何か

保育者として、子どもや子育てを支援するときに、求められる「倫理」というものがある。「倫理」という言葉だけを見ると、なにかとても硬い感じがしないでもないが、言い換えると、社会の中で求められる論理、という意味である。この点からすると、ルールや約束事のように自分の外からやってくるというわけではなく、求めに応じて、自分の内側から大切にすることであるということになる。

保育者はこの点からいうと、保護者として子どもを育てるというのではなく、子どもと保護者の子育てを支援することが、社会の中で求められている「役割」である。このことから、そうした「役割」を果たすことで報酬を得たりもするわけであるから、自分の内側から「保育者」としての「役割」に応じて社会の中で求められる論理を、行動の判断の基準として自らが大切にすることであるということになる。

#### 2) 「全国保育士会倫理綱領」

保育に携わるものとしての倫理は、「全国保育士会」が倫理綱領として示しているものがある。前文と8項目からなる保育士としての職業倫理がここには明確に記されている。

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

(子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

(子どもの発達保障)

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。

また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
全国保育士会

## 2. 保育者の自己管理

保育活動は、「こども」「保育者」「保育環境(モノ・場・活動内容等)」の3つから成り立つ。このうち「保育者」自身のあり方は、保育活動に大きな影響を与えるものである。例えば、保育者自身の心理状態や健康状態によっては、こどもの主体性を大切にするためには欠かすことのできない受容的な態度などが、ときに影響を受けてしまうことはだれもが経験することであろう。また、保育者の保育に関する知識や技能のみならず、豊かな人間性や広い意味での資質や能力が豊かであることは、保育活動の質を考えた場合に、やはり重要なことであろう。

このように考えたときに、保育者には、単に保育活動時における適切な対応が求められるだけでなく、実際の保育活動を離れた時間においても、心理・健康面、保育に関する力量形成に関する面で、配慮すべき事柄があることがわかる。保育活動は、保育場面だけにあるのではない。保育活動の質は、保育場面以外での保育者の備えに実は委ねられているのである。適切な自己管理に努めるとともに、現場での先輩や他の職種の方々からの助言をもらったり話し合ったり、組織的な研修に参加したり、自己研鑽に務めるなど、「学ぶ」機会を積極的に自ら得て、自身を高めていくことが求められる。また、このような自己管理や自己研鑽を、個人の努力にのみ委ねるのではなく、管理者や組織全体が組織の倫

理として、このような保育者の努めを支えていくことはさらに重要である。

### 3. 地域等との関係

例えば、保育活動の中で子どもと近くの公園に散歩したときに、公園で子どもたちに声をかけてくれたり、こどもの安全を守ることに配慮してくれたりすると、保育活動はより豊かなモノとなりやすい。逆に、地域の方々の協力を得られなければ、いくら子どもたちのことを最優先に考えてあげたくても、保育者だけでは行えない活動もたくさんでてくることになる。また、子育ての支援を行うときでも、自分にはわからないこと、手の届かないことが出てきたときに、それを自分一人の心の中に抱えることが、子育て支援の活動においては、もっともよくないことだとされる場合が多い。専門職を含む多くの人たちと「チーム」を組んでこそ、望まれる子育て支援は現実のものとなっていくのである。

子どもを育てたり、子育てを支援したりするということは、このような意味で、「一人」で行えるものではない。また、もっと直接的には、例えば家庭的保育の場にあっても、保護者との連携や協力がなければ、子どもの豊かな育ちをもたらすことは難しい。つまり、家庭や地域の人々との連携や協力が快適ならないことなのであり、保育活動を行うということは、このように、子どもをいわば「蝶番(ちょうつがい)」のようにして、多くの大人と関係を築き、そして地域や社会全体で子どもを支えることに参加することなのである。

関係づくりにおいて重要なことは、まずは、相手の話を「聴く」ことから始まる場合が多い。「聴く」ことから始める豊かなコミュニケーションに基づいて、保育に関わる家庭や地域との豊かな関係づくりを心がけたいものである。

### 4. 保育所や様々な保育関係者、ならびに行政との関係

特に、地域型保育では、保育内容の支援や3歳以降の受け皿となる連携施設(保育所・幼稚園。認定こども園)が設定されているが、先に触れた関係づくりという点からは、こうした連携施設との日常的な連携や協力も大変重要なことである。保育活動においては、様々な課題や、保育者自身が「悩み」を抱えることももちろん多い。このようなときに、大規模な集団の中での保育活動ならば「同僚性」が、悩みやわからないことに対しての相談を支えてくれるときもある。しかし、ときにはそのような環境が周りにないという場合も生じる。このようなときに、地域の他の保育関係者とも日頃から交流し、ネットワークをつくっておくことはとても大切なことである。このような他の保育関係者とのネットワークの中で、様々な情報を得たり、相談したりする機会を得ることが少なくないからである。保育者は、閉じた人的、物理的環境の中で活動しないことを常に心がけることが重要である。

一方で、保育に関する行政関係者との関係づくりも同様に配慮すべき事柄である。行政と協力関係を築く中で、地域のこども、子育て支援はさらに大きな輪を結び、保育者の相互援助の関係も含めて、すべてのこどもたちの最善の利益が保障されることにつながっていく。ここでもまた、「関係づくり」の大切さについて、重ねて強調しておきたい。

### 5. 地域型保育の保育者の役割の検討

これまでのところで述べてきたように、保育者は様々な人と関係をつくって保育に携わる、「チームアプローチ」の取組が大変重要である。このことからすると、地域におけるこども・子育て支援の全体の取組において、地域型保育に関わる保育者がどのような役割を担っているのか、あるいは担うべきであるのか、といった問題については、地域ごとの特性や事情もあることから、個別に検討したり、内容を地域で共有したりすることが大切である。

このような検討においては、「ワークショップ」と呼ばれる、参加者が主体的に作業に加わり、体験的に問題解決や学びを深めていく方法をとることが有効である。「KJ法方式」によるワークショップ、

「ワールドカフェ方式」によるワークショップなど、形態には様々なものがある。お互いに意見を交わらせあい、その過程で生じる、関係づくりの側面にも留意しながら、定期的にこのような場を地域においても自主的に設定することが望まれるところである。

#### コラム(1) KJ 法方式のワークショップ

「KJ 法」とは、文化人類学者の川喜田二郎先生が生み出されたデータを集める方法を利用したものである。例えば、次のような進め方がある。

- (1) 参加者が 6～7 人の小グループに分かれ、それぞれのグループで社会教育委員として「今やってみたいこと」を付せん一人につき 5 枚程度書く。
- (2) 書かれたものをグループ全員で出し合い、みんなで話し合いながら内容の似たもの同士を類型化してまとめ、模造紙に貼るとともにタイトルを付け、図として表す工夫をする。
- (3) その模造紙をグループの作品としてテーブルに展示し、他の人がそのグループではどのような話し合いが行われたのかが分かるようにする。(説明役を決めておく)
- (4) 参加者全員が、好きなグループの模造紙を見て回り、各グループの説明役の人から話し合われた内容について説明を聞いたり、そこで一緒になった人と意見を交換し合ったりする。

#### コラム(2) ワールドカフェ方式のワークショップ

「ワールドカフェ」とは、近年、企業などで自由な発想やアイデアをより引き出したり、みんなで共有したりするために利用されている方法である。例えば、次のような進め方がある。

- (1) 移動可能な状態でいくつかのテーブルを作り、4 人～6 人くらいのグループを作る。
- (2) 1 ラウンドおおよそ 20 分で、テーブルごとのテーマにそって自由に会話する。そのときに出たアイデアとか言葉をテーブルに置かれた模造紙に自由にそれぞれで書く。
- (3) 1 ラウンドが終わるとき、テーブルに残る人(ホスト)を決め、それ以外の参加者は別のテーブルへバラバラに移動する。
- (4) ホストがそれまでの話を新たに集まったメンバーに説明し、話し合いをそのままづける。
- (5) これを 3 ラウンド程度繰り返す。

## 6. まとめと課題

保育を実施するものにとって、社会的に求められる職業倫理があるとともに、このような職業倫理を尊重し、また自己研鑽に励むことによって、地域における保育者としての「信頼」が確保されると、保護者にとどまらず、地域やその他の保育関係者との関係づくりが促進される。この意味で、保育活動において、それほど研修や自己研鑽にかけることのできる時間がいつも保証されているわけではないであろうが、積極的に様々な機会を利用して、自らそのような時間を創り出すことが、実践的には大きな課題であろう。

また、近年、教育においても盛んに使われるようになってきた「チームアプローチ」という取り組み方にも、配慮と注意が必要である。保育活動は、いろいろな人々との「チーム」での取組である。チームメンバーとしての職業倫理という面も、今後より意識されていく必要があると思われるところである。

(松田 恵示)

## 特別に配慮を要する子どもへの対応

### テーマ

発達障害をはじめ、障がいによって言葉によるコミュニケーションや心のコミュニケーションが難しい子ども（時におとな）に、どう対応すればいいか

### キーワード

発達に偏りのある子ども、コミュニケーションの障害、スペシャル・ニーズ、傾聴、「あなたは私にとって大切な人です」

### 1 はじめに

子どもには、それぞれ能力や性格的特性に差があり、またその成長や発達過程にも個人差がある。その意味で、教育上でも個人的なかかわりの上でも、子どもの十全な成長のための支援には、どの子にも「配慮」が必要である。しかし中には、とりわけ特別な配慮を必要とする子どももいる。普通の授業ではその資質を適切に伸ばすことができない子、例えば目の見えない子や耳の聞こえない子の発達支援のためには、昔からそのための学校が設置されていた。盲学校、聾学校がそれであり、平成 19 年度からは「特別支援学校」の名称となって、特別支援教育のセンター的役割を担っている。また小中学校には、LD、ADHD、高機能自閉症その他を含めた「発達に偏りのある子」（発達障害）のために、「特別支援学級」が設けられることになった。こうした子どもたちは、普通学級に在籍しながら、特別支援学級で、それぞれにより適切な教育や指導の支援（授業）を受けている。

しかし、こうした子どもたちにも、放課後には地域での生活がある。学童クラブ、一時預かり、ファミリーサポートセンター事業の利用者（児）などで、子どもを支援するスタッフが必要であり、それらの施設を利用する親たちの子育て支援をする役割も必要である。

こうした、いわば「スペシャル・ニーズ」をもっている子どもとのかかわりや支援は、学校という「保護された空間」にいる時の子どもの場合以上に難しさがある。こうした学校外の場での支援をする者には、それぞれの子どもの発達の特性や発達の偏り等の理解と共に、カウンセリングやソーシャルワークなど、対人援助の専門的能力を備える必要性がある。

### 2.放課後の地域保育と、障害をもつ子や発達に偏りのある子ども

地域には、障害の有無に関係なく沢山の子どもが生活しており、それぞれの親が世話をし切れないときには、子育て支援員の力が一時的にも、継続的にも必要である。

われわれは、子どもについては、自分自身の幼少期や子ども時代の記憶があり、その後も様々な機会に子どもと関わっているので、一般的な「子どもイメージ」を持っており、そのイメージをもとに子どもにかかわる。しかし、障害のある子どもや発達に偏りのある子ども（発達障がいの子）については、イメージもなく、かかわり体験にも乏しい。

放課後児童クラブや、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業に関わる時には、発達に偏りのある子どもについての理解を持っていることが、そうした子どもたち、またその親や養育者を支援する際にも必要である。発達障がい等のある子どもについ

ての特徴やかかわり方の知識については、他の項に譲るが、大きく言えば、こうした特別に配慮が必要な発達上の偏りを持つ子どもとは、「広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー障害）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、学習障害（LD）、その他トゥレット障害、吃音等」等に分類されている。

しかし、これらの障害を重複して持っている子どももおり、また正確な診断は医師による以外にはないが、子育て支援に当たる人々は、「かかわりの難しい子」の代表として、その行動の特徴を理解しておく必要がある。こうした子どもたちは、ごく大まかには、①コミュニケーションがうまくいかないのが、対人関係に不具合が生じやすいこと、②年齢相応の学習行動（勉強にせよ、態度にせよ）に困難を示すこと、③行動に、ばらつきや「固さ」（こだわり）のあること等が特徴である。

これらの要因が、親の側に「子どもに親の気持ちが伝わらない、何度言っても覚えずに同じことを繰り返す、反抗的である」等の「育児困難感」を生み出しやすい。これらの特性を持つ子どもに、親の虐待行為が発生することもしばしばある。

### 3.かかわりの難しい子、かかわりの難しい親と接するとき

人の表現手段は主として言葉である。しかし幼い子どもは、もともと言語発達が不十分で、他人に向かって自分の意思や感情をうまく伝えることが難しい。また親側も、言語的能力は持っていても、人に心を閉ざしている場合も多く、いずれにせよ、支援を要する子どもや親とのコミュニケーションはしばしば難しい。

人の支援に何よりも必要なのは、相手が子どもにせよ親にせよ、出会った時から、相手と「こころ」をつなごうとすること、気持ちを通わせようとすることである。そのためには、特別なテクニックを用いるのではなく、ひたすら相手の話すことを聞き取り、感じ取り、受けとめようとする態度が大切で、これはカウンセリングで「傾聴」と呼ばれている。

カウンセリングを学ぼうとする人々は、まず「傾聴」の訓練から始める。人の言葉を傾聴するのは、そう容易なことではない。誰もが自分の関心のあることは気を入れて聞こうとするが、関心のないこと、つまらないことを長時間「傾聴」するのは容易ではない。

子どもと大人とを問わず、かかわりが難しく、コミュニケーションが難しい相手には、相手の「心の声」を聞き取ろうとする構えが、相手との心をつなぎ、そこから相手の求めるサポートや援助が可能になっていく。傾聴することは、別の表現を使えば「相手に寄り添おうとする」ことであり、「私はあなたに関心を持っています」「あなたは私にとって大事な人です」と伝える役割を果たすことである。

次に傾聴について、もう少し深めてみよう。

### 4.人の話を聞くときの3つの態度

人の話を聞くときには、3種類のきき方があるとされる。「聞く、聴く、訊く」の3種類である。

- ①聞く 音として耳に入ること（知らない外国語を聞くようなもの）
- ②訊く 尋問すること（相手の気持ちを無視して）こちらが知りたいことを尋ねること  
日常会話では、かなりの部分で、相手が何をどうしたいのかではなく、自分のたずねたいことを「訊いている」ことが多い。次がその例である。

例) 新しい服を着てきた人に、あなたは日頃、何を聞こうとするだろうか。

「その服はどこで買ったの？」

「いくらでした？」

相手には、聞いてほしい場合と、聞いてほしくない場合とがある。

①バーゲンで思わぬ掘出しものをしたことを、話したいときは「待ってました。よくぞ聞いてくれましたね」と思うだろう。

②しかし、バーゲンで買ったのが恥ずかしいときは、「言いたくないなあ」と思うに違いない。これが「訊く」であり、犯人が取り調べを受ける時がその例（尋問）である。

③聴く（傾聴すること、心を傾けて聞くこと、全身で聞き取ろうとすること）

「相手が何を言いたいのか、その内容を洞察し、聞き取ろうとする」

「相手が＜あなたにわかってほしいこと＞は何なのかを理解しようとしながら耳を傾ける」

「その人の感じ方やものの見方を、自分のことのように、思おうとする」

「相手の世界に入り込んで、相手の気持ちを自分の中での体験にしようとしながら場にいる」ことである。

## 5.心の手当としての傾聴

特別に配慮の必要な子への対応の例として、虐待の深刻な現場にいる専門家は語る。

（森田ゆり「子どもへの性的虐待」岩波新書 1155 より引用）

「(相手の) 語ることを、否定せず、分析せず、助言せず、同情せず、同感せずに、ただ共感して、相手の感情を認めてあげること、これが「聴く」という共感的傾聴である。

いじめや性的被害など、さまざまな暴力の被害を受けた子どもたちに「聴く」という心の手当てをする。決して難しいことではない。人の痛みと恐怖に共感する心と、安易に同情しない姿勢と、子どもの持つ回復力への信頼と、ほんのちよっとの勇氣とがあれば、誰にでもできることだ。つい助言をしてあげなければとってしまう人は、まず自分の口は閉じて、相手の口を開かせてあげてほしい。発言や指導よりも、聴くことの方がはるかに相手の力を引き出すことができるのである」「子どもが最も必要としているのは、自分のことを気にかけてくれる大人の存在だ。聴いてくれる大人に出会えたか否かが、その後のその子の人生を左右する決定的な要因となるのである」「『聴く』ことはあなたが子どもとその家族にあげることのできる最大の贈り物である」(p28～29)

## 6.傾聴のポイント

自分の中に湧いてきた疑問をそのまま口にしない。

5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）的なたずね方をしない。

例) 「会社をやめて、転職しようかと思っているのですが」(相手からの相談)

→ 「どこの会社にいるのですか。どんな仕事をしようとしているのですか」

「勤めて何年になるのですか」

「何か辛いことがあるのですか」

「いつごろからそう思い始めたのですか」

「何か、大きな失敗をしたのですか」

「家族はどう言っているのですか」

「どんな仕事に転職したいのですか」

ふつうは、こうしたことを聞きたくなるものだが、それは何故だろう。

- ①その人の転職について、どうしたらいいか判断して助言する材料がほしいから
- ②転職のリスクについて、自分の経験や一般論を話して参考にしてほしいから
- ③単なる好奇心から

人は、こうした際に、必ずしも相手からの適切な助言や指導を期待しているわけではない。話を聞いて貰うこと、よき聞き手を得て語ること、人生で自分の話をしっかり聞いてくれる人をもつことに意味がある。それによって、人は語りながら、自分の問題を整理し、明確にする。その中で、これから自分のすべきことが見えてくる。その中で、その人の再生が起きる。自分の話を聞いて貰うこと、よき聞き手を得て語ること、人生で自分の話をしっかり聞いてくれる人をもつことに、大きな意味がある。

#### 7.傾聴は、相手にどんな意味を伝えるか

傾聴によって相手に伝えること、表現しようとすることは何か。

- ①相手の気持ちを理解しようとしており、その気持ちに共感しようとしていること
- ②相手に大きな関心があること、相手を大事だと思っていること

傾聴とは「あなたは、私にとって、とても大切な人です」と伝える行為である。

#### 8.人は聴き手を求めて止まない存在である

誰もが人に「自分の話を聞いてほしい」と思っている。それは「自分の気持ちに共感し、考え方に同意してほしい。自分は一人ではなく、同行者を得て、勇気づけられたい」と思っているからであろう。同行者とは、「自分を何より大切なものと思ってくれる人」のことである。子どもであると大人であるとを問わず、相手に寄り添う「同行者」になることが、子育てに関する支援をしようとする際のすべてとも言え、それによって相手があなたに何を求めているか、どんな支援が必要かが、おのずと見えてくるであろう。

#### 9. まとめと課題

あなたは日頃、子どもや家族や友人の話を「傾聴」しているだろうか。特別な配慮を要する相手と関わろうとするときも、子どもとその親とを問わず、何より傾聴をもって臨み、まず相手と心をつなぐことから始めたい。

#### 引用・参考文献

森田ゆり「子どもへの性的虐待」岩波新書 1155

古宮 昇「傾聴術一ひとりで磨ける “聴く “技術” 誠信書房 2008

(深谷 和子)

## グループ討議（演習 90 分）

テーマ

地域保育の共通科目として、乳幼児や小児保健、環境整備や安全などについて学んだことを相対化する。

キーワード

グループ討議、相互作用、マナー

### 1. 科目の目的

- 1) 研修初参加者が討議のテーマに沿って話し合うための方法やマナーについて理解する。
- 2) テーマについて、自分の意見を述べたり、他の参加者の意見を聞く相互作用を通して、考えをまとめ、問題点を整理し、解決方法を検討する。
- 3) 今後学びたい内容あるいは助言者に質問したいことなどを、グループ内で話し合う。
- 4) 研修で学んだこと等についてグループ討議を行い、理解を深める。

### 2. 科目の内容

- 1) 討議の目的：グループ討議により、地域型保育コースで行う保育への理解を深め、不安や問題点について話し合い、その解決策を見出すというグループ討議の目的を理解する。
- 2) 討議の原則：グループ討議を行う際には、マナーを守って行う必要があることについて理解する。
- 3) 討議の効果：グループ討議により問題整理や情報収集・提供等の効果があることについて理解する。
- 4) 討議のすすめ方：グループ討議の進め方（流れ）とマナーについて理解する。

#### ①自己紹介

\*自己紹介は誰かがリードしてすすめることになるが、グループに任せるとリーダーが出てくる。

#### ②司会係と記録係、全体討議での発表係を選ぶ

\*上記の自己紹介の前に司会だけは決めておくということも考えられる。

#### ③個人の考えの明確化（KJ法などの活用）

#### ④個人カードの発表

#### ⑤問題点のグルーピング

#### ⑥討議課題の決定

#### ⑦解決策の討議

#### ⑧記録

#### ⑨まとめ

#### ⑩全体討議での発表

### 5) グループ討議（演習）

実際にグループ討議を行い、グループ討議の進め方、効果について講義で学んだ内容についての理解を深める。

<研修にあたっての考え方>

グループ討議の方法を学び、実際にグループ討議を行うことにより、講義や演習により学んだ内容について、理解を深める機会とする。

（瀧口 優）

## 実施自治体の制度について（任意）（講義 60 分～90 分）

テーマ

地域保育について担当する自治体の制度や施策について理解を図る。

キーワード

実施自治体、地域子ども・子育て支援事業、関係機関

### 1. 科目の目的

- 1) 実施自治体の保育関係施策や関係機関について理解する。
- 2) 一時預かり事業を含めた地域子ども・子育て支援事業について理解する。

### 2. 科目の内容

#### 1) 関係機関

- ①各市町村の保育課、子ども課、子育て支援課等（行政によって名称は異なっている）
- ②民生児童委員（とりわけ主任児童委員）
- ③各市町村内の私立保育園等の連絡会議等
- ④各市町村の社会福祉協議会等

#### 2) 地域資源

- ①地域センターなどの子育て広場等
- ②各自治体で任命する保育関係の支援員
- ③NPO 等において子育て支援に取り組んでいる団体

\*研修が実施される地域にある関係機関や保育資源について説明し、研修終了後の従事先についてイメージを持ちながら研修を受講できるようにする。

\*一時預かり事業を含めた地域資源についても情報提供する。

### <研修にあたっての考え方>

- ①地域の保育資源を学び、この研修を受講することにより、どのような保育現場に従事できるかを理解できるようにする。
- ②また、一時預かり事業については、地域型保育の分類の研修を受講することによって従事可能となるが、実際に一時預かり事業に従事する際には、一時預かり事業の分類の研修を受講することが適当であることを理解する。

\*この科目を行う時は、基本的には自治体の方が講師となる。

（瀧口 優）

## 地域型保育の概要

テーマ

地域型保育の各事業を学び保育所保育との違いを理解する。

キーワード

地域型保育事業、子ども・子育て支援新制度、リスク回避

### 1. 地域型保育の概要

1) 子ども・子育て支援制度が始まる前までは、それぞれの自治体は保育所等の認可施設において、保育に欠ける子どもたちを保護者たちから預かって保育を行っていた。働く保護者たちが多くなってきたことに伴い、保育所に入所できない子どもたちが多くなり待機児が増えてきた。その打開策などから、子ども子育て支援制度においては、地域型保育が始まったということになる。

#### 2) 事業類型

次ページの資料は、練馬区のものであるが、事業類型に区分したものである。小規模保育事業が3型、家庭的保育事業（保育ママ）事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業がある。それぞれについて、その定員、職員配置基準、職員資格、保育室、給食について示している。多くの事業が新たに加わっていることが理解できよう。下段には参考として、現行の保育所と幼稚園型の認定子ども園についても示している。

### 2. 地域型保育の特徴

#### 1) 地域型保育の定義と理念、およびその特徴

資料に示しているように、多岐にわたる。

子どもを保育するという責務内容についてほとんど差異はない。子どもを保育するという理念においても、保育所保育と変わることはない。かけがえのない命ある子どもを温かく見守り、育み、子どもおよび子どもたちが生き生きと生きていけるような基盤の形成と支援をしていく場となる。そこに保護者との関係も作っていくことになる。基本の保育は保育所における保育所指針に準じて行う。

それぞれの事業によって、対象の年齢層、人数などが異なる。それに伴い、保育内容そのものが変わってくることもある。保護者はその事業の特徴などを鑑み、自分の子どもの保育として託せる場所はどこがいいのかという選択をすることになる。小規模であると、年齢によるクラス分けということではなく、異年齢集団の保育が行われることが多いと言えよう。定員と職員との比率をみると、個別的な対応が主になるところと、個別およびそこで生活する子どもたちを集団としてみていくという区分もあることになる。それによって、年間を通じての保育内容等の違いがでてくることになる。

#### 2) 連携施設の役割

認可保育所は従来からの保育実践経験を有している。それらの保育所と地域型保育

事業は連携をすることになる。したがって、連携をする保育所側は、保育所保育における子どもたちとの保育内容、実践から得られたことをはじめとして、(1) 集団保育の経験からの支援、(2) 様々な情報の提供と、相談支援、(3) 代替保育、(4) 満3歳以上の保育の受け入れなどを行う。

### 3) 地域型保育の意義について

地域型の保育を行うにあたってその意義を確認しておく必要がある。以下項目のみを提示する。

- ①家庭的な環境での保育が行われる
- ②小集団を対象とするきめ細やかな保育が行われる
- ③同じ保育者が対応する
- ④子どもの生活リズムを尊重した保育を行う
- ⑤家庭生活から集団保育に移行する間の兄弟の体験をする
- ⑥保護者への緊密な子育て支援が行える
- ⑦地域の子育て支援に貢献する

### 3. 地域型保育のリスクを回避するための課題

小規模故に気密性が高いことによるリスクがある。1) 開かれた保育 2) チーム保育 3) 地域資源の活用 4) 保育ネットワークの活用 5) 自己研鑽を行う、ことである。

### 4. まとめと課題

地域型保育の各事業を学び保育所保育との違いを理解することがねらいである。小規模故にリスク回避が重要になる。チーム保育の重要性を含めて保育の実際について振り返ってまとめてみよう。

(佐々 加代子)

## 地域型保育の保育内容

テーマ

地域型保育における保育内容を理解する。

キーワード

異年齢保育、1日の流れ、保育の体制

### 1. 地域型保育における保育内容

#### 1) 地域型保育の基本方針とその特徴

どの事業の類型でも子どもの人数が少ないことで小集団であるという特徴があるがその保育内容は、個別的な子どもの成長における養護と教育になる。とりわけ3歳未満児保育においては、健康生活・成長を維持ための「養護」の内容が重要になる。

#### 2) 地域型の保育の一日の流れ——迎え入れから帰宅までの流れ——

(1) 迎え入れまでの準備 (2) 登園・受入れ (3) 自由遊び (4) おやつ・水分供給 (5) 散歩・外遊び (6) 手洗い・うがい (7) 昼食 (8) 歯磨き (9) 午睡 (10) 目覚め・検温 (11) おやつ (12) 自由遊び (13) 帰宅の準備 (14) 保育終了後のまとめ

#### 3) 異年齢保育

さまざまな年齢層の子どもたちの保育は、(1) 個別の子どもたちの年齢の発達・成長の援助に加えて、(2) 異年齢集団ゆえの良さを生かせるようにする。遊び・遊具の工夫と、年齢の高い子どもたちには人間関係の育ちへの配慮を促すようにする。

(3) 保育の運営上において、異年齢の良さが生かせるように工夫を凝らしていく。

#### 4) 新しく子どもを受け入れる際の留意点

(1) 発達段階に応じたならし保育、(2) 0歳児の時期による配慮事項；離乳食など (3) 1・2歳児の配慮事項；歩行、移動、さまざまなものや人に対する関心の示し方、(4) ならし保育中の在園児の保育；日々の生活の流れが保てるようにする。

#### 5) 地域の社会資源の利用

地域には社会資源が多々ある。(1) 連携施設としての保育所の利用、(2) 公園、子ども広場、児童館の利用、図書館の絵本・紙芝居などの貸し出しなど (3) 地域資源としての人の活用；遊び提供者たちの利用など。

#### 6) 保育の計画と記録

(1) 保育所保育を手掛かりに、年間、期、月、週、日案などの計画がある。行事としても加えたいものなどの工夫をする。四季の感じる保育など、年間を通じて考えて行う。(2) 保育実践は記録が重要になる。健康観察記録、保育日誌、保護者との連絡帳、職員間連絡帳、年間ほかの行事等の記録などがある。それぞれに記載のポイントがある。例示をみながら学ぶ。日々の保育実践の記録として保存し、成長の段階をあらためて見直していくものにする。

7) 保育の体制；職員間関係の役割分掌と連携のありかた

(1) 保育実践は複数の保育者で行うことになるために、それぞれの日々の役割、年間通じての役割などのように、保育を進めていく上において求められる役割分掌をしておく。(2) 日々の保育実践におけるチーム保育と点検評価・修正の場をとる。

2. まとめと課題

地域型保育で行う保育内容の特徴を理解するため、1日の保育の流れ、異年齢児で行う保育の特徴、新しく子どもを受け入れる場合の配慮事項、計画や記録の重要性等について学ぶことがねらいである。子どもたち一人一人との丁寧なかかわることと、小集団保育の特徴が生きてくる保育実践が求められている。子どもたち、その保護者とともに成長していく保育者であるべき保育のありようについてまとめてみよう。

(佐々 加代子)

## 地域型保育の運営

テーマ

地域型保育を運営するにあたっての手続きなどを理解する。

キーワード

運営に関する基準、情報提供、個人情報の配慮

### 1. 地域型保育についての設備、及び運営の基準についての遵守について

地域型保育の運営については、地域型保育についての設備及び運営の基準として、平成26年厚生労働省令第61号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に規定されている。その内容を読んで理解する。

### 2. 情報提供と配慮事項

利用者が事業類型を適切に選択することができるように、事業運営者たちが情報提供をすることと、地域住民の理解と協力を得ていくことがその事業運営においては欠かせない。内容として以下のものがある。

- 1) 行政による情報提供；国、都道府県、事業運営者の自治体などの情報；ホームページからも閲覧可能；何を提供するといいいのかの選別も必要。
- 2) 関係団体等による情報提供；子育て支援関係を含めた地域の活動などもある。
- 3) 事業者による情報提供；：自分たちの保育理念、保育実践、行事等の誘いなど。
- 4) 事業者が個人情報を得た場合のその情報については細心の配慮をする。個人情報保護条例などについても学んでおく。守秘義務も生じてくることをしっかりと把握して遵守する。

### 3. 受託までの流れについて

事業者が子どもたちを受け入れるにあたっては、その受け入れまでの流れの理解と受け入れについての留意事項についての理解をする。

- 1) 保護者たちをふくめた問い合わせについての対応；丁寧に応答する。
- 2) 見学の受け入れ；日々の保育実践をしながらの中である場合もあるが、あるがままの状態での見学を受け入れ、質問等に答えていく。
- 3) 保護者との面接は丁寧にこなす。(1) 子どもの現在の状態について、および育ちの過程についてのことを丁寧に伺う。母子手帳などを持参してもらうのもよい。(2) この事業書における保育の実際についての説明を丁寧にこなす。保護者の役割についての理解もしていただき、保育に協力を願うようにする。
- 4) 保育を受け入れて始めるにあたってのことについては、保護者たちがよく理解できるようにすることと、子どもによつての受け入れの配慮事項などをチームで確認をする。

#### 4. 地域型保育の運営上必要な記録と報告について

保育実践においても、運営上においても記録は欠かせない。

- 1) 保育実践における記録については、日々の保育記録、子どもの個別の健康観察などがある。それぞれにわかりやすく見やすい記録にする。
- 2) 運営上において必要となる、安全対策、危険防止策、保健衛生関係などの記録も怠らない。

#### 5. まとめと課題

地域型保育の運営に必要な内容について理解するため、設備及び運営の基準において遵守すべき事項、情報提供の必要性とその方法、子どもの受け入れまでの流れ、運営上の必要な記録や報告について学ぶことがねらいである。

(佐々 加代子)

## 地域型保育における保護者への対応

テーマ

子どもの発達を協力して支えるために保護者と協力し合う。

キーワード

ソーシャルワーク的機能、地域交流、共感的理解

### 1. 保護者とのかかわりと対応

保育を担う側の保育者は、子どもたちの保護者との対応は、日々の保育を円滑に行う上においても重要な人間関係になる。できるだけ信頼を得られるように細やかに対応することが求められる。昨今の保護者は育児不安をさまざまに抱えていることが多い。子どもの保育は任せてもらっても、その保護者のもとに子どもたちが生活していることから、保護者が不安を抱えたままにならないような配慮が必要になる。保護者支援が求められるのはそのためでもある。保護者支援にあたっては、以下の内容の理解をすすめておく。

#### 1) 保育者に求められる役割

- (1) 保護者への子育て支援の必要性の理解をし、保育者として保護者に対応する。
- (2) ソーシャルワーク的機能を果たしていけるようにすることが求められている。

#### 2) 地域型保育における保護者への対応

- (1) 保護者の理解と協力を得ること；よりよい保育実践は子どもの成長に連動する。
- (2) 保護者への個別支援と対応；保護者を孤独にさせないことの一助として対応する。
- (3) 保護者相互の協力・連携；よりよい関係のありかたは課題になる。
- (4) 地域資源との連携・地域交流の活用；さまざま地域資源がある。交流を含めていく。地域に根差した子育て支援の保育現場として広がりがみえてくることになる。

### 2. 保護者への対応の基本

「保育所保育指針」第6章に掲げられている「保育所における保護者に対する支援の基本」の7つの事項についての理解をする。地域型保育であっても、その保護者に対する対応の在り方については、ここに示されているものと同様のことを基本とする。保育実践においても保育所保育指針の理解をしておくことが必務である。

### 3. 子育て支援における保護者への相談・助言の8原則を学び対応すること

- 1) 傾聴・受容・共感的理解
- 2) 利用者・相談者のありのままの感情表出の促進
- 3) 自らの感情のコントロール
- 4) 一人ひとりの個別性の尊重
- 5) 非審判的態度
- 6) 利用者の自己決定の尊重

- 7) 保護者のエンパワーメント
- 8) 秘密保持

#### 4. 保護者への対応～事例を通して考える～

演習を行う。具体的な事例に基づき、保護者への対応の方法について検討し、仲間とも話し合い、どのようにすることが保護者への理解を深められるのかについて学ぶ。

#### 5. まとめと課題

地域型保育における保護者への対応について理解するため、保育者に求められる保護者支援の役割、保護者への対応の基本姿勢、保護者へ相談・助言をする場合の留意事項について学ぶ。また、具体的な事例に基づき、保育者がとるべき保護者への対応方法を検討し、保護者対応への理解を深めていくことと、その対応の方策について学ぶことがねらいである。支援は保護者も含んでいる。保護者とのより良い関係づくり、関係のありかたについて学んだことをまとめてみよう。

(佐々 加代子)

## 見学実習オリエンテーション

テーマ

地域型保育の見学実習を行うにあたって必要なことを学ぶ。

キーワード

見学実習、配慮事項、子どもたちへの配慮

### 1. 見学実習の目的

これまでの講義で学んだ環境整備や保育内容、安全点検・確保に関する事項などについて、実際に保育現場を見学することで、具体的に行われる保育のイメージを持ち、理解を深めるとともに、今後実践する保育において具体的に参考にするという見学実習の目的について理解する。

### 2. 見学学習のポイントと配慮事項

見学先の事業者と子ども（たち）に対する配慮事項についてあらためて考えたうえ、見学する際に確認すべき具体的なポイントについて前もって取り出しておき、その内容を点検したうえで、現場で観察しながら、あらためて理解を深める。また見学実習に当たっては、感染源を持ち込まない健康管理をして感染症に罹患させないように留意をしておくとともに、見学先の子ども（たち）や保育者に関する個人情報等の取扱いに留意することを理解する。主に以下の9点について学ぶ。

- 1) 見学先と子どもたちへの配慮、どのように行動・観察すると、日々の保育に支障をきたさないかということ
- 2) 環境～安全で安心できる環境づくり；遊びの部屋、午睡などの部屋、玩具の配置、洗面所、トイレ、食事を作る場所、受け入れ場所、壁面装飾、献立を含む掲示物、など。
- 3) 1日の生活の流れと保育者・子どもの様子；その場で活動をみることと、一日の流れについての理解をそれ以外から見て取るにはどこをみるといいのか、時間帯における子どもたちの様子の把握についてなどやチームワークによる保育者たちの行動観察など。
- 4) 異年齢・小集団を生かす遊び；種類、内容、工夫を含めてみること
- 5) 地域資源の利用；どのような内容のものを活用しているのだろうか；人材を含む資源について
- 6) 保護者とのかかわり；どのような場をもっているのか、個別と集団、行事等について、保護者との連絡帳、回覧、掲示など。
- 7) 複数の保育者体制、保育者間の役割分担、引き継ぎ等；この月や週、行事において、を具体的に学ぶ、そこから年間のあるいは日々の運営における役割分担について学ぶ。
- 8) 保育者の保育観や保育方針；園として理念、保育観はどこで見出せるのか、個別の保育者たちの方針についてはどこで理解することが可能なのか、保育者間、そのほかの職員間関係などの相互の理解はどのように深めているのかなど。

9) 見学の記録；どのようなことが見学から得られたのか、実際にまとめてみることで仲間とともに発表しあいながら学び合う。

なお、その場で記録をとることが可能かどうかについて、前もって伺っておくことをすすめる。記録が取れない場合には、その場でのことをしっかりと記憶する。あとで、記録に起こすようにする。部屋の大きさ、場所位置関係、なども含めて記録をとることをすすめておく。

### 3. まとめと課題

見学実習において留意すべき事項について予め理解するため、見学実習の目的、見学の際に確認するポイントについて学ぶこととする。ポイントの整理ができていないと実際の見学実習が生きてこない。環境づくり、安全点検について日々の保育の流れを意識することや、場のなかでの配慮事項などは、見学の場所の想定からみえてくる。学んだことを整理し、見学時に最大限生かせるように、自らが作成したチェックポイント（点検箇所、質問事項、など）を整理してまとめてみよう。

(佐々 加代子)

## 見学実習（実習2日以上）

テーマ

保育に関わるテーマについて学んだ事を踏まえて、実際の現場で検証する

キーワード

観察・保育内容・家庭的保育・子ども理解

### 1. 見学実習の目的

- 1) 地域型保育の現場に出向き、講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に見学・観察を通して理解する。
- 2) 保育に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。家庭的保育は、家庭的保育者個人の自宅であり、異なる地域の環境の中でそれぞれ独自の工夫をして、保育を展開していることに留意する。
- 3) 見学実習を講義・演習に代える場合は、子どものおむつ交換、食事の介助など、子どもの生活援助について演習を通して理解する。ミルクや哺乳瓶などの実物を知る。

### 2. 見学実習の内容

- 1) 実習1日目：保育の1日の流れを見る  
実践する保育について、受け入れから帰宅まで1日の流れを実際に観察し、理解する。子ども理解、保育者理解、園理解の観点から整理する。
- 2) 実習2日目：保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ  
実際の記録や計画と書類を見て、どのような記録をするのかを理解する。記録に気をとられて子どもとのコミュニケーションが取れないようなことは排除する。  
\* 従事を予定している事業を見学先とすることが望ましいが、難しい場合には、認可保育所での0歳～2歳児の保育に関する見学実習も可能とする。重要なことは子どもたちがどのような動きをするのかをしっかりと見ておくことである。  
\* 可能な限り見学実習を実施することが望ましいが、地域の実情などに応じ、DVDの視聴等と講義・演習等による実施も可能である。この場合に、子どものおむつ交換や食事の介助等を学び、ミルクやほ乳瓶等の実物を知る機会を設けることが必要。  
\* 見学実習を行う際には、研修実施機関が見学実習先との連絡調整などを行う。実習先にとってはとりわけ小さい子どもを預かっているところで、子どもの対応に気を使うことが大切である。

### 3. まとめと課題

保育者として実践する保育の具体的なイメージを理解するため、実際の保育の場面を見学し、1日の流れ、記録や計画などの書類、保護者対応の実際などについて学ぶことがねらいである。自分なりに振り返ってまとめてみよう。

(瀧口 優)

## 一時預かり事業の概要

テーマ

一時預かり事業の「一時的に家庭での保育が困難な場合に子どもを預かる」という物理的支援だけでなく、この事業の活用を子育て支援につなげる意義について考える。

キーワード

1. 一時預かり事業 2. 子育て支援 3. 子育てへの第三者の関与

### 1. 一時預かり事業とは

一時預かり事業は『家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業』と児童福祉法第6条3の7に規定されている。子ども・子育て支援新制度においては、地域子ども・子育て支援事業の一環として、保育所や子育て支援拠点等で行われる「従来型」、さまざまな保育施設の年度当初の定員の空きを活用して行われる「余裕活用型」、幼稚園の預かり保育である「幼稚園型」、子どもの居宅を訪問して行われる「居宅訪問型」の4類型が推進されている。

一時預かり事業は保育所を中心に行われてきたが、短時間就労の家庭の利用が多くを占めるところもあり、在宅で子育てする家庭が必要に応じて利用できるところまでは量的にも充足されていない。地域により一時預かりの枠が常に満杯のところと空きが十分にあるところなど、全国的なバラツキが大きいこと、また、利用の希望が保育所の待機児童のように目に見える数字としてあがらないことなどを理由として、この事業を量的に、質的に増やしていこうとする自治体が多く存在しない実態がある。

### 2. 一時預かり事業の意義 ～子育て支援ネットワークへの入口として～

子育て支援には子育て家庭が単独では充足することのできない子育て機能を補完する役割があると言えるが、それだけに終わるものではない。一時預かり事業を例にすると、保護者が一時的に子どもの世話をすることができない時に、保護者にかわって子どもを保育するという物理的支援でありながら、これを利用することによる情緒的支援の機能も果たしている。単なる託児としてのサポートではない、子育て支援としての一時預かりの意義はその目標設定にあると言える。

子育て支援の目標の一つは、保護者の親としての育ちを支え、保護者が社会資源を活用しながら、自己決定し、問題解決していく力を引き出すことにある。そのためには多様なニーズを持ち、そして個々人の性格特性や経験値、社会的な理解や条件などが異なる子育て家庭にとって、多様な選択肢が用意され、本人が利用しやすいと感じるなどの選択肢を選んでも、そこを入口として子育て支援ネットワークにつながる道が開けることが必要だ。

### 3. 一時預かり事業の特徴とその効果

一時預かり事業の特徴として、①日ごと・時間ごとに、利用する子ども数や年齢構成が

異なる、②0歳を含む就学前の異年齢の子どもがともに過ごす、③利用する子どもは平日は3歳未満児が多いが、夏休み等の長期休暇には幼稚園児などが多くなる場合もある、④単発的な短時間利用の子どもが多い、⑤複数回利用や定期的利用の子どもの中に初めて一時的な保育を受ける子どもがいる、などがあげられる。

一時預かり事業の活用を通して、保護者や子どもにもたらされる効果として表1のプロセスがあげられる。これらを整理すると、一時預かり事業の効果として、①子どもの健やかな成長・発達への効果、②保護者支援の効果、③親子関係調整の効果、④地域の子育て支援ネットワークへのつなぎの効果があると考えられる。一時預かり事業に携わる者はこの効果がもたらされるように、事業を実施していくことが求められる。

表1 一時預かりの活用による効果のプロセス

(1) 保護者支援の視点	
①子どもを預けて、必要な所用をすませることができる	
②地域の中に頼れるところがあった安心感を得る	
③子どもと離れる時間を持つことで得られる精神的安定	
④親子関係の変化	⑤子どもの育ちの発見
⑥保護者と保育者の関係	⑦保護者が自分以外の子どもを知る
⑧保護者自身の仲間の広がり	
(2) 子どもの発達支援の視点	
①両親以外の他者との関わり	
②子ども同士の関係	
参考: 「一時預かり事業のあり方に関する調査研究 第6章 利用者の意識」 (中谷奈津子・高辻千恵) 平成19年度報告書	

#### 4. 一時預かり事業従事者の基本姿勢

すべての子育て家庭を対象としながらも、とりわけ一時預かりのような支援の場合、利用の必要性は当事者以外の人の価値で判断されがちである。思うようにならない子育てにストレスをため、思い詰めている保護者がいれば、その利用は推奨されるが、一方で元気で明るく楽しく子育てをしている保護者が繰り返し使用する場合などに、「このようなサービスがあることが保護者の育児放棄につながる」など、事業の実施に行き詰まりを感じる支援者も出てくる。そのような意識化されない否定的感情が利用者に利用しづらさを感じさせることもある。そういったことを避けるためにも、子育て支援の大きな目標を改めて認識し、この事業に関わる者がそれを見失わずに事業を推進していくことが肝要である。

#### 5. まとめと課題

第三者が子育てに関与することは、「社会がともに子育てをする」ことを具現化するものであり、保護者だけが関与する子育てが最善ではなく、さまざまな人との関わりの中で子どもが育ち、保護者が親として育つ。かつては地域社会にあった仕組みを、一時預かり事業等の子育て支援の仕組みの中に再生していくことが必要である。

#### 【参考資料】

「一時預かり事業のあり方に関する調査研究」(主任研究者 尾木まり) 平成19年度・20年度厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業 総括研究報告書(2008・2009)

(尾木 まり)

## 一時預かり事業の保育内容

テーマ

毎日来るわけではない子どもの保育をどのようにおこなえばよいか、不安を安心に変える環境づくりとはどのようなものか、について考える。

キーワード

1 一時預かり保育    2 分離不安    3 子どもとの関係づくり    4 安心感のある環境

### 1 一時預かり事業を利用する子どもの特徴

- ・集団に慣れていない。普段母子で静かな生活をしているので圧倒されることもある。
- ・親と離れることに慣れていない。人見知りや場所見知りがあり、泣くこともある。

### 2 初めて会う子どもとの関係づくり

- ・第一印象が大事。母親とのよい関係を子どもは見えて安心する。
- ・泣く時には1対1で対応する。泣いても大丈夫と温かく受け入れる。
- ・子どもの気持ちに寄り添い、興味のある遊びを提供する。
- ・また来たいと思うように、「楽しかった」という経験をさせてあげる。

### 3 一時預かり事業を利用する子どもの心身の負担への配慮事項

- ・受け入れ時に家庭での様子を聞き、健康状態を確認する。
- ・家庭的な雰囲気大切に、ゆったりとしたかわりをする。
- ・家庭とは異なる様子を見せることが多いので、一人ひとりの状態や特徴を把握する。
- ・生活リズムに配慮するなど臨機応変に対応し、徐々に集団生活に慣らしていく。
- ・しつけなど教育的な色彩を強く出さない。

### 4 子どもが安心して過ごせる環境づくり

～一人ひとりの子どもの発達に応じた遊びの援助～

- ・一人ひとりの子どもの状況や発達に応じた生活・遊びの援助をする。
- ・情緒が安定するような、安心感のある家庭的な雰囲気づくりをする。
- ・おもちゃをきっかけとした楽しい居場所づくりをする。
- ・季節に応じた保育内容や、動と静の活動などで変化をつける。
- ・異年齢児保育のなかできょうだいのような体験をさせてあげる。
- ・子ども同士のトラブルがおこらないような、落ち着いた環境をつくる。

### 5. まとめと課題

一時預かり保育は、初めて会う、限られた時間だけ預かる、今度いつ来るかわからない一期一会の関係である。その中で、子どもと関係を築き、できるだけ楽しく過ごしてまた来たいと思うような保育を工夫する、とてもやりがいのある保育である。

(小泉 左江子)

## 一時預かり事業の運営

テーマ

一時預かり事業の一連の業務を把握するにあたり、保護者ニーズや利用のしやすさに焦点を当てて考えてみる。

キーワード

1. 一時預かり事業 2. 利用の抵抗感 3. 利用しやすさ 4. 事前のアドバイス

### 1. 一時預かり事業の業務の流れ

業務の流れは、①利用者ニーズの把握、②情報提供、③利用手続き、④利用当日の対応となる。

#### (1) 利用への希望と現実

1歳半健診に来た保護者に対して、「お子さんを預かってほしいと思ったことがありますか」と尋ねたところ、程度の差はあるが、約85%の保護者は思うことがあると回答した。そのうち実際に一時預かり事業などを利用したことがある人は3割に満たない現実がある。

利用に至らない要因として、サービスについての情報がないことや、利用条件があわないうこと他に、子どもを預けることへの不安・心配、又保護者の抵抗感があることが明らかとなっている。「子どもを預ける」ことへの抵抗感は、誰かに反対されたり、非難された経験があるというよりも、本人の保護者としての責任意識との葛藤が大きい。一時預かり事業は、利用の理由は問わない事業であるにもかかわらず、誰もが納得するような正当な理由がない限り、利用に踏み切れない保護者が多くいることがうかがわれる。

このような保護者が多くいることに鑑み、利用しやすい一時預かり事業の運営を心がけることが必要となる。

お子さんを誰かに預かってほしいと思うことがありますか？



一時預かりの保育サービスを利用したことがあります

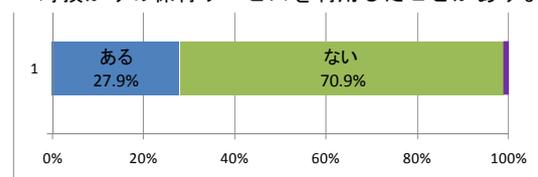


図1 一時預かり利用への意向  
保健センター1歳半健診での調査 (N=357名)  
一時預かりパイロット事業を実施する都市での調査

表1 利用しやすさにつながる諸条件

- 利用の確実性  
利用したい時に必ず利用できる
- 利便性の良さ  
利用する場所(行きやすさ、わかりやすさ、所用の遂行しやすさ)  
利用の仕組み(時間、料金、手続き)
- なじみのある場所や人のいるところでの実施
- \*保育内容の質を重視  
(清潔・安全、子どもが楽しく過ごせる、保育者の対応、報告等)

#### (2) 利用しやすさにつながる諸条件

保護者の利用しやすさとして、表1の内容があげられた。決して子どもを預けることに

ついて、保護者は安い料金で長い時間預けたいと考えてばかりいるわけではないことにも留意が必要である。保護者は保護者や子どもにとってなじみのある場所での実施を希望しており、何よりも保育の質を重視している。

## 2. 情報提供、受付、登録

保護者への情報提供では利用についての一連の流れ(事前登録、予約・申込、利用開始・利用終了)を事前によく説明することが必要である。保護者は手続きの簡素化を希望するが、子どもを預かるためには、子どもの健康状態の把握等が重要であることなどについても予め説明が必要である。

初めて一時預かりを利用する保護者は、子どもが自分と離れても大丈夫かということに心配する。保護者が不安を抱えたまま、子どもを置いていくことは、子どもの不安にも影響する。保護者の不安ができるだけ軽減されるように、子どもの日頃の生活や遊びの様子をよく把握し、保育室での過ごし方についても説明をしておくことが必要になる。

特に、こっそり保護者が姿を消すのではなく、用事があって出かけるが、必ず戻ってくることを伝えて出ていくこと、又、戻ってきたときは「ごめんね」と子どもに謝るのではなく、保護者が用を足している間遊んで待っていてくれたことに対して、「ありがとう」と伝えることなどを事前にアドバイスしておく。

## 3. 記録、保護者への報告

保育中の様子は、子どもがどのように過ごしていたか、子どもが楽しく過ごしていた様子や成長が感じられた場面などを具体的に伝えるが、こうした報告により、子どもの順調な発育を第三者の目で確認することや、保護者の子育てを支持することにもつながることを心に留めておこう。

また、初めて預かりを利用した子どもに起こりやすい行動として、後追いや夜泣き、赤ちゃん返りなどが見られるかもしれないことも伝えておくと、保護者が心配しなくてすむだろう。このようなアドバイスを行うことにより、一時預かりの利用を失敗体験としない配慮が必要となる。

## 4. 職場倫理・チームワーク、職員間の共通理解

複数のスタッフが働く職場では、誰が対応しても同じ対応をすることが必要である。そのためには適切な引き継ぎや、状況の共有が欠かせない。口頭での引き継ぎには限界があることから、書面での確認ができる体制が求められる。

## 5. まとめと課題

利用申込から当日の受入、子どもの引き渡し、報告等を通じて、一時預かり事業に従事する職員全員が子どもと保護者を温かく迎え入れ、丁寧に接することを通して、保護者との信頼関係を築くように努める。

### 【参考資料】

「一時預かり事業のあり方に関する調査研究」(主任研究者 尾木まり) 平成19年度・20年度厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業 総括研究報告書(2008・2009)

(尾木 まり)

## 一時預かり事業における保護者への対応

テーマ

一時預かり事業を利用する保護者と特徴を知り、信頼関係の作り方、対応の留意点について理解する。

キーワード

1 一時預かり事業    2 保護者への対応    3 信頼関係    4 子育て支援

### 1 保護者との関わりと対応 ～一時預かり事業を利用する保護者への理解～

- ・乳幼児を育てる家族の状況を理解するー保護者支援が必要となる社会的背景
- ・一時預かり保育を利用する保護者の状況を理解するー不安感・負担感・孤立感
- ・子どもと離れることに慣れていないので、預けることに不安が強い
- ・子どもを預けることに罪悪感を抱いている親もいる

### 2 保護者への対応の基本

- ・子どもの最善の利益を考慮する
- ・子どもの成長の喜びを共有する
- ・保護者の養育力の向上に資する

### 3 子育て支援における保護者への相談・助言の原則

～一時預かり事業を利用する保護者への対応～

#### (1) 信頼関係の構築

- ・傾聴・受容・共感的理解
- ・保育の専門性を生かした支援

#### (2) 一時預かり事業を利用する保護者支援の特性と留意点

- ・保護者は不安を抱いているので、温かく受け入れ、安心感を与える
- ・家庭との連続性に配慮し、柔軟に対応するー泣く場合には1対1で対応する
- ・預けてよかった、又預けたいと思うように、子どもの様子を肯定的に伝える

#### (3) 一時預かり事業を利用する保護者支援の展開場面と手段

- ・安心感を抱かせるように、受け入れ時とお迎え時の対応は同じ保育者が望ましい
- ・保育中の子どもの様子を口頭や書面で、具体的・肯定的に伝えるようにする
- ・子育ての不安や相談を受け止め、保護者の生き生きとした子育てを支援する
- ・子どもや保護者について気になることは、緊急の場合以外は記録に残して見守る

### 4 保護者への対応 ～事例を通して考える

### 5 まとめと課題

一時預かり事業に携わる保育者は、初対面でも短時間で一定の情報を把握し、保護者との信頼関係を築くことが求められる。また、子育てに不安感や孤立感を抱いている保護者を温かく受け入れ、保育の専門性を生かして支援する重要な役割を担っている

(小泉 左江子)

## 見学実習オリエンテーション

テーマ

見学実習を行うにあたり必要となる、実習者の姿勢と心得について学ぶ。

キーワード

1. 一時預かり事業 2. 実習 3. 配慮事項

### 1. 見学実習の目的

見学実習は講義で学んだことを実際の保育の現場で確認し、理解を深めるために行うものである。実習内容は特に定められていないし、現場に指導者がいるわけでもない。講義での学びをふりかえり、自分はどのようなことを知りたいのか、学びたいのか等、予め準備していくことが望ましい。そうでなければ、保育の様子をただ観察するだけになる。簡単なメモ書きでも良いので、知りたいこと、学びたいことをまとめておこう。実際に、その場面に会うことはないかもしれないが、職員に話を聞くことができるかもしれない。

### 2. 見学実習のポイントと配慮事項

まず、そこで過ごす子どもたちの生活や遊びに過度に関与しないように留意したい。子どもや保育者がいつも通りに過ごせるように配慮し、子どもを刺激せず、子どもを緊張させないようにしよう。見慣れない人の存在を気にかけて、いつも通りに活動できない子どももいるので、子どもが慣れない間は子どもを直視しないようにし、さりげなくその場の雰囲気になじむようにしたいものである。

見学をすることにより、保育を受けている子どもや家族の情報、受入施設の内部情報を知ることになるかもしれないが、実習者にも守秘義務があることを忘れないようにしよう。

最後に、見学実習を受け入れてくれる施設への感謝を忘れないようにしたい。

### 3. まとめと課題

見学実習は実際に保育に入るよりも、客観的にさまざまなことを観察することができる。その利点を活かし、保育者がどのように連携を図り、役割を分担しているかを見ておくと、保育者として従事する上で参考になるだろう。

#### 【参考文献】

福川須美「見学実習オリエンテーション」『家庭的保育の基本と実践 第2版』(福村出版、2015)

(尾木 まり)

## 見学実習（実習2日以上）

テーマ

保育に関わるテーマについて学んだ事を踏まえて、実際の現場で検証する

キーワード

観察、保育内容、家庭的保育、子ども理解

### 1. 見学実習の目的

- 1) 一時預かり事業の現場に出向き、講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に見学・観察を通して理解する。
- 2) 保育に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。
- 3) 見学実習を講義・演習に代える場合は、子どものおむつ交換、食事の介助など、子どもの生活援助について演習を通して理解する。ミルクや哺乳瓶などの実物を知る。

### 2. 見学実習の内容

- 1) 実習1日目：保育の1日の流れを見る  
実践する保育について、受入から帰宅まで1日の流れを実際に観察し、理解する。子ども理解、保育者理解、園理解の観点から整理する。
- 2) 実習2日目：保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ  
実際の記録や計画と書類を見て、どのような記録をするのかを理解する。記録に気をとられて子どもとのコミュニケーションが取れないようなことは排除する。

\*従事を予定している事業を見学先とすることが望ましいが、難しい場合には、認可保育所での0歳～2歳児の保育に関する見学実習も可能とする。重要なことは子どもたちがどのような動きをするのかをしっかりと見ておくことである。

\*可能な限り見学実習を実施することが望ましいが、地域の実情などに応じ、DVDの視聴等と講義・演習等による実施も可能である。この場合に、子どものおむつ交換や食事の介助等を学び、ミルクや哺乳瓶等の実物を知る機会を設けることが必要。

\*見学実習を行う際には、研修実施機関が見学実習先との連絡調整などを行う。実習先にとってはとりわけ小さい子どもを預かっているところで、子どもの対応に気を遣うことが大切である。

### 3.まとめと課題

保育者として実践する保育の具体的なイメージを理解するため、実際の保育の場面を見学し、1日の流れ、記録や計画などの書類、保護者対応の実際などについて学ぶ。

(瀧口 優)

2-1)-(4) 地域保育コース<選択科目：ファミリー・サポート・センター>

① ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業の概要

テーマ

ファミリー・サポート・センター事業について理解する。

キーワード

地域子ども・子育て支援事業 相互援助活動

1. ファミリー・サポート・センター事業とは

1) ファミリー・サポート・センター事業の仕組み

ファミリー・サポート・センターとは、地域で子どもの預かりの援助を行いたい者（提供会員）と援助を受けたい者（依頼会員）からなる会員組織のことである。会員数は50人以上とし、市町村が事業を直接実施するか、市町村が認めた者へ委託等して実施する。ファミリー・サポート・センター事業（正式名称：子育て援助活動支援事業）の基本事業の内容は以下の通りである。

- ア. 会員の募集、登録その他会員組織業務
- イ. 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む）
- ウ. 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- エ. 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- オ. 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整

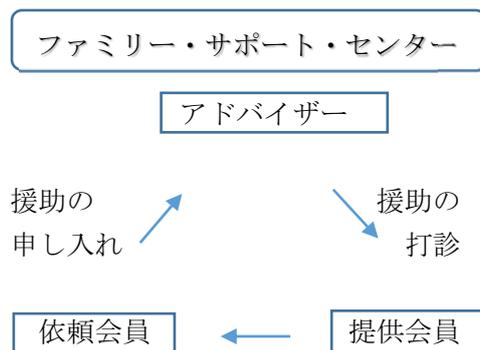


図1 相互援助活動の実際

2) ファミリー・サポート・センター事業の活動の理念

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱によれば、「乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を

行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る」ことを事業目的としている。

本事業が創設されたのは平成6年（1994）年で、急速に少子、高齢化が進む中、労働者が仕事と家庭を両立させることができる生活環境を整えていくことが喫緊の課題となっていた。さらに、かつて血縁・地縁の中で行われていた、施設保育では応じきれない変則的な子どもの預かり等の相互援助の仕組みが、核家族化・都市化により機能しづらくなっていた。こうした背景のもとでかつての地縁機能を代替する相互援助活動を組織化した「仕事と家庭両立支援特別援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）」が始められた。当初は仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域における子育て支援を行い、労働者の福祉の増進を図ることを目的とした事業であったが、平成17（2005）年度から「次世代育成支援対策交付金」、平成23（2011）年度から「子育て支援交付金」の対象事業となり、さらに平成27（2015）年度からは「子ども・子育て支援新制度」において「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして実施されるようになり、両立支援にとどまらず、多様化する子育て支援のニーズを満たす事業として活用されている。

### 3) 提供会員と依頼会員との関係

相互援助活動は、図1が示すように、子育て支援を依頼したい依頼会員と、支援を提供したい提供会員の結びつきによって成立する。その両者のつなぎ役を果たしているのがセンターである。「保育施設までの送迎を行ってほしい」「保育施設の開始前や終了後、子どもを預かってほしい」等の依頼会員による依頼に対して、センターに配置されたアドバイザーが条件に合う提供会員を探し、両者を橋渡しするように引き合わせ、事前の打ち合わせが行われる。その後、依頼会員から正式依頼があれば、提供会員による援助（有償）が提供される。

## 2. まとめと課題

ファミリー・サポート・センター事業は、さまざまな課題を抱えながらも各地域で地道に実践を積み上げ、着実に成果をあげてきた。本事業は家庭の育児負担を軽減し、子育て支援を地域全体の課題として捉えさせる協働の力を育んできた。核家族が増え、家族のあり方が多様化するなかで、センターは会員制度に基づく地域ぐるみの子育て支援システムを作り上げてきた。支援の担い手になる提供会員は、援助活動を通じて役割を持ち、やりがいを感じ、地域社会に積極的に参画している。

また、「地域における育児の相互援助活動を推進するとともに病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ること」（子育て援助活動支援事業実施要綱）と記されたように、センターは新たな課題に対する対応を模索している。これまでのセンターが行ってきた基本事業の他に、平成21年度からは病児・病後児等の預かりの活動（「病児・緊急対応強化事業」）や、ひとり親家庭等の支援がセンター事業として認められ、活発に事業を推進してきた地区もある。今後は、より活発に各地で展開されていくことになるが、その他にも障害のある子どもを抱える家庭の支援等、多様なニーズに対応するサポート体制作りが課題となっている。

こうした課題に対応するためには、専門的な知識や技術等を備えた提供会員の確保なら

びに養成が重要になる。また、センターと地域における医療、保健、教育、福祉、行政などのさまざまな社会資源との連携が綿密に作り上げられていく必要がある。この点においてセンターに期待される役割は今後ますます大きくなっていくであろう。

ファミリー・サポート・センター事業の推進は、子育て支援を通じて相互に支え合う共生社会にふさわしい地域社会の創出につながるものである。多くの市民が参加することにより、それぞれの地域の実情にふさわしい子育て支援の活動がますます充実し、発展していくことが期待される。

(中山 哲志)

## コラム 地域に根ざした子ども・子育て支援事業

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」は、子ども・子育て支援法第59条に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業のうちの1つとして位置づけられている。他に、「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」「子育て短期支援事業」「一時預かり事業」「延長保育事業」「病児保育事業」「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」があり、さまざまな社会資源の活用によりこれらの事業を実施し、多様な育児環境にある子育て家庭を地域ぐるみで支えていく仕組みが構築されてきた。

今日、高齢者や障害者なども含め、福祉ニーズのある人びとに対する支援をどのように構築していくかという問題において、地域福祉の充実がますます重要な課題となってきている。この点は、障害者に対する取組であるCBR（国連機関であるWHOが、途上国を中心に全ての障害児・者に対して推進してきたリハビリテーションのこと。地域社会における保健医療・教育・職業・社会サービスが一致協力することによって実施される）や、CBID（地域社会が障害者をはじめとしてすべての弱い立場の人びとを含めた社会に変わる、インクルーシブ開発のこと。2010年発表のCBRのガイドラインで、CBIDはCBRの目的とされた）の運動の面から示唆されることが多い。誰も排除されない地域社会を目指すインクルーシブな考え方は、子育て支援においても同様に重要であり、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本指針に記されているように「障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す」ものでなければならない。

提供会員にとって、かなり配慮を要する子どもを預かる場合、子育て経験が豊富であっても初めて体験する出来事が待ちかまえているかもしれない。そのような場合、何よりも安心・安全を確保するとともに、地域の社会資源との連携を図ることも必要であろう。「一人一人の子どもの健やかな育ちを保障する」ためにも、どのような子どもであっても排除しない子育て支援の姿勢を地域社会で育み続けることが大切である。

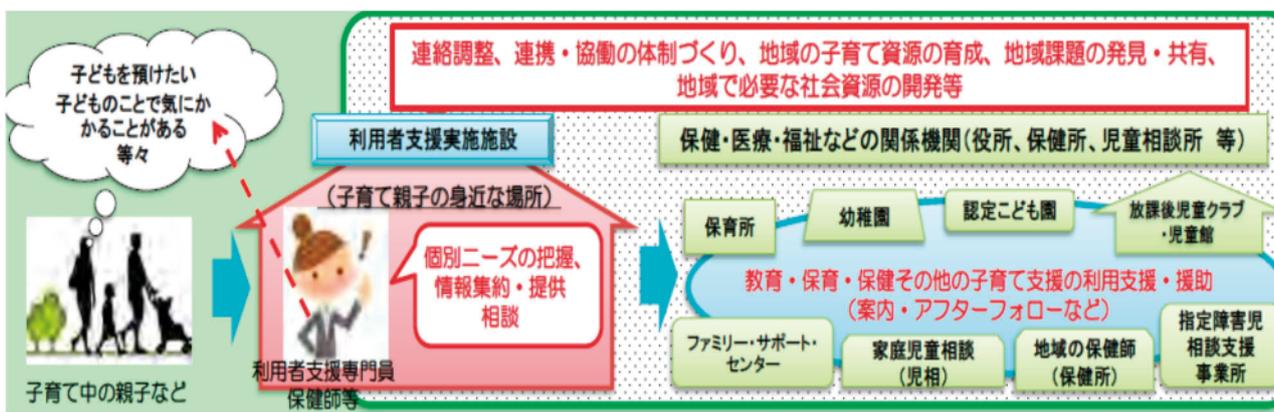


図3 利用者支援事業の実際

「子ども・子育て支援新制度について」（内閣府子ども子育て支援本部 平成27年10月）

「利用者支援事業について」の説明（一部）

（中山 哲志）

2-1)-(4) 地域保育コース<選択科目：ファミリー・サポート・センター>  
②ファミリー・サポート・センター事業の援助内容

ファミリー・サポート・センター事業の援助内容

テーマ

ファミリー・サポート・センター事業の援助内容を理解する。

キーワード

相互援助活動の内容 相互援助活動を行う際の配慮事項

## 1. 相互援助活動の内容および基本姿勢

### 1) 提供会員として行う援助活動の範囲

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～カ等の子どもの預かりの活動とする。

ア. 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり

イ. 保育施設までの送迎

ウ. 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

エ. 学校の放課後の子どもの預かり

オ. 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり

カ. 買い物等の外出の際の子どもの預かり

また、預かる子の対象年齢や、場所、時間などについては、センターごとに会則等で決められており、その範囲を超えての援助活動はできない。

### 2) 提供会員としての心構え

提供会員は事業の目的やその果たす意義をよく理解し、地域の子育てを支える一員として真摯に活動に関わる姿勢を持つことが肝要である。依頼会員の依頼（願い）をよく聞き、正式に要請されたならば、預かった子どもや保護者に安心感を与えられる援助を提供する心構えをしっかりと持つことが大切になる。

## 2. 援助活動の流れ

### 1) 登録から援助活動までの流れ

援助活動を始めるには、援助をお願いしたい人と援助を提供したい人のそれぞれが、依頼会員、提供会員（あるいは両方を行う両方会員）としてファミリー・サポート・センターに会員登録を行う必要がある。会員になるためには、センターがある市町村に居住していること等の条件がある場合が多い。特に提供会員は、心身が健康で事業に理解と熱意がある人が求められており、センターが実施する講習会を受講し修了する必要がある。

### 2) 援助活動の流れ

相互援助活動は依頼する会員と提供する会員の合意に基づいてすすめられる。調整役をするのがセンターに配置されたアドバイザーで、例えば、依頼会員から「保育園への送迎をしてほしい」との希望が出されれば、住んでいる場所や、時間帯などの条件に応じて提供会員を探し、子どもを交えて顔合わせを行い、依頼内容に関する確認を行う。そのうえで正式に依頼会員による申請があった後、活動が開始される。

### 3) 依頼会員への報告

援助活動が終了したら、会員間で報酬（会則等で目安が定められている）のやりとりを行うとともに、提供会員は預かっている間の子どもの様子について依頼会員に報告する。会員同士で話し合うことによって、子育てに役立つ情報が得られるだけでなく、会員同士の相互信頼をいっそう深めることができる。

### 3. 援助活動を行う上での配慮事項

援助活動を行う上で最も配慮しなければならないのは、子どもの「安心・安全」を守ることである。そのことが担保される援助活動を行うことで、会員同士の信頼関係がより強固なものになり、次の援助依頼につながるのである。そのためにも提供会員は、事故の防止、健康面への配慮（食べ物とアレルギー）、病気や障害などに対して十分に配慮することが必要であり、依頼会員から事前に関連する情報をしっかり聞き、理解しておく必要がある。また、その際得られる情報はプライバシーに関わる内容であり、その扱いに留意することも提供会員にとって重要な配慮事項である。

### 4. 発達に応じた援助活動の内容

相互援助活動の内容は保育園の送迎であったり、提供会員宅での預かりであったりとの時々で異なるが、提供会員は援助活動を行う際、子どもの年齢や発達段階に留意する必要がある。健康面や生活リズムへの配慮、言語理解、知識、遊びなど、年齢や発達段階に応じた子どもの生活行動に関して十分に理解を深め、適切な関わりがもてるように努めたい。また、預かりの際の環境にも配慮が必要である。例えば、部屋を清潔で片付いた状態にしておくことで、子どもが安心して昼寝をしたり、安全に遊んだりすることができる。さらに、年齢や発達段階に応じた配慮として、遊びにも目を向けたい。感覚遊びから象徴遊び、ルールのある遊びなど、預かる時間が子どもにとって楽しく過ごせる時間となるよう年齢相応の遊びの内容について理解を深めておきたい。

### 5. まとめと課題

援助活動は、「お願いします」「お手伝いします」の相互の合意のもとに始められる子育て支援である。報酬が支払われるとはいえ提供会員のボランティアな精神に支えられている部分が多い。預かる子どもの年齢や発達に応じて配慮すべき内容は多岐にわたるため、提供会員の継続的な努力が不可欠であるが、多くの提供会員は援助活動にやりがいを感じ、支援する意義を見いだしている。こうした協働の精神を尊重し維持するためには、会員同士が経験を分かち合い共有する機会をもつことも大切である。その他にも提供会員を支える研修活動や相談支援をよりいっそう充実させていくことも課題となっている。

(中山 哲志)

2-1)-(4) 地域保育コース<選択科目：ファミリー・サポート・センター>

③ファミリー・サポート・センター事業における依頼会員への対応

ファミリー・サポート・センターにおける依頼会員への対応

テーマ

ファミリー・サポート・センター事業における依頼会員への対応を理解する。

キーワード

信頼関係（安心・安全）の構築 多様化する子育て観

## 1. 依頼会員との関わりと対応

### 1) 提供会員の果たしている役割

ファミリー・サポート・センター事業は地域子ども・子育て支援事業の一つであり、地域全体で子育てをする家族を応援し、必要な子育て支援を行うものである。提供される援助活動の多くが、「保育施設までの送迎を行う」「保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる」などの既存の保育サービスでは対応できないニーズに関係したものであり、援助活動によって、保護者の育児や日常生活はずいぶんと助けられることになる。初めての育児にとまどう母親に対する精神的な支えになったり、時間に追い立てられストレスをためがちな養育環境の改善に結びついたり、援助活動を通して提供会員の果たしている役割は大きく、依頼会員の子育てに貢献し、子どもの育ちを支えている。

### 2) 提供会員と依頼会員との信頼関係の構築

こうした意義ある相互援助活動は一連の手続きを経て合意のもとに進められるとはいえず、はじめて出会った会員同士の間で行われるものであるから、見ず知らずの人に子どもを「預ける」あるいは「預かる」には両者の間に相当の信頼関係がなければ成り立たない。提供会員を信頼できなければ、依頼会員は子どもを「預けない」であろう。依頼会員と提供会員との信頼関係が活動前にしっかりと築かれる必要がある。また、このことを預けられる子どもの立場に立って考えることも忘れてはならない。提供会員に慣れるまでの不安や緊張も相当のものである。提供会員は、「預けられる」子どもや依頼会員に対し何よりも安心感を与えられる関わりができるように留意する必要がある。

## 2. 依頼会員への対応の基本

では、提供会員が依頼会員に安心感を与え、信頼されるには具体的にどのようなことに留意する必要があるのだろうか、自宅で預かる場合を例に考えてみよう。

### ① 事前の打ち合わせで決まった援助活動の内容を守る。

（どのような援助を求めているのかについて十分に話し合っておく。健康面の問題や食べ物アレルギーがあるとか、気になることがあれば伝えてもらう）

### ② 子どもが安心・安全な環境で健康に過ごせるようにする。

（預かる場所が提供会員の自宅の場合、子どもの年齢や発達面から行動を考え、危険な場所やものがないか確認しておく。屋外に出るときも同様に安全面をチェックする）

### ③ 年齢や発達段階に応じた関わりに留意し、楽しく充実した時間を過ごせるようにする。

（年齢や発達段階によって援助活動の内容も異なる。各発達段階の特徴を踏まえた時間を過ごせるよう配慮する。好きなことや苦手なことなどの情報も得ておく）

- ④ 約束した時間を守る。突発的に変更せざるを得ないときは速やかに連絡する。
- ⑤ 提供会員自身の健康面への配慮を怠らない。
- ⑥ 事業に関係ない政治、宗教、営利目的などに利用しない。
- ⑦ 援助活動で知り得たプライバシーを守る。

### 3. 依頼会員への対応

#### 安全面の対応事例 ーチェックリストの作成ー

提供会員の A さんは依頼を受けて、週 2 日（1 回 2 時間）、2 歳 6 ヶ月（男児）を預かることになった。事前の打ち合わせで、依頼会員から「ともかく男児を安全に過ごさせていただければ」と要望された。時間、送り迎え、健康面、好きなこと、着替え、おやつなどについて確認したあと、受入日が来るまで、A さんはとりわけ預かりの部屋となる和室の安全面や衛生面に問題がないか確認をすることにした。具体的には、A さんは以下のチェックリストを作成して入念に準備し受入れ環境を整えた。

- ① 過ごす部屋は衛生面や安全面から考えてどうか。
  - 掃除を丁寧にし、清潔な空間となるように努めた。
- ② 危険な物や場所がないかどうか。
  - はさみなどの刃物類、化粧品、たばこ、硬貨など子どもが興味をもって触ったり、飲み込まないように別の場所に片付けた。また、テーブルクロスなどの端を引っ張ることで物が落ちてくることがないか確認した。
  - 移動することも考え、子どもが過ごす部屋だけでなく、入り口からの動線を考え、危険なものがないかチェックし、戸や段差などの安全も確かめた。

A さんは、援助活動の 1 日目から今日まで何も問題なく過ごしている。懸念した安全面についても心配ないようだ。A さんにお聞きすると、今でも受入日の前日には、必ず上記のチェックリストに基づいて安全の確認をしているとのことだった。

### 4. まとめと課題

依頼会員が援助活動を申し込むのにはさまざまな事情や動機がある。「日々の子育てが大変で、親戚に頼みたくても近くに誰もいない」「仕事との両立を図りたい。朝夕の保育園への送り迎えを手伝ってもらえれば何とかなるのだが」「初めての育児で心にゆとりがなくなっている自分に気がついている。わずかな時間でもいいので、子どもを安心して預けられないか」など、多くの依頼会員がこのような考えや事情のなかでファミリー・サポート・センターを利用している。提供会員は、依頼会員の置かれている育児環境や育児への思いをよく理解することができ、より良い援助を提供することができる。

平成 6 年から始まったファミリー・サポート・センター事業は、その中核となるセンターを全国に約 700 ヶ所以上設置するまでになり、地域住民による子育て支援事業として発展してきた。その背景には、提供会員が「安心・安全」を第一に考え、依頼会員の思いや願いにきめ細かく応えてきた営みが蓄積されている。その結果、両者に信頼関係が生まれ、新たな住民同士のつながりが地域に醸成されてきた。ファミリー・サポート・センターは、援助活動を通じて、地域社会の人びとを「信頼」で結びつけ、相互扶助の精神を育む中核機関としての役割を果たしている。

(中山 哲志)

## 援助活動の実際

テーマ

援助活動を実際に行うにあたって必要なことを学ぶ。

キーワード

援助活動の範囲 ヒヤリハット 安全確保

### 1. 提供会員として行う援助活動の内容と範囲

ファミリー・サポート・センター事業は、地域のなかで子どもを預けたり、預かったりする地域ぐるみの子育て支援事業である。センターに会員登録した依頼会員と提供会員の両者の信頼関係のもとに行われる事業であり、相互援助活動の内容はセンターの会則で定められた範囲で行われなければならない。すべての活動が信頼に基づき行われ、安全と安心が担保される必要があるが、なかには提供会員が依頼会員から信頼を失う場合も生じている。どのような場合か、例をもとにして考えてみよう。

- ① 朝夕の時間は貴重で、子どもの保育園への送迎を助けていただいていたが、提供会員が時間にルーズで何度となく遅刻をし、連絡もないために依頼することを断った。
- ② いたずら盛りの3歳の子どもを預けたとき、提供会員が厳しく接するため、ささいなことで子どもを叱らないようにしてほしいと、依頼者の考えを伝えたが、反対に提供会員の価値観を押しつけられた。子育て観の相違にたじろぎ、預けられないと思った。
- ③ センターでの打ち合わせで、提供会員の自宅で保育してくださると承知していたが、実際は自宅からゲームセンターなどへ移動し遊ばせていることが多く、約束が違うと思った。

### 2. 依頼会員への望ましい対応

ファミリー・サポート・センター事業は、多くの保護者に支持され継続されてきた。センターには多くの依頼会員から感謝の声が届けられている。「この制度があるおかげで、子育てと仕事を両立することができた」「少し育児ノイローゼかなと悩んだとき、出会った提供会員の方から励まされ支えてもらって、気持ちが明るくなり、育児に自信がもてるようになった」「いつも子どもを叱ってしまうが、提供会員の方から子どもの持つ良いところを教えてもらって、子どもの見方が変わり、うまく関われるようになった」「下の子が生まれ、上の子に関わる時間がどうしても少なくなってきた。下の子を見てもらい、上の子と外でいっぱい遊ぶことができ、母子ともにリフレッシュできた」など、提供会員が依頼会員の心理的な支えとなっていることがわかる。このように提供会員による子育ての応援や、育児経験を活かした助言や関わりは、依頼会員の子育てを手助けし、子どもの育ちを豊かにしている。

### 3. 子どもの安全確保のための対応

預かっている間に子どもの具合が急に悪くなり依頼会員へ連絡したり、病院に連れて行く

ったりした記録報告や、事故やヒヤリ・ハット事例の報告が示すように、援助活動を行っていると予期せぬことが起こる可能性がある。報告された事故の主な要因（図2）にある「転倒」「転落」「接触」については、子どもの動きを予想して危険箇所があれば、そこに近づかないように注意し、「戸、引き出し」「誤飲、誤嚥」については、戸が簡単に開かないようにすることや誤飲しそうな物を置かないようにすることが、事故防止、安全確保の点から必要な対応として考えられる。援助活動は何よりも安心、安全を大事にした会員相互の信頼関係の上に成り立つものであるから、提供会員は過去に起こった体調の急変、病気対応、事故、ヒヤリ・ハット事例などを参考にして、安全確保への心構えをしっかりと持ち続けることを忘れないようにしたい。

また、そのような配慮を行い十分に安全を確保しても、病気や事故は起こりうるとの心構えをしておいた方がよい。「急に顔色が悪くなり嘔吐した」とか、「バランスを崩して転倒し、頭をいすにぶつけ額を切ってしまった」などの突発的な出来事が起こったときの対処方法をあらかじめ把握しておき、慌てず冷静に対処できるようにしたい。緊急連絡先、医療機関に関する情報も、病気や事故発生時の基本的な対応として確認しておく必要がある。



図2 事故の主な要因（複数回答）＊ 平成26年度全国ファミリー・サポート・センター実態調査（一般財団法人女性労働協会）より

#### 4. まとめと課題

提供会員が援助活動を行ううえで守らなければいけないことは、大事なお子さんを預ける依頼会員の信頼を裏切らないことである。援助活動をよりよいものにしようと努力し、試行錯誤することは非常に大切だが、同時に、事前の打ち合わせで決めた援助内容や、センターが定めている援助の範囲を守らなかったり、勝手な解釈で援助活動を行ったりしないように気をつけたい。とりわけ子どもを取り巻く環境が多様化するなかで、依頼会員の子育てに対する考え方も多様化しており、子育て経験が豊富で自信があったとしても、依頼会員やアドバイザーとの相談や連絡を適宜取り、お互いの考えを共有しつつ、援助活動に取り組むようにしたい。また、難しい支援ケースを経験した提供会員には、類似のケースについて、他の提供会員がどのように対応したか、またどのように対応すべきと考えるかを共有し、学ぶ場が必要である。今後、センターがこうした研修活動をどのように充実させていくかが課題となっている。

（中山 哲志）

## コラム ファミリー・サポート・センター事業と障害のある子どもたち

「平成 26 年度全国ファミリー・サポート・センター活動実態調査結果」（一般社団法人女性労働協会）によれば、全国の事業所の 80%以上が障害のある子どもに対して「学校や保育施設、社会福祉施設等への送り」「放課後児童クラブや自宅への送迎」「学校の放課後の子どもの預かり」を行っている。依頼会員にすれば大変助かる援助活動であるが、提供会員からは「活発と聞いていたが、実際に預かってみたら手に負えないほど大変だった」「思い通りにならないと、パニックになり怖かった」のような対応に苦慮した感想が寄せられている。コミュニケーションがうまくとれなかったり、突如走りだして危ない場面に遭遇したり、ルールのある遊び場面で仲間関係がうまく築けなかったりする。

これらの事態に適切に対処するためには、提供会員に対する事前の講習を通じて障害特性についてよく理解しておく必要がある。また、個別の対応が必要であることも踏まえると、一般的な障害特性を理解すると共に、預ける子どもに関する個別情報を会員間で十分に共有する必要があるが、上記の通り、必ずしも適切に行われているとはいえない。

特別支援教育の開始や、放課後デイサービス事業の開始、障害者差別解消法の制定など、特別な教育的ニーズのある子どもたちへの支援制度は着実に改善され、人びとが障害のある子どもたちと出会い理解する機会も増えてきた。地域社会でともに生きる障害者の存在について、適切に認識されるようになってきているが、いまだに、障害に対する誤解や偏見は根強く、依頼会員から「提供会員に障害について話しても理解されない」「障害について話したら提供会員になることを断られる」などの報告がある。

障害者基本法は「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」との理念を掲げている。この理念を具現化するためにも、ファミリー・サポート・センター事業においても、障害のある子どもを含む、子どもの最善の利益が実現される子育て支援が行われることが期待される。

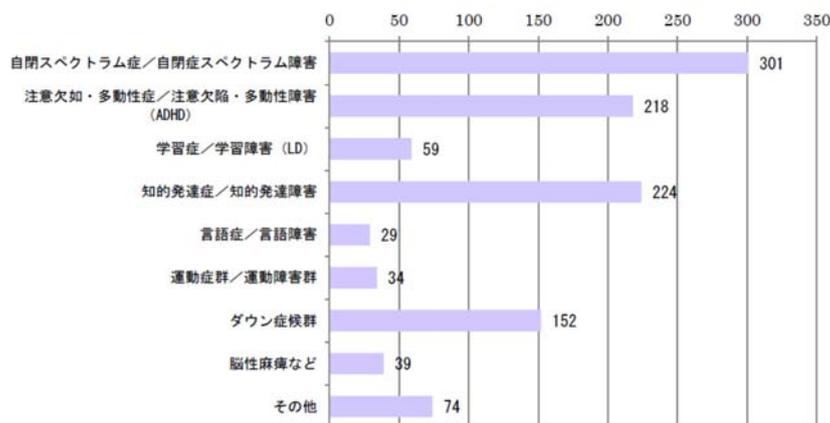


図3 預かる子どもの障害の種類（複数回答）

\*平成 26 年度全国ファミリー・サポート・センター活動実態調査結果（一般財団女性労働協会）より

（中山 哲志）

## 地域資源の把握

テーマ

自分の周囲にある地域資源の情報を把握し、意識する

キーワード

地域資源（地域における社会資源） フォーマルな社会資源 インフォーマルな社会資源

### 1. 地域資源の把握

利用者支援専門員は、その職務上、自身が従事する地域や市町村の地域資源（地域における社会資源）について調べ、どのような支援が可能かを把握することが求められる。地域資源は多岐に渡るが、地域資源の概要や種類については「③地域資源の概要」を参照すること。

### 2. 地域資源の情報収集と整理の実施

地域資源の把握にあたっては、収集した情報を表1などを用いて分類整理することが求められる。その際、「③地域資源の概要」に示したフォーマル・インフォーマルな地域資源の両方について調査対象とし、どのようなサービスが提供されているのか、そのサービスの類型や提供能力などについても調査する。

また、必要な社会資源が自分の担当する地域や市町村内にない場合もある。その際には、自分の担当地域内以外の隣接する地域や市町村にも目を向け、把握しなければならない。

### 3. まとめと課題

ここでのねらいは、自分の周囲にある地域資源の情報を把握し、意識することである。そこで、表1の地域資源把握シートを利用して、自分の担当地域内及び隣接する地域内にある地域資源を把握してみよう。その際、フォーマルな地域資源、インフォーマルな地域も意識することが必要である。

(鶴 宏史)

表1 地域資源（地域における社会資源）把握シート

種類	名称	概要（どのようなサービスが提供されているか等）	担当地域内にある	隣接地域にある	
フォーマル	保育・教育施設	(例) ×××保育園 ----- -----	○		
	地域型保育事業				
	地域子ども・子育て支援事業				
	行政機関				
	保健・医療関連機関及び施設				
	社会福祉関連機関及び施設				
	インフォーマル	ボランティア、NPO、当事者団体			
		地縁組織			
		その他			

## 利用者支援事業の概要

テーマ

利用者支援事業の意義、内容、機能について理解する。

キーワード

1 事業の成立と目的 2 地域の予防型支援 3 利用者支援と地域連携 4 類型と機能

### 1 事業成立の背景と目的

利用者支援事業は、子ども・子育て支援法第 59 条第一号に定められた、地域子ども・子育て支援事業の一つである。条文において、子どもや保護者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子どもや保護者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連絡調整を行う事業と定められている。

つまり、利用者支援事業とは、子どもや子育て家庭が、地域の社会資源を自らの選択に基づいて活用できるよう支援するものである。

#### 1) 事業成立の背景

子ども・子育て支援法により新たな創設された利用者支援事業は、制度の変革期にあって、支援の受け手である利用者が保育や教育等のサービスの選択に戸惑わないよう、国会審議による 3 党合意に基づく修正で加えられた経緯がある。一方、子育て家庭の交流の場において日常的に総合的な相談援助を行ってきた地域子育て支援拠点では、その機能を強化する形で利用者支援機能をもつ「地域機能強化型」が創設されたばかりであった。このような背景のもとに、利用者支援事業は 3 つの類型をもつ。すなわち、地域子育て支援拠点「地域機能強化型」から分離した利用者支援事業は「基本型」、保育等の特定の事業の選択に対し、利用者に寄り添いながらガイド役を果たすものを「特定型」と位置づけている。さらに、妊娠期からの支援を助産師・保健師等の専門職が行う「母子保健型」を加えてスタートした。

#### 2) 事業目的

利用者支援事業は、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的」とする事業となっている。

##### (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画との関係

そもそも子ども・子育て支援法では、市町村の責務の 1 つとして、子育て家庭がその選択に基づき、多様な施設や事業から、良質かつ適切な事業やサービス等を総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保することが掲げられている。これを受けて市町村子ども・子育て支援事業計画が定められているが、供給体制に加えて保護者の選択を支援する仕組みが必要であることから本事業の重要性が指摘されている。従って、市町村がその責務を果たすために、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と、利用者支援事業は「車

の両輪」となる重要な事業と位置づけられている。

## (2) 地域の子育支援の実現

妊娠期から学童期までの子育て家庭を対象とした地域資源のコーディネータは、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等が行う要保護家庭の支援に活用されてきた。多くの一般的な子育て家庭は、幼稚園や保育所入所までは家庭養育で問題なしとすることを前提としてきたが、地域の子育て家庭を対象とする地域子育て支援拠点において、支援が必要な家庭が把握されるようになってきたことから、家庭のリスクが小さいうちに、家庭の困りごとを丁寧に把握し、本人の選択に基づき、その上でインフォーマルな資源を含めコーディネータしていくことが求められる状況となってきた。要保護家庭とのコーディネータの違いを橋本\*は以下のように述べている。

- ①要支援や「心配」という段階で関わるため家庭側に資源とつながる力があり、取り組む体制をつくりやすいこと
- ②支えられる側が支える側になる支え合いが生じる可能性が高いこと
- ③状況が整理されることで自分が何を必要としているかを理解し、自ら社会資源に働きかけられるようになる可能性があること

このように、利用者支援事業は、予防的なコーディネータ機能を持つ事業であることが大きな特徴である。

## 2 事業の内容

利用者支援事業の具体的な内容として、「教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う」という「利用者支援」と、「関係機関との連絡調整等を実施する」という「地域連携」の2つが示されている。

また、実施方法としては、子育て家庭に身近で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設において、担当の職員として「利用者支援専門員」（以下専門員という）を1事業所に1名以上配置すると定められている。

### 1) 事業の対象者

利用者支援事業ガイドライン（以下ガイドラインという）に示される対象範囲を広く捉えれば、妊娠期から学童期までが対象となる。家族のライフサイクルと家庭の状況に応じて、後述の本事業の類型別の対象範囲を整理したのが図1である。

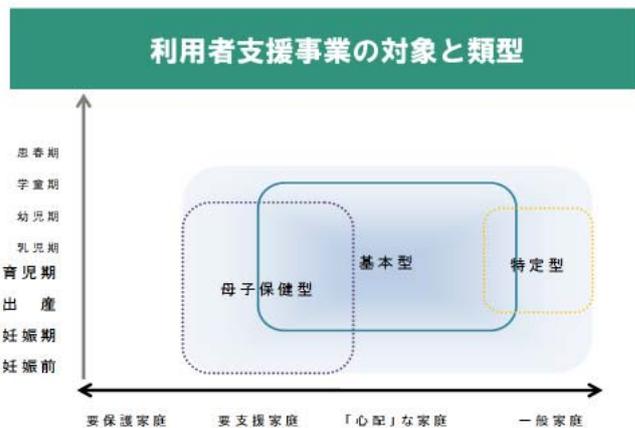


図1  
利用者支援事業の対象と類型

橋本真紀「利用者支援事業の概要」柏女学峰監修「利用者支援事業の手引き」第一法規出版、2015

## 2) 利用者支援

事業内容における「利用者支援」とは、①教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供、②必要に応じ相談、助言等を行う、いわば個別支援である。

情報提供を行うためには、事前に地域の子育てに関する社会資源の情報を収集し、その特徴を理解しながら、担当者との関係を作っておくことが大切である。また、フォーマルな資源だけではなく、インフォーマルな資源、また子育てに関連する近隣領域の情報、家族に関わる包括的な情報等幅広く捉えておくことが、地域の中で子育て家庭を支える取組みづくりにつながる。

情報提供のみで自ら動き出せる子育て家庭も多いが、一方情報提供だけでは動き出せない家庭に対しては、状況の把握をするための相談、助言が必要となる。利用者支援事業は、専門員が相談を受けて悩みを解決する事業ではなく、子育て家庭を主体として、多様な社会資源の利用につなぎ、その家庭なりの子育てができるよう一緒に検討していくものである。

コラム：利用支援と利用者支援の違い

利用支援：主に施設・事業の利用を支援(案内・つなぎ)すること。

利用者支援：相談、情報提供、利用支援を含む利用者を支援すること全般を示す概念。

## 3) 地域連携

地域連携は、専門員がつなぎ先である地域の社会資源側に働きかけ、子育て家庭が、地域の社会資源とつながりやすくなるように、その環境を整えておくことである。そのために、専門員は、子育て家庭のニーズと地域の社会資源による支援が上手くかみ合うように、社会資源側に働きかけて対象範囲を広げてもらうことや子育て家庭にニーズを伝えるなど、日頃から連絡を取り合う関係構築が求められる。

また、利用者支援を行う中で、地域の中に共通の課題を発見することがあれば、関係機関や行政、子育て支援に関わる人々に伝え、政策や支援体制作り役に役立ててもらうことも重要な役割となる。場合によっては、新たな社会資源の開発や育成に関わり、子育てを支える地域の機運を高め、子育てしやすい地域づくりにつながるよう働きかける。社会資源の開発とは、新たな事業を立ち上げるというようなものではなく、たとえば、各地にひろがったパパ同士のサークルや活動、プレイパークなど新たな地域の社会資源である。地域の課題と捉えた人々が社会資源として作ってきたものであり、支援の対象者だった側が、逆に支える側になるという循環を生み出している。このように、地域に支援の輪を広げ、子育てしやすい循環を作っていくことが、利用者支援の重要な役割の1つとなっている。

## 3 3 類型と機能

利用者支援事業は、「基本型」「特定型」「母子保健型」の3類型があり、市町村の状況により、すべて実施しても、1つまたは2つのタイプの組み合わせで実施しても良いとされている。

3類型の特徴を以下に整理してみる（図2）。

利用者支援事業の類型			
	基本型	特定型	母子保健型
目的	保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。	待機児童の解消等を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、専門的な見地から相談支援等を実施、切れ目ない支援体制を構築する。
業務内容	利用者支援	○	○
	地域連携	○	— (行政が機能を果たす)
実施場所	子育て家庭に身近な場所	行政窓口	保健所・保健センター
職員の要件	・子育て支援員研修の修了者(免除規定あり) ・実務経験	・子育て支援員研修の修了者(免除規定あり)	保健師・助産師・看護師及びソーシャルワーカー等

筆者が実務経験を基に作成

図2 利用者支援事業の類型

### 1) 基本型

基本型は、保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施することを目的に、「利用者支援」と「地域連携」の2つの機能をもち、それらの働きを関連づけながら包括的に子育て家庭を支援するもの。基本型は、市町村の規模や状況に大きく左右されることなく、子育て家庭を包括的に支援する事業であることから、全国での実施が想定されている。

### 2) 特定型

特定型は、待機児童の解消等を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施することを目的に、保育所等の利用を希望する利用者の相談に応じ、利用調整を図る「ガイド役」として子育て家庭を支援するものである。地域連携については、市町村が有する機能と連携して取り組むことが求められる。

### 3) 母子保健型

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、専門的な見地から相談支援等を実施、切れ目ない支援体制を構築することを目的に、保健師等専門職が子育て家庭を支援することが期待されている。

今後は、特に基本型と母子保健型を一体的に捉え、総合相談や支援がワンストップで行われるよう、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を整備することなどが求められている。

## 4 まとめと課題

子育て家庭の漠然とした不安や困りごとに当事者の目線で関わり、個別にニーズを把握して、適切な社会資源につないでいく利用者支援事業は、少しのサポートで地域の中で関係を保ちながら子どもの育ちを支えていける家庭を対象とし、家庭と地域をつなぎ、結果として地域のなかに子育て家庭のサポート体制をつくる、予防型社会の構築を目指している。

(奥山 千鶴子)

### 引用・参考文献

- 橋本真紀/奥山千鶴子/坂本純子「利用者支援事業のための実践ガイド」中央法規 2016
- 柏女霊峰/橋本真紀「利用者支援事業の手引き」第一法規 2015
- NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会「利用者支援事業の実践のために」2014

## 地域資源の概要

テーマ

社会資源の概要、地域内の社会資源の種類・内容を把握し、その提供方法などを理解する

キーワード

社会資源 連携

### 1. 社会資源とは

利用者支援専門員は、「利用者支援事業実施要綱」の目的達成のために、利用者個々のニーズに応じて、家庭と地域資源(地域における社会資源)をつなぐことが求められる。そのため、利用者支援専門員は、社会資源について十分に理解することが必要である。

さて、社会資源とは利用者がニーズを充足したり、問題を解決したりするために活用される施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材などの総称である<sup>(1)</sup>。

そして、社会資源は、その提供主体によって、フォーマルな社会資源とインフォーマルな社会資源の2つに分類できる。フォーマルな社会資源とは、法律などによって規定された、制度化されている社会資源を意味する。例えば、保育所などの福祉施設、児童手当などの制度などである。一方、インフォーマルな社会資源とは、制度化されていない社会資源を指す。例えば、家族・親族、近隣住民、ボランティアなどが挙げられる。

利用者支援事業に関わる社会資源——主にフォーマルな社会資源——を表1に示す。表1には施設・機関・事業名およびその概要を示しているが、各種社会資源の法的位置づけやそれらが整備されてきた社会的・政策的背景についても理解することが求められる。なお、「利用者支援事業ガイドライン」では、表1以外の社会資源として療養機関、指定障害児相談支援事業所、教育委員会、警察、地域のNPO法人などが例示されている。

### 2. 地域における社会資源の把握と連携

利用者支援専門員は、社会資源について理解することに加え、その具体的な把握や連携が必要となる。

社会資源の把握にあたっては、まずは、自分が担当している地域で生活する子育て家庭の生活範囲の社会資源の把握に努める。必要に応じて様々な研修に参加したり、現場に出向き見学したりするなど、自分の目で情報を確認する。その際、地域や自治体によっては、同じサービスでも提供主体が異なる場合があるので注意すべきである。例えば、子育て援助活動支援事業であれば、社会福祉協議会が実施している自治体もあれば、独立した事務所で実施している自治体がある。

さらに、フォーマルな社会資源だけでなく、インフォーマルな資源についても把握しなければならない。特に、インフォーマルな社会資源は、消失したり、内容の変更があったりなど変化が激しいので、常にそれらに関する情報を更新する努力が求められる。

また、必要な社会資源が自分の担当する地域にない場合もあるため、自分の担当地域内だけでなく、隣接する地域の社会資源の把握が必要な場合も生じることも念頭に置く必要がある。

表1 利用者支援事業に関わると想定される社会資源

施設・機関・事業名		概要
認定こども園		就学前の子どもに幼児教育・保育を提供するとともに、地域における子育て支援を行う。
幼稚園		幼児を保育し、その心身の発達を助長する。
保育所		保育を必要とする乳幼児の保育を行う。
地域型保育事業	小規模保育	利用定員6人以上19人以下の保育を行う。
	家庭的保育	利用定員5人以下の保育を行う。
	居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う。
	事業所内保育	従業員の子どもに加え、地域で保育を必要とする子どもにも保育を行う。
地域子ども・子育て支援事業*	子育て短期支援事業	保護者の疾病などの理由で家庭養育が一時的に困難となった子どもを、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。
	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、親子の状況の把握、子育てに関する相談援助を行う
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言その他の援助を行う
	一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、保育所などにおいて一時的に預かり、必要な保護を行う。
	病児保育事業（病児・病後児保育）	疾病にかかっている保育を必要とする乳幼児、家庭での保育が困難となった小学生を保育所、病院などの施設において保育を行う
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子どもの一時的な預かり、外出支援について、援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者の連絡・調整、講習の実施その他必要な支援を行う
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生について、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る
市町村の所管部局		各自治体の子ども・子育て支援を担当する部局。
福祉事務所		生活保護、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、母子・寡婦福祉に関する援護・育成・更生の措置に関する事務を行う。
家庭児童相談室		福祉事務所に設置された相談所で、子どもに関する様々な相談に応じ、適切な機関やサービスに関する情報提供、仲介などを実施する。
児童相談所		児童に関する様々な問題の相談に応じるとともに、調査・判定を行い、それに基づき必要な指導を行う。また必要に応じて一時保護も行う。
保健所		精神保健、難病対策、感染症対策、人口動態統計、医療監視などの、広域的・専門的なサービスを実施する。
保健センター		地域住民に対する健康相談、保健指導、予防接種や各種検診、その他の地域保健に関する必要な事業を行う。
都道府県社会福祉協議会		市区町村社会福祉協議会の指導・支援・監督、福祉専門職の養成、福祉サービスの振興・評価などの事業を実施する。
市区町村社会福祉協議会		地域の多様な福祉ニーズに応えるため、地域のボランティアと協力しながら地域の特性を踏まえて独自の事業を展開する。
児童発達支援センター		障害児への日常生活に関する指導や集団生活のための訓練を行う。他にも児童デイサー

	ビスや保育所などへの訪問支援も実施する。
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、各地域において、住民の立場で相談・援助を行い、社会福祉の増進に努める人で、児童委員を兼ねる。児童委員は、地域の親子を見守り、子育ての不安や妊娠中の不安などの相談・支援などを行う。
主任児童委員	子どもに関することを専門的に担当する児童委員。
児童養護施設	虐待など様々な事情で、家庭で生活ができない子どもを入所させて養護する。さらに退所者への援助も行う。
乳児院	様々な事情で、家庭で生活ができない乳児を入院させて養育する。さらに退院者への援助も行う。
母子生活支援施設	母子家庭の母と子を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。さらに退所者への援助を行う。

\*地域子ども・子育て支援事業は、この他に、利用者支援、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入を促進する事業、養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業、妊婦健診、がある。

加えて、利用者の支援に当たっては、子育て家庭の生活全般に関わる要因が複合的に影響を及ぼして場合があるため、子ども・子育て支援だけではない幅広い社会資源を把握することが必要である。例えば、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業に関わる相談窓口、マザーズハローワーク・マザーズコーナーなどが挙げられる。

社会資源との連携や協働を有効にするためには、連携・協働する社会資源の特性を把握し、定期的な情報交換を行う必要がある。さらに、以下の7点について留意する必要がある<sup>(2)</sup>。

- ①連携・協働とは「異なる主体の対等な関係」であることを認識する
- ②連携・協働の相手を知り、顔の見える関係を構築することの重要性を認識する
- ③連携や連携によって何を実現するのか（ミッションと目標）を共通理解し、共有する
- ④価値や文化の異なる主体同士であるため、対話と活動を重ね、信頼関係を築く
- ⑤それぞれの得意分野を生かし、限界を補う視点を持つ
- ⑥それぞれの得意分野を生かしつつ、相手とつながる余裕を持つ
- ⑦自らのミッションに囚われすぎず、連携・協働相手の価値やミッションにも開かれた姿勢でいる

### 3. まとめと課題

社会資源は多種多様であるが、前述のようにフォーマルな社会資源とインフォーマルな社会資源に分類できる。最後に両者の長所と短所を触れる。フォーマルな社会資源の長所は、サービス適用に関する評価基準、利用手続きなどが設定されており、安定した継続性あるサービスの供給、専門職による支援が期待できる点である。一方で、基準が明確であるがゆえに利用者に対する柔軟性がないという短所がある。

インフォーマルな社会資源の長所は、利用者との利害関係を含まない善意を中心に成立しているために、柔軟な支援の提供が可能であり、ネットワークも構築しやすい。一方、継続性や安定性が不安定であり、専門的な蓄積が弱いという短所がある。幅広い利用者のニーズにも対応できるような、多くの選択肢を持つためには、各社会資源の特性の理解に加えて、フォーマルな社会資源・インフォーマルな社会資源の特性についても理解した上で、社会資源の把握と連携が求められる。なお、こうした把握や連携においては、ソーシャルワークについての理解が求められる。

(鶴 宏史)

## 引用・参考文献

- (1) 社会資源の定義については、①山縣文治・柏女靈峰編（2010）『社会福祉用語辞典（第8版）』ミネルヴァ書房、②社団法人日本精神保健福祉士協会、日本精神保健福祉学会監修（2005）『精神保健福祉用語辞典』中央法規、を参考にした。
- (2) 柏女靈峰（2015）「子ども・子育て支援制度の創設と利用者支援事業」柏女靈峰監修・著、橋本真紀編著『子ども・子育て支援新制度 利用者支援事業の手引き』第一法規、14～15頁。

## 利用者支援専門員(基本型)にもとめられる基本的姿勢と倫理

テーマ

利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理について理解する。

キーワード

利用者主体の支援 守秘義務と情報共有

### 1. 利用者支援事業における基本姿勢と倫理

本事業は、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現」を目指しながら、「利用者支援」(個別的な支援)と「地域連携」を並行的に展開する事業である。利用者支援専門員(以下、専門員)には、受容や自己決定の尊重、信頼関係の構築などの支援の基本原則に加えて、次項に示す6つの基本姿勢に基づく支援の展開が求められる(利用者支援事業ガイドライン)。さらに、利用者支援事業実施要綱(以下、実施要綱)には、専門員の守秘義務が規定されている。なお、支援の基本原則である受容、自己決定の尊重、信頼関係の構築については、特定型の基本姿勢の項目で紹介する。

### 2. 利用者支援専門員に求められる基本的姿勢

#### 1) 利用者主体の支援

利用者主体とは、「とりくみの主体を本人自身におくこと」(岩間 2012)であり、支援者がそのひとにかわって生きることはできないという厳然たる事実に基づくソーシャルワークの価値である(岩間 2012)。子育てを含む生活の課題解決に取り組む主体は、あくまでもその親子自身である。利用者主体の支援は、利用者支援事業の支柱となる基本姿勢といえ、専門員には、対象となる子育て家庭と地域資源の理解、それらをつなぐ方法の選定と働きかけ等一連の取り組みにおいて利用者が主体であるという意識と姿勢を反映し続けることが求められる。

#### 2) 包括的な支援

子育ての困り感や不安は、家庭が有する様々な要因が関連し合いながら生じていることが多い。専門員は、家庭が有する困り感、その要因を子育てに限定せず幅広く視野に入れ、家庭の困り感を構造的に理解することが求められる。そのうえで、家庭が子育て支援以外のサービス等を必要としているときは、適切な資源につなげることも必要である。家庭が必要な資源とつながった後は、それらの資源と協力し家庭を支えることで、包括的な支援の実現を目指す。

#### 3) 個別的ニーズに合わせた支援

個別的なニーズに応じた支援の前提となるのは、適切なアセスメント、つまりその家庭を深く理解することである。子育て家庭を深く理解するためには、専門員の観点から客観的に家庭の状況を捉えるのみならず、子育て家庭が自ら

の状況や地域をどのように捉えているか、子育て家庭側の観点からそれらを把握することが求められる。

#### 4) 子どもの育ちを見通した継続的な支援

利用者支援事業の主たる対象となる乳幼児は、人生の中で発達的变化がもっとも著しい時期にあり、子どもの発達的变化に伴い子育てのニーズも半年くらいで変化していくことも多い。専門員は、子どもの育ちや子育てのニーズの変化、必要となる資源を見通し、予測を立てながら子育て家庭と資源をつないでいくことが必要となる。

#### 5) 早期の予防支援

本事業の基本型は、子育て家庭の身近な場所で困り感が小さい段階からかかり、①課題が発生することを防ぐ、②状態のさらなる悪化を防ぐ、③状態の再発予防を防ぐことが期待される。加えて、次項で解説するように地域の中に多様なつながりをつくることで、地域のつながりを辿りながら子育て家庭の困り感が支援者に届くことや、支援が子育て家庭に届くこともある。つまり家庭への個別的な支援（利用者支援）と地域支援（地域連携）の並行的展開によって早期の課題発見や支援が可能となり予防支援が実現する。

#### 6) 地域ぐるみの支援

「地域ぐるみの支援」とは、地域の人々全員が子どもや子育てを直接的に支援するというのではない。専門員が地域の子育て家庭、その親子を「気にかける」ことから始まり、地域の中に子育て家庭やその親子を「気にかけてくれる」人を増やしていくことで、子育て家庭が地域に位置づいていく過程を支える（橋本 2015）。また地域の住民間における支援は、循環的であったり、立場が入れ替わったりしながら「支え合い」と呼ばれるように双方向的に展開されることもある（橋本 2015）。専門員は、子育て家庭のストレングス（強み）に着目し、子育て家庭の支え手としての可能性を理解しておく必要がある。

### 3. 利用者支援専門員に求められる守秘義務と情報共有

利用者支援事業の実施要綱には、専門員の守秘義務が規定されている。ただし、利用者支援事業においては、子育て家庭に関わる情報を含め地域資源との情報共有は不可欠である。そのため、実施要綱には、守秘義務の規定が、守秘義務が課せられている地域子育て支援拠点や市町村の職員、専門職等との情報共有や連携を妨げるものではないことも併記されている。他機関との情報共有を円滑に行うためには、「個人情報保護に関する法律」や「要保護児童対策地域協議会設置・運営方針」等、関連機関の個人情報の保護や守秘義務にかかわる規定の内容を理解しておくことも重要である。

### 4. まとめと課題

6つの基本姿勢と守秘義務を理論として理解するだけでなく、どのように体现され順守されているのか、実践事例から具体的に学んでいく必要がある。

なお、本科目の講師には、ソーシャルワークについての理解が求められる。

- 引用文献：岩間伸之「地域における個別支援の基本的視座」岩間伸之,原田正樹編著(2012)『地域福祉援助をつかむ』有斐閣,54.
- 橋本真紀「利用者支援専門員の役割と力量」子育て広場全国連絡協議会編(2015)『利用者支援事業のための実践ガイド』中央法規出版,59.
- 橋本真紀「利用者支援事業ガイドラインの解説ー利用者支援事業従事者の業務の理解ー」柏女霊峰監修,橋本真紀編著(2015)『利用者支援事業の手引き』第一法規出版,43.

(橋本 真紀)

## 記録の取扱い(基本型)

### テーマ

事業の適切かつ円滑な実施のために、記録の目的、種類、手法(管理方法含む)や重要性について理解する。

### キーワード

1 記録の目的 2 記録の種類、記述方法 3 記録の管理

#### 1 記録の目的

利用者支援事業ガイドラインには、「事業を利用する保護者のニーズを把握したり、相談を受けた際には、適切な支援活動と支援活動の継続性の担保や、事例検討、関係機関等との的確な情報共有等のために、得た情報を記録しておくことが重要である」と述べられている。

##### 1) 適切な支援活動を行う

記録は、専門員が行った支援活動の根拠や判断基準を示すことになる。記録を基に振り返りを行ったり、子育て家庭の傾向を知るなど援助の質的な向上につながる面もある。また、それぞれの相談の種類や傾向を統計的に把握して、支援内容の分析に活かすこともできる。

##### 2) 支援活動の継続性の担保

記録を積み重ねることで、援助の経過を確認することができる。また、異動や退職、その他の理由により専門員が交代したとしても記録があることで援助の引継ぎが可能となる。また、援助計画や方針を作成するなどケースマネジメントに活かすことができる。

##### 3) 的確な情報共有

記録があることで、組織内担当者間や機関連携の際に、的確な情報共有を行い、ケース会議等に活かすことが可能となる。

#### 2 記録の種類、項目、記述の方法

##### 1) 記録の種類と項目

本事業における記録には、「相談記録」や事例経過を記した「支援経過報告記録」、「月例報告記録」と、ケース会議を開催した場合の「ケース検討記録」等が想定される。

個別の「相談記録」に盛り込むべき項目としては、年月日、記入者名、相談者(保護者)氏名、年齢、連絡方法、連絡先、子どもの名前(性別)、生年月日、家族構成、家族関係図(ジェノグラム)、社会関係図(エコマップ)、相談につながった経緯、最初に相談してきた内容(主訴)、子どもの状況、家庭の環境、支援の方向性、情報提供の種類、コーディネイト先、所感等が考えられる。「支援経過報告記録」には、その後の支援の経過を順次記載していく。「月例報告記録」は、利用者支援専門員が対応した事例について、支援別、コーディネイト別に件数等を集計し、報告するためのものである。

「ケース検討記録」には、年月日、記入者名、参加者名と所属、ケースの基本的な情報、

最初に相談してきた内容（主訴）、外形的な情報、見極め(見立て)、支援の内容、支援方針等を記載する。参加者の意見交換により情報の共有を図り、多面的なアセスメントや意見交換による利用者の理解と支援内容の検討、支援方針を決定するプロセスを記録に残していく。

## 2) 記述の方法

記録の作成や閲覧や共有の範囲については、利用者(保護者等)本人の承諾を得ることが原則とされている。また、記録は、他の援助者とも共有することが前提であることから、5WIHに基づいて、誰が、いつ、どこで、なぜ、何を、どのように行ったのかということを読み手にもわかるよう簡潔に論理的に書くことや、客観的な事実と支援者の主観を混在させないこと、また利用者の尊厳を守る記載方法や表現への配慮などが求められ、ある程度訓練が必要となる。そのため職場で一定の書き方のルールを決め、職場内においてお互いに評価しあいながらスキルアップを図ることが大切である。

## 3 記録の管理

記録の管理に関しては、保管方法、保管場所、閲覧制限、保存年限、個人情報に留意した廃棄方法等について、業務委託の場合には行政担当者と事前に確認しておく必要がある。また、利用者支援事業を実施している場や施設等において、さらに取扱いのルール作りが必要となる。例えば、①管理責任者の指定、②書類の保管方法と保存年限、③電子データの取扱い規則である。記録を鍵付きのキャビネット等を活用して保管するだけでなく、日頃より記録用紙の取扱いに注意し他の人の目に触れない配慮や、電子データで管理する場合には、ネット接続できないようパソコンをスタンドアロン化するなど取扱いについて、細心の注意が必要である。

記録は、利用者支援専門員が業務上知り得た個人情報についての記載であり、その適切な管理や守秘義務には、万全を期すことが求められている。

## 4 記録を書いてみよう

以下の事例を読み、適切な表現で記録を書き直してみよう。

例) たどたどしい日本語しか話せない外国人の母親が2歳の男児を連れて来所。「この子が他の子と仲良く遊べないから、仲間はずれにされている。」と、子どもの前で大声で話す。子どもは、親の手をすり抜け、ひろばに駆け込んでしまい手に負えない。

## 5 まとめと課題

記録は利用者支援に活用するために書くもの。記録をつけることで、適切な支援活動につながり、支援活動の継続性の担保や、事例検討、関係機関等との的確な情報共有を図ることが可能となる。

(奥山 千鶴子)

### 引用・参考文献

橋本真紀/奥山千鶴子/坂本純子「利用者支援事業のための実践ガイド」中央法規 2016

柏女霊峰/橋本真紀「利用者支援事業の手引き」第一法規 2015

## 利用者支援専門員(基本型)事例分析 I

テーマ

エコマップとジェノグラムを活用したアセスメントについて理解する。

キーワード

エコマップ、ジェノグラム、アセスメント

## 1. 利用者支援事業におけるアセスメント

アセスメント(assessment)とは、対象をより深く理解し、適切な援助方法を見出すことを目的とした情報収集と分析である。アセスメントは、援助対象者と援助者が相互にかかわり、援助のプロセスにおいて継続的に行われる(ルイーズC.ジョンソン/ステファンJ.ヤンカ 2004)。また、アセスメントの対象は、個人、家族、グループ、機関、地域であり、アセスメントはそれらの相互作用、そこにあるストレンクス(強み)や資源を明らかにすることを含む(ルイーズC.ジョンソン/ステファンJ.ヤンカ 2004)。つまり、利用者支援事業(基本型)におけるアセスメントは、子育て家庭と家庭をとりまく地域、その関係性、そこにある課題やストレンクスを、子育て家庭や地域と利用者支援専門員(以下、専門員)が協働して明らかにすることといえる。ここでは、子育て家庭が自らや地域をどのように捉えているのか、子育て家庭側からの状況分析が必要となる。

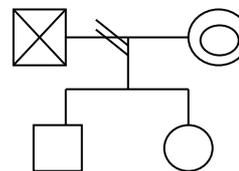
## 2. ジェノグラムとエコマップ

## 1) ジェノグラム

ジェノグラムとは、「少なくとも3世代にわたる特定の個人情報をも記した家系図」(ルイーズC.ジョンソン/ステファンJ.ヤンカ 2004)であり、この図により家族の規模や家族に連鎖する課題、生誕順位などが理解できる。

ジェノグラムの描き方

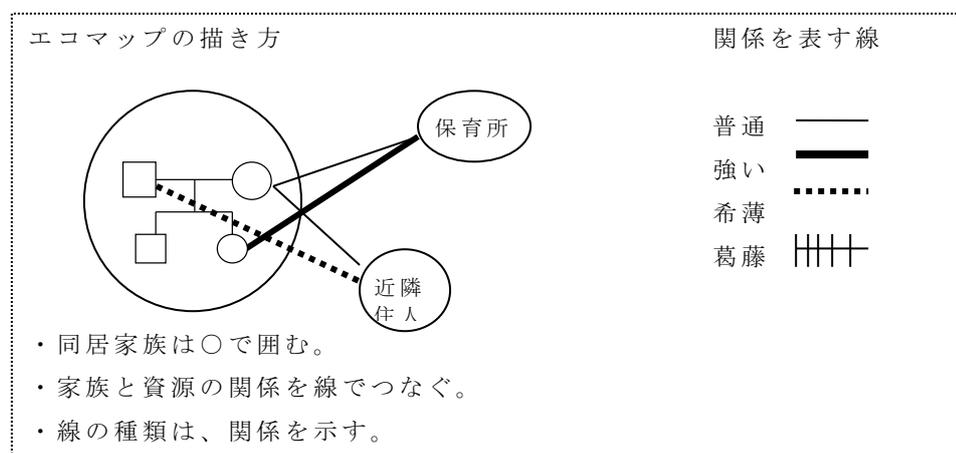
- ・ 男性は □
- ・ 女性は ○
- ・ 相談者：二重◎ ( )
- ・ 婚姻関係：男性を左に書く
- ・ 出生順位：左から罫 1子、第2子…
- ・ 死亡：×を書く
- ・ 離婚：//



## 2) エコマップ

エコマップとは、家族と家庭をとりまく社会資源、その関係性を図示したものであり、社会関係図と呼ばれることもある。エコマップを描くことで、家族

と社会資源との関係、つまり子育て家庭の状況を俯瞰することが可能となる。これらは、専門員が、子育て家庭の状況を視覚的、客観的に捉えるために有効であるが、子育て家庭自身が自らの状況を捉える手段にもなりうる。状況に応じて、子育て家庭と専門員で共に作成することもある。



### 3. 利用者支援事業におけるアセスメントの実際

保育所を通じて利用者支援専門員に相談があった。2年前に離婚して5歳の子ども（年長児）を育てている母親。自身も母子家庭で育つ。子どもの父親との関係は絶っている。離婚後、保育所に子どもを預け、パートで働き、児童扶養手当とパートの収入で生活している。母親は、生活を安定させたいと願い、マザーズハローワークの担当者の協力もあり、次年度より転職することとなった。勤務時間が長くなることもあり、子どもの就学後のことを心配している。学童保育については担当課に問い合わせたが、学童保育の開所時間と新しい職場の就業時間にずれがある。子どもの就学に合わせて新しい勤務地に転居予定。同市内で近隣ではあるが、子どもは保育所から一人だけその小学校に通うこととなる。

事例のジェノグラムとエコマップを描き、家庭の状況、家庭と地域資源の関係を検討する。「転居後の地域における家庭の状況（予測）」「下線部にかかわる専門職は誰か」「就学後も継続して関わる援助者は誰か」「母親は何に不安をもっているのか」等。

### 4. まとめと課題

ジェノグラムやエコマップを描き、家庭と地域の状況、その関係を俯瞰的に捉え状況の分析を行う。本項のジェノグラムとエコマップは、紙幅の関係上最低限の記載方法を示している。実際の研修で詳細に学ぶ必要がある。講師は、ソーシャルワークの実践者、研究者等がふさわしい。

引用文献：Johnson, Louise C. & Yanca, Stephen J. (2001) *Social Work Practice: A Generalist Approach* (7th ed.), Allyn and Bacon. (ジョンソン, L.C., ヤンカ, S.J./山辺朗子, 岩間伸之訳 (2004) 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』 ミネルヴァ書房. 134.)

(橋本 真紀)

## 利用者支援専門員（基本型）事例分析Ⅱ

テーマ

社会資源との連携による支援について具体的方法を検討する。

キーワード

社会資源 援助活動

## 1. 利用者支援事業における援助活動

利用者支援事業における援助活動の特徴は、「利用者支援」（個別支援）と「地域連携」（地域支援）の二つの機能を有し、それらを同時並行的に展開することにある。このような機能は、地域包括支援センターなどですでに発揮されている（岩間 2012）。ただし、利用者支援事業の主たる対象は、少しのサポートがあれば子どもの育ちを支えていける家庭であり、多くは子どもの成長とともに自ら社会資源を活用していくようになる。さらに、支援の対象であった家庭が他の子育て家庭を支えたり、子育てに共通する課題に気づき地域の中で支え手に移行するなどの例も少なくない。利用者専門員（以下、専門員）は、対象の子育て家庭との関係づくり、アセスメントの段階から、「その子育て家庭に何をしてあげたら良いか」ではなく、「地域の中にどのような関係があれば、その家庭が子どもの育ちを支えられるか」を思考することが求められる（橋本 2015）。事例検討においても、その観点から検討を行うことが重要である。

## 2. 利用者支援事業における援助活動の実際

前項の事例で紹介できる社会資源を検討する。演習は例示であり、演習の内容や方法は、講師が受講者に応じて提供する。地域資源の参加者で3人グループをつくり、各自が事前課題の「地域資源の把握」で整理した一覧を参考に、以下二つのグループワークを行う。グループワーク【A】（40分）モデル事例を勤務地で生じた事例として検討する。グループワーク【B】（30分）本事例の子育て家庭と共に活用可能な資源を選定し、子育て家庭と対象資源をつなぐための工夫を話し合う。最後にグループごとの検討結果について報告を行う（20分）。

準備物：事前課題で作成した各自の「地域資源一覧」、模造紙、マジック等。

【A】 実際の地域を想定しながら社会資源の活用について検討する。

一つの地域を選んで以下の1～6を行う。時間があれば異なる地域を例に1～6を行う。

最後の10分で、3者それぞれの地域の特性、共通する課題や実践可能な工夫などを整理する。

- ①グループの中で参加者の勤務地（市町村もしくは区域）を一か所選ぶ。
- ②選んだ市町村で生じた事例として検討する。  
（その市町村にある資源で事例の対応を検討する。）
- ③最初に資源の有無に関わらず、この事例に必要なと考えられる支援内容を全て出す。
- ④②の市町村関係者に資源の有無内容を聞きながら、既存の資源で支援の内容を考える。
- ⑤現在の資源で工夫すれば活用可能な資源を検討し、工夫点も考える。
- ⑥②の市町村にはないが、あればよいと考えられる支援内容をあげる。可能ならその支援を実現する方法を考える。

【B】 資源の活用における課題をあげ、家庭が資源の活用に至るような工夫について話し合う。

- ①【A】の④で検討した支援内容で予想される課題をあげる。
- ②課題を超えて、家庭が資源の活用に至るために必要な事前の準備、工夫、家庭が資源活用に至った後に生じる可能性の事態を予測し、その対応について検討する。
- ③このような実践を実現するために、個別事例が生じる以前にどのような取り組みが必要か考える。

保育所を通じて利用者支援専門員に相談があった。2年前に離婚して5歳の子ども（年長児）を育てている母親。自身も母子家庭で育つ。子どもの父親との関係は絶っている。離婚後、保育所に子どもを預け、パートで働き、児童扶養手当とパートの収入で生活している。母親は、生活を安定させたいと願い、マザーズハローワークの担当者の協力もあり、次年度より転職することとなった。勤務時間が長くなることもあり、子どもの就学後のことを心配している。学童保育については担当課に問い合わせたが、学童保育の開所時間と新しい職場の就業時間にずれがある。子どもの就学に合わせて新しい勤務地に転居予定。同市内で近隣ではあるが、子どもは保育所から一人だけその小学校に通うこととなる。

### 3. まとめと課題

事前課題で把握した地域資源とモデル事例をもとに、利用者支援事業の援助活動について検討を行う。講師は、ソーシャルワークの実践について理解していることが必要である。また講師が用意した事例で取り組む方が、グループワークにおける助言が行いやすい。このような事例検討は、実践経験がある受講者と未実施の受講者では、力量差が出やすいため、グループ編成に配慮が必要である。また別途、モデル事例を変えて、フォローアップ研修で同様の内容を行ってもよい。

引用文献：橋本真紀「利用者支援専門員の役割と力量」子育て広場全国連絡協議会編（2015）『利用者支援事業のための実践ガイド』中央法規出版，38.

参考文献：岩間伸之，原田正樹編著（2012）『地域福祉援助をつかむ』有斐閣，

（橋本 真紀）

## まとめ(講義 30分)

テーマ

地域子育て支援コースの利用者支援事業(基本型)において強調された内容の概要をまとめる。

キーワード

利用者支援専門員、課題認識、受容

### 1. まとめの目的

1) 履修した内容と今後の課題認識を確認し、利用者支援専門員としての役割や心構えを再確認する。

### 2. まとめの内容

1) 利用者支援事業で求められる姿勢についての再確認

①履修内容の理解を深め、定着を図るため、利用者支援事業の目的と課題について講義・演習を踏まえ、どのように認識したかについて確認する。

②その上で、多様な子育て家庭への対応、受容と自己決定の尊重を基本姿勢とする利用者支援専門員の役割や心構えについて理解を深める。

2) 地域子育て支援コースでの学びを総括する

①地域資源の把握、利用者資源事業の概要、地域資源の概要、利用者支援専門員に求められる姿勢と倫理、記録の扱い、事例分析などについて再度まとめる。

②特に家族の問題について整理する

3) 以上を振り返り、確認するために A4 で 1 枚程度のまとめを書いて提出させるか、以下のコラムに示されているように 4 人程度のグループをつくって確認し合う。

### <実施方法>

履修内容の再確認のために、講義形式により利用者支援事業及び利用者支援専門員の意義や役割について理解を深めるための解説を行い、知識の定着を図るための現状認識や課題についてディスカッション等の簡単な演習を用いて理解を深める。

ディスカッションにおいては、地域子育て支援コースの利用者支援事業(基本型)の講義の中からテーマを設定し、一つずつ確認できるようにする。

(瀧口 優)

## 地域資源の見学(見学実習 480分)

テーマ

子育て支援を行うにあたってその地域にどのような施設や資源があるのかを把握する。

キーワード

地域資源、社会資源、利用者支援専門員

### 1. 見学の目的

- 1) 実際の現場を体験し、業務の円滑な実施につなげる。
- 2) 現場に入った時に何を大切にすべきかを体感する。

### 2. 見学の内容

- 1) 地域資源の実際を見学により学ぶとともに、担当者との面識をもつ
  - ①認定こども園、幼稚園、保育所・保育施設や地域で行われている子育て支援等に係る事業を見学し、その実際について把握する。特に、各施設や事業の利用者の特性、対象の機関の他資源との連携状況等、具体的な取り組みを聴取し参考とする。
  - ②各社会資源の立地状況、交通手段、サービス利用のために必要な事項、利用方法(持参するものを含む)等について、利用者の視点から確認する。
  - ③利用者にサービスや施設を紹介する際の窓口担当者と対面し、連絡先、対応範囲等の確認を行う。
  - ④各自治体が作成するサービス一覧等を活用し、窓口担当者の名前や連絡先などを記入しておくなど、情報提供や連携を適切かつ円滑に行うための資料を整備する。
- 2) 見学に合わせて地域の社会資源などを確認しておく
  - ①見学を予定している施設以外に近隣にどのような資源があるのかを、自治体の資料をはじめとしてインターネットなどで検索し、その内容について把握しておく。
  - ②見学実習の際にこうした施設についてとの連携も尋ねることができるようにしておく。

### 3. 見学の実施手法

- 1) 各自治体が作成するサービス一覧や事前学習で作成した地域資源の一覧などを参考に、利用者支援専門員(候補者)が自ら先方の機関に連絡を取り、見学実習の依頼から実習後の報告までを行う。
- 2) この取り組みが連携先の窓口担当者との関係づくりになることを伝え、単なる施設見学に止まることのないように意識付けを行う。
- 3) ただし、利用者支援事業の子育て支援員研修の一環としての実習であることを、各自治体の事業担当者より各施設に事前に依頼しておく。
- 4) 利用者支援専門員は各自治体に対して、施設への依頼が行われているのかを問合せしておく。
- 5) 各施設ともに忙しい中での実習訪問の受け入れであるから、業務に影響を与えるような過大な依頼などは慎むように指導しておく。

(瀧口 優)

## 利用者支援事業の概要

テーマ

利用者支援事業の意義、内容、機能について理解する。

キーワード

1 事業の成立と目的 2 地域の予防型支援 3 利用者支援と地域連携 4 類型と機能

### 1 事業成立の背景と目的

利用者支援事業は、子ども・子育て支援法第 59 条第一号に定められた、地域子ども・子育て支援事業の一つである。条文において、子どもや保護者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子どもや保護者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連絡調整を行う事業と定められている。

つまり、利用者支援事業とは、子どもや子育て家庭が、地域の社会資源を自らの選択に基づいて活用できるよう支援するものである。

#### 1) 事業成立の背景

子ども・子育て支援法により新たに創設された利用者支援事業は、制度の変革期にあって、支援の受け手である利用者が保育や教育等のサービスの選択に戸惑わないよう、国会審議による 3 党合意に基づく修正で加えられた経緯がある。一方、子育て家庭の交流の場において日常的に総合的な相談援助を行ってきた地域子育て支援拠点では、その機能を強化する形で利用者支援機能をもつ「地域機能強化型」が創設されたばかりであった。このような背景をもとに、利用者支援事業は 3 つの類型をもつ。すなわち、地域子育て支援拠点「地域機能強化型」から分離した利用者支援事業は「基本型」、保育等の特定の事業の選択に対し、利用者に寄り添いながらガイド役を果たすものを「特定型」と位置づけている。さらに、妊娠期からの支援を助産師・保健師等の専門職が行う「母子保健型」を加えてスタートした。

#### 2) 事業目的

利用者支援事業は、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的」とする事業となっている。

##### (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画との関係

そもそも子ども・子育て支援法では、市町村の責務の 1 つとして、子育て家庭がその選択に基づき、多様な施設や事業から、良質かつ適切な事業やサービス等を総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保することが掲げられている。これを受けて市町村子ども・子育て支援事業計画が定められているが、供給体制に加えて保護者の選択を支援する仕組みが必要であることから本事業の重要性が指摘されている。従って、市町村がその責務を果たすために、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と、利用者支援事業は「車

の両輪」となる重要な事業と位置づけられている。

## (2) 地域の予防型支援の実現

妊娠期から学童期までの子育て家庭を対象とした地域資源のコーディネートは、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等が行う要保護家庭の支援に活用されてきた。多くの一般的な子育て家庭は、幼稚園や保育所入所までは家庭養育で問題なしとすることを前提としてきたが、地域の子育て家庭を対象とする地域子育て支援拠点において、支援が必要な家庭が把握されるようになってきたことから、家庭のリスクが小さいうちに、家庭の困りごとを丁寧に把握し、本人の選択に基づき、その上でインフォーマルな資源含めコーディネートしていくことが求められる状況となってきた。要保護家庭とのコーディネートの違いを橋本\*は以下のように述べている。

- ①要支援や「心配」という段階で関わるため家庭側に資源とつながる力があり、取り組む体制をつくりやすいこと
- ②支えられる側が支える側になる支え合いが生じる可能性が高いこと
- ③状況が整理されることで自分が何を必要としているかを理解し、自ら社会資源に働きかけるようになる可能性があること

このように、利用者支援事業は、予防的なコーディネート機能を持つ事業であることが大きな特徴である。

## 2 事業の内容

利用者支援事業の具体的な内容として、「教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う」という「利用者支援」と、「関係機関との連絡調整等を実施する」という「地域連携」の2つが示されている。

また、実施方法としては、子育て家庭に身近で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設において、担当の職員として「利用者支援専門員」（以下専門員という）を1事業所に1名以上配置すると定められている。

### 1) 事業の対象者

利用者支援事業ガイドライン（以下ガイドラインという）に示される対象範囲を広く捉えれば、妊娠期から学童期までが対象となる。家族のライフサイクルと家庭の状況に応じて、後述の本事業の類型別の対象範囲を整理したのが図1である。

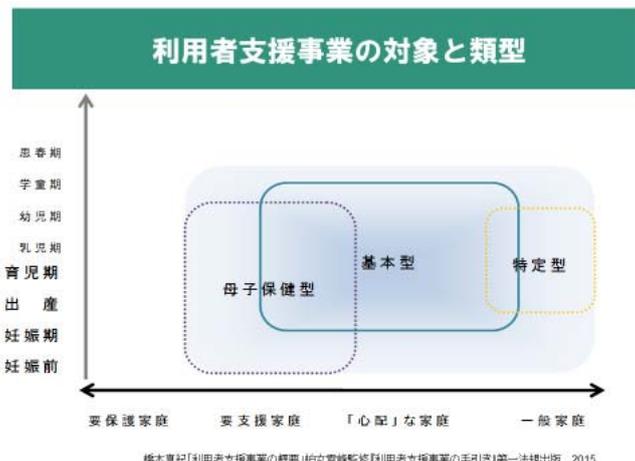


図1  
利用者支援事業の対象と類型

橋本真紀「利用者支援事業の概要」柏女学園大学「利用者支援事業の手引き」第一法規出版、2015

## 2) 利用者支援

事業内容における「利用者支援」とは、①教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供、②必要に応じ相談、助言等を行う、いわば個別支援である。

情報提供を行うためには、事前に地域の子育てに関する社会資源の情報を収集し、その特徴を理解しながら、担当者との関係を作っておくことが大切である。また、フォーマルな資源だけではなく、インフォーマルな資源、また子育てに関連する近隣領域の情報、家族に関わる包括的な情報等幅広く捉えておくことが、地域の中で子育て家庭を支える取組みづくりにつながる。

情報提供のみで自ら動き出せる子育て家庭も多いが、一方情報提供だけでは動き出せない家庭に対しては、状況の把握をするための相談、助言が必要となる。利用者支援事業は、専門員が相談を受けて悩みを解決する事業ではなく、子育て家庭を主体として、多様な社会資源の利用につなぎ、その家庭なりの子育てができるよう一緒に検討していくものである。

### コラム：利用支援と利用者支援の違い

利用支援：主に施設・事業の利用を支援(案内・つなぎ)すること。

利用者支援：相談、情報提供、利用支援を含む利用者を支援すること全般を示す概念。

## 3) 地域連携

地域連携は、専門員がつなぎ先である地域の社会資源側に働きかけ、子育て家庭が、地域の社会資源とつながりやすくなるように、その環境を整えておくことである。そのために、専門員は、子育て家庭のニーズと地域の社会資源による支援が上手くかみ合うように、社会資源側に働きかけて対象範囲を広げてもらうことや子育て家庭にニーズを伝えるなど、日頃から連絡を取り合う関係構築が求められる。

また、利用者支援を行う中で、地域の中に共通の課題を発見することがあれば、関係機関や行政、子育て支援に関わる人々に伝え、政策や支援体制作りに役立ててもらうことも重要な役割となる。場合によっては、新たな社会資源の開発や育成に関わり、子育てを支える地域の機運を高め、子育てしやすい地域づくりにつながるよう働きかける。社会資源の開発とは、新たな事業を立ち上げるというようなものではなく、たとえば、各地にひろがったパパ同士のサークルや活動、プレイパークなど新たな地域の社会資源である。地域の課題と捉えた人々が社会資源として作ってきたものであり、支援の対象者だった側が、逆に支える側になるという循環を生み出している。このように、地域に支援の輪を広げ、子育てしやすい循環を作っていくことが、利用者支援の重要な役割の1つとなっている。

## 3 3 類型と機能

利用者支援事業は、「基本型」「特定型」「母子保健型」の3類型があり、市町村の状況により、すべて実施しても、1つまたは2つのタイプの組み合わせで実施しても良いとされている。

3類型の特徴を以下に整理してみる（図2）。

利用者支援事業の類型			
	基本型	特定型	母子保健型
目的	保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。	待機児童の解消等を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、専門的な見地から相談支援等を実施、切れ目ない支援体制を構築する。
業務内容	利用者支援	○	○
	地域連携	○	— (行政が機能を果たす)
実施場所	子育て家庭に身近な場所	行政窓口	保健所・保健センター
職員の要件	・子育て支援員研修の修了者(免除規定あり) ・実務経験	・子育て支援員研修の修了者(免除規定あり)	保健師・助産師・看護師及びソーシャルワーカー等

筆者が実施要綱を基に作成

図2 利用者支援事業の類型

### 1) 基本型

基本型は、保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施することを目的に、「利用者支援」と「地域連携」の2つの機能をもち、それらの働きを関連づけながら包括的に子育て家庭を支援するもの。基本型は、市町村の規模や状況に大きく左右されることなく、子育て家庭を包括的に支援する事業であることから、全国での実施が想定されている。

### 2) 特定型

特定型は、待機児童の解消等を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施することを目的に、保育所等の利用を希望する利用者の相談に応じ、利用調整を図る「ガイド役」として子育て家庭を支援するものである。地域連携については、市町村が有する機能と連携して取り組むことが求められる。

### 3) 母子保健型

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、専門的な見地から相談支援等を実施、切れ目ない支援体制を構築することを目的に、保健師等専門職が子育て家庭を支援することが期待されている。

今後は、特に基本型と母子保健型を一体的に捉え、総合相談や支援がワンストップで行われるよう、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を整備することなどが求められている。

## 4 まとめと課題

子育て家庭の漠然とした不安や困りごとに当事者の目線で関わり、個別にニーズを把握して、適切な社会資源につないでいく利用者支援事業は、少しのサポートで地域の中で関係を保ちながら子どもの育ちを支えていける家庭を対象とし、家庭と地域をつなぎ、結果として地域のなかに子育て家庭のサポート体制をつくる、予防型社会の構築を目指している。

(奥山 千鶴子)

#### 引用・参考文献

- 橋本真紀/奥山千鶴子/坂本純子「利用者支援事業のための実践ガイド」中央法規 2016
- 柏女霊峰/橋本真紀「利用者支援事業の手引き」第一法規 2015
- NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会「利用者支援事業の実践のために」2014

2-2)-(2) 地域子育て支援コース<利用者支援(特定型)>

②利用者支援事業の専門員に求められる基本姿勢と倫理

## 利用者支援専門員(特定型)にも求められる基本姿勢と倫理

テーマ

利用者支援専門員の役割について学ぶ。

キーワード

需要、自己決定の尊重、信頼関係の構築

### 1. 利用者支援事業における基本姿勢と倫理

特定型は主として市町村窓口で「利用者支援」を実施する形態である。特定型の専門員においても、基本型で示した6つの基本姿勢や倫理に基づく支援の展開が求められる(利用者支援事業ガイドライン)。ただし、特定型の専門員は、事業や施設等の利用調整が主な役割であることから、まずは支援の基本原則である受容、自己決定の尊重、信頼関係の構築から理解し取り組む必要がある。

### 2. 利用者支援専門員に求められる基本姿勢

#### 1) 受容

受容を援助の原則に位置づけた F・P・バイスティック(2006)は、「否定しなくなるようなクライアントのもつ側面を彼の現実として捉えると同時に、クライアントに対する尊敬の念を保ちつづけるということである」としている。この見解から受容とは、時に不適切な行動として表現されるその人の親としての思いも含めて、その人のありのままの姿を理解することと考えられる。ここでは、その人が固有の存在であることを尊重する姿勢が必要となる。

#### 2) 自己決定の尊重

自己決定の尊重とは、人は生まれながらに自己決定をおこなう能力と権利を備える(F・P・バイスティック 2006)という考え方に支えられる行為である。専門員は、子育て家庭がニーズや課題を認識できるよう状況を一緒に整理し、家庭が自らの能力を含む資源を活用できるよう情報を提供したうえで、その家庭なりの選択や判断を支持するそのプロセスをともに歩み支える。

#### 3) 信頼関係の構築

相互関係である信頼関係は、相手を信じるところから援助を始め、関係のない状態から活動や経験を通してその家庭と創っていくことが必要となる。専門員は、まず子育て家庭が子どもを育てる力を有していること、子育ての潜在的な力、子育てをなんとかやっていきたいという思いを信じることが求められる。子育て家庭の力を信じる姿勢を示すことは、信頼関係のきっかけを専門員側からつくることになる。

### 3. まとめと課題

支援の原則や守秘義務を理論として理解するだけでなく、どのように体现され順守されているのか、実践事例から具体的に学んでいく必要がある。

引用文献：F. P. バイステック 『ケースワークの原則』〔新訳改訂版〕尾崎 新、福田俊子、  
原田和幸訳 誠信書房. 2006. 111.  
前掲書, 160.

(橋本 真紀)

## 保育資源の概要

テーマ

保育資源の種類、内容を把握し、ニーズに応じた利用者支援についての理解

キーワード

保育資源、ニーズ、利用者支援

### 1. 保育制度の概要

平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度がスタートしました。認定こども園の普及を図るとともに、新たに地域型保育が創設されました。新制度では、子どもの年齢や「保育を必要とする事由」に該当するか否かによって認定区分が設けられました。1号認定は3～5歳児の教育標準時間認定、2号認定は3～5歳児の保育認定、3号認定は0～2歳児の保育認定となります。保育認定は必要な保育時間に応じて、最長 11 時間の「保育標準時間」利用と最長 8 時間の「保育短時間」利用に分かれます。利用者支援事業の特定型では主に市区町村の窓口において、子育て家庭の相談を受け、情報提供や助言、利用支援を行います。地域にある保育資源の種類と内容、制度や施設、利用方法、質に関する情報等について精通し、利用者の立場に立ってわかりやすく説明することが求められます。

### 2. 保育資源の種類と内容

#### 1) 認可保育所

認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、国が定めた設置基準を満たし都道府県知事に認可された施設です。公立保育所と私立保育所があり、2号認定、3号認定を受けた子どもの保育を行います。

#### 2) 幼稚園

幼稚園は、学校教育法に位置づけられた教育施設です。公立幼稚園と私立幼稚園があります。新制度に移行した幼稚園は、1号認定を受けた子どもの教育を行います。新制度に移行しない幼稚園に通う子どもは、利用時に認定を受ける必要はありません。

#### 3) 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に位置づけられた、都道府県等から認定を受けた教育・保育を一体的に行う施設です。1号認定、2号認定、3号認定を受けた子どもが利用します。

#### 4) 地域型保育

地域型保育は、子ども・子育て支援法に位置づけられた市町村による認可事業です。保育所より小人数で0～2歳の子どもを保育します。次の4つのタイプがあります。「家庭的保育」は、家庭的な雰囲気のもと定員5人以下で保育を行います。「小規模保育」は、定員6～19人で家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行います。「事業所内保育」は、事業所の保

育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを保育します。「居宅訪問型保育」は、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合など、保護者の自宅にて1対1で保育を行います。

#### 5) 一時預かり

子どもを一時的に預かる事業です。「一般型」は、保育所、地域子育て支援拠点などで一時的に子どもを預かります。「余裕活用型」は、保育所等において利用児童数が定員に達していない場合に定員範囲内で預かります。「幼稚園型」は、幼稚園や、認定こども園の一号認定の子どもを主に預かります。「訪問型」は、児童の居宅にて一時預かりを実施します。

#### 6) 病児保育

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院、保育所などに付設された場所で、子どもを一時的に保育する事業です。

#### 7) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

子育て中の保護者を会員として、援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者とが相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。援助者の在宅で一時的に子どもを預かる他、送迎、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等緊急預かりなどを行います。

#### 8) ショートステイ（子育て短期支援事業）

保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

#### 9) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室や児童館などにて適切な遊びと生活の場を用意し、その健全な育成を図る場です。

#### 10) 認可外保育施設

無認可の保育施設です。自治体独自の設置基準を満たした保育施設があります。また、ベビーホテル、事業所内保育、院内保育所などがあります。利用を希望する者が直接施設に申し込みを行います。自治体によっては認可外保育施設の利用助成制度があります。

#### 11) 民間の訪問型保育サービス

ベビーシッター、産後ヘルパーなど、利用者全額負担による訪問型保育サービスがあります。利用者の居宅による一時預かり、保育・教育施設の送迎、体調不良時の一時預かり、通院の付き添い等を実施します。自治体によっては、利用助成の制度があります。

#### 12) 民間の預かり合い支援

地域によって、子育て家庭の預かり合いを支援する民間団体があります。保険適応があり、独自のルールによって預けやすい仕組みを作り、送迎や託児を頼み合うシステムです。

### 3. ニーズに応じた保育資源、サービスの提供方法

「利用者支援事業実施要項」には、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約、提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施すると明記されています。例えば、産休、育休明けで保育を希望する利用者には、認可保育所や認定こども園、地域型保育の説明を行い、自宅に近い保育施設の情報を提供したり、保育先を選択する基準について各々の特色を説明したり、準備や手続きについてわかりやすく説明します。認可保育所に入れなかった場合の

保育先について不安を抱える利用者には、認可保育所以外の保育資源の選択肢等、子育て家庭のニーズに応じた形で情報提供を行います。一時預かりを希望する利用者には、一時預かり事業を実施する施設や、ファミリー・サポート・センターなどの情報や利用方法を詳しく説明します。

#### 4. まとめと課題

保育資源は多様にあります。利用者のニーズに合った相談支援が行えるよう、保育資源の情報を詳細に把握し、ニーズに柔軟に対応できることが求められます。

(水枝谷 奈央)

## 記録の取扱い(特定型)

### テーマ

事業の適切かつ円滑な実施のために、記録の目的、種類、手法(管理方法含む)や重要性について理解する。

### キーワード

1 記録の目的 2 記録の種類、記述方法 3 記録の管理

#### 1 記録の目的

利用者支援事業ガイドラインには、「事業を利用する保護者のニーズを把握したり、相談を受けた際には、適切な支援活動と支援活動の継続性の担保や、事例検討、関係機関等との的確な情報共有等のために、得た情報を記録しておくことが重要である」と述べられている。

##### 1) 適切な支援活動を行う

記録は、専門員が行った支援活動の根拠や判断基準を示すことになる。記録を基にふり返しを行ったり、子育て家庭の傾向を知るなど援助の質的な向上につながる面もある。また、それぞれの相談の種類や傾向を統計的に把握して、支援内容の分析に活かすこともできる。

##### 2) 支援活動の継続性の担保

記録を積み重ねることで、援助の経過を確認することができる。また、異動や退職、その他の理由により専門員が交代したとしても記録があることで援助の引継ぎが可能となる。また、援助計画や方針を作成するなどケースマネジメントに活かすことができる。

##### 3) 的確な情報共有

記録があることで、組織内担当者間や機関連携の際に、的確な情報共有を行い、ケース会議等に活かすことが可能となる。

#### 2 特定型の記録の種類、項目、記述の方法

##### 1) 記録の種類と項目

本事業の特定型で活用される記録には、「相談記録」や事例経過を記した「支援経過報告記録」、「月例報告記録」がある。

個別の「相談記録」に盛り込むべき項目としては、年月日、記入者名、相談者(保護者)氏名、年齢、連絡方法、連絡先、子どもの名前(性別)、生年月日、家族構成、相談内容、支援内容、情報提供の種類、コーディネート先、所感等が考えられる。「支援経過報告記録」には、その後の支援の経過を順次記載していく。「月例報告記録」は、利用者支援専門員が対応した事例について、支援別、コーディネート別に件数等を集計し、報告するためのものである。

特に特定型の場合には、相談内容が限定的で取扱い件数が多いと想定されるため、相談内容及び支援内容について集計しやすいように記録を工夫する必要がある。

## 2) 記述の方法

記録の作成や閲覧や共有の範囲については、利用者(保護者等)本人の承諾を得ることが原則とされている。また、記録は、他の援助者とも共有することが前提であることから、5WIHに基づいて、誰が、いつ、どこで、なぜ、何を、どのように行ったのかということを読み手にもわかるよう簡潔に論理的に書くことや、客観的な事実と支援者の主観を混在させないこと、また利用者の尊厳を守る記載方法や表現への配慮などが求められ、ある程度訓練が必要となる。そのため職場で一定の書き方のルールを決め、職場内においてお互いに評価しあいながらスキルアップを図ることが大切である。

## 3 記録の管理

記録の管理に関しては、保管方法、保管場所、閲覧制限、保存年限、個人情報に留意した廃棄方法等について、業務委託の場合には行政担当者と事前に確認しておく必要がある。また、利用者支援事業を実施している場や施設等において、さらに取扱いのルール作りが必要となる。例えば、①管理責任者の指定、②書類の保管方法と保存年限、③電子データの取扱い規則である。記録を鍵付きのキャビネット等を活用して保管するだけでなく、日頃より記録用紙の取扱いに注意し他の人の目に触れない配慮や、電子データで管理する場合には、ネット接続できないようパソコンのスタンドアロン化するなど取扱いについて、細心の注意が必要である。

記録は、利用者支援専門員が業務上知り得た個人情報についての記載であり、その適切な管理や守秘義務には、万全を期すことが求められている。

## 4 記録の活用

特定の事業やサービスの利用相談においては、どの相談者からも同じような質問が出る場合がある。専門員が一から制度や事業内容について応えなくてもいいように、行政とともに保育・教育・保健その他の子育て支援事業やサービスの概要を、HP上でQ&Aとして掲載するなど工夫することで、面談時間を有効に活用することが可能となる。利用者(保護者)にとっても、事前に制度やサービスの概要を把握できるメリットがある。相談記録は、利用者のニーズそのものを量的にも質的にも把握できる貴重な存在であることから、有効かつ効果的に活用されることが期待される。

## 5 まとめと課題

相談記録は、利用者のニーズそのものを量的にも質的にも把握できる貴重な存在。よくある質問等をHP上でQ&Aとして掲載するなど、有効かつ効果的に活用されることが期待される。

(奥山 千鶴子)

### 引用・参考文献

橋本真紀/奥山千鶴子/坂本純子「利用者支援事業のための実践ガイド」中央法規 2016

柏女霊峰/橋本真紀「利用者支援事業の手引き」第一法規 2015

## 利用者支援事業(特定型)の実践における留意点

テーマ

地域子育て支援について全体的なまとめを行う。

キーワード

利用支援、資源の紹介

### 1. 利用者支援事業特定型の実践事例の検討

事業の概要で述べたように、本事業の特定型は主として子育て家庭が保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援(利用支援)を行う形態である。保育所や幼稚園、認定こども園、地域の子ども・子育て支援事業、市町村独自の保育サービスなどの資源の紹介が主たる業務になる。ただし、特定型においても子育て家庭のニーズを丁寧に聴き取り、個々のニーズに応じて地域の資源を紹介することが求められる。

#### 事例1

最近離婚して、ひとり親になったというAさん親子が相談にきました。引っ越してきたばかりで、仕事も保育所も探さなくてはならないようです。これから生活面も心配で、知り合いもない中不安だと訴えました。

Aさん親子があなたの町に住んでいると想定して、Aさん親子のためにコーディネートできそうな地域資源を出来るだけ多くあげてみてください。

出典：平成26年度厚生労働省「利用者支援事業のための研修会」(モデル実施)資料。  
事例は奥山千鶴子作成。筆者一部改変。

### 2. 利用者支援事業特定型の実践における留意点

特定型の実践においても留意すべき点は多くあるが、本テキストでは2点あげておく。第一に、事前に子育て家庭が必要とする資源の一覧を独自に作成し常に情報を更新しておくなど、入念な情報の収集と整理が求められる。適切な資源をタイミングよく紹介するためには、資源の名称や連絡先だけでなく、資源の特徴や限界を理解しておくことも必要となる。既存の情報を再編成することで資源の理解が深まる。第二に、深刻な事情を抱えた家庭が窓口を訪れることも想定しておく必要がある。それらの家庭を特定型の対象外とするのではなく、その家庭のニーズに応じた相談窓口を地域の資源として紹介することも特定型の役割となる。

### 3. まとめと課題

特定型は、利用支援を主たる機能とするが、より軽易な子育て支援サービスの紹介窓口という認識ではなく、窓口を訪れたすべての子育て家庭に適切な資源やより適切な相談窓口を紹介する役割を担うことを理解することが重要である。

(橋本 真紀)

2-2)-(3) 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業>

① 地域子育て支援拠点事業の全体像の理解

## 地域子育て支援拠点事業の全体像の理解

テーマ

地域子育て支援拠点事業の経過と課題

キーワード

予防型支援、社会的課題、支援者の役割

### 1. 関連制度、地域子育て支援拠点事業の経緯について

～地域子育て支援拠点事業の制度上の位置づけと成り立ち～

子育て家庭の孤立化や地域社会の変容など、子ども・子育て家庭を取り巻く社会的状況等をふまえ、子育て家庭に関連する制度・施策の概要、及び関連制度における地域子育て支援拠点事業の位置づけと成り立ちを理解しよう。

自分たちの地域をしっかりと観察しよう。チェックしてみよう。

- 3歳未満児は家庭で子育てがほとんどである。
- 核家族化が進んでいる。地域のつながりが希薄化している。
- 男性の子育てへの関わりが少ない地域だ。
- 児童数が減っている。
- 子育てが孤立化して、不安感や負担感をもっている親が多そうである。
- 最近の子どもは、多様な大人・子どもと関わっていない気がする。

公共施設や保育所、児童館などの地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を実施する場所になります。さらにNPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を支える役割がある。

子育て中の親子が気軽に集い、お互いに楽しむだけでなく、子育ての不安や悩みを相談できる場となる地域子育て支援拠点が必要です。

### 2. 基本4事業の内容、予防型支援の必要性について

～地域子育て支援拠点に求められる機能～

親の子育てを支え、子どもの健やかな育ちを促し、子育て家庭を取り巻く社会的課題に対処する観点から、子育て支援の基本的な機能を理解するとともに、地域子育て支援拠点の基本4事業の内容と予防型支援の必要性を理解しよう。

- ①交流の場の提供・交流促進
- ②子育てに関する相談・援助
- ③地域の子育て関連情報提供
- ④子育て・子育て支援に関する講習等の実施

Q1：子育ての親子が孤立感を増したとき、何が起こりそうでしょうか？

Q2：孤立感とは、どんなときに感じてしまいますか？

Q3：孤立感を解消するためにはどうしたらよいでしょうか？

### 3. 支援者の役割について

#### 3-1 地域子育て支援拠点における支援者の役割

地域子育て支援拠点の支援者は、子育て親子にとって身近な場所での「話し相手」「遊び相手」であり、親からの相談に応じ、利用者の相互の交流を図り、地域の資源を紹介するなどにより、子育ての不安を緩和し、子どもの安らかな育ちを支援する役割を担うことが求められている。

### 4. まとめと課題

地域子育て支援拠点事業の全体像を理解することがねらいである。自分なりに振り返り、まとめてみよう。

(鉄矢 悦朗)

2-2)-(3) 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業>

② 利用者の理解

## 利用者の理解

テーマ

地域子育て支援拠点の利用者の理解をすすめる。

キーワード

支援の在り方、孤立感、受容的・共感的

利用者の立場になって、支援のあり方について検討・理解しよう。

～利用者の理解を深める演習～

乳幼児期は人格形成の基礎を築く最初の段階である。この時期には、親として戸惑いや不安を経験しやすいことに加え、親族や近隣などの周囲の支えを十分に得られないために、孤立感を深める親が多いのも事実である。このような心のどんな支援ができるのだろうか。また、そのような利用者を地域子育て支援拠点において、温かく迎え入れ、受容的・共感的に関わる支援者の態度について、演習を通して実践的に理解してみよう。

### 1. 相手の立場／気持ちになる」ことの難しさ

相手の立場になった気である、うまくいかなかったとき「せっかく、やってあげたのに、、、」という負の感情が生まれる。「相手の立場にできるだけ近づこうと努力した」と考えると、うまくいなくても「近づき方が足りなかったんだ」と次の工夫に繋がる発想ができる。相手の立場になろうとすること、理解しようとするのが大切である。しかし、相手と同じ立場、同じ気持ちには、なれないという視点をわすれないようにしたい。

### 2. 共感的に関わりながら、情報も共有し、手厚い支援体制をつくる。

支援者は利用者からの不安に対して共感的にかかわる中で、同僚など複数の支援者や、利用者相互の共感する場づくりにも配慮して支援体制をつくるのが大切である。支援者と利用者の一対一の対応に頼ることは、望ましい支援体制ではない。たとえば、利用者Aさんが来訪した際に支援者Bさんしか対応できない状況は、地域子育て支援拠点として適切でないことが容易に想像できる。また、一体一の関係だと利用者Aさんに勘違いさせてしまうこと、つまり、利用者Aさんが、支援者Bさんだけしか伝えていない内容という認識なのに、支援者Cさんが、それを知っていたということで、利用者Aさんはどのような気持ちになるだろうか。地域子育て支援拠点における支援者の役割を、それぞれが理解し、共有することが、このようなボタンの掛け違いのような事象の発生を回避するのである。

### 3. ロールプレイでやってみよう（例）3人の役割（利用者A、支援者B、支援者C）

利用者Aさん役：Bさんには、いつもいろいろ相談に乗ってくれて、感謝しています。こんなこと相談していいのかわかりませんが、いま、夜あまり眠れないんです。

支援者Bさん役：そうなんだ。よく眠れないのね。・・・そのあとの会話を続けてみよう。

どうやって支援者役Cさんも交えた共感する場に変化させていけばいいのでしょうか？  
たとえば、①Bさんが、一緒に相談に乗ってくれる支援者Cさんを紹介する。②Cさんが、  
どうしたの？とその場を自然に開いていく。など、可能性をみんなで考えてみましょう。

#### 4. まとめと課題

地域子育て支援拠点の利用者の理解をすすめることがねらいである。自分なりにふりかえってみるとまとめてみよう。

(鉄矢 悦朗)

2-2)-(3) 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業>

③ 地域子育て支援拠点の活動

## 地域子育て支援拠点の活動

テーマ

地域子育て支援拠点の活動について理解する。

キーワード

発達の基本、環境づくり、利用者のニーズ

### 1. 子どもの発達を意識した環境づくり

地域子育て支援拠点において、乳幼児期の発達の基本をふまえ、ふさわしい遊びや活動を提供するとともに、同年齢・異年齢の子ども同士の交流や、親以外の地域の人々とふれあう機会を設定することも、発達を促す上で重要であることを理解しよう。

①～⑧の乳幼児期の子どもの発達の特性について考えてみましょう。

- ①おおむね六か月未満
- ②おおむね六か月から一歳三か月未満
- ③おおむね一歳三か月から二歳未満
- ④おおむね二歳
- ⑤おおむね三歳
- ⑥おおむね四歳
- ⑦おおむね五歳
- ⑧おおむね六歳

①～⑧は、厚生労働省の「保育所保育指針」（平成20年4月告示）に示された、子どもの発達過程である。例えば運動面の発達では、②で座るから歩く、④で走る、跳ぶなどの基本的な運動機能が伸び、⑥では全身のバランスを取りながら活動することが出来るようになる。それに伴い他者との関わりも充実することで、⑤からはそれぞれが独立して遊ぶ、いわゆる平行遊びから、他の子どもの遊びを模倣したり、子ども同士で関わったり姿が見えるようになる。するとそれぞれの主張がぶつかり合うなど、関わりにおける葛藤が生まれることにもなる。

これらは同年齢の子どもの均一的な発達の基準としてではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきものである。乳幼児期の発達の基本をふまえた上で、子どもの発達過程や心身の状態に応じた適切な援助および環境づくりを行うことが大切である。

### 2. 子どもの発達を促す環境づくりの工夫

子どもの興味・関心に沿った遊具の配置、子どもが遊びに集中するための設備や空間の設置など、子ども視点に立った環境づくりの工夫について学んでみよう。また、乳児に配慮した空間の設定や、保護者にとっても居心地の良い環境づくりなどの工夫についても理解してみよう。

子ども視点に立った環境づくりを行っているか？チェックしてみよう。

- 子どもの個性を尊重し、一人一人の関心や欲求を大切にしている。
- 子どもにとって居心地がよく、楽しく過ごせる環境づくりの工夫をしている。
- 子どもが様々な人たちとかかわる機会をつくりだしている。
- 子どもの自発的な遊びや他者とかかわりを大切にしている。

普段は親子で過ごすことが多い幼い子どもたちに、同年齢・異年齢の子どもとの交流や、

地域の人たちとかかわりあう機会をつくりだすことで、子どもたちの豊かな情操や社会性を育むことができる。子ども同士の自発的な遊びやかかわりあいを促し、また子どもが親の保護から離れて自由に遊ぶ環境を構成するなど、子どもの発達を促す環境づくりの工夫が大切である。

### 3. 利用者のニーズに配慮した講習等（プログラム）の実際について

～利用者のニーズに配慮した講習等（プログラム）～

地域子育て支援拠点を利用する子ども・保護者のニーズに配慮しつつ、子どもの情操や社会性を豊かに育むための活動や、子育てにおける親の課題や関心事に沿った講習等（プログラム）を意図的に実施する方法、及びその多様な講習等（プログラム）の実際について学んでみよう。

### 4 まとめと課題

地域子育て支援拠点の活動について理解することがねらいである。自分なりに振り返ってまとめてみよう。

（西村 徳行）

#### 参考文献

厚生労働省「保育所保育指針指導書」フレーベル館 2008

渡辺頭一郎/橋本真紀「詳細 地域子育て支援拠点ガイドラインの手引き」中央法規 2015

2-2)-(3) 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業>

④ 講習等の企画づくり

## 講習等の企画づくり

テーマ

講習を通じての子育て支援の在り方について理解する。

キーワード

プログラム作り、多様な講習、事例検討

1. 利用者に共通するニーズから、講習等（プログラム）を企画・実施する意味と方法を理解し、実際の現場での支援のあり方を検討しよう。

～具体的な講習等やプログラムづくり～

具体的な利用者のニーズから、どのような講習等（プログラム）を企画するのか。利用者のニーズを把握し、意図的に講習等（プログラム）を計画し、実行する方法について理解するとともに、現場において、多様な講習等（プログラム）を通じてどのような支援が行われているのか事例等をもとに検討してみよう。

利用者のニーズをもとにしたプログラムづくりを体験しよう！

（※準備するもの：付箋、筆記用具など）

- 1) 4～5人のグループに分かれて向き合って座り、各々に10枚ずつの付箋を配る。（残った付箋は机の真ん中に置き、必要なときに自由に取れるようにする）
- 2) 利用者とは接するなかで感じる「利用者のニーズ」を、各々10こ書く。
- 3) 全員の付箋を机の上に並べ、ニーズについて大まかに分類する。
- 4) 多かったニーズを取り上げ、その背景にある問題点を思い付くだけ付箋に書き、机上に並べる。
- 5) 問題点を分類し、それぞれの問題点の解決方法を思い付くだけ付箋に書き、机上に並べる。
- 6) 並べられた問題点を解決する方法について、考えられる解決のための手段（具体的な方法など）を付箋に記入し、机上に並べる。
- 7) 問題点を解決する観点で要素を選び、構成してプログラムをつくる。
- 8) 各班ごとに、取り上げたニーズとそのプログラム化について発表する。

### 1) 利用者のニーズの背景にある問題点を考える

様々なニーズの背景には、利用者の抱える様々な問題がある。ニーズのかたちは違っても、問題の所在が同じだったり、またその逆の場合も考えられる。支援者はプログラム化を急ぐよりも、まずその問題の所在を明らかにし、支援者間でニーズと問題のありかを共有することが大切である。

### 2) 一緒に考え、多様な方法でプログラム化する

利用者に共通するニーズも、その背景となる問題の所在は様々である。地域的なことや家族等々、話し合うことで個々の問題点が明らかになってくる。その一つ一つが、講習や

プログラムの出発点となる。つまり明らかになった問題点の数だけ、プログラム化が可能となる。プログラム化する過程では、支援者がグループとなり、一緒に考えることが大切である。解決のための具体的な方法を一緒に話し合うことで、多様なプログラムづくりが可能になる。

### 3) 事例等をもとに検討する

講習等の企画づくりでは、事例をもとに検討することも大切である。厚生労働書のホームページには、全国各地の地域子育て支援拠点事業の取り組みについて、「ひろば型」「センター型」「児童館型」それぞれの事例を、立ち上げのきっかけや事業の内容・特徴等、詳しく紹介されている。(ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/gaido.pdf>)

## 3. まとめと課題

講習の企画づくりとともに、講習を通じての子育て支援の在り方について理解することがねらいである。自分なりに振り返ってまとめてみよう。

(西村 徳行)

### 参考文献

橋本真紀「地域を基盤とした子育て支援の専門的機能」ミネルヴァ書房 2015

## 事例検討

### テーマ

身近な相談相手として、利用者の課題や状況を把握し、対応方法（相談・援助・情報提供）について具体的な事例を基に検討する。

### キーワード

1 利用者の状況の把握 2 相談・援助・情報提供 3 地域資源のつなぎ 4 個人情報保護

### 1 地域子育て支援拠点事業における子育て等に関する相談、援助の実施

地域子育て支援拠点事業の4つの基本事業の1つに、「子育て等に関する相談、援助の実施」が定められている。また、従事者としては、子育て親子の支援に関して意欲のあるものであって、子育ての知識と経験を有する専任の者（非常勤職員でも可）を配置するように定められており、利用者からの個別の相談に応じ、必要に応じて他機関とも連携・協力しながら適切な援助をすることが求められている。

地域のつながりが希薄化し、初めての子育てに不安や悩みをもつ乳幼児子育て家庭にとっては、気兼ねなく相談できる支援者の存在はたいへん重要である。日々の関わりの中で、信頼感が生まれ個別相談につながった場合には、利用者の課題や状況を把握し、適切に相談・援助・情報提供を行うなど丁寧に取り組みたい。また、個別相談に対応するための体制作り（担当者、相談を聴く場の環境設定、記録のとり方、事例検討方法、他機関との連携方法、保管方法、管理方法等）を整えておく必要がある。

### 2 事例を通して考える

以下の事例の場合の支援方法を考えてみよう。本事業の中で支援者やプログラム等で行う支援と、他の関係機関や事業等と連携して行う支援双方の視点から検討してみよう。

#### 事例1

1歳2ヶ月の女児の母。支援センターを利用して3回目に、相談してきたケース。子どもの夜泣きがひどくて、夜母自身も寝られない。夫は週末には育児に協力的だが、平日は夜遅く帰宅することが多い。子どもの夜泣きが続くと、夫はイライラして、「何とかしろ。」と言うので余計ストレスがたまる。子どもが生まれてから引っ越してきたため、周りにも友だちがいない。スタッフも、来所時に疲れているように見えたので、気にしていた親子であった。

#### 事例2

3歳5ヶ月の男児と4ヶ月の女児の母。男児は普段から落ち着きがなく、他の子どものおもちゃ等も取り上げたりするため、親子が来所すると、周りの親子が身構える様子がある。母は4ヶ月の女児と赤ちゃんスペースにいて、男児の様子を見ていない場面もあり、他の利用者が困っている様子も見られる。地域のボランティアからは、親子が地域の公園でも他の親子から孤立している状況が伝えられた。スタッフが、母に声がけると、男児が幼

幼稚園入園を断られたことなど堰を切ったように話し出したので個別に話を聞くことになった。

### 3 援助方法や支援計画

事例1では、利用3回目にして個別相談をしてきた利用者の気持ちを尊重し、これからも親子に寄り添い、一緒に考えていくことを伝えつつ、信頼関係の構築を図っていくことから支援が始まる。まずは、引っ越してきたばかりであることから、支援センター内の仲間づくりのサポートを行いながら、場合によっては夫の支援を引き出すためにパパプログラムなどへの参加を促すなどの支援が求められる。母親の育児疲れがひどいようであれば、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をリフレッシュに活用しても問題ないことを伝え利用につなぐ。親自身が回復してきた場合には、託児つきの学習会や子育てサークルの情報等をお伝えし、親子だけで過ごすのではなく、子育て家庭が他の親子や地域との関係の中で子育てができるよう継続的に支援していく等が想定される。

事例2では、親からの相談前に拠点で気になっていたケースで、多様な情報がスタッフやボランティアからもたらされたケース。声をかけたところ堰を切ったように話し出すなど、相手からは相談しにくかった状況も把握された。当該親子の支援拠点での支援方法は、男児へのサポート体制と母親への支援体制の2方面から実施。なるべく男児には個別にスタッフやボランティアが関わり、遊びや関心を広げるようにする。母親に対しても担当スタッフを決めて傾聴することにする。母親と相談しながら、男児の状況に応じて、幼稚園や発達支援について情報提供を行い、一緒に考えていこうと伝えていく。

また、事例検討をする中で、3歳男児にとって支援拠点は手狭になっていること、公園でも孤立していた状況が把握されたことから、別の公園で外遊びを行っているサークルにつないでいくことが提案された。

### 4 個人情報保護

事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないことが実施要綱に定められている。記録等の保管・管理だけでなく、ブログやホームページ等での写真や情報の取り扱いにも配慮が必要であるが、あまり堅苦しい状況にならないよう、まずは本人に了解を得ることを基本として、ルールを決めておくことが重要である。ただし、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、子どもの最善の利益が侵害されるような場合には、守秘義務が適用されないことにも留意が必要である。

### 5 まとめと課題

相談は容易ではない。相談しやすい環境設定を行い、事例検討を通じて支援の内容を深め、拠点内の従事者やボランティア、利用者同士の関係性の中での解決に導くことや、地域の社会資源に適切につながられるよう、日頃から関係を深めておくことが大切である。

（奥山 千鶴子）

引用・参考文献

渡辺頭一郎/橋本真紀「地域子育て支援拠点ガイドラインの手引き」第2版 中央法規 2015

2-2)-(3) 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業>  
⑥ 地域資源の連携づくりと促進

## 地域資源の連携づくりと促進

テーマ

情報提供や支援体制の構築のために、地域資源や連携づくりの重要性について理解する。

キーワード

1 地域資源の理解 2 情報提供 3 地域資源の連携づくり

### 1 多様な地域資源の理解

子育てを支援する地域資源は、公的な制度・サービスであるフォーマルな支援と、親族やママ友、子育てサークル等のインフォーマルな支援に分けられる。従来は、インフォーマルな支援にもっぱらゆだねられてきた子育て支援が、1994年のエンゼルプラン以降、保育所・幼稚園以外の公的な制度やサービスについてもメニューが増えてきた。

#### 1) フォーマルな地域資源

母子保健分野では従来から行われてきた「妊婦健康診査」「乳幼児健康診査」に加えて、4ヶ月までに乳児がいるすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」、養育が必要な家庭に保健師・助産師・保育士等が訪問する「養育訪問事業」が実施されている。

子どもを一時的に預かる事業としては、リフレッシュ目的や急な用事等で利用できる「一時預かり事業」、保育所・放課後児童クラブ等の送迎について支援を提供する会員と希望する会員による相互援助活動を連絡・調整する事業である「ファミリー・サポート・センター事業」、「病児・病後児保育事業」、また保護者の疾病、育児不安等の理由により児童の養育が困難な場合に、児童養護施設等で夜間や宿泊が伴う保育を行う「子育て短期支援事業」等がある。

また、地域子育て支援拠点利用の先にある幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等の情報は、子ども・子育て支援新制度の創設によって変革期にあることから、支援者側も情報をしっかり把握しておく必要がある。

#### 2) インフォーマルな地域資源

インフォーマルな地域資源の代表は、ママサークル、育児サークルなどともいわれる「子育てサークル」である。定期的にあつまって子どもを遊ばせたり、親同士の情報交換、講師を呼んでの講座などを目的とした子育てグループやその活動をいう。また、パパ同士の集まり、双子の会、特定疾患の親の会等、特定の当事者グループ等も増えている。幼稚園に就園する前の子どもたちが集団として遊ぶ場や機会が少なくなっているなかで、子育てサークルの活動は子どもの育ちの場としても大切な役割を果たしており、また当事者グループは親同士の支え合いの場ともなっている。

さらに、地域においては、親が学習する際の子どもの保育を担う「保育グループ」や「保育ボランティア」、文部科学省が事業として推進してきた「保育サポーター」等の支援者の活動も大切な地域資源となっている。その他、プレイパーク活動、森の幼稚園等、自然環境の中で子どもの遊びを重視した活動や、ママカフェなど食を通じた活動も増えてきている。

## 2 情報提供の方法

地域子育て支援拠点は、子育てに関する情報、地域の子育て支援事業やサービスに関する情報を収集し、提供することが求められている。さらに、子育て中の保護者に対して、効果的に情報提供を行う必要がある。そのため、保護者が情報の閲覧をしやすいように、情報コーナーや掲示板を活用したり、ホームページやメルマガ等で情報提供を行っているところもある。また、オムツ替えコーナーに、離乳食、夜泣き、人見知り、イヤイヤ期などに対応する育児のポイント等を用意して気軽に手にとれるよう工夫したり、外国にルーツのある利用者が多い場合には、案内や通信等に分かりやすい日本語表現をつかったり、多言語で作成するなどの工夫をしている地域子育て支援拠点もある。

いずれにしても、利用者である保護者のニーズにあった情報提供を行うために、利用者の声に耳を傾けながら、情報提供について工夫をしていくことが大切である。

## 3 地域資源の連携づくり

核家族化による子育て経験の受け渡しが難しくなり、地域との関係が希薄化する中で、地域子育て支援拠点の働きのひとつとして、子育て家庭が安心して子育てができる地域環境づくりに取り組むことは大変重要である。そのためには、世代を越えた地域の人たちがボランティアとして活動できる機会を創り出し、地域交流を図ることが求められる。

地域で活動する様々な人たちの協力を得ることは、地域子育て支援拠点の活動を豊かにするだけでなく、地域の子育て家庭の理解者や応援者を増やすことにもつながる。したがって、地域の多様な活動団体が気軽にチラシを置きに訪ねてくるような地域に開かれた拠点であることが大切である。

また、地域の子育て支援関係者が、行事などを通じて担当者同士がつながるなど、経験を通じてお互いが信頼関係を作り、地域の子育ての課題に関心を向け、連携して取り組みを進め実践を積み重ねることが、地域の子育て環境の向上につながるものと考えている。

## 4 まとめと課題

子どもが生まれたことで、地域を意識したという保護者は多い。地域子育て支援拠点は、家庭と地域をとりもつ架け橋のような存在である。したがって、保護者が地域の情報を得られやすいよう地域資源の情報収集、情報提供に工夫することが求められる。加えて、子育て家庭が安心して子育てできる地域づくりを目指し、世代を超えたボランティアの受け入れや多様な地域資源の連携が必要である。

(奥山 千鶴子)

### 引用・参考文献

渡辺顕一郎/橋本真紀「地域子育て支援拠点ガイドラインの手引き」第2版 中央法規 2015

渡辺顕一郎/金山美和子「家庭支援の理論と方法」金子書房 2014

## 2-3) 放課後児童コース 1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解

### ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容

## 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容

テーマ

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解

キーワード

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的を理解する。
- 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割を理解する。
- 放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等の内容を理解する。

### 1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的

#### 1) 児童福祉法及び設備運営基準における放課後児童健全育成事業の目的

##### (1) 児童福祉法における放課後児童健全育成事業の目的

児童福祉法 第六条の三 第二項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

①児童福祉法は、生活保護法や身体障害者福祉法とともに福祉六法をなす日本の最も基本的な福祉施策を規定する重要な法律のうちのひとつである。②小学生を対象とするこうした取り組みの始まりは明確ではないが、法制化されたのは1997（平成9）年（翌年施行）であり、このときから放課後児童健全育成事業と称することになった。③法制化された当初は「おおむね10歳未満」とされていたが、2015（平成27）年の改正時に、その文言が削除され現行の小学生全学年が対象となった。④「労働等」には、保護者の疾病や介護も含める。⑤放課後児童健全育成事業は小学生の「生活の場」である。ちなみに児童厚生施設（児童館・児童遊園）の目的には「生活の場」とは記載されていない。

##### (2) 設備運営基準における放課後児童健全育成事業の目的

設備運営基準 第五条第一項(放課後児童健全育成事業の一般原則)

放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

①放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（設備運営基準と略す）は、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づいて定められた厚生労働省令であり、児童福祉施設の設備と運営に関する基準に準拠して作成されており、平成26年4月に公布された。②同様の運営基準は、市町村も条例として定め、それに基づいて放課後児童健全育成事業を実施する必要がある。③内容が児童福祉法第6条の3第2項と重複しているのは、児童福祉法を根拠法としているからである。

### 2 放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割

#### 1) 設備運営基準及び運営指針における一般原則の内容及びその役割

##### (1) 設備運営基準における一般原則の内容と役割

設備運営基準 第五条(放課後児童健全育成事業の一般原則)

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その

運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

①ここでいう利用者とは、放課後児童健全育成事業を利用する児童のことである。日本国内においては日本国憲法により基本的人権が尊重され、また子どもの権利に関しては1994(平成6)年に批准した児童の権利に関する条約に定められている。条約は国内法に優先するため、条約に定められている内容は国内で遵守しなければならない。②子どもは放課後児童クラブだけではなく、家庭や地域社会なかで育っていく。そのため、放課後児童クラブと家庭や地域社会との連携は不可欠である。そのためにも放課後児童クラブの運営内容について、保護者や地域住民に説明する必要がある。③放課後児童健全育成事業は社会福祉法に定める第二種社会福祉事業である。社会福祉事業であるため、社会福祉法の定める自己評価を行う必要がある。④こうした設備面の向上は、放課後児童健全育成事業の育成支援の質を担保するため重要な観点である。同様の指摘は、設備運営基準第1条第2項や第9条第4項にも記載されている。

## (2) 運営指針における一般原則の内容と役割

運営指針 第1章総則 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

### (4) 放課後児童クラブの社会的責任

- ・放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。
- ・放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ・放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ・放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ・放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ・放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

①放課後児童クラブの役割として、子どもの人権に配慮することが求められている。ここでは子どもが意見を述べ参加することを保障するよう求めている。この背景には、児童の権利に関する条約第12条の意見表明権がある。②これまで放課後児童クラブでは職員のことを放課後児童指導員と呼んできたが、設備運営基準第10条には、従うべき基準として、放課後児童支援員を支援の単位ごとに2名配置することとしている。この2名のうち1名は補助員でもかまわないとしている。③放課後児童支援員等は、常に自己研鑽や研修を通してスキルアップをする必要がある。また、研修を受ける機会も提供されなければならない。④地域社会との連携や交流については、設備運営基準第5条第1項や同第3項にも指摘されているとおりであるが、これは放課後児童支援員等だけに求められているのではなく、その運営主体にも求められている。⑤放課後児童支援員等は、子どもや保護者のプライバシーに関する情報を職務上入手し管理することになるため守秘義務がある。しかし、それはあくまでも子どもの利益に反しない場合であり、例えば、児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項によると、児童虐待を通告する場合はこの限りではない。⑥苦情につ

いては、設備運営基準第 17 条にも定められている。こうした苦情に対する対応は、放課後児童クラブにだけ求められているのではなく、全ての福祉サービスに求められている。

### 3 設備運営基準及び運営指針の内容

#### 1) 設備運営基準の構成と事業運営に関する基本的な事項

##### (1) 設備運営基準の構成

<p>1. 総論関係</p> <p>(1) 基準の区分(第1条第1項)</p> <p>(2) 基準の目的及び向上(第1条第2項及び第3項)</p> <p>(3) 最低基準の目的及び向上(第2条及び第3条)</p> <p>(4) 最低基準と事業者(第4条)</p> <p>(5) 放課後児童健全育成事業の一般原則(第5条)</p> <p>(6) 事業者と非常災害対策(第6条)</p> <p>(7) 事業者の職員の一般的要件(第7条)</p> <p>(8) 事業者の職員の知識及び技能の向上等(第8条)</p> <p>2. 設備に関する基準</p> <p>(1) 専用区画の設置(第9条第1項)</p> <p>(2) 専用区画の面積(第9条第2項)</p> <p>(3) 専用区画等の考え方(第9条第3項)</p> <p>(4) 専用区画等の衛生及び安全(第9条第4項)</p> <p>3. 職員に関する基準</p> <p>(1) 放課後児童支援員の配置(第10条第1項)</p> <p>(2) 放課後児童支援員の数(第10条第2項)</p>	<p>(3) 放課後児童支援員の資格(第10条第3項)</p> <p>(4) 支援の単位(第10条第4項)</p> <p>(5) 職員の考え方(第10条第5項)</p> <p>4. 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用者を平等に取り扱う原則(第11条)</p> <p>(2) 虐待等の禁止(第12条)</p> <p>(3) 衛生管理等(第13条)</p> <p>(4) 運営規程(第14条)</p> <p>(5) 事業者が備える帳簿(第15条)</p> <p>(6) 秘密保持等(第16条)</p> <p>(7) 苦情への対応(第17条)</p> <p>(8) 開所時間及び日数(第18条)</p> <p>(9) 保護者との連絡(第19条)</p> <p>(10) 関係機関との連携(第20条)</p> <p>(11) 事故発生時の対応(第21条)</p> <p>5. 経過措置(附則第2条)</p>
--	--

(出典)「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」より抜粋

##### (2) 事業運営の基本事項

**放課後児童クラブの基準について**

○ 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった

○ このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

**<主な基準>**

**支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）**

○ 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

**設備（参酌すべき基準）（第9条）**

○ 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置

○ 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

**職員（従うべき基準）（第10条）**

○ 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

**児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）**

○ 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

**開所日数（参酌すべき基準）（第18条）**

○ 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

**開所時間（参酌すべき基準）（第18条）**

○ 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）  
→ 原則1日につき8時間以上

○ 平日（小学校授業の休業日以外の日）  
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

**その他（参酌すべき基準）**

○ 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

(出典) 放課後子ども総合プランに関する自治体担当者会議【資料4】2頁

#### 2) 運営指針の構成と主な内容

##### (1) 運営指針の構成

①放課後児童クラブ運営指針（以下、運営指針）は、放課後児童クラブガイドラインにか

- 251 -

わって施行された厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知である。②運営指針には、以下、策定及び見直しの3つの視点があります。(a) 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」

<p>第1章 総則</p> <p>1. 趣旨</p> <p>2. 放課後児童健全育成事業の役割</p> <p>3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本</p> <p>第2章 事業の対象となる子どもの発達</p> <p>1. 子どもの発達と児童期</p> <p>2. 児童期の発達の特徴</p> <p>3. 児童期の発達過程と発達領域</p> <p>4. 児童期の遊びと発達</p> <p>5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項</p> <p>第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容</p>	<p>1. 育成支援の内容</p> <p>2. 障害のある子どもへの対応</p> <p>3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応</p> <p>4. 保護者との連携</p> <p>5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務</p> <p>第4章 放課後児童クラブの運営</p> <p>1. 職員体制</p> <p>2. 子ども集団の規模(支援の単位)</p> <p>3. 開所時間及び開所日</p> <p>4. 利用の開始等に関する留意事項</p> <p>5. 運営主体</p> <p>6. 労働環境整備</p> <p>7. 適正な会計管理及び情報公開</p>	<p>第5章 学校及び地域との関係</p> <p>1. 学校との連携</p> <p>2. 保育所、幼稚園等との連携</p> <p>3. 地域、関係機関との連携</p> <p>4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ</p> <p>第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策</p> <p>1. 施設及び設備</p> <p>2. 衛生管理及び安全対策</p> <p>第7章 職場倫理及び事業内容の向上</p> <p>1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理</p> <p>2. 要望及び苦情への対応</p> <p>3. 事業内容向上への取り組み</p>
---	--	---

としての性格を明確化(b) 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理(c) 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実。

(2) 運営指針の主な内容

「放課後児童クラブ運営指針」の概要①	
<p><b>運営指針の構成</b></p> <p>○ 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上で基本的な事項を定めている。</p> <p>○ 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。</p>	
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定</p> <p>1. 趣旨 2. 放課後児童健全育成事業の役割 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本</p>	
<p><b>第2章 事業の対象となる子どもの発達</b></p> <p>児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定</p> <p>1. 子どもの発達と児童期 2. 児童期の発達の特徴 3. 児童期の発達過程と発達領域 4. 児童期の遊びと発達 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項</p>	
<p><b>第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容</b></p> <p>育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定</p> <p>1. 育成支援の内容 2. 障害のある子どもへの対応 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応 4. 保護者との連携 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務</p>	
<p><b>第4章 放課後児童クラブの運営</b></p> <p>省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定</p> <p>1. 職員体制 2. 子ども集団の規模 3. 開所時間及び開所日 4. 利用の開始等に関する留意事項 5. 運営主体 6. 労働環境整備 7. 適正な会計管理及び情報公開</p>	<p><b>第5章 学校及び地域との関係</b></p> <p>連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定</p> <p>1. 学校との連携 2. 保育所、幼稚園等との連携 3. 地域、関係機関との連携 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ</p>
<p><b>第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策</b></p> <p>省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定</p> <p>1. 施設及び設備 2. 衛生管理及び安全対策</p>	
<p><b>第7章 職場倫理及び事業内容の向上</b></p> <p>運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定</p> <p>1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理 2. 要望及び苦情への対応 3. 事業内容向上への取り組み</p>	

(出典) 放課後児童クラブ運営指針について

①運営指針には、以下の4つのポイントがあります。(a) 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方等を第1章の総則に新たに記載(b) 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載(c) 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載(d) 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関することなど、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載。

#### 4 まとめと課題

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的や制度が理解できたであろうか。放課後児童クラブは、まだまだ世間一般で、きちんと理解されているとは言い難い。自分の周囲の人たちに、放課後児童クラブについて適切な説明ができるようになることを目標としてほしい。

（中田 周作）

#### 参考文献

日本放課後児童指導員協会支援員認定資格研修テキスト編集委員会編、2015『放課後児童支援員認定資格研修テキスト 子どもたちのはじける笑顔のために』、特定非営利活動法人日本放課後児童指導員協会

放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会編著、2015『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 認定資格研修のポイントと講義概要』、中央法規出版株式会社

- 2-3) 放課後児童コース 1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解  
② 放課後児童クラブにおける権利養護とその機能・役割等

## 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等

テーマ

「児童の権利条約」等を学んで、子どもの権利擁護の意味を、子どもの立場に立って考える事ができるようになる。

キーワード

1. 子どもの権利条約 2. 社会的責任 3. 保護者との連携 4. 地域

### 1 ねらい

- ①放課後児童クラブにおける子どもの権利についての基礎を理解する。
- ②放課後児童クラブにおける社会的責任の基本を理解する。
- ③放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性を理解する。

### 2 主な内容

#### ①放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識

##### ◆国内

- ・「児童福祉法」1948年(59ヶ条)
- ・「児童憲章」1951年日本政府(12項目)

##### ◆国際

- ・「児童権利宣言」1959年国連総会(10ヶ条)
- ・「市民的及び政治的権利に関する国際規約」1966年(27ヶ条)
- ・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(31ヶ条)
- ・「児童の権利条約」1989年国連総会決議・1994年日本政府批准(54ヶ条)

<1994年5月20日 文部事務次官通達>

児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、更に一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切です。

#### 【コラム①】国連子どもの権利委員会

「児童の権利条約」を批准した国は、5年に一度「国連子どもの権利委員会」(以下「委員会」)に報告書を提出し、「委員会」の審査を受ける。「委員会」は日本政府の報告と市民からの報告を合わせて審査し、各国が条約に沿って進めているのかを確認する。最終的に各国政府に対して、子どものためにより良い条件づくりを行うように勧告を出す。

日本政府は既に3回にわたって報告書を提出し、市民レベルの報告書と合わせて審議され、勧告が3回出されている。(外務省 HP)

## ②放課後児童クラブの社会的責任

放課後児童クラブは両親が働いている環境の中で、子どもたちの生活を把握し、必要に応じて児童の保護をめざすものである。以下配慮すべき点として；

- ・子どもや保護者の人権に配慮し、一人一人の人格を尊重することの大切さ  
⇒「子どもや保護者の人権に配慮する」とはどんなことか。
- ・子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知りえた事柄の秘密保持の必要性  
⇒「プライバシーの保護」で必要なことは何か。

## ③利用者への虐待等の禁止と予防

- ・子どもの虐待等の禁止と予防の理解  
⇒「子どもの虐待」はなぜ起こるのだろうか、またどうしたら予防できるのだろうか。
- ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容の理解  
⇒「心身に有害な影響を及ぼす行為」とは何か。

## ④放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携

- ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの大切さ  
⇒「保護者と密接な連絡をとる」ために、どのような工夫が考えられるか。  
⇒またどのような留意点があるか。
- ・学校等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行うこと大切さ  
⇒学校等との情報交換を行う上で何が大切か。

### 【コラム②】子どもの声に耳を傾ける

1. 非常に重視している (193 自治体、47%)	(小川貴志子 2014)
2. わりと重視している (170 自治体、41%)	子どもの権利条約に関する自治体での実
3. あまり重視していない (47 自治体、11%)	態調査研究報告書：2011 年度文部科学研
4. ほとんど重視していない (3 自治体、1%)	究費助成事業)

## 3. まとめと課題

2014 年のユニセフ調査によれば、2 歳から 14 歳の子ども 10 人のうち 6 人が親を含めた養育者からの体罰を受けていると報告している。日本においても同様の報告があり、子どもの人権や権利の問題を考える時に、親の育児ストレスからくる体罰は、虐待問題の解消と合わせて緊急の課題である。

また多くの児童及びその保護者が、権利条約の存在そのものを知らないという現状は少なくとも解消されなければならない。放課後児童クラブとしても、子ども達、その保護者に対して、「児童の権利条約」についてもっと積極的に提起していかなければならない。

(瀧口 優)

2-3) 放課後児童コース 2. 子どもを理解するためにも基礎知識  
③ 子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達

子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達

テーマ

子どもの発達を乳幼児期から思春期までを視野に入れて、子どもの発達についての理解と、とりわけ児童期の発達についてその基本を理解する。

キーワード

1. 発達理解 2. 身体的発達 3. 精神的な発達 4. 社会性の発達

1 ねらい

- ①子どもの育成支援のために子どもの発達の基礎を理解する。  
②発達から見た児童期の一般的な特徴を理解する。  
③児童期の生活と遊びを理解するために必要な発達の基礎を理解する。

2 主な内容

①子どもの発達理解の基礎

- ・発達とは何か

「発達は有機体の生命の始まり以後の時間にわたる、身体・精神・行動・人格の構造と機能の順次的段階的な形成及び変化をいう。」（発達心理学辞典：ミネルヴァ）

- ・発達の時期区分と特徴

\*乳児期⇒ 幼児期⇒ **児童期**⇒ 思春期⇒ 青年期⇒ 壮年期⇒ 老年期

(0～2) (3～6) (7～12) (13～18) (19～30) (31～60) (61～ )

②発達面から見た児童期（6歳～12歳）の一般的特徴

- ・「受動的学び」から「能動的学び」への転換
  - \*「体験的学び」から「抽象的学び」へ
- ・文字の獲得
  - \*音声の文字化（綴り方）と文字の音声化（音読）
- ・身体的な発達
  - \*10歳の「発達の節」を踏まえた「第二次性徴」
- ・集団性の発達（組織化）
  - \*小集団からクラス集団へ
- ・精神的な発達（幼児期から青年期への橋渡し）
  - \*「自己中心」から「他者意識」へ

【コラム①】児童期の発達の特徴（放課後児童クラブ運営指針第2章より）

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- 集団や仲間と活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

◆子どもの発達と児童期（放課後児童クラブ運営指針第2章より）

- ①6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。
- ②児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。
  - ・学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。
  - ・また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。
  - ・社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化する。
  - ・さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。
- ③児童期には、幼児期の発達の特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。
- ④子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

③子どもの遊びや生活と発達

・子どもの社会性の発達の理解

<「あそび」をどう定義するか>

○人間にとって不可欠なもの

\*伝統文化は生活の中の遊びから始まっている

○子どもにとっては遊びがすべて

\*「遊びの中では、子どもは頭一つ抜け出たもののように行為する。

遊びは発達における先導的要因である」

ヴィゴツキー 1978 Mind in Society, p.102

○成人にとっては仕事と遊びの両立を通して人間らしい生き方が可能

○高齢者にとっては社会貢献と遊びの両立ができて生きがいになる

・子どもの発達における遊びの役割

<「遊び」は人間にとってどんな意味をもっているのか？>

○人間らしい心と体を育てる（身体力）

\*人間だけが持っている遊びの心

○総合的な発達のためのツールである（生活力）（情動力）

\*「からだ」「こころ」「あたま」を使う

○豊かな人間関係を築く（交流力）

\*「協力」「理解」「相談」「譲歩」「提案」

○想像力と創造力を育てる（認識力）

\*自然や社会への接点をつくる

3 まとめと課題

子どもの発達を乳幼児期から思春期までを視野に入れて、子どもの発達についての理解と、とりわけ児童期の発達についてその基本を理解することがねらいである。自分なりに振り返り、まとめてみよう。

（瀧口 優）

## 子どもの生活と遊びの理解と支援

### テーマ

子どもの発達を踏まえ、子どもの生活を理解し、子どもにとって遊びの果たす役割と子どもの支援について理解する。

### キーワード

1. 子どもの生活 2. あそびの役割 3. 子ども集団 4. 遊びの環境

## 1 ねらい

- ①放課後児童クラブに通う子どもについて理解する。
- ②子どもの生活における遊びの大切さを理解する。
- ③子どもの自主性、創造性を大切にする遊びへの関わり方を理解する。

## 2 主な内容

### ①放課後児童クラブに通う子どもの理解

- ・遊びの場であり生活の場である
- ・個々の子どもの心身は様々であり、自己表現も複雑になる。

### ②子どもの生活における遊びの大切さを理解—子どもの遊びと発達

- ・児童期の遊びの特徴

#### 【コラム】児童期の遊びと発達（放課後児童クラブ運営方針2章）

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関する事等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある

### ③子どもの遊びと仲間関係及び環境

- ・子どもの自発的なあそびが大切であることの理解

<児童期の「あそび」の分類—その1（一般論）>

- ア. 虫あそび（生命の大切さを学ぶ）
- イ. 草花あそび（自然の豊かさを学ぶ）
- ウ. 鬼ごっこ（役割が変わって、変化に富んで、運動量も多い）
- エ. 模型あそび（想像力、科学的認識を高める）
- オ. 人形あそび（色彩感覚、造形感覚を豊かにする）
- カ. すべり台あそび（集団で遊ぶ力を高める）

(仙田満『子どもと遊び』岩波書店より)

<児童期の「あそび」の分類—その2 (1970年代)>

- ア. 鬼ごっこ系 (高鬼、どろけい・・・)
- イ. 「ボール遊び」系 (草野球・・・)
- ウ. 「ブランコ遊び」系 (石拾い、靴飛ばし、ブランコジャンプ・・・)
- エ. その他の外遊び系 (缶けり、だるまさんがころんだ、馬乗り・・・)
- オ. 室内あそび系 (イス取りゲーム、フルーツバスケット、伝言ゲーム・・・)
- カ. 手あそび系 (指相撲・・・)

(初見健一『子どもの遊び黄金時代』光文社より)

<遊びの五つの基本>『子どもの「あそび」は魔法の授業』(アспект)より

- ◇遊びは楽しく面白いものでなければならない。
- ◇遊びはそれ自体を目的とするべきで、他の目的に仕えてはならない。
- ◇遊びは自発的なものであり、選ぶ人の自由な選択に任される。
- ◇遊ぶ人が積極的に関わるといふ気持ちを持っていなければ、遊びは成立しない。
- ◇遊びはある種の演技の要素を含んでいる。

・遊びには子どもが安心できる環境が必要であることへの理解

<子どもが安心して遊べる環境とは>

- ア. 自然スペース (生命の重さを学ぶ: 魚とり、虫とり、木登り・・・)
- イ. オープンスペース (自由に遊べる空間: 鬼ごっこ、陣取り・・・)
- ウ. 道スペース (子どもたちの出会いの空間)
- エ. アナーキスペース (想像力の刺激: 廃材置き場、工事場・・・)
- オ. アジトスペース (子どもたちの共同体: 隠れ家、屋根裏・・・)
- カ. 遊具スペース (集約的なあそび場: 児童公園・・・)

(仙田満『子どもと遊び』1992)

#### ④子どもの遊びと大人の関わり

・子どもの遊びには発達や状況に応じた柔軟な関わりが必要であることへの理解

- ア. 遊びの自主性の尊重
- イ. 様々な遊びを提示していくことの必要性 (遊びを知らない子ども達)
- ウ. みんなで遊べるルールづくりを支援する

#### ⑤子どもの自主性、創造性を大切にする遊びへの関わり方

<「あそび」が子どもの発達に持っている意味>

- ア. 子どものコミュニケーション能力を高める
- イ. 子どもの協働・連帯意識を高める
- ウ. 判断力や決断力、分析力を育てる
- エ. 自己表現力を高める
- オ. 学習力や身体力を高める

#### ⑥放課後児童クラブにおける育成支援の基本

・放課後児童クラブ運営方針に示されている育成支援の基本的な考え方と主な内容

- 放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場として  
相応しい環境を整えること等
- 保護者及び関係機関と緊密な連携を取ること等

- 放課後児童支援員は豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能を持って育成支援にあたること等
- 放課後児童クラブには人権尊重やプライバシーの保護、業務上知りえた事柄の秘密保持に留意する等の社会的責任があること等

### 3 まとめと課題

子どもの発達を踏まえ、子どもの生活を理解し、子どもにとって遊びの果たす役割と子どもの支援について理解することがねらいである。自分なりに振り返り、まとめてみよう。

(瀧口 優)

2-3) 放課後児童コース 4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

⑤ 子どもの生活面における対応等

子どもの生活面における対応

テーマ

放課後児童クラブにおける安全・安心への対応  
子どもの生活面における対応等

キーワード

- 子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性を理解する。
- 子どもの健康維持のための衛生管理について理解する。
- 食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を理解する。
- 安全対策及び緊急時対応の必要性を理解する。

1. 子どもの健康管理及び情緒の安定

1) 出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の把握の大切さ

「運営指針」第3章1(4)

②子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。

- ・子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
- ・子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
- ・遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。

放課後児童クラブの職員と、学校の教員、保護者は、子どもからすると異なる人間関係で取り結ばれている。子どもによっては、学校の先生や保護者にはいえない悩みを、放課後児童クラブの職員には打ち明けられる場合もある。そうした支援が必要な状況か否かを把握するためには、子どもたちの現状を正確に理解する必要がある。クラブにやってきた子どもたちに「おかえり」と声を掛ける実践は、子ども理解の第一歩として重要である。

2. 子どもの健康管理に関する保護者との連絡

1) 保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の大切さ

「設備運営基準」第20条(関係機関との連携)

放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

「運営指針」第3章1(4)

⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

- ・放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
- ・子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

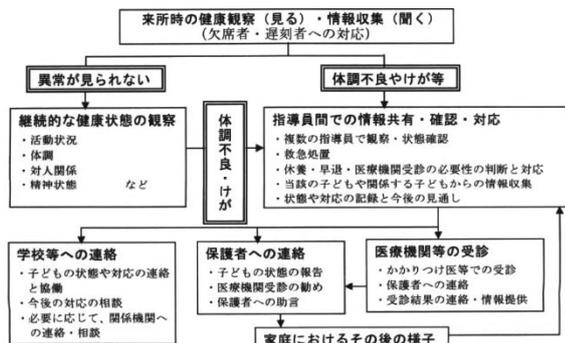
「運営指針」第6章2(2) 事故やケガの防止と対応

○事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。

資料1 健康観察のポイント (出典)文部科学省『教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応』(平成21年3月)17頁

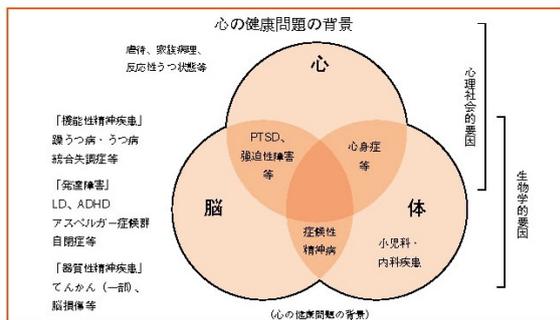
体に現れるサイン	
	発熱が続く
	吐き気、おう吐、下痢等が多く見られる
	体の痛み(頭痛、腰痛等)をよく訴える
	急に視力、聴力が低下する
	めまいがする、体がだるい等の不定愁訴を訴える
	せきをしていることが多い
	眠気が強く、すぐに寝てしまうことが多い(いつも眠そうにしている)
	以前に比べて、体調を崩す(風邪を引く等)ことが多い
	尿や便のお漏らしが目立つ
	最近、極端に痩せてきた、または太ってきた
	けいれん、失禁がある
	目をバチバチさせる、首を振る、肩をすくめる、口をモグモグする、おかしい声を出す
	理由のはっきりしない傷やあざができていていることがある

資料2 健康観察に関する連絡体制



(出典) 日本放課後児童指導員協会 2015『放課後児童支援員認定資格研修テキスト』83頁。

資料3 心の健康問題の背景



(出典) 文部科学省『教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応』(平成21年3月)20頁。

放課後児童クラブでは、子どもたちの健康状態を把握するとともに保護者や関係機関と情報を共有する必要があります。適切なポイントを押さえた健康観察を継続することによって、子どもたちの変化にも気がつきやすくなる。また季節に応じて、熱中症やインフルエンザ、花粉症などに関する健康観察のポイントも把握しておきたい。

3. 衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応

1) 日常の衛生管理の大切さとおやつ提供時の衛生管理の徹底の必要性

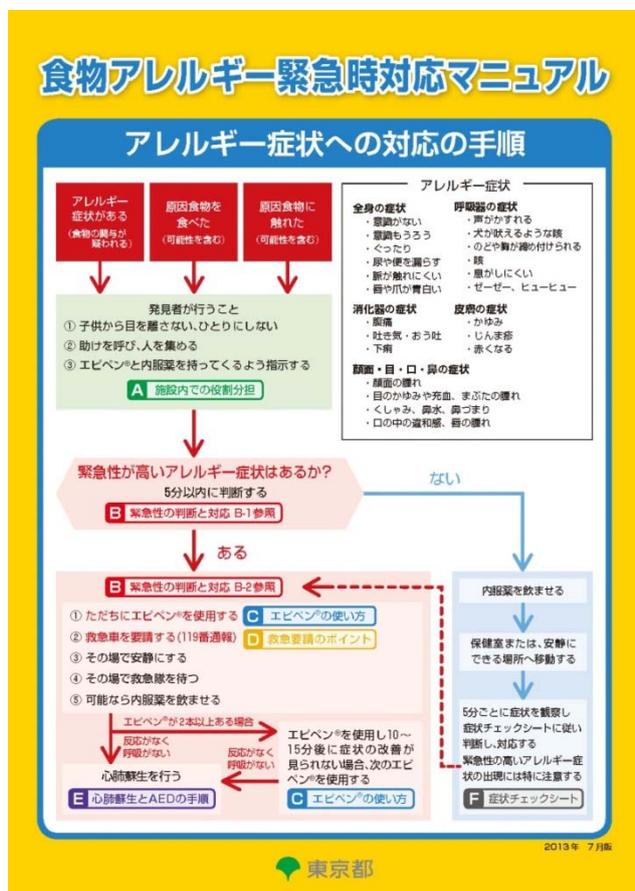
<p>「設備運営基準」第13条(衛生管理等)</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>「運営指針」第6章1(2) 設備、備品等</p> <p>○衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。</p>
<p>「運営指針」第6章2(1) 衛生管理</p> <p>○手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。</p> <p>○施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。</p> <p>○感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。</p> <p>○感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。</p>

2) 食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認とその対応

<p>「運営指針」第3章1(4)</p> <p>⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活方面から必要とされるおやつを適切に提供する。</p> <p>・食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。</p>
--

### 3) 救急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の基礎知識

資料4 食物アレルギーの緊急時対応



資料5 エピペンについて



(出典)東京都「食物アレルギー緊急時対応マニュアル ホームページ「エピペン画像素材について」」(平成 25 年 7 月)

放課後児童クラブは、子どもたちの生活の場の一領域をなす。ゆえに、放課後児童支援員等は衛生や食に関する知識が求められる。放課後児童クラブでは、以前からおやつを提供したり、食事をみんなで作ったりする実践を続けている。したがって、食に関する衛生やアレルギーに関する知識は必須である。食物アレルギーがある子どもに対しては、エピペンを携帯しておくことが勧められる。エピペンは、クラブで所有することはできず、アレルギーをもつ子ども自身が病院で処方してもらい、携帯しておく必要がある。また、所持している者が自分自身で使用する事が原則であるが、自分のできない症状を発している場合には、周囲の者が介助することができる。エピペンについては、練習用の教材も提供されているので、クラブの研修会で活用することも可能である。

## 4. 子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容

### 1) 育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方

「設備運営基準」第5条第5項(放課後児童健全育成事業の一般原則) 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
「設備運営基準」第6条(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けると

ともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

「設備運営基準」第 14 条(運営規程)

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

「運営指針」第 1 章 3(1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

「運営指針」第 3 章 1(4)

⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。

・子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。

・子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。

・事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。

「運営指針」第 6 章 2(2) 事故やケガの防止と対応

○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事象や事故につながりそうな事象の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。

○放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

## 2) 事故やけがの防止と発生時の対応

「設備運営基準」第 21 条(事故発生時の対応)

放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

「運営指針」第 6 章 2(2) 事故やケガの防止と対応

○日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。

○事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。

○放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。

○おやつ提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。

○事故やケガが発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。

「運営指針」第 6 章 2(4) 来所及び帰宅時の安全確保

○子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合っ安全を確保する。

○保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

放課後児童クラブに限った話ではないが、安全対策や緊急時対応は、放課後児童クラブだけで行う必要はない。防犯対策や交通安全であれば管轄の警察署にお願いすれば、放課後児童支援員等に対する研修会から子どもを交えた防犯訓練まで行うことができる。火災や天災に対する避難訓練であれば、近隣の消防署に依頼することができる。救急救命であれば、地域の比較的規模の大きな病院が主催しているものに参加したりすることができる。

また運営指針が指摘しているマニュアルについても、例えば、横浜市は「放課後児童クラブ安全管理マニュアル 平成 25 年度」をネット上に公開している。このように既に公開

されているマニュアルを参照しながら、自分たちのクラブにあったマニュアルを作成していくと良いだろう。

## 5 まとめと課題

この領域は、つきつめるとかなり高い専門性を要求される。そのためであろうか、インターネット上に、子どもたちの各種の活動に関わる現場の大人たちが活用しやすい形式にまとめられた資料が多数存在する。また、警察署、消防署、病院、保健所といった専門機関との連携も可能である。研修会で正しい知識を習得し、公開されている資料を吟味しながら、クラブで活用しやすいマニュアル作りに取り組んでみよう。

(中田 周作)

2-3) 放課後児童コース 5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能

⑥ 放課後児童クラブ従事者の仕事内容と職業倫理

## 放課後児童クラブ従事者の仕事内容と倫理

テーマ

放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能

キーワード

- 放課後児童クラブの仕事内容を理解する。
- 放課後児童クラブにおける職員集団と職場倫理を理解する。
- 人権の尊重と法令の遵守の必要性を理解する。

### 1 放課後児童クラブの仕事内容

#### 1) 子どもの育成支援と共に育成支援を支える職務があることの理解

「運営指針」第1章 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

##### (1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

子どもたち自身で回避することが困難な危険に対しては、放課後児童支援員等が対応する必要がある。しかし、児童期の子どもたちの活動を全て放課後児童指導員等が監視下におくことは不可能であるし、子どもの発達を支える方法であるとは考えられない。そこで、「子どもが自ら危険を回避できる」ようになるための支援が必要となる。また、子どもたちの育つ家庭環境が多様化していることと、子どもたちが放課後児童クラブで過ごす時間が長いことを考慮すると、挨拶や手洗いなどをはじめとする基本的な生活習慣の確立が放課後児童クラブの役割として求められていることは、当然の帰結かもしれない。

「運営指針」第3章 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

##### (1) 育成支援に含まれる職務内容

放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

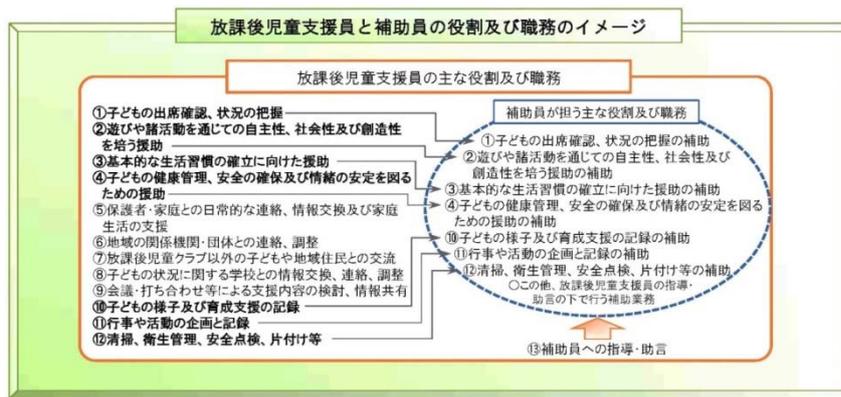
- 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

「運営指針」第3章 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

##### (2) 運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。

- ・業務の実施状況に関する日誌(子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等)
- ・運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ・おやつ発注、購入等
- ・遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・保護者との連絡調整
- ・学校との連絡調整
- ・地域の関係機関、団体との連絡調整
- ・会計事務
- ・その他、事業運営に関する記録



## 補助員の役割

(出典)厚生労働省

「第5回放課後児童クラブの質の

向上のための研修企画検討会」

配付資料

## 2 放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理

1) 社会的信頼を得て育成支援に取り組み、仕事を進める上での職場倫理を自覚して職務に当たることの大切さ

「運営指針」第1章 3(4) 放課後児童クラブの社会的責任

- ②放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

職員の資質向上や研修については、保育所保育指針や教育公務員特例法などにも規定されており、放課後児童支援員等にも、当然、求められている。

「運営指針」第7章 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

(1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

「運営指針」第7章 1(2)

放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- 守秘義務を遵守する。
- 関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

## 3 放課後児童クラブにおける職員集団

1) 情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場づくり

「運営指針」第4章 1 職員体制

(1) 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員(基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの)を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助す

る者)に代えることができる。

(2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが 20 人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

(3) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。

(4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

これまで職員は、一般的に「指導員」と呼称されてきたが、設備運営基準や運営指針では「放課後児童支援員」という名称を用いることになった。現在、放課後児童支援員は、都道府県認定資格研修を平成 32 年 3 月までに受講する者とされており、指導員全員に放課後児童支援員資格を取得するよう奨めている。また、放課後児童支援員を補助する者は「補助員」と呼ばれることになった。補助員は、子育て支援員（放課後児童コース）を受講するよう奨められている。なお、設備運営基準や運営指針では、放課後児童指導員と補助員の両者を同時に指し示す場合は「放課後児童指導員等」という。

「支援の単位」は、大規模分離をした後のグループを指しており、支援の単位ごとに放課後児童支援員を配置しなければならない。

「運営指針」第 1 章 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

(2) 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

## 2) 職場集団が事例検討や自己研鑽を通して事業内容の向上を目指すことの大切さ

「運営指針」第 1 章 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

(3) 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

「設備運営基準」第 7 条(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

「設備運営基準」第 8 条(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

「運営指針」第 7 章 3(2) 研修等

○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。

○放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。

○放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

「運営指針」第 7 章 3 事業内容向上への取り組み

(1) 職員集団のあり方

○放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。

○放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

#### 4. 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

1) 子どもや保護者の人権を尊重し、守秘義務を遵守する等の組織的な取り組みの必要性と個人情報保護法等に基づく法令の遵守の徹底

「設備運営基準」第5条(放課後児童健全育成事業の一般原則) 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
「設備運営基準」第11条(利用者を平等に取り扱う原則) 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。
「設備運営基準」第12条(虐待等の禁止) 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
「設備運営基準」第16条(秘密保持等) 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
「運営指針」第1章3(4) 放課後児童クラブの社会的責任 ①放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。 ②放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
「運営指針」第4章 5. 運営主体 (2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。 ○子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。 ○子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。

#### 5 まとめと課題

放課後児童クラブは、子どもたちの遊びと生活を通して育成支援をすることが基本的な役割である。運営指針には、放課後児童クラブに従事する者の具体的な仕事内容が記載されている。ここでは運営指針の該当箇所のみを紹介したが、できれば運営指針を全て読んで理解を深めよう。

(中田 周作)

#### 参考文献

日本放課後児童指導員協会支援員認定資格研修テキスト編集委員会編、2015『放課後児童支援員認定資格研修テキスト 子どもたちのはじける笑顔のために』、特定非営利活動法人日本放課後児童指導員協会

放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会編著、2015『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 認定資格研修のポイントと講義概要』、中央法規出版株式会社

執筆者一覧

領域	科目	執筆者	所属		
I 基本研修	① 子ども・子育て家庭の現状	汐見 稔幸	白梅学園大学学長		
	② 子ども家庭福祉	松田 恵示	東京学芸大学教授		
	③ 子どもの発達	荒川 雅子	東京学芸大学講師		
	④ 保育の原理	佐々 加代子	白梅学園大学教授		
	⑤ 対人援助の価値と倫理	深谷 昌志	東京成徳大学名誉教授		
	⑥ 児童虐待と社会的養護	深谷 和子・松田 恵示	東京学芸大名誉教授		
	⑦ 子どもの障害	竹之内 章代	東海大学講師		
	⑧ 総合演習	瀧口 優	白梅学園短期大学教授		
II 専門研修					
1 地域保育コース	共通科目	① 乳幼児の生活と遊び	松永 静子	白梅学園大学教授	
		② 乳幼児の発達と心理	松永 静子	白梅学園大学教授	
		③ 乳幼児の食事と栄養	熊沢 幸子	東京成徳大特任教授	
		④ 小児保健Ⅰ	竹鼻 ゆかり	東京学芸大学教授	
		⑤ 小児保健Ⅱ	竹鼻 ゆかり	東京学芸大学教授	
		⑥ 心肺蘇生法	荒川 雅子	東京学芸大学講師	
		⑦ 地域保育の環境整備	桶田 ゆかり	文京区立第一幼稚園長	
		⑧ 安全の確保とリスクマネジメント	桶田 ゆかり	文京区立第一幼稚園長	
		⑨ 保育者の職業倫理と配慮事項	松田 恵示	東京学芸大学教授	
		⑩ 特別に配慮を要する子どもへの対応	深谷 和子	東京学芸大学名誉教授	
		⑪ グループ討議	瀧口 優	白梅学園短期大学教授	
		⑫ 実施自治体の制度について	瀧口 優	白梅学園短期大学教授	
	地域型保育	① 地域型保育の概要	佐々 加代子	白梅学園大学教授	
		② 地域型保育の保育内容	佐々 加代子	白梅学園大学教授	
		③ 地域型保育の運営	佐々 加代子	白梅学園大学教授	
		④ 地域型保育における保護者への対応	佐々 加代子	白梅学園大学教授	
		⑤ 見学実習オリエンテーション	佐々 加代子	白梅学園大学教授	
		⑥ 見学実習	瀧口 優	白梅学園短期大学教授	
	一時預かり事業	① 一時預かり事業の概要	尾木 まり	子どもの領域研究所長	
		② 一時預かり事業の保育内容	小泉 左江子	聖徳大学講師	
		③ 一時預かり事業の運営	尾木 まり	子どもの領域研究所長	
		④ 一時預かり事業における保護者への対応	小泉 左江子	聖徳大学講師	
		⑤ 見学実習オリエンテーション	尾木 まり	子どもの領域研究所長	
		⑥ 見学実習	瀧口 優	白梅学園短期大学教授	
	サポート・ファミリー・センター	① ファミリー・サポート・センターの概要	中山 哲志	東京成徳大学教授	
		② ファミリー・サポート・センターの援助内容	中山 哲志	東京成徳大学教授	
		③ ファミリー・サポート・センター事業における依頼会員への対応	中山 哲志	東京成徳大学教授	
		④ 援助活動の実際	中山 哲志	東京成徳大学教授	
	2 地域子育て支援コース	利用者支援事業・基 本型	① 地域資源の把握	鶴 宏史	武庫川女子大学准教授
			② 利用者資源事業の概要	奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
③ 地域資源の概要			鶴 宏史	武庫川女子大学准教授	
④ 利用者支援専門員に求められる基本姿勢と倫理			橋本 真紀	関西学院大学教授	
⑤ 記録の取扱い			奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長	
⑥ 事例分析Ⅰ-ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント			橋本 真紀	関西学院大学教授	
⑦ 事例分析Ⅱ-社会資源の活用とコーディネーション			橋本 真紀	関西学院大学教授	
⑧ まとめ			瀧口 優	白梅学園短期大学准教授	
⑨ 地域資源の見学			瀧口 優	白梅学園短期大学准教授	
利用者支援 型・特定		① 利用者支援事業の概要	奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長	
		② 利用者支援専門員に求められる基本姿勢と倫理	橋本 真紀	関西学院大学教授	
		③ 保育資源の概要	水枝谷 奈央	東京成徳大学講師	
地域子育て支 援拠点事業		④ 記録の取扱い	奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長	
		⑤ まとめ	橋本 真紀	関西学院大学教授	
		① 地域子育て支援拠点事業の全体像の理解	鉄矢 悦朗	東京学芸大学教授	
		② 利用者の理解	鉄矢 悦朗	東京学芸大学教授	
		③ 地域子育て支援拠点の活動	西村 德行	東京学芸大学准教授	
		④ 講習等の企画作り	西村 德行	東京学芸大学准教授	
⑤ 事例検討	奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長			
⑥ 地域資源の連携づくりと促進	奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長			
3 放課後児童 コース	① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	中田 周作	中国学園大学准教授		
	② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等	瀧口 優	白梅学園短期大学教授		
	③ 子どもの発達理解と児童期(6歳~12歳)の生活と発達	瀧口 優	白梅学園短期大学教授		
	④ 子どもの生活と遊びの理解と支援	瀧口 優	白梅学園短期大学教授		
	⑤ 子どもの生活面における対応等	中田 周作	中国学園大学准教授		
	⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理	中田 周作	中国学園大学准教授		

## おわりに

はじめにで触れたように、「子育て支援員研修に係る指導略案及び標準的な履修・指導内容の教材例」は、平成 27 年 5 月 21 日の「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」）に盛り込まれた内容をその分野の専門家によって研修で活用しやすいように標準化したものである。もちろん標準化とは言っても、研修を行う指導者はそれぞれの分野で見識を持っており、その特徴を活かしたものであることをご了解いただきたい。

本来ならば「標準的な履修・指導内容」を分かりやすく研修するためのものであれば、多くの頁を割く必要があるが、全体としてまとまった内容にするためにコンパクトに整理した。コースに縛られずに他の分野にも目を通すことによって、子育て支援員もより豊かな内容を学ぶことにつながるのではないかと期待している。

内容的には基本研修のように、大きなテーマを扱っているものもあれば、見学実習等具体的なテーマを扱っているものもあり、必要なボリュームも異なっている。不足な部分は研修を行う指導者がそれぞれの見識で補い、より良い子育て支援研修となることを期待したい。

我が国の子育て支援をめぐる状況はますます厳しくなっており、今回の「標準的な履修・指導内容」が、指導略案及び教材例を通して有効に活用されて、少しでも多くの「子育て支援員」が養成されることを期待したい。

一般社団法人 教育支援人材認証協会

「子育て支援員研修の充実等に関する調査研究事業」

推進委員会委員長 瀧口 優



## 参 考 資 料

子育て支援員研修の研修内容等の留意点について  
(全科目シラバス)



## 子育て支援員研修の研修内容等の留意点について

子育て支援員研修は、子育て支援分野の仕事に関心を持ち、これらの各事業等に従事することを希望する者等を対象に実施するものであり、自らの子育て経験や職業経験などの多様な経験を有する地域の人材が研修を受講するものであるため、研修内容は基本研修及び各専門研修によって、子育て支援分野の各事業等に従事するために最低限必要な知識、技術及び倫理を修得するものとして構成されているところである。

子育て支援員研修の研修内容については、平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表1及び別表2において基本研修及び各専門研修の研修科目、区分、時間数、内容、目的等を定め、子育て支援分野の各事業等に従事するうえで必要な知識や技術等の修得を図ることとしているところであるが、子育て支援員研修は全国共通の研修事業として実施されるものであることから、研修実施者間での研修内容等の一層の標準化を図ることを目的に今般、別添のとおり研修科目のシラバスを定めたことから、研修の実施にあたっては十分御了知のうえ適切な運用に努められたい。

なお、研修の実施にあたっては、地域性や事業等の特性等を考慮して時間数の増加や科目等の追加など地域の実情等に応じて研修を行われたい。特に基本研修については、子育て支援分野の人材確保の入口となるものであることから、研修の実施にあたっては、専門研修の受講に最低限必要となる知識、技術及び倫理が修得されるよう御留意願いたい

また、子育て支援員は、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ及び地域子育て支援拠点等の地域のニーズに応じて実施される事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護などの地域での支援の担い手として期待されるものであり、いずれも一人一人の子どもが健やかに成長することを支援するものであることから、研修の実施にあたっては研修実施者及び研修受講者がこの点を十分に理解する必要がある。

子育て支援員研修（基本・専門）の修了については、子育て支援員研修事業実施要綱において、試験等の受講者の習熟度を判断する仕組みを設けていないが、修了の際には

レポート等の提出を求めるほか、研修実施者は演習や見学実習などにより受講者の習熟度を見極めるよう留意するとともに、地域の実情や研修受講者に応じたきめ細かな研修が行われるよう努められたい。

## 1. 基本研修（別添1）

基本研修については、履修内容が子ども・子育て支援に関する内容で構成されており、指定保育士養成課程において履修する内容に含まれることから、基本研修のシラバスについては、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙3の関連する部分を中心に構成したものである。研修の実施に当たっては、各研修科目の内容欄に示す項目の履修を通じて、目的欄に掲げる内容が達成されるよう留意すること。

## 2. 専門研修

### （1）地域保育コース（別添2）

地域保育コースは、各事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業）で共通して学ぶ「共通科目」と、事業ごとに学ぶ「専門科目」で構成している。その上で、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業については、「地域型保育」として同じ研修カリキュラムとし、「一時預かり事業」「ファミリー・サポート・センター」とあわせて3つの研修カリキュラムを設けている。研修の実施に当たっては、各研修科目の内容欄に示す項目の履修を通じて、目的欄に掲げる内容が達成されるよう留意すること。

### （2）地域子育て支援コース（別添3）

地域子育て支援コースは、利用者支援事業（基本型）、利用者支援事業（特定型）及び地域子育て支援拠点事業の3事業で構成され、事業の特性に応じた研修内容となっており、地域子育て支援拠点事業については、これまで地域での取り組み等により一定程度の蓄積があり、これを反映した研修内容となっている。

また、利用者支援事業については、子ども・子育て支援新制度を契機に事業化されたものであることから、研修の実施に当たっては、シラバスを十分了知して実施するとともに、「利用者支援事業ガイドラインについて」（平成26年10月6日府政共政第950号、26文科初第704号、雇児発1006第1号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）にも留意願いたい。

なお、利用者支援事業（特定型）については、地域により事業の実施内容が異なることも考えられることから、地域の実情に応じて研修科目を追加するなど、適切な研

修の実施に努められたい。

(3) 放課後児童コース（別添4）

放課後児童コースは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第2項に規定する補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）として従事するに当たっての基礎的な知識等を得ることを目的とした研修内容となっている。研修の実施に当たっては、各研修科目の主な内容欄に示す項目の履修を通じて、ねらい欄に掲げる内容が達成されるよう留意すること。

(4) 社会的養護コース（別添5）

社会的養護コースは、「社会的養護の入り口」としての社会的養護の基本的知識等をもつ人材層（基本的知識をもっており、社会的養護の支援人材となり得る層）の充実を目的として、社会的養護に関する理念、知識、技術を習得する研修内容となっている。研修の実施に当たっては、社会的養護における補助的な支援者として従事するうえで必要となる基本的な理念、対象者の理解、支援技術等を習得することができるよう、シラバスの内容を十分了知し、各研修科目の内容欄に示す項目の履修を通じて、目的欄に掲げる内容が達成されるよう留意すること。

# 別添 1

## 基本研修シラバス

【研修の構造：子ども・子育てに関する制度や社会状況における子育て支援事業の役割を捉えるための科目】

<科目名>

① 子ども・子育て家庭の現状（講義・60分）

<目的>

1. 子育て家庭と家庭生活を取り巻く社会的状況について理解する。
2. 家庭の意義と多様な子育て家庭のニーズと子育て支援等の現状と課題について理解する。
3. 子育て家庭への支援について理解する。
4. 子どもの貧困や非行などの背景の概要について理解する。

<内容>

○子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解

1. 子どもの育つ社会・環境  
子どもや子育て家庭を取り巻く社会・環境がどのように変化しているのか、家庭・家族・地域の果たす役割について現状と課題についての理解する。
  - (1) 都市化と地域社会
  - (2) 少子化社会とその背景
  - (3) 子どもの生活（家庭生活、学校生活、放課後生活）
  - (4) 男女共同参画社会とワーク・ライフ・バランス
2. 子育て家庭の変容  
家庭の意義や機能とは何かについて理解する。また、家族・家庭生活と人間関係がどのように変化しているのか、さまざまな課題を抱える子育て家庭に対する支援の意義について理解する。
  - (1) 子育て家庭の変化（意義・機能、家族形態、子どもの数、離婚率の上昇）
  - (2) 子育て不安とストレス（親準備性、相談相手、近所づきあい、悩み）
  - (3) 保護者の就労と子育て
  - (4) 父親の育児参加
  - (5) ひとり親家庭
3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解  
子どもの貧困の要因や背景について理解するとともに、子どもの非行の現状と予防について理解する。
  - (1) 子どもの貧困の増大とその影響
  - (2) 子どもの非行の現状と予防

<研修に当たっての考え方>

子育て支援員の支援対象となる子育て家庭を取り巻く社会環境について、少子高齢化、地域コミュニティの変化及び男女共同参画社会の中でのワーク・ライフ・バランス等の観点から学ぶ。また、子育て家庭の変容にともなう家庭の意義と機能や家庭に対する支援の必要性について理解する。さらに子どもの貧困と子どもの非行について学ぶものとする。

## 基本研修シラバス

【研修の構造：子ども・子育てに関する制度や社会状況における子育て支援事業の役割を捉えるための科目】

<科目名> ② 子ども家庭福祉（講義・60分）
<目的> 1. 児童家庭福祉施策・制度の概要（子ども・子育て支援新制度の概要と子育て支援員が関わる事業の枠組みと位置付け等）について理解する。 2. 児童福祉施設等と専門職の役割について理解する。 3. 児童家庭福祉に関する地域資源の概要（地域人材の確保を含む）について理解する。
<内容> ○子育て支援制度の理解 1. 子ども・子育て支援新制度の概要 少子化の現状や少子化が及ぼす影響を概観し、児童家庭福祉施策の構造と体系の意義と理念について理解するとともに、子ども・子育て支援新制度の概要と子育て支援サービスの役割について理解する。 (1) 児童家庭福祉の理念 (2) 少子化と保育ニーズ・子育て支援ニーズ (3) 子ども・子育て支援新制度の概要 (2)、(3)において、多様な保育サービス、地域子育て支援、放課後児童健全育成事業の役割に触れる。 2. 児童福祉施設等の理解 児童福祉施設等の種類とその概要及び児童福祉施設等の利用の仕組みについて理解するとともに、児童の問題を解決するために必要となる児童福祉の専門職等の職務内容・専門性等について理解する。 (1) 児童福祉施設等の概要 (2) 児童福祉の専門職・実施者 3. 児童家庭福祉に係る資源の理解 子育て家庭の多様な保育ニーズに応じるための、子育て支援サービスの現状と子育て家庭を支える福祉に関する施策や社会資源を概観するとともに、各地域の保育や子育て支援に関する社会資源の整備状況等を理解する。 (1) 地域における社会資源の状況（子育て支援員の働く場）

### <研修に当たっての考え方>

子育て支援制度を理解するため、児童家庭福祉に関する理念及び児童家庭福祉の制度・施策の概要を学ぶとともに、子育て支援サービスと子ども・子育て支援新制度の概要について学ぶ。また、児童家庭福祉施策を支える児童福祉施設等やその担い手について学ぶ。「3. 児童家庭福祉に係る資源の理解」においては、多様な保育ニーズ等を支えるための社会資源について研修の実施地域の状況等も併せて学ぶものとする。

## 基本研修シラバス

【研修の構造：支援の意味や役割を理解するための科目】

<科目名> ③ 子どもの発達（講義・60分）
<目的> 1. 子どもの発達を捉える観点について理解する。 2. 子どもの発達（「発達・成長の保障」、「情緒の安定」、「生命の保持」の視点）の概要について理解する。 3. 生涯発達の概要について理解する。 4. 子どもの発達に応じた援助の基礎について理解する。 5. 「遊び」の意義と「遊び」の質について理解する。
<内容> ○子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解 1. 発達への理解 子どもの心と身体の発達の概要を学び、生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期の重要性を理解するとともに、能動的な存在である子どもの成長・発達過程における環境の果たす役割について理解する。 (1) 子どもの発達を理解することの意義 (2) 子どもの発達と環境 2. 胎児期から青年期までの発達 人間が生涯にわたり発達するものであること。胎児期から青年期までの発達について、各発達段階の特性や子どもの発達の特徴について理解する。 (1) 生涯発達と発達援助 (2) 胎児期及び新生児期の発達 (3) 乳児期の発達 (4) 学童期から青年期の発達 3. 発達への援助 乳幼児の健全な発達のための保育者のあり方と基本的生活習慣を獲得するための援助の発達過程に応じた対応を理解するとともに、発達の過程で生じる発達上の課題への援助や関わりについて、発達過程の特性を踏まえ理解する。また、保育者の発達援助に及ぼす影響についても理解する。 (1) 基本的生活習慣の獲得と発達援助 (2) 発達の課題に応じた援助や関わり 4. 子どもの遊び 子どもの「遊び」の意義や、自発的な「遊び」が生涯にわたって生きる力の基礎を培うこと及び保育者の「遊び」への援助のあり方などを理解する。 (1) 子どもの生活と遊び (2) 子どもの遊びと学び (3) 生涯にわたる生きる力の基礎を培う (4) 遊びによる総合的な保育

### <研修に当たっての考え方>

子育て支援員の支援対象である子どもの発達を理解するため、心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される重要な時期である乳幼児期について学び、個人差の大きい乳幼児期の子どもたち一人一人の健やかな育ちを保障することが重要であることや胎児期から青年期までの発達過程での特徴や課題及び適切な援助について学ぶ。

また、「子どもの遊び」が生涯にわたって生きる力の基礎を培うものであること、保育を通した「遊び」への関わり方を学ぶものとする。

## 基本研修シラバス

【研修の構造：支援の意味や役割を理解するための科目】

<p>&lt;科目名&gt;</p> <p>④ 保育の原理（講義・60分）</p>
<p>&lt;目的&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 発達・成長過程に応じた保育の基礎について理解する。</li><li>2. 情緒の安定と生命の保持に係る保育の基礎について理解する。</li><li>3. 子育て支援事業における安全対策や危機管理の必要性について発達との関連を踏まえて理解する。</li></ol>
<p>&lt;内容&gt;</p> <p>○子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 子どもという存在の理解 子どもは、一人一人の特性や発達が尊重される存在であること。また、子どもの能動的な活動としての遊びが学びの芽であることを理解する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 権利主体としての子ども</li><li>(2) 能動的な存在としての子ども</li><li>(3) 保育における子どもとの協働</li></ol></li><li>2. 情緒の安定・生命の保持 子どもの心身の健康のためには、安心・安定した環境が重要であり、情緒の安定は子どもの発達や成長にも影響することを理解するとともに、子どもの感情の変化と自我等の成長を踏まえた保育の意義を理解する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 生命の保持と情緒の安定</li><li>(2) 子どもの発達の特性と保育内容</li><li>(3) 子どもの感情の発達と自我</li></ol></li><li>3. 健康の保持と安全管理 子どもの安全を図るための健康状態の把握の意義や危機管理の必要性について理解するとともに、子どもの各成長段階等の特性に応じた事故事例やリスク等及び事故等の防止のための取組みの必要性について理解する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 子どもの健康状態の把握</li><li>(2) 子どもの事故の特性</li><li>(3) 事故防止及び健康安全管理に関する取組み</li></ol></li></ol>

### <研修に当たっての考え方>

保育の原理として、子どもの発達と成長を保障するために、個人差や発達過程に応じた保育を行う必要と意味を学ぶ。また、「情緒の安定」と「生命の保持」が子どもの成長の基盤となることについて学ぶ。さらに、子どもが健康で安全・安心して生活を送るために必要となる健康状態の確認や、子どもに関する事故の特性について学ぶものとする。

なお、事業の特性に応じた対応等については、各専門研修において学ぶことから、基本研修では子どもが安全・安心して過ごすために必要となる事故の特性等について学ぶ必要性について理解する。

## 基本研修シラバス

【研修の構造：支援の意味や役割を理解するための科目】

<科目名> ⑤ 対人援助の価値と倫理（講義・60分）
<目的> 1. 対人援助の価値について理解する。 2. 子どもの最善の利益について理解する。 3. 対人援助の倫理について理解する。 4. 保護者・関係者・関係機関との連携・協力の必要性について理解する。 5. 子育て支援員の役割について理解する。
<内容> ○子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解 1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体 一人一人の利用者は権利主体であり、個々が価値ある存在として尊重され、その文化的・民族的多様性が保障されることを理解する。対人援助の基本である「受容」「自己決定の尊重」について学び、利用者の主体性を重視した支援を理解する。 2. 子どもの最善の利益 「子どもの最善の利益」の意味を理解し、子育て支援が子どもの人権と最善の利益を実現するために必要な支援について理解する。 (1) 子どもの人権と最善の利益の考慮 3. 守秘義務・個人情報の保護と苦情解決の仕組み 利用者のプライバシーに関わる情報の保護に留意した援助と守秘義務について理解するとともに、専門職と連携して支援することが必要な場合の情報共有のあり方について理解する。また、子育て支援分野のサービス利用における利用者の権利擁護や権利侵害への対応や仕組みについて理解する。 (1) プライバシーの保護と守秘義務 (2) 利用者の権利擁護と苦情解決 4. 保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力 地域資源の活用と関係機関との連携・協力と保育士等の専門職の役割や意義を理解する。 (1) 他の専門機関・専門職や地域の住民等の活動との連携の必要性 (2) 子どもや子育てをともに支える専門機関や地域住民等の活動 5. 子育て支援員の役割 子育て支援員の各事業等における位置づけと役割について理解するとともに、保育士等の専門職との連携・協働について理解する。 (1) 子育て支援員に求められる役割 (2) 保育士等の専門職との連携

### <研修に当たっての考え方>

利用者一人一人の状況等に応じた援助を行うために、対人援助の原理、価値を理解する。また、「子どもの最善の利益」及び「利用者主体」の考え方のほか、対象者の尊厳の遵守について学ぶ。さらに、子育て支援分野で従事する上で必要となる子育て支援員の役割及び保育の専門性の理解と保育士との協働について学ぶものとする。

## 基本研修シラバス

### 【研修の構造：特別な支援を必要とする家庭を理解するための科目】

<p>&lt;科目名&gt;</p> <p>⑥ 児童虐待と社会的養護（講義・60分）</p>
<p>&lt;目的&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 児童虐待（家庭における配偶者に対するDVを含む）とその影響（虐待を受けた子どもに見られる行動など）について理解する。</li><li>2. 虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の基本的な対応の概要について理解する。</li><li>3. 子どもの権利擁護の基本的視点について理解する。</li><li>4. 社会的養護の意義と現状について概要を理解する。</li><li>5. 社会的養護を必要とする子どもや家庭の状況について理解する。</li></ol>
<p>&lt;内容&gt;</p> <p>○子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 児童虐待と影響 児童虐待の定義や虐待が子どもに及ぼす影響について理解し、児童虐待の基本的な考え方（家庭の特質及び虐待を受けている子どもの特質）や児童虐待対応の原則について学ぶ。 (1) 児童虐待とは（児童虐待の定義、しつけと虐待の違い、種別、実態、配偶者間暴力（DV）） (2) 虐待の子どもに及ぼす影響</li><li>2. 虐待の発見と通告 虐待が疑われる事案を発見した際の留意点及び対応の原則を理解する。 (1) 児童虐待の発見のポイント (2) 児童虐待の通告</li><li>3. 虐待を受けた子どもに見られる行動 「1. 児童虐待と影響」の学びから、具体的な事例をもとに理解を深める。 (1) 虐待が疑われる子どもに見られる行動</li><li>4. 子どもの権利を守る関わり 虐待が不当な権利侵害であることを理解するとともに、保育等に携わる職員の虐待（被措置児虐待）など不適切な対応について理解する。 (1) 子育て支援員が不適切な関わりを行わないための注意事項</li><li>5. 社会的養護の現状 児童家庭福祉における社会的養護の意義について理解し、家庭での養育が困難となった児童の状況及び社会的養護の現状について理解する。 (1) 社会的養護の理念 (2) 社会的養護の実態 (3) 施設養護と家庭的養護</li></ol>

### <研修に当たっての考え方>

児童虐待が子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与える子どもに対する最も重大な権利侵害であることを理解し、児童虐待の定義や及ぼす影響、発見時の通告等の対応方法・留意点について学ぶ。また、一人一人の子どもの人権を守る支援のあり方についても学ぶ。また、「社会的養護の現状」においては、様々な事情により家庭での養育が困難な子どもを公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に大きな困難を抱える子育て家庭を支援する社会的養護の基礎的な事項について学ぶものとする。

## 基本研修シラバス

【研修の構造：特別な支援を必要とする家庭を理解するための科目】

<p>&lt;科目名&gt;</p> <p>⑦ 子どもの障害（講義・60分）</p>
<p>&lt;目的&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 障害特性の概要について理解する。</li><li>2. 障害児支援制度の概要について理解する。</li><li>3. 障害特性に応じた関わり方や専門機関との連携の概要について理解する。</li><li>4. 障害児支援等の現状について理解する。</li></ol>
<p>&lt;内容&gt;</p> <p>○子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 障害の特性についての理解 様々な障害の特性について理解する。 (1) 発達障害児（注意欠陥多動障害（ADHD）、学習障害（LD）等）の理解 (2) 肢体不自由児、視覚・聴覚障害児、知的障害児の理解</li><li>2. 障害の特性に応じた関わり方・専門機関との連携 障害の特性に応じた障害児への支援や援助方法の基本について理解し、地域の専門機関の概要及び連携のあり方について概観する。 (1) 障害の特性に応じた保育等の支援と発達援助の理解 (2) 特別な支援を必要とする子どもの発達を促す生活や遊びの環境 (3) 子ども同士の関わり合いと育ち合い（共生とインクルージョン） (4) 地域の専門機関との連携</li><li>3. 障害児支援等の理解 障害のある子どもの成長や発達を支援する障害児支援制度について、各種制度・施策の概要及び最近の動向について理解するとともに、障害児支援のあり方について理解する。 (1) 障害児支援制度の概要 (2) 障害児支援サービスの実情と最近の動向 (3) 障害のある子どもの保護者への支援</li></ol>

### <研修に当たっての考え方>

対人援助を行うための援助原理の理解として、子どもの障害についての特性や支援制度について学ぶ。障害児に対する保育等の支援については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、その子どもの発達や日々の状態に対応した柔軟な保育について学ぶとともに、保護者や地域、専門機関等との連携のあり方について学ぶ。

## 基本研修シラバス

### 【総合演習】

<科目名>

⑧ 総合演習 (演習・60分)

<目的>

1. 履修した内容についての振り返りを図るためのグループ討議
2. 子育て支援員に求められる資質についての理解の確認
3. 履修した内容の総括と今後の課題認識の確認

<内容>

総合演習は、次の1～5の項目のいずれかについて、課題の確認と履修内容の理解を目的にグループ討議や事例検討、などの手法により研修効果の定着を図る。

1. 子ども・子育て家庭の現状の考察・検討
  - ・多様な子ども・子育て家庭の状況やニーズ及びその背景について など
2. 子ども・子育て家庭への支援と役割の考察・検討
  - ・支援の対象となる子どもの発達や成長について
  - ・子ども・子育て家庭への支援の意味と役割について など
3. 特別な支援を必要とする家庭の考察・検討
  - ・特別な支援を必要とする家庭の理解について
  - ・「子どもの最善の利益」の意義について など
4. 子育て支援員に求められる資質の考察・検討
  - ・社会性、公平性、子どもや家庭の特性への対応について など
5. 専門研修の選択など今後の研修にむけての考察・検討
  - ・基本研修の履修後の子育て支援に対する理解について
  - ・専門研修の履修に向けた基本研修の意義について など

※ 総合演習については、レポートの提出により代替することができる。代替する場合には研修効果の定着が図られるよう研修を実施するよう留意すること。

<研修に当たっての考え方>

基本研修において履修した内容について、演習形式での振り返りやアウトプットにより履修内容の確認・定着を図ることを目的とするものであり、双方向での研修により聴くだけの研修に終わることがないように研修を実施する。

また、子育て支援員研修においては、試験を課して研修の理解度などを評価することを求めているところであるが、受講者がこの基本研修を踏まえて、更なる学びと職務実践への意欲・姿勢が確かなものになるよう履修内容の定着に留意する。

## 別添 2

### 地域保育コース<共通科目>シラバス

【研修の構造：地域保育の基礎を理解するための科目】

<科目>

① 乳幼児の生活と遊び（講義・60分）

<目的>

1. 発達・成長過程に応じた子どもの生活への援助方法について理解する。
2. 発達にふさわしい子どもの遊びとその環境のあり方について理解する。
3. 子ども同士の関わりあいが、発達を促すことについて理解する。
4. 子どもの一日の生活の流れの中での保育者（※）の役割について理解する。

（※）「共通科目」において、保育者とは、家庭的保育補助者、保育従事者及び提供会員をいう。

<内容>

#### 1. 子どもの発達と生活

子どもが安心して過ごせるよう、生活の場の移行に伴う子どもの家庭生活との連続性や発達段階に応じた保育に対する配慮について理解する。

（1）生活や発達の連続性に考慮した保育

#### 2. 子どもの遊びと環境

子どもは遊びを通して発達することを学び、遊びとその環境の重要性について理解する。

（1）遊びによる総合的な保育

（2）遊びを豊かにする環境のあり方

#### 3. 人との関係と保育のねらい・内容

それぞれの発達段階において、子どもが経験しておきたいことを学び、発達段階に応じて行われる具体的な保育内容を理解する。

（1）発達段階に応じた保育のねらいと保育内容

#### 4. 子どもの一日の生活の流れと役割

それぞれの発達段階に応じた一日の過ごし方と子どもの発達段階に応じて見られる子どもの具体的な姿、保育者の役割を理解する。

（1）発達段階に応じた一日の流れと子どもの姿

<研修に当たっての考え方>

実践する保育の内容に対する具体的なイメージを持ち、対象となる乳幼児の生活と遊びの重要性を理解するため、子どもの発達段階に応じた生活への援助方法、子どもが楽しく過ごせるような関わり方と環境の構成、一日の流れ、生活や遊びの中での保育者の役割を学ぶものとする。

## 地域保育コース<共通科目>シラバス

【研修の構造：地域保育の基礎を理解するための科目】

<科目>

② 乳幼児の発達と心理（講義・90分）

<目的>

1. 0歳から3歳くらいまでの乳幼児期の発達のポイントを学び、発達に応じた遊びやその安全性について理解する。
2. 子どもの発達を支える保育者の役割について理解する。

<内容>

1. 発達とは  
「保育所保育指針」に記載されている子どもの発達についてのとらえ方を理解する。
2. 発達時期の区分と特徴  
「保育所保育指針」に記載されている発達時期の区分と特徴について理解する。
3. ことばとコミュニケーション  
発達段階に応じたコミュニケーションの方法（泣き、喃語、手さし・指さし、二語文等）について理解する。
4. 自分と他者  
発達段階に応じて乳幼児が行う行動の意味について理解する。（アタッチメント（愛着）、指しゃぶり、後追いと人見知り、友だちとのかかわり、保護者から離れて遊ぶ等）
5. 手のはたらきと探索  
発達段階に応じた手の使い方や動き、手を使った遊びについて理解する。
  - (1) 手の使い方と動き
  - (2) 手先の器用さ
  - (3) さかんになる探索活動 ～実体験から学ぶ～
  - (4) 発達に伴う遊びの変化
6. 移動する力  
自力での移動を行うことができる時期のかかわり方のポイント、事故について注意すべき事項について理解する。
  - (1) 移動運動
7. こころと行動の発達を支える保育者の役割  
乳幼児期の遊びと保育者の役割について理解する。
  - (1) 乳幼児期の発達を支える保育者の役割
  - (2) 乳児期の遊びの重要性
  - (3) 日常生活の経験と遊びへのつながり

<研修に当たっての考え方>

発達段階に応じて、子どもと適切に関わることや応答的に関わることを理解するため、発達段階に応じた子どもの特徴（コミュニケーションの仕方、手の動き、移動する力、保育者の役割等）を学ぶものとする。

## 地域保育コース<共通科目>シラバス

【研修の構造：地域保育の基礎を理解するための科目】

<科目>

③ 乳幼児の食事と栄養（講義・60分）

<目的>

1. 離乳の進め方に関する最近の動向について理解する。
2. 幼児期の昼食作りに役立つ栄養バランスのポイント、食品衛生の基礎知識について理解する。
3. 食物アレルギーについて理解する。
4. 保育者がおさえる食育のポイントについて理解する。

<内容>

1. 離乳の進め方に関する最近の動向  
「授乳・離乳の支援ガイド」のねらいと、「授乳・離乳の支援ガイド」を活用した育児支援について理解する。
  - (1) 「授乳・離乳の支援ガイド」について
  - (2) 「授乳・離乳の支援ガイド」を活用した育児支援
2. 栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント  
幼児期の食事作りの配慮事項（栄養、食品構成、衛生管理等）について理解する。
  - (1) 幼児期の栄養・食生活の特性
  - (2) 食事摂取基準と食品構成
  - (3) 幼児期の食事作りで配慮すべき点
  - (4) 幼児期の献立の立て方
  - (5) 衛生管理
3. 食物アレルギー  
食物アレルギーに関する基本的考え方や配慮事項について理解する。
4. 保育者が押さえる食育のポイント  
発達段階に応じて「食べる意欲」を支援する食育のポイントについて理解する。
  - (1) 食育の目標と内容
  - (2) 手づかみ食について
  - (3) 乳幼児期の食育のめざすもの
  - (4) 食育の実例

<研修に当たっての考え方>

乳幼児の食事について、提供する際の留意事項や保護者に対する助言のポイントについて理解するため、最近の離乳の進め方、幼児期の食事作りのポイント、食物アレルギー、食育に関するポイントを学ぶものとする。

## 地域保育コース<共通科目>シラバス

【研修の構造：地域保育の基礎を理解するための科目】

<科目>

④ 小児保健 I (講義・60分)

<目的>

1. 保育を行う上で必要となる健康管理のポイントや疾病の予防と感染防止への対応、保育中の発症への対応などの基礎知識について理解する。
2. 現場に生かせる、より具体的な対応について理解する。

<内容>

1. 乳幼児の健康観察のポイント  
乳幼児の健康観察における留意事項について理解する。
  - (1) バイタルサインの観察
  - (2) 子どもの健康状態の変化の特徴
  - (3) 日々の観察  
※乳幼児突然死症候群の予防、留意事項について説明
2. 発育と発達について  
乳幼児の発育・発達や健康状態の把握、健康診断及び母子健康手帳の記載内容の活用。
  - (1) 入所前における子どもの健康状態の把握
  - (2) 嘱託医や関係機関との連携
3. 衛生管理・消毒について  
「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に定める衛生管理等、実際に行う衛生管理の具体的な方法について理解する。
  - (1) 保育室の環境整備 (室温、換気、採光等)
  - (2) 施設整備の衛生管理
  - (3) 手指の衛生
  - (4) その他の衛生管理
4. 薬の預かりについて  
与薬に当たっての配慮事項について理解する。
  - (1) 与薬に際しての注意点

<研修に当たっての考え方>

乳幼児の疾病の予防及び感染の防止への対応について理解するため、乳幼児の健康観察のポイント、健康診断、衛生管理、薬の管理等、より具体的な対応について学ぶものとする。

## 地域保育コース<共通科目>シラバス

【研修の構造：地域保育の基礎を理解するための科目】

<p>&lt;科目&gt;</p> <p>⑤ 小児保健Ⅱ（講義・60分）</p>
<p>&lt;目的&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 子どもに多い症状・病気を学び、その対応について理解する。</li><li>2. 小児に多い事故を学び、その予防と対応について理解する。</li><li>3. 異物除去法、心肺蘇生法を学び、緊急時の対応について理解する。</li></ol>
<p>&lt;内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 子どもに多い症例とその対応 子どもに多い症状（発熱、けいれん、腹痛・追うと・下痢、脱水）とこの対応方法について理解する。</li><li>2. 子どもに多い病気（SIDS等を含む）とその対応 子どもに多い病気（具体的な感染症とその特徴）やその対応、アレルギー（特徴と対処方法）について理解する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 主な感染症とその予防<ol style="list-style-type: none"><li>1) 感染の基本</li><li>2) 流行性疾患（予防接種のあるもの）</li><li>3) 予防接種のない感染症</li><li>4) 登園（保育）許可について</li><li>5) 感染予防</li></ol></li><li>(2) アレルギー（アナフィラキシー、食物アレルギー、気管支喘息）について</li></ol><p>※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「保育所における感染症対策ガイドライン」を周知する。</p></li><li>3. 事故予防と対応 子どもに多い事故（転倒・転落、誤飲・誤嚥、やけど、溺水等）、事故予防、救急処置の方法について理解する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 子どもに多い事故</li><li>(2) 事故予防と対応</li><li>(3) 救急処理（異物除去法、一次救命処置）</li></ol></li></ol>
<p>&lt;研修に当たっての考え方&gt;</p> <p>子どもに多い病気の予防とその対応について理解するため、乳幼児に多い感染症・アレルギーの症状や事故とその対応方法について学ぶものとする。</p>

## 地域保育コース<共通科目>シラバス

【研修の構造：地域保育の基礎を理解するための科目】

<科目> ⑥ 心肺蘇生法（実技・120分）
<目的> 1. 乳幼児を対象とした救急救命が行えるように、その技術を身につける。
<内容> 1. 心肺蘇生法、AED、異物除去法等 乳幼児に対応した心肺蘇生法の実技研修となるよう、講習実施機関等と事前に講習内容について調整するとともに、参加人数が多すぎるなどにより、見学だけの科目にならないよう配慮が必要。

<研修に当たっての考え方> 乳幼児を対象とした救急救命を行うことができるようその方法を習得するため、乳児、幼児人形を使用した救命救急の実技講習となるようにするとともに、必ず参加者が実技訓練をできるように、参加者数に対する人形、AEDの数や講師数に配慮することにより、具体的な心肺蘇生法、異物除去法等の救急救命の技術について学ぶものとする。
--

## 地域保育コース<共通科目>シラバス

【研修の構造：地域保育の実際を理解するための科目】

<科目> ⑦ 地域保育の環境整備（講義・60分）
<目的> 1. 保育環境の整備にあたり、基本的な考え方と配慮事項について理解する。 2. 保育を行うために作られた場所ではないところを保育の場として利用する上での工夫や配慮について理解する。 3. 保育に必要な設備・備品とその配置について、具体的事例およびチェックポイントを示し、自己点検を行えるようにする。
<内容> 1. 保育環境を整える前に 「家庭的保育等に関する設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）にある基準や保育環境に関する基本的な考え方を理解する。 (1) 「家庭的保育等に関する設備及び運営に関する基準」等の規定について (2) 保育に必要な環境の構成要素 (3) 保育環境に関する留意点 (4) 保育者の居宅で保育を行う場合  2. 保育に必要な環境とは 子どもを保育するにあたり、安全性が保障されており、子どもにとって1日を居心地の良く過ごせるために必要な環境について理解する。 (1) 安全に、安心して生活できること 1) 子どもの発達と事故 2) 事故を未然に防ぐための環境整備 ①進入防止、②転倒などによる事故防止、③ドアへの挟まれ防止、④乗り越え（転落）防止、 ⑤物の取り出しによる事故防止、危険物取り出し防止、⑥落下や家具の転倒防止、⑦誤飲防止、⑧溺水防止 3) 居心地のよい環境づくり (2) 日常的なケアを行う (3) 子どもの豊かな遊びを保障する (4) 効率的な空間の利用 (5) 清潔を保つ — 衛生管理 (6) 保育環境を整える際に検討すべきこと  3. 環境のチェックポイント 具体的に必要となる設備や備品に関するチェックポイントについて理解する。

<研修に当たっての考え方> 子どもにとって居心地のよい保育環境、保育者の居宅で行う家庭的保育における保育環境整備における留意点について理解するため、保育環境整備に当たっての基本的考え方、子どもが安全に安心して過ごすことができるために必要となる環境、このために必要となる設備や備品とこの配置について具体的な事例及びチェックポイントについて学ぶものとする。
---

## 地域保育コース<共通科目>シラバス

【研修の構造：地域保育の実際を理解するための科目】

<科目>

⑧ 安全の確保とリスクマネジメント（講義・60分）

<目的>

1. 保育環境上起こりうる危険について学び、事故を未然に防ぐための予防策や安全確保の留意点について理解する。
2. 万一事故が起こった場合の対応や報告について理解する。

<内容>

1. 子どもの事故  
発達段階に応じて子どもに起こりやすい事故の内容が異なっていることについて理解する。
2. 子どもの事故の予防 保育上の留意点  
子どもの事故について、具体的な点検事項を確認し、事故防止の方法について理解する。
  - (1) 毎日の点検
    - 1) 健康観察（視診） 2) 子どもの受け渡し 3) 保育室内での事故防止 4) 散歩 5) 戸外での活動
    - 6) 不審者対応
  - (2) 定期的な点検
    - 1) 保育室内での事故防止 2) 散歩 3) 火事・地震 4) いざという時の応援
3. 緊急時の連絡・対策・対応  
緊急時に備えて連絡先や連絡手段の確認を行うこと、定期的な避難訓練を実施すること、事故後の報告などについて予め準備することが必要な内容について理解する。
  - (1) 連絡網の準備
  - (2) 避難訓練の実施
  - (3) 災害時・事件への対策・対応
    - 1) 保育室内での事故 2) 散歩中の交通事故 3) 不審者侵入 4) 保育中の地震 5) 保育中の火事
  - (4) 事故後の報告
4. リスクマネジメントと賠償責任  
万一、事故が起こった場合の適切な対応と賠償責任保険への加入など、リスクマネジメントの必要性について理解する。
  - (1) リスクマネジメントとは
  - (2) 保育中の事故と法的責任

<研修に当たっての考え方>

保育環境上起こりうる事故の予防策や安全確保における留意点について理解するため、事故防止のための点検事項の確認、緊急時の対応のために予め準備することが必要な事項、事故に対するリスクマネジメントの必要性について学ぶものとする。

## 地域保育コース<共通科目>シラバス

【研修の構造：地域保育の実際を理解するための科目】

<科目>

⑨ 保育者の職業倫理と配慮事項（講義・演習・90分）

<目的>

1. 保育者としての職業倫理について理解する。
2. 保育者の自己管理について理解する。
3. 地域住民との関係づくりについて理解する。（家庭的保育における家庭的保育者の家族との関係にも留意する。）
4. 保育所や様々な保育関係者との関係づくり、行政との関係などについて理解する。
5. 児童虐待が疑われた場合の保育者としての対応について理解する。

<内容>

1. 保育者の職業倫理  
「全国保育士会倫理綱領」を参考にしながら、保育者としての職業倫理について理解する。
2. 保育者の自己管理  
質の高い保育を行うために、生活のリズムを整え、食事・睡眠・運動・ストレスマネジメントなど健康管理を心がけること、研修会への参加などを通して人間性や保育の質の向上を図ることの必要性について理解する。  
(1) 健康面について  
(2) 研鑽面について
3. 地域等との関係  
地域住民の理解と協力の必要性と、地域住民との関係づくりについて理解する。また、家庭的保育における家庭的保育者の家族との協力関係について理解する。
4. 保育所や様々な保育関係者との関係  
保育所等の連携施設と連携することの意義、他の保育関係者との交流の必要性について理解する。  
(1) 連携施設との関係  
(2) 様々な保育関係者との関係
5. 行政との関係  
行政との協力関係の構築の必要性について理解する。
6. 地域型保育の保育者の役割の検討（演習）  
地域型保育に従事する保育者はどういう役割を果たすべきか、KJ法を用いて、グループで定義づくりをする。

<研修に当たっての考え方>

保育者として必要となる基本姿勢や果たすべき役割について理解するため、保育者としての職業倫理、自己管理の必要性、地域や周辺の保育所等との関係、行政との協力関係の必要性について学ぶものとする。

## 地域保育コース<共通科目>シラバス

【研修の構造：地域保育の実際を理解するための科目】

<科目>
⑩ 特別に配慮を要する子どもへの対応（0～2歳児）（講義・90分）
<目的>
1. 0～2歳の気になる行動をどのように考え、どう関わっていけばよいかを行動特徴の把握などを通して理解する。 2. 特別に配慮を要する子どもへの対応における保育者の役割について理解する。 ※ 発達の遅れが疑われる場合、保護者の思いを踏まえた上での対応の必要性について理解する。（専門機関との連携を含む。） 3. 遊びを通して、子どもの発達を促す方法について理解する。
<内容>
1. 気になる行動 保育者が気になる「子どもの行動」とはどのようなものか、思い起こす。
2. 気になる行動をする子どもの行動特徴 特別に配慮を要する子どもの気になる行動の特徴、子どもが気持ちを訴える際の具体的な表現の仕方について理解する。 (1) 行動特徴 (2) 子どもの心の訴え方
3. 気になる行動への対応の考え方 保育者が気になる行動に対して行う対応によって、子どもの発達に影響することについて理解する。
4. 気になる行動の原因とその対応 気になる行動には様々な原因が考えられることについて理解し、適切な対応について理解する。 (1) 原因 (2) 障害とその対応 (3) 環境要因とその対応
5. 保育者の役割 子どもの気になる行動に対して、保育者がとるべき行動、モデルとしての役割について理解する。 (1) 発達課題達成のための援助者 (2) 行動モデルとしての保育者…親子にかかわる大人として (3) 楽しさを共有する保育者
6. 遊びを通して、子どもの発達を促す方法 日本に伝承されてきたあやし方や遊びなどによるコミュニケーションを学び、子どもを楽しませながら心身を育てる効果があることについて理解する。

<研修に当たっての考え方>

0～2歳児の気になる行動どのように受け止め、どう関わっていけばよいかを理解するため、特に配慮を要する子どもの行動の事例、特徴、気になる行動への対応の方法、保育者としての役割について学ぶものとする。

## 地域保育コース<共通科目>シラバス

【研修の構造：研修を進める上で必要な科目】

<科目>

① グループ討議（演習・90分）

<目的>

1. 研修参加者が討議のテーマにそって話し合うための方法やマナーについて理解する。
2. テーマについて、自分の意見を述べたり、他の参加者の意見を聞く相互作用を通して、考えをまとめ、問題点を整理し、解決方法を検討する。
3. 今後学びたい内容あるいは助言者に質問したいことなどを、グループ内で話し合う。
4. 研修で学んだこと等についてグループ討議を行い、理解を深める。

<内容>

1. 討議の目的  
グループ討議により、地域型保育コースで行う保育への理解を深め、不安や問題点について話し合い、その解決策を見出すというグループ討議の目的を理解する。
2. 討議の原則  
グループ討議を行う際には、マナーを守って行う必要があることについて理解する。
3. 討議の効果  
グループ討議により問題整理や情報収集・提供などの効果があることについて理解する。
4. 討議のすすめ方  
グループ討議の進め方（流れ）とマナーについて理解する。
  - (1) 自己紹介
  - (2) 司会係と記録係、全体討議での発表係を選ぶ
  - (3) 個人の考えの明確化
  - (4) 個人カードの発表
  - (5) 問題点のグルーピング
  - (6) 討議課題の決定
  - (7) 解決策の討議
  - (8) 記録
  - (9) まとめ
  - (10) 全体討議での発表
5. グループ討議（演習）  
実際にグループ討議を行い、グループ討議の進め方、効果について講義で学んだ内容についての理解を深める。

<研修に当たっての考え方>

グループ討議の方法を学び、実際にグループ討議を行うことにより、講義や演習により学んだ内容について、理解を深める機会とする。

## 地域保育コース<共通科目>シラバス

【研修の構造：自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目】

<科目> ⑫ 実施自治体の制度について（任意）（講義・60～90分）
<目的> ○実施自治体の保育関係施策や関係機関について理解する。 ※ 一時預かり事業を含めた地域子ども・子育て支援事業について理解する。
<内容> 1. 関係機関 2. 地域資源 ※ 研修が実施される地域にある関係機関や保育資源について説明し、研修終了後の従事先についてイメージを持ちながら研修を受講できるようにする。  ※ 一時預かり事業を含めた地域資源についても情報提供する。

<研修に当たっての考え方> 地域の保育資源を学び、この研修を受講することにより、どのような保育現場に従事できるかを理解できるようにする。 また、一時預かり事業については、地域型保育の分類の研修を受講することによって従事可能となるが、実際に一時預かり事業に従事する際には、一時預かり事業の分類の研修を受講することが適当であることを理解する。  ※ この科目を行うときは、基本的には自治体の方が講師となる。
---

## 地域保育コース〈選択科目：地域型保育〉シラバス

### <科目>

#### ① 地域型保育の概要（講義・60分）

### <目的>

1. 地域型保育の各事業の概要や位置づけについて理解する。
  2. 地域型保育の特徴を学び、保育所保育との共通点、相違点について理解する。
  3. 規模の小さい地域型保育の意義及びリスクについて学び、リスクを回避するための課題について理解する。
- （注）一時預かり事業の研修受講を促す。

### <内容>

#### 1. 地域型保育の事業概要

子ども・子育て支援新制度の概要を学び、地域型保育事業の制度について理解する。

（注）研修を修了した者は、一時預かり事業に従事が可能であるが、実際に一時預かり事業に従事する際には、一時預かり事業の分類の研修を受講することが望ましい旨を説明。

##### （1）子ども・子育て支援新制度の概要

- 1) 保育所の状況
- 2) 子ども・子育て支援新制度の目的
- 3) 子ども・子育て支援新制度の仕組み

##### （2）地域型保育事業の概要

- 1) 事業類型

#### 2. 地域型保育の特徴

地域型保育の特徴、意義、連携施設の役割について理解する。

- （1）地域型保育の定義
- （2）地域型保育の特徴
- （3）地域型保育の理念
- （4）連携施設の役割
  - 1) 集団保育の経験
  - 2) 情報提供・相談支援
  - 3) 代替保育
  - 4) 満3歳以上の保育の受け入れ
- （5）地域型保育の意義
  - 1) 家庭的な環境での保育
  - 2) 小集団を対象とするきめ細やかな保育
  - 3) 同じ保育者が対応
  - 4) 子どもの生活リズムの尊重
  - 5) 家庭生活から集団保育に移行する間のきょうだい体験
  - 6) 保護者への緊密な子育て支援
  - 7) 地域の子育て支援

#### 3. 地域型保育のリスクを回避するための課題

少人数であるため、密室性が高くなることによるリスクを回避するために必要な対応について理解する。

- （1）開かれた保育
- （2）チームワークで行う保育
- （3）さまざまな地域資源の活用
- （4）自己研鑽と健康管理
- （5）保育ネットワークの活用

### <研修に当たっての考え方>

地域型保育事業の概要を理解するため、研修終了後に従事可能となる事業の特徴に、地域型保育に生じるリスクを回避するための課題について学ぶ。

## 地域保育コース<選択科目：地域型保育>シラバス

### <科目>

#### ② 地域型保育の保育内容（講義・演習・120分）

### <目的>

1. 地域型保育における基本的な1日の流れや保育内容について理解する。
2. 少人数の異年齢児を保育する際の方法、工夫、留意事項などについて理解する。
3. 新しく子どもを受け入れる際の留意点について理解する。
4. 計画や記録の必要性を学び、子どもの育ちの見通しをもって保育することの重要性について理解する。

### <内容>

1. 地域型保育における保育内容  
地域型保育で行う保育の特徴、保育に当たっての基本的な考え方、1日の流れについて理解する。
    - (1) 地域型保育の特徴
    - (2) 地域型保育の基本方針
    - (3) 地域型保育の1日
  2. 地域型保育の1日の流れ  
子どもを迎え入れる準備から、帰宅までの1日の流れの中で留意する事項についてを理解する。
    - (1) 子どもを迎え入れるまでの準備
    - (2) 子どもの登園・受入
    - (3) 自由遊び
    - (4) おやつ・水分補給
    - (5) 散歩・外遊び
    - (6) 手洗い・うがい
    - (7) 昼食
    - (8) 歯磨き
    - (9) 午睡
    - (10) 目覚め・検温
    - (11) おやつ
    - (12) 自由遊びまたは散歩
    - (13) 帰宅の準備
    - (14) 保育終了後
  3. 異年齢保育  
様々な年齢の子どもを同時に保育する場合の留意点について理解する。
    - (1) それぞれの発達過程の特徴
    - (2) 異年齢保育の遊びの工夫
    - (3) 異年齢保育による効果
  4. 新しく子どもを受け入れる際の留意点  
新しく子どもを受け入れる際に行うならし保育、発達段階に応じて必要となる配慮事項について理解する。
    - (1) ならし保育の進め方
    - (2) 0歳児の配慮事項
    - (3) 1.2歳児の配慮事項
    - (4) ならし保育中の在園児の保育
  5. 地域の社会資源の活用  
保育所などの連携施設や地域にある様々な資源を活用し、開かれた保育と保育の質の向上を図ることについて理解する。
    - (1) 連携施設の活用
    - (2) 地域資源の活用
  6. 保育の計画と記録  
子どもをより深く理解し、子どもの育ちの見通しを持つこと、四季を感じる保育を行うこと、自らの実践を振り返るために  
計画や記録が重要であることを理解する。また、連絡帳、保育日誌、健康観察記録、年間行事等の記録などの書き方について理解する。
    - (1) 記録の種類
    - (2) 連絡帳の書き方
  7. 保育の体制  
複数の保育者で行う保育における保育者の役割分担、チームワークの必要性、組織としての責任体制について理解する。
    - (1) 家庭的保育における保育補助者の役割
    - (2) 複数保育体制のチームワーク
- \*講義の合間に、遊び、手作りおもちゃ、グループ討議などを入れる。

### <研修に当たっての考え方>

地域型保育で行う保育内容の特徴を理解するため、1日の保育の流れ、異年齢児で行う保育の特徴、新しく子どもを受け入れる場合の配慮事項、計画や記録の重要性等について学ぶ。

## 地域保育コース〈選択科目：地域型保育〉シラバス

<科目> ③ 地域型保育の運営（講義・60分）
<目的> 1. 設備及び運営の基準の内容について理解する。 2. 情報提供の方法、受託前の利用者との面接、記録や報告の管理などについて理解する。
<内容> 1. 設備及び運営の基準の遵守 地域型保育に関する設備及び運営の基準（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号））に規定されている内容について理解する。  2. 情報提供 利用者が適切に選択することができ、地域住民の理解と協力を得ることができるよう情報提供が必要であること、情報提供の方法、個人情報への配慮の重要性について理解する。 (1) 情報提供の目的 (2) さまざまな情報提供 1) 行政による情報提供 2) 関係団体等による情報提供 3) 事業者による情報提供 (3) 情報の種類 (4) 個人情報への配慮  3. 受託までの流れ 子どもの受入までの流れを確認し、受入に関する留意事項について理解する。 (1) 問い合わせへの対応 (2) 見学の受け入れ (3) 保護者との面接 1) 子どもの状態について 2) 保育について (4) 保育を始めるにあたって  4. 地域型保育の運営上必要な記録と報告 運営上記録することの必要性、記録の種類について理解する。
<研修に当たっての考え方> 地域型保育の運営に必要な内容について理解するため、設備及び運営の基準において遵守すべき事項、情報提供の必要性とその方法、子どもの受入までの流れ、運営上の必要な記録や報告について学ぶ。

## 地域保育コース〈選択科目：地域型保育〉シラバス

### <科目>

#### ④ 地域型保育における保護者への対応（講義・演習・90分）

### <目的>

1. 保護者と協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者の子育てを支援する役割についての意義を学び、このために必要な知識と技術について理解する。
2. 地域型保育における保護者への対応において、保護者との信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。

### <内容>

1. 保護者との関わりと対応  
子育て支援として行う保護者支援の必要性、保護者支援の際の視点について理解する。
  - (1) 保育者に求められる役割
    - 1) 子育て支援の必要性
    - 2) ソーシャルワーク的機能の必要性
  - (2) 地域型保育における保護者への対応
    - 1) 保護者の理解と協力
    - 2) 保護者への個別支援と対応
    - 3) 保護者相互の協力・連携
    - 4) 地域資源との連携・地域交流の活用
2. 保護者への対応の基本  
「保育所保育指針」の第6章に掲げられている「保育所における保護者に対する支援の基本」の7つの事項について理解する。
3. 子育て支援における保護者への相談・助言の原則  
望ましい対応をするため、保護者への相談・助言における原則を身につけることの必要性について学ぶ。
  - (1) 傾聴・受容・共感的理解
  - (2) 利用者・相談者のありのままの感情表出の促進
  - (3) 自らの感情のコントロール
  - (4) 1人ひとりの個別性の尊重
  - (5) 非審判的態度
  - (6) 利用者の自己決定の尊重
  - (7) 保護者のエンパワメント
  - (8) 秘密保持
4. 保護者への対応 ～事例を通して考える～  
具体的な事例に基づき、保護者への対応の方法について検討し、理解を深める（演習）。

### <研修に当たっての考え方>

地域型保育における保護者への対応について理解するため、保育者に求められる保護者支援の役割、保護者への対応の基本姿勢、保護者へ相談・助言をする場合の留意事項について学ぶ。また、具体的な事例に基づき、保育者がとるべき保護者への対応方法を検討し、保護者対応への理解を深める。

## 地域保育コース〈選択科目：地域型保育〉シラバス

<科目> ⑤ 見学実習オリエンテーション（演習・30分～60分）
<目的> 1. 見学実習を行うに当たって必要な配慮事項や見学のポイントについて理解する。 2. 見学実習でどのようなことを学びたいか、あらかじめ考える機会とする。
<内容> 1. 見学実習の目的 講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保に関する事項などについて、実際に保育現場を見学することで具体的なイメージを持ち理解を深めるとともに、今後実践する保育において具体的に参考とするという見学実習の目的について理解する。 2. 見学実習のポイントと配慮事項 見学先の事業者と子どもに対する配慮事項、見学する際に確認すべき具体的なポイントについて理解する。また、見学実習に当たって、感染症に罹患させないように留意するとともに、見学先の子どもや保育者に関する個人情報等の取扱いに留意することを理解する。 (1) 見学先と子どもたちへの配慮 (2) 環境～安全で安心できる環境づくり (3) 一日の生活の流れと保育者・子どもの様子 (4) 異年齢・小集団保育を生かす遊び (5) 地域資源の利用 (6) 保護者とのかかわり (7) 複数の保育者体制、保育者間の役割分担、引継ぎ等 (8) 保育者の保育観や保育方針 (9) 見学の記録  ※見学実習を講義・演習に代える場合は省略。

<研修に当たっての考え方> 見学実習において留意すべき事項について予め理解するため、見学実習の目的、見学先とその子どもへの配慮事項、見学の際に確認するポイントについて学ぶこととする。
--

## 地域保育コース〈選択科目：地域型保育〉シラバス

### <科目>

#### ⑥ 見学実習（実習・2日以上）

※講義・演習に代える場合：（講義・演習：実習と同程度の内容を担保（1日以上））

### <目的>

1. 地域型保育の現場に出向き、講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に見学・観察を通して理解する。
2. 保育に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。（家庭的保育は、家庭的保育者個人の自宅であり、異なる地域の環境の中でそれぞれ独自の工夫をして、保育を展開していることに留意する。）
3. （見学実習を講義・演習に代える場合）子どものおむつ交換、食事の介助など、子どもの生活援助について演習を通して理解する。ミルクやほ乳瓶などの実物を知る。

### <内容>

#### 1日目 保育の1日の流れを見る

実践する保育について、受入から帰宅まで1日の流れを実際に観察し、理解する。

#### 2日目 保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ

実際の記録や計画と書類を見て、どのような記録をするのかを理解する。

※ 従事を予定している事業を見学先とすることが望ましいが、難しい場合には、認可保育所での0～2歳児の保育に関する見学実習も可能とする。

※ 可能な限り見学実習を実施することが望ましいが、地域の実情等に応じ、DVDの視聴等と講義・演習などによる実施も可能とする。この場合に、子どものおむつ交換や食事の介助等を学び、ミルクやほ乳瓶等の実物を知る機会を設けることが必要。

※見学実習を行う際には、研修実施機関が見学実習先との連絡調整等を行う。

### <研修に当たっての考え方>

保育者として実践する保育の具体的なイメージを理解するため、実際の保育の場面を見学し、1日の流れ、記録や計画等の書類、保護者対応の実際等について学ぶ。

## 地域保育コース〈選択科目：一時預かり事業〉シラバス

### <科目>

- ① 一時預かり事業の概要（講義・60分）

### <目的>

1. 一時預かり事業の子育て支援としての意義、継続的な保育との相違について理解する。
2. 一時預かり事業の特徴を学び、従事者として、子どもや保護者との関わり方における基本姿勢について理解する。

### <内容>

1. 一時預かり事業とは  
一時預かり事業が創設された背景と子ども・子育て支援新制度における事業のあり方などについて理解する。
  - (1) 一時保育事業の創設の背景
  - (2) 子育て支援事業の法定化
  - (3) 一時預かり事業の展開
  - (4) 子ども・子育て支援新制度における一時預かり事業
2. 一時預かり事業の意義  
一時預かり事業の目的や役割について理解する。
  - (1) 一時預かり事業の目的
  - (2) 一時預かり事業の機能・役割
  - (3) 一時預かり事業に期待される役割
3. 一時預かり事業の特徴  
一時預かり事業を利用する子どもの特徴や保護者の利用形態などについて理解する。
  - (1) 一時預かり事業を利用する子どもの特徴
  - (2) 一時預かり事業を利用する保護者の特徴
  - (3) 子どもや保護者との関係性
4. 一時預かり事業従事者の基本姿勢  
一時預かり事業に従事する際に必要となる基本的な姿勢について理解する。
  - (1) 一時預かり事業の従事者に求められる役割

### <研修に当たっての考え方>

一時預かり事業の概要を理解するため、一時預かり事業の意義、特徴、従事する際に必要となる保育者の基本姿勢について学ぶ。

## 地域保育コース＜選択科目：一時預かり事業＞シラバス

### <科目>

② 一時預かり事業の保育内容（講義・演習・120分）

### <目的>

1. 初めて会う子どもとの信頼関係を形成する具体的な関わり方について理解する。
2. 一時預かり事業は子どもの家庭生活の延長にあるため、一人ひとりの状態に対応し、子どもが安心して過ごせるようにすることについて理解する。
3. 子どもを不安を安心に変える具体的な関わり方について理解する。

### <内容>

1. 初めて会う子どもとの関係づくり  
毎日利用する子どもが異なる一時預かり事業において子どもとの関係作りの重要性、不適切な対応をとらないための配慮事項について理解する。
  - (1) 関係を作る
  - (2) 不安を安心に変える心遣い
  - (3) 子どもに対して行いがちな不適切な対応（人権の侵害）
2. 一人ひとりの発達に応じた生活・遊びの援助  
初めて一時預かり事業を利用する子ども子どもは、家庭とは異なる様子を見ることが多いため、一人ひとりの状態や特徴を把握し、発達段階に応じた生活の援助を行うことについて理解する。
  - (1) 一時預かり事業における配慮事項
    - ①一時預かり事業を利用する子どもの特徴
    - ②一時預かり事業を利用する子どもへの配慮事項
  - (2) 年齢別の保育のポイント
3. 子どもが安心して過ごせる環境づくり  
一時預かり事業を利用する子どもが安心して過ごせるための環境作りについて理解する。
  - (1) 安心感のある環境
    - ①親と離れることの不安 ②空間の表情を作る ③家庭的な雰囲気づくり
  - (2) 遊びが楽しめる環境
    - ①物や人に影響を受けやすい乳幼児 ②おもちゃをきっかけとした居場所作り
    - ③体全体を使った動きの大きな遊び ④異年齢の子どもが集まる場合の工夫
  - (3) 安全な環境
    - ①子ども同士のトラブルが起りやすい環境
    - ②視覚・聴覚への刺激を抑えることにより、落ち着いて遊べる環境

※講義の合間に、遊びの事例、演習などを入れる。一時預かり事業に適したおもちゃや絵本などを紹介する。

### <研修に当たっての考え方>

一時預かり事業を利用する子どもが安心して過ごせる環境を理解するため、初めて会う子どもとの関係作り、発達に応じた生活援助や遊びの工夫、子どもの心身への負担に配慮した環境作りについて学ぶ。

## 地域保育コース<選択科目：一時預かり事業>シラバス

### <科目>

③ 一時預かり事業の運営（講義・60分）

### <目的>

1. 一時預かり事業の業務の流れについて理解する。
2. 記録や保護者への報告の記載の仕方、保護者のプライバシーの遵守、職員間の連携の必要性について理解する。

### <内容>

1. 一時預かり事業の業務の流れ  
一時預かり事業の運営に必要となる業務の流れと留意事項について理解する。
  - (1) 利用者ニーズの把握
  - (2) 利用手続き
  - (4) 利用当日の対応
2. 情報提供、受付、登録  
一時預かり事業の利用者や地域住民に対する情報提供、一時預かり事業の体験の機会、利用に当たり事前説明する際に留意する事項について理解する。
  - (1) 利用促進を図るための情報提供や体験の機会
  - (2) 利用に当たっての説明
3. 記録、保護者への報告  
一時預かり事業の運営にあたり記録の必要性、保護者との信頼関係を築くなど保護者に対する報告の意義について理解する。
  - (1) 記録の意義
  - (2) 保護者への報告の意義
4. 職場倫理・チームワーク、職員間の共通理解  
一時預かり事業に従事する保育者の職場倫理、保育者間の情報の共有など、事業を円滑に運営するために必要な留意事項について理解する。
  - (1) 職場倫理
  - (2) 適切な引き継ぎと情報の共有

### <研修に当たっての考え方>

一時預かり事業の運営に当たり必要となる留意事項について理解するため、業務の流れ、情報提供の必要性、事業の記録、保護者への報告の意義、職場内の情報共有の重要性について学ぶ。

## 地域保育コース＜選択科目：一時預かり事業＞シラバス

### <科目>

④ 一時預かり事業における保護者への対応（講義・演習・90分）

### <目的>

1. 保護者と協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者の子育てを支援する役割についての意義を学び、このために必要な知識と技術について理解する。
2. 一時預かり事業における保護者への対応において、信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。

### <内容>

1. 保護者との関わりと対応  
一時預かり事業を利用する保護者の状況、保護者支援として行われる一時預かり事業の役割について理解する。
  - (1) 乳幼児を育てる家族の状態
  - (2) 「保護者支援」が必要となる社会的背景
  - (3) 保育の専門性を生かした保護者支援
2. 保護者への対応の基本  
保育所保育指針を参考に保護者対応の基本、一時預かり事業の保育者について理解する。
  - (1) 子どもの最善の利益
  - (2) 保護者と共に子どもの成長を喜びあう  
～「共感」を超えた「同感」～
  - (3) 保護者の養育力の向上に資する
3. 子育て支援における保護者への相談・助言の原則  
保護者支援の役割を果たす一時預かり事業の保育者に求められる基本姿勢、具体的な場面について理解する。
  - (1) 保護者支援における基本姿勢
    - 1) 傾聴・受容・共感的理解
    - 2) 利用者の自己決定の尊重
    - 3) 信頼関係の構築
  - (2) 一時預かり事業における保護者支援の実際
    - 1) 一時預かり事業における保護者支援の特性と留意点
    - 2) 一時預かり事業における保護者支援の展開場面と手段
4. 保護者への対応 ～事例を通して考える～  
具体的な事例に基づき、保護者への対応の方法について検討し、理解を深める（演習）。

### <研修に当たっての考え方>

一時預かり事業における保護者への対応について理解するため、保育者に求められる保護者支援の役割、保護者への対応の基本姿勢、保護者へ相談・助言をする場合の留意事項について学ぶ。また、具体的な事例に基づき、保育者がとるべき保護者への対応方法を検討し、保護者対応への理解を深める。

## 地域保育コース<選択科目：一時預かり事業>シラバス

<科目> ⑤ 見学実習オリエンテーション (演習・30～60分)
<目的> 1. 見学実習を行うに当たって必要な配慮事項や見学のポイントについて理解する。 2. 見学実習でどのようなことを学びたいか、あらかじめ考える機会とする。
<内容> 1. 見学実習の目的 講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に一時預かりの現場を見学することで具体的なイメージを持ち理解を深めるとともに、今後実践する保育において具体的に参考とするという見学実習の目的について理解する。 2. 見学実習のポイントと配慮事項 見学先の事業者と子どもに対する配慮事項、見学する際に確認すべき具体的なポイントについて理解する。また、見学実習に当たって、感染症に罹患させないよう留意するとともに、見学先の子どもや保育者に関する個人情報等の取扱いに留意することを理解する。 (1) 見学先と子どもたちへの配慮 (2) 環境～安全で安心できる環境づくり (3) 一日の生活の流れと保育者・子どもの様子 (4) 異年齢・小集団保育を生かす遊び (5) 地域資源の利用 (6) 保護者とのかかわり (7) 家庭的保育における複数の保育体制、保育補助者の役割 (8) 保育者の保育観や保育方針 (9) 見学の記録  ※見学実習を講義・演習に代える場合は省略。

<研修に当たっての考え方> 見学実習において留意すべき事項について予め理解するため、見学実習の目的、見学先とその子どもへの配慮事項、見学の際に確認するポイントについて学ぶこととする。
--

## 地域保育コース<選択科目：一時預かり事業>シラバス

### <科目>

#### ⑥ 見学実習（実習・2日以上）

※講義・演習に代える場合：（講義・演習：実習と同程度の内容を担保（1日以上））

### <目的>

1. 一時預かり事業の現場に出向き、講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に見学・観察を通して理解する。
2. 保育に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。
3. （見学実習を講義・演習に代える場合）子どものおむつ交換、食事の介助など、子どもの生活援助について演習を通して理解する。ミルクやほ乳瓶などの実物を知る。

### <内容>

#### 1日目 保育の1日の流れを見る

実践する保育について、受入から帰宅まで1日の流れを実際に観察し、理解する。

#### 2日目 保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ

実際の記録や計画と書類を見て、どのような記録をするのかを理解する。

※ 従事を予定している事業を見学先とすることが望ましいが、難しい場合には、認可保育所での保育に関する見学実習も可能とする。

※ 可能な限り見学実習を実施することが望ましいが、地域の実情等に応じ、DVDの視聴等と講義・演習などによる実施も可能とする。この場合に、子どものおむつ交換や食事の介助等を学び、ミルクやほ乳瓶等の実物を知る機会を設けることが必要。

※見学実習を行う際には、研修実施機関が見学実習先との連絡調整等を行う。

### <研修に当たっての考え方>

保育者として実践する保育の具体的なイメージを理解するため、実際の保育の場面を見学し、1日の流れ、記録や計画等の書類、保護者対応の実際等について学ぶ。

## 地域保育コース<選択科目：ファミリー・サポートセンター>シラバス

### <科目>

- ① ファミリー・サポート・センターの概要（講義・60分）

### <目的>

1. 地域における相互援助活動としてのファミリー・サポート・センターの活動の内容及意義について理解する。

### <内容>

1. ファミリー・サポート・センターとは  
ファミリー・サポート・センター事業の仕組み、活動理念を理解する。
  - (1) ファミリー・サポート・センター事業の仕組み
  - (2) ファミリー・サポート・センター事業の活動の理念
  - (3) 保育者（提供会員）と保護者（依頼会員）との関係
  
2. ファミリー・サポート・センターの意義  
ファミリー・サポート・センター事業の役割、相互援助活動の意義を理解する。
  - (1) ファミリー・サポート・センターの役割
  - (2) 相互援助活動の意義
  
3. ファミリー・サポート・センターの特徴  
ファミリー・サポート・センター事業の子育て支援としての役割について理解する。
  - (1) 地域の子育て支援活動としての役割

### <研修に当たっての考え方>

ファミリー・サポート・センター事業の相互援助活動の意義を理解するため、ファミリー・サポート・センター事業の仕組み、活動内容、役割、特徴を学ぶものとする。

## 地域保育コース<選択科目：ファミリー・サポートセンター>シラバス

### <科目>

② ファミリー・サポート・センターの援助内容（講義・演習・120分）

### <目的>

1. 保育者（提供会員）として子どもや保護者（依頼会員）に対する心構え、配慮しなければならない点について理解する。
2. 援助活動の流れについて理解する。
3. 年齢や発達に応じた保育内容・生活援助をする際の方法や工夫、留意事項などについて理解する。

### <内容>

1. ファミリー・サポート・センターの援助活動における基本姿勢  
ファミリー・サポート・センター事業の保育者（提供会員）として行う援助活動の範囲と心構えを理解する。
  - (1) 保育者（提供会員）として行う援助活動の範囲
  - (2) 保育者（提供会員）としての心構え
2. 援助活動の流れ  
ファミリー・サポート・センター事業の登録から援助活動までの流れ、援助活動の内容による違いを理解する。
  - (1) 登録から援助活動までの流れ
  - (2) 提供する援助内容に応じた活動の流れ
  - (3) 保護者（依頼会員）への報告の意義
3. 活動を行う上での配慮事項  
ファミリー・サポート・センター事業の保育者（提供会員）として、子どもや保護者（依頼会員）に対する配慮事項、役割について理解する。
  - (1) 子どもに対する配慮事項
  - (2) 保護者（依頼会員）に対する配慮事項
  - (3) 援助活動の事例を通して配慮事項や保育者（提供会員）としての役割について考える（演習）
4. 発達に応じた保育内容・生活援助  
発達に応じた援助内容・環境整備について理解する。
  - (1) 年齢や発達に応じた提供する援助内容
  - (2) 年齢や発達に応じた保育環境の整備
  - (3) 年齢や発達に応じた遊びの工夫

### <研修に当たっての考え方>

ファミリー・サポート・センター事業の保育者（提供会員）としての活動内容を理解するため、保育者（提供会員）としての基本姿勢、活動の流れ、活動をする上で配慮が必要な事項を学ぶものとする。

## 地域保育コース<選択科目：ファミリー・サポートセンター>シラバス

### <科目>

③ ファミリー・サポート・センターにおける保護者（依頼会員）への対応（講義・演習・90分）

### <目的>

1. 保護者（依頼会員）と保育者（提供会員）が協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者（依頼会員）の子育てを支援する役割の意義について理解する。また、このために必要な知識と技術について理解する。
2. 保護者（依頼会員）との対応において、保護者（依頼会員）との信頼関係づくりや保護者（依頼会員）への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。

### <内容>

1. 保護者（依頼会員）との関わりと対応  
保護者（依頼会員）との関わりを踏まえ、保育者（提供会員）に求められる子育て支援の役割について理解する。  
(1) 保育者（提供会員）に求められる子育て支援の役割
2. 保護者（依頼会員）への対応の基本  
保護者（依頼会員）に対する理解、信頼関係の構築、連携について理解する。  
(1) 保護者（依頼会員）の理解  
(2) 保育者（提供会員）と保護者（依頼会員）との信頼関係の構築  
(3) 保護者（依頼会員）との協力・連携
3. 保護者（依頼会員）への対応 ～事例を通して考える～  
保護者（依頼会員）への対応について理解する。  
(1) 具体的な保護者（依頼会員）とのやりとりの事例を示して、保育者（提供会員）に求められる対応を考える（演習）

### <研修に当たったの考え方>

ファミリー・サポート・センター事業の保育者（提供会員）として求められる保護者への対応を理解するため、保育者（提供会員）が行う子育て支援の役割、保護者（依頼会員）との関係作りの必要性を学ぶとともに、具体的な事例を通して、保育者（提供会員）としてどのような行動を取るべきかを学ぶものとする。

## 地域保育コース<選択科目：ファミリー・サポートセンター>シラバス

<科目>

④ 援助活動の実際（講義・演習・120分）

<目的>

1. 先輩保育者（提供会員）から直接話を聞き、講義で学んだ環境整備、援助内容、安全確保などについて理解する。
2. 援助活動に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。

<内容>

1. 実際の活動について学ぶ
    - 活動経験者に援助活動の実際を聞く
    - 活動に関する疑問・不安等についての質疑応答
- (1) 保育者（提供会員）として行う援助活動の内容と援助範囲
  - (2) 保護者（依頼会員）への望ましい対応
  - (3) 子どもの安全確保のための対応

<研修に当たっての考え方>

実際に行われる援助活動の内容に対する具体的なイメージを持ち、保育者（提供会員）として行う援助範囲を理解するため、実際に活動を行う中で注意が必要なこと（保護者（依頼会員）との関係、子どもとの関係、保育所等との関係）、子どもの発達段階に応じた生活への援助方法、子どもが楽しく過ごせるような関わり方、援助活動の流れ、安全確保のための対応等を通じて保育者（提供会員）の役割を学ぶものとする。

## 別添 3

### 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）>シラバス

<科目名>

- ① 地域資源の把握（事前学習）（演習・480分相当）

<目的>

1. 事前に周りにある地域資源の情報を把握し意識することにより、地域資源のイメージをもち講義や演習を実践的に理解する態勢を整える。

<内容>

1. 地域資源の把握

「③地域資源の概要」において、それぞれが事前に学習してきた資料をもとに講義等を進めるための資料となる地域資源について把握を行う。「地域資源」の把握にあたっては、自身が従事する市町村（地域）の地域資源を自ら調べ、どのような支援が可能かを把握する。

2. 受講者の周りの地域資源の情報収集と整理の実施

地域資源の把握にあたっては、地域で行われているインフォーマルなサービスについても調査対象とし、どのようなサービスが行われているのか、サービス類型やサービスの提供能力などについても調査するとともに、収集した情報について、分類整理する。

<実施手法>

講義・演習を行う前の事前学習（宿題形式）として実施する。資料の作成にあたっては、地域の実情に応じて、調査対象とする地域や資源の項目を提示しておく。提示する項目には、インフォーマルな資源や他領域の資源の項目も挿入し、受講者が資源を広く捉えて、効果的な事前学習となるよう留意する。また、実際の研修においては、各受講者が把握した地域資源をもとに進めるなど、より実践的な内容となるようにする。

## 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）>シラバス

<p>&lt;科目名&gt;</p> <p>② 利用者支援事業の概要（講義・60分）</p>
<p>&lt;目的&gt;</p> <p>1. 利用者支援事業の意義、内容、機能等について理解する。</p>
<p>&lt;内容&gt;</p> <p>1. 事業成立の背景と目的</p> <p>子育て支援に関する事業が、フォーマル・インフォーマルを問わず多様化し選択肢が広がる中で、利用者が自らに適した施設や事業を選択し利用することを支援する必要が生じ、利用者支援事業が制度化されたことを理解するとともに、利用者支援事業の支援の目的や意義について理解する。</p> <p>2. 事業の内容</p> <p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するための「利用者支援」と「地域連携」について具体的な内容や役割を理解する。加えて、利用者支援事業の対象となる子育て家庭が多様であること、及び地域連携の役割などについて理解する。</p> <p>3. 当該地域における実施状況</p> <p>当該地域（研修実施主体の管内等）における、利用者支援事業の実施状況について把握し、当該地域の特性や課題などを理解する。</p>
<p>&lt;実施手法&gt;</p> <p>事業概要についての説明資料を使用するほか、必要に応じて、各自治体で実施されている利用者支援事業の参考事例を含む資料を配付し、理解を促す。また、各自治体の子育て支援施策等についても資料を配布し、地域の特性について理解を深める。</p>

## 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）>シラバス

### <科目名>

#### ③ 地域資源の概要（講義・60分）

### <目的>

1. ニーズに応じた情報提供や支援体制の構築のために、社会資源の概要と地域にある社会資源の種類、内容について把握し、その提供方法等について理解する。

### <内容>

#### 1. 社会資源とは

利用者支援事業の実施に必要となる情報提供や支援体制の構築のために、利用者支援専門員は地域の資源を把握することが必要であることを理解し、各種社会資源の位置付けや機能及び社会資源が整備されてきた政策的背景についても理解する。

#### 2. 地域における社会資源の把握と連携

利用者への情報提供や支援には、子育て家庭の生活全般にかかわる要因が複合的に影響を及ぼしていることがあるため、社会資源の把握にあたっては、子ども・子育て支援だけでなく幅広い社会資源を把握する必要があることを理解する。また社会資源の把握にあたっては、インフォーマルな資源の状況を把握する必要性についても理解する。

### <実施手法>

子ども・子育て支援法や児童福祉法等の関連する児童福祉制度に基づいて各種の社会資源の位置付けや機能等を理解できるように、資料配付等も行いながら説明する。その上で、対象区域の社会資源に関する資料は、受講者が事前に作成し持参した地域資源の資料に加えて、参考資料として研修の区域の社会資源に関する資料を配布し、高齢者領域等他領域の地域資源の整備状況やその課題などを含む地域理解を促進する。また、地域のインフォーマルな資源の把握については、経験者に情報提供を求めたり情報交換により、地域に応じた方法を模索するきっかけを提供する。

## 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）>シラバス

### <科目名>

④ 利用者支援専門員に求められる基本姿勢と倫理（講義・90分）

### <目的>

1. 支援にあたっての利用者支援専門員としての役割と基本的な心構えについて理解する。
2. 特別な配慮が必要となる利用者を支援する際、配慮すべき点について理解する。
3. 守秘義務と情報共有の重要性について理解する。

### <内容>

#### 1. 利用者支援専門員の役割

現代の子育て家庭の置かれた一般的な状況について、家族の孤立化、地域社会関係の希薄化、共働き家庭の増加、その他ジェンダーの視点なども踏まえ子育て当事者からの視点の理解を深める。加えて、個別の支援に際しても、利用者の立場にたつて問題やニーズを捉え、利用者を支援する重要性を理解する。

また、利用者支援専門員としてのスキル向上のため、研修や自己研鑽を通じた自らの専門性の向上に努めることの重要性について理解する。

#### 2. 支援における基本原則 ～受容と自己決定の尊重、信頼関係の構築～

支援における基本原則を学ぶ。特に利用者の受容と自己決定を尊重し、信頼関係の構築を目指すことが基本姿勢になることを理解する。

#### 3. 特別な配慮が必要となる利用者への配慮事項

特別な配慮を要する子どもや保護者を対象とする際には、その特有な心理状態や特性を踏まえるとともにより意識的に受容や自己決定に努める必要があることを理解する。

#### 4. 個人情報と守秘義務

守秘義務と情報共有の重要性を理解するため、個別の家庭の生活上の悩みやプライバシーに関する情報の取り扱いについて理解するとともに、同様に守秘義務が課せられている他の専門職や要保護児童対策地域協議会等での情報交換・情報共有の方法について検討し、効果的な連携・協力のあり方について理解する。

### <実施手法>

受容、自己決定の尊重、信頼関係の構築に関しては、講義形式により解説を行うほか、簡単な演習等を用いて具体的な方法に関する理解を深める。また、守秘義務や情報共有に関しては、本事業の実施要綱やガイドラインの他、「個人情報保護法」、「児童虐待の防止に関する法律」「要保護児童対策地域協議会設置・運営方針」等の関連か所を紹介し、内容の解説により理解を促す。さらに、守秘義務と情報共有を両立させるための方法について、ディスカッション等の簡単な演習を用いて検討する。

## 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）>シラバス

### <科目名>

⑤ 記録の取扱い（講義又は演習・60分）

### <目的>

1. 事業の適切かつ円滑な実施のために、記録の目的、種類、手法（管理方法含む）や重要性について理解する。

### <内容>

#### 1. 記録の目的

記録の目的について理解する。利用者支援事業において記録は、適切な情報提供等支援活動の保障、連携機関や対象家庭との情報共有及び蓄積等を支えるために重要であることを理解する。また、記録は、対象家庭の支援を目的として作成するものであり、対象者の尊厳を尊重する姿勢で記述する重要性を理解する。

#### 2. 記録の種類、項目、記述の方法

記録の種類・項目について理解する。記録の種類は、各自治体により異なるが、一般的には、対象家庭の属性、状況を記載した相談記録票、支援経過を記載した経過報告書、事例検討会の記録等があることを知る。さらにそれらの記録の各項目に何をどのように記載するか理解する。

#### 3. 記録の管理

記録の管理方法について理解する。情報の保護の観点から記録の作成者や閲覧者、保管場所の限定、管理の徹底が必要であることを理解する。さらに対象家庭からの記録の開示要求に応じる可能性があることも知る。

### <実施手法>

記録の目的、記録の種類、項目、管理方法について講義形式により解説を行う。その後、各自治体で用いる記録の形式に沿ってモデル事例の記録を作成する。記述方法とポイントについても解説を行う。

## 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）>シラバス

### <科目名>

⑥ 事例分析Ⅰ ～ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント～（演習・90分）

### <目的>

1. ジェノグラムとエコマップの書き方を学び、家族関係やその家族と社会資源の関係を俯瞰しながら適切に調整できるよう、モデル事例を検討しその視点と思考過程を理解する。

### <内容>

#### 1. ジェノグラムとエコマップの書き方

ジェノグラム（genogram）は、家族構造や婚姻関係、家族関係を図式化した世代関係図であり、エコマップ（ecomap）は、家族と社会資源の関係を図式化した社会関係図であることを知る。ジェノグラムとエコマップには、それぞれの表記法があることを知り、基本的な書き方について理解する。

#### 2. 事例に基づくジェノグラムとエコマップの作成と支援方法の検討

演習用のモデル事例に基づきジェノグラムとエコマップを作成し、事例の家庭に対する支援内容や方法を検討することで、事例検討におけるジェノグラムとエコマップの効用を理解する。その上で作成されたエコマップを確認し、家族と地域資源の関係を相対的に捉える視点が必要であることを理解する。

### <実施手法>

モデル事例として、利用者支援事業の利用を希望する家庭の支援事例を用意する。用意する事例は、利用者のニーズに沿ってある程度の期間を経て支援を展開した事例とする。基本的な描き方を学んだ上で個別に、もしくはグループでモデル事業に沿ったジェノグラムとエコマップを作成する。また、ジェノグラムとエコマップを参考にモデル事例への支援内容をグループで検討する。

## 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）>シラバス

### <科目名>

⑦ 事例分析Ⅱ ～社会資源の活用とコーディネーション～（演習・90分）

### <目的>

1. 利用者ニーズに応じた資源の選定と紹介、仲介までを学ぶ
2. 地域の社会資源のメリット・デメリットを理解し、他機関と連携した支援について具体的方法を検討する。

### <内容>

#### 1. 事例による地域における社会資源の活用と連携の検討

- 利用者のニーズに応じた資源の選定と紹介、仲介までの具体的な手順を理解する。モデル事例を用い、社会資源と家族の仲介の方法、その手法のメリットと限界、効果的な支援のタイミングの検討を通じ、アセスメント、支援の実施、モニタリングといった利用者支援の一連のプロセスについて理解する。
- 地域における社会資源との連携の有効性と限界について理解する。モデル事例で連携可能な社会資源を列挙し、それらの社会資源を活用した際の家族にとってのメリット、デメリットを検討し比較することで、社会資源の特性とコーディネートのあり方をより深く理解する。
- 他機関との連携による支援について具体的な方法を検討する。モデル事例に関連すると予想される社会資源間での連携によりどのような支援が可能かについて検討する。また、社会資源間における連携や協力で課題になることを予想し、対応方法について具体的に検討する。

### <実施手法>

モデル事例として、利用者支援事業の利用を希望する家庭の支援事例を用意する。用意する事例は、ある利用者の相談初期の事例とし、グループでその後の援助内容を検討する。参加者が広域から参加している場合は、地域により資源が異なることをこの事例検討を通して再確認したり、地域にある資源の違いにより支援の展開が異なることも理解できるように参加者が事前学習で作成した資料を活用する。

## 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）>シラバス

<科目名>

⑧ まとめ（講義・30分）

<目的>

1. 履修した内容と今後の課題認識を確認し、利用者支援専門員としての役割や心構えを再確認する。

<内容>

1. 利用者支援事業で求められる姿勢についての再確認

履修内容の理解を深め、定着を図るため、利用者支援事業の目的と課題について講義・演習を踏まえ、どのように認識したかについて確認する。その上で、多様な子育て家庭への対応、受容と自己決定の尊重を基本姿勢とする利用者支援専門員の役割や心構えについて理解を深める。

<実施手法>

履修内容の再確認のために、講義形式により利用者支援事業及び利用者支援専門員の意義や役割について理解を深めるための解説を行い、知識の定着を図るため現状認識や課題についてディスカッション等の簡単な演習を用いて理解を深める。

## 地域子育て支援コース<利用者支援事業（基本型）>シラバス

<p>&lt;科目名&gt; ⑨ 地域資源の見学（見学実習480分）</p>
<p>&lt;目的&gt; 1. 実際の現場を体験し、業務の円滑な実施につなげる。</p>
<p>&lt;内容&gt; 1. 地域資源の実際を見学により学ぶとともに、担当者との面識をもつ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 認定こども園、幼稚園、保育所・保育施設や地域でおこなわれている子育て支援などに係る事業を見学し、その実際について把握する。特に、各施設や事業の利用者の特性、対象の機関の他資源との連携状況等、具体的な取り組みを聴取し参考とする。</li><li>○ 各社会資源の立地状況、交通手段、サービス利用のために必要な事項、利用方法（持参するものを含む）等について、利用者の視点から確認する。</li><li>○ 利用者にサービスや施設を紹介する際の窓口担当者と対面し、連絡先、対応範囲等の確認を行う。</li><li>○ 各自治体が作成するサービス一覧等を活用し、窓口担当者の名前や連絡先を記入しておくなど、情報提供や連携を適切かつ円滑に行うための資料を整備する。</li></ul> <p>&lt;実施手法&gt; 各自治体が作成するサービス一覧や事前学習で作成した地域資源の一覧等を参考に、利用者支援専門員（候補者）が自ら先方の機関に連絡をとり、見学実習の依頼から実習後の報告までを行う。この取り組みが連携先の窓口担当者との関係づくりになることを伝え、単なる施設見学に止まることがないように意識付けを行う。ただし、利用者支援事業の子育て支援員研修の一環としての実習であることを各自治体の事業担当者より各施設に事前に依頼しておく。</p>

## 地域子育て支援コース<利用者支援事業（特定型）>シラバス

### <科目名>

- ① 利用者支援事業の概要（講義・60分）

### <目的>

1. 利用者支援事業の意義、内容、機能等について理解する。

### <内容>

#### 1. 事業成立の背景と目的

子育て支援に関する事業が、フォーマル・インフォーマルを問わず多様化し選択肢が広がる中で、利用者が自らに適した施設や事業を選択し利用することを支援する必要が生じ、利用者支援事業が制度化されたことを理解するとともに、利用者支援事業の支援の目的や意義について理解する。

#### 2. 事業の内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するための「利用者支援」と「地域連携」について具体的な内容や役割を理解する。加えて、利用者支援事業の対象となる子育て家庭が多様であること、及び地域連携の役割などについて理解する。

#### 3. 当該地域における実施状況

当該地域（研修実施主体の管内等）における、利用者支援事業の実施状況について把握し、当該地域の特性や課題などを理解する。

### <実施手法>

事業概要についての説明資料を使用するほか、必要に応じて、各自治体で実施されている利用者支援事業の参考事例を含む資料を配付し、理解を促す。また、各自治体の子育て支援施策等についても資料を配布し、地域の特性について理解を深める。

## 地域子育て支援コース<利用者支援事業（特定型）>シラバス

### <科目名>

② 利用者支援専門員に求められる基本姿勢と倫理（講義・60分）

### <目的>

1. 支援に当たっての利用者支援専門員としての役割と基本的な心構えについて理解する。
2. 特別な配慮が必要となる利用者を支援する際、配慮すべき点について理解する。
3. 守秘義務と情報共有の重要性について理解する。

### <内容>

#### 1. 利用者支援専門員の役割

現代の子育て家庭の置かれた一般的な状況について、家族の孤立化、地域社会関係の希薄化、共働き家庭の増加、その他ジェンダーの視点なども踏まえ子育て当事者からの視点の理解を深める。加えて、個別の支援に際しても、利用者の立場にたつて問題やニーズを捉え、利用者を支援する重要性を理解する。

また、利用者支援専門員としてのスキル向上のため、研修や自己研鑽を通じた自らの専門性の向上に努めることの重要性について理解する。

#### 2. 支援における基本原則 ～受容と自己決定の尊重、信頼関係の構築～

支援における基本原則を学ぶ。特に利用者の受容と自己決定を尊重し、信頼関係の構築を目指すことが基本姿勢になることを理解する。

#### 3. 特別な配慮が必要となる利用者への配慮事項

特別な配慮を要する子どもや保護者を対象とする際には、その特有な心理状態や特性を踏まえるとともにより意識的に受容や自己決定に努める必要があることを理解する。

#### 4. 個人情報と守秘義務

守秘義務と情報共有の重要性を理解するため、個別の家庭の生活上の悩みやプライバシーに関する情報の取り扱いについて理解するとともに、同様に守秘義務が課せられている他の専門職や要保護児童対策地域協議会等での情報交換・情報共有の方法について検討し、効果的な連携・協力のあり方について理解する。

### <実施手法>

受容、自己決定の尊重、信頼関係の構築に関しては、講義形式により解説を行うほか、簡単な演習等を用いて具体的な方法に関する理解を深める。また、守秘義務や情報共有に関しては、本事業の実施要綱やガイドラインの他、「個人情報保護法」、「児童虐待の防止に関する法律」「要保護児童対策地域協議会設置・運営方針」等の関連か所を紹介し、内容の解説により理解を促す。さらに、守秘義務と情報共有を両立させるための方法について、ディスカッション等の簡単な演習を用いて検討する。

## 地域子育て支援コース<利用者支援事業（特定型）>シラバス

### <科目名>

#### ③ 保育資源の概要（講義又は演習90分）

### <目的>

1. ニーズに応じた情報提供や支援体制の構築ために、保育制度の概要と地域にある保育資源の種類、内容について把握し、その提供方法等について理解する。

### <内容>

#### 1. 保育制度の概要

利用者支援事業（特定型）の実施に必要となる保育制度について理解する。保育制度の理解にあたっては、ニーズに応じた情報提供や支援体制の構築に繋がるよう保育制度を体系的に理解する。

#### 2. 保育資源の種類と内容

利用者支援事業（特定型）における情報提供・支援の対象となる保育に関連する資源について理解する。保育資源の理解にあたっては、保育所などの全国的な制度の理解のほか、当該地域の自治体における単独事業としての保育資源についても理解するとともに、インフォーマルなサービスの状況についても理解する。

#### 3. ニーズに応じた保育資源・サービス提供の方法

利用者への情報提供や支援には、子育て家庭の生活全般にかかわる要因が複合的に影響を及ぼしていることがあるため、保育資源・サービスの利用支援にあたっては、利用者のニーズに応じた情報提供や支援がおこなわれよう留意する必要があることを理解する。

### <実施手法>

子ども・子育て支援法や児童福祉法等の関連する児童福祉制度に基づいて各種の保育資源の位置付けや機能等の理解を促進するため、資料配付等も行いながら説明する。その上で、当該研修の対象区域の保育資源に関する資料を作成し、地域の保育資源の整備状況や課題などを含む地域の状況を理解する。

## 地域子育て支援コース<利用者支援事業（特定型）>シラバス

### <科目名>

#### ④ 記録の取扱い（講義又は演習・60分）

### <目的>

1. 事業の適切かつ円滑な実施のために、記録の目的、種類、手法（管理方法含む）や重要性について理解する。

### <内容>

#### 1. 記録の目的

記録の目的について理解する。利用者支援事業において記録は、適切な情報提供等支援活動の保障、連携機関や対象家庭との情報共有及び蓄積等を支えるために重要であることを理解する。また、記録は、対象家庭の支援を目的として作成するものであり、対象者の尊厳を尊重する姿勢で記述する重要性を理解する。

#### 2. 記録の種類、項目、記述の方法

記録の種類・項目について理解する。記録の種類は、各自治体により異なるが、一般的には、対象家庭の属性、状況を記載した相談記録票、支援経過を記載した経過報告書、事例検討会の記録等があることを知る。さらにそれらの記録の各項目に何をどのように記載するか理解する。

#### 3. 記録の管理

記録の管理方法について理解する。情報の保護の観点から記録の作成者や閲覧者、保管場所の限定、管理の徹底が必要であることを理解する。さらに対象家庭からの記録の開示要求に応じる可能性があることも知る。

### <実施手法>

記録の目的、記録の種類、項目、管理方法について講義形式により解説を行う。その後、各自治体で用いる記録の形式に沿ってモデル事例の記録を作成する。記述方法とポイントについても解説を行う。

## 地域子育て支援コース<利用者支援事業（特定型）>シラバス

<p>&lt;科目名&gt;</p> <p>⑤ まとめ（講義・60分）</p>
<p>&lt;目的&gt;</p> <p>1. 履修した内容の総括と今後の課題認識を確認する。</p>
<p>&lt;内容&gt;</p> <p>1. 振り返りとグループ討議</p> <p>履修内容の理解を深め、定着を図るため、利用者支援事業（特定型）の目的と課題について講義・演習を踏まえ、どのように認識したかについて確認する。その上で、多様な子育て家庭への対応、受容と自己決定の尊重を基本姿勢を理解するとともに、今後の課題について認識する。</p>
<p>&lt;実施手法&gt;</p> <p>履修内容の再確認のために、講義形式により利用者支援事業の意義や役割について理解を深めるための解説を行い、知識の定着を図るために、現状認識や課題についてディスカッション等の簡単な演習を用いて理解を深める。</p>

## 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業>シラバス

### <科目名>

- ① 地域子育て支援拠点事業の全体像の理解（講義・60分）

### <目的>

1. 関連制度、地域子育て支援拠点事業の経緯を理解する
2. 基本4事業の内容、予防型支援の必要性について理解する
3. 支援者の役割について理解する

### <内容>

1. 地域子育て支援拠点事業の制度上の位置付けと成り立ち  
子育て家庭の孤立化や地域社会の変容など、子ども・子育て家庭を取り巻く社会的状況等をふまえ、子育て家庭に関連する制度・施策の概要、及び関連制度における地域子育て支援拠点事業の位置付けと成り立ちを理解する。
2. 地域子育て支援拠点に求められる機能  
親の子育てを支え、子どもの健やかな育ちを促し、子育て家庭を取り巻く社会的課題に対処する観点から、子育て支援の基本的な機能を理解するとともに、地域子育て支援拠点の基本4事業の内容と予防型支援の必要性を理解する。
3. 地域子育て支援拠点における支援者の役割  
地域子育て支援拠点の支援者は、子育て親子にとって身近な場所での「話し相手」「遊び相手」であり、親からの相談に応じ、利用者の相互の交流を図り、地域の資源を紹介するなどにより、子育ての不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する役割を担うことを理解する。

## 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業>シラバス

<科目名>
② 利用者の理解（演習・60分）
<目的>
1. 利用者の立場になって、支援のあり方について検討・理解する。
<内容>
1. 利用者の理解を深める演習
乳幼児期は人格形成の基礎を築く最初の段階であり、親として戸惑いや不安を経験しやすいことに加え、親族や近隣などの周囲の支えを十分に得られないために、孤立感を深める親の心理について理解する。また、そのような利用者を地域子育て支援拠点において温かく迎え入れ、受容的・共感的に関わる支援者の態度について、演習を通して実践的に理解する。

## 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業>シラバス

<科目名>

③ 地域子育て支援拠点の活動（講義・60分）

<目的>

1. 発達の基本、子どもの遊び、他者との関わりについて理解する。
2. 具体的な環境づくりについて理解する。
3. 利用者のニーズに配慮した講習等（プログラム）の実際について理解する。

<内容>

1. 子どもの発達を意識した環境づくり

地域子育て支援拠点において、乳幼児期の発達の基本をふまえ、ふさわしい遊びや活動を提供するとともに、同年齢・異年齢の子ども同士の交流や、親以外の地域の人々とふれあう機会を設定することも、発達を促す上で重要であることを理解する。

2. 子どもの発達を促す環境づくりの工夫

子どもの興味・関心に沿った遊具の配置、子どもが遊びに集中するための設備や空間の設定など、子ども視点に立った環境づくりの工夫について学ぶ。また、乳児に配慮した空間の設定や、保護者にとっても居心地の良い環境づくりなどの工夫についても理解する。

3. 利用者のニーズに配慮した講習等（プログラム）

地域子育て支援拠点を利用する子ども・保護者のニーズに配慮しつつ、子どもの情操や社会性を豊かに育むための活動や、子育てにおける親の課題や関心事に沿った講習等（プログラム）を意図的に実施する方法、及びその多様な講習等（プログラム）の実際について学ぶ。

## 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業>シラバス

<p>&lt;科目名&gt;</p> <p>④ 講習等の企画づくり (演習・60分)</p>
<p>&lt;目的&gt;</p> <p>1. 利用者に共通するニーズから、講習等(プログラム)を企画・実施する意味と方法を理解し、実際の現場での支援のあり方を検討する。</p>
<p>&lt;内容&gt;</p> <p>1. 具体的な講習等やプログラムづくり</p> <p>具体的な利用者のニーズから、どのような講習等(プログラム)を企画するのか。利用者のニーズを把握し、意図的に講習等(プログラム)を計画し、実行する方法について理解するとともに、現場において、多様な講習等(プログラム)を通じてどのような支援が行われているのか事例等をもとに検討する。</p>

## 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業>シラバス

<科目名>

⑤ 事例検討（演習・60分）

<目的>

1. 実際の事例を基に、具体的な対応方法について理解する。

<内容>

### 1. 事例に基づく検討

地域で子育てを支える身近な相談相手として、個別の相談事例に基づいて利用者の問題や心理状態を把握し、対応方法（相談・援助・情報提供）について検討する。

事例検討にあたっては、相談者の抱える様々な事情への配慮や地域資源へのつなぎなどにも留意すること。また、支援を通じて得た個人情報の保護の重要性についても理解する。

## 地域子育て支援コース<地域子育て支援拠点事業>シラバス

<科目名>

⑥ 地域資源の連携づくりと促進（講義・60分）

<目的>

1. 情報提供や支援体制の構築のために、地域資源や連携づくりの重要性について理解する。

<内容>

1. 多様な地域資源の理解、連携づくりの促進

利用者のニーズを把握し、適切な情報提供や支援を行うために地域の子育て支援に関する資源や支援の内容などについて理解するとともに、必要に応じて関係機関や地域住民などを含む支援体制を構築することの重要性についても理解する。

## 別添 4

### 放課後児童コースシラバス

<項目名> 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
<科目名> ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容（講義・90分）
<ねらい> ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的を理解する。 ○放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割を理解する。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等の内容を理解する。
<主な内容> ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的 ・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的  ○放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容及びその役割  ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 ・放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容
<講師要件> 放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 など

## 放課後児童コースシラバス

<p>&lt;科目名&gt;</p> <p>② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等（講義・90分）</p>
<p>&lt;ねらい&gt;</p> <p>○放課後児童クラブにおける子どもの権利についての基礎を理解する。</p> <p>○放課後児童クラブにおける社会的責任の基本を理解する。</p> <p>○放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性を理解する。</p>
<p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>○放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの権利に関する法令等（児童の権利に関する条約など）の基礎</li></ul> <p>○放課後児童クラブの社会的責任</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・子どもや保護者の人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重することの大切さ</li><li>・子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持の必要性</li></ul> <p>○利用者への虐待等の禁止と予防</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解</li><li>・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容の理解</li></ul> <p>○放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの大切さ</li><li>・学校等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行うことの大切さ</li></ul>
<p>&lt;講師要件&gt;</p> <p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

## 放課後児童コースシラバス

<p>&lt;項目名&gt;</p> <p>2. 子どもを理解するための基礎知識</p>
<p>&lt;科目名&gt;</p> <p>③ 子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達（講義・90分）</p>
<p>&lt;ねらい&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○子どもの育成支援のために子どもの発達の基礎を理解する。</li><li>○発達からみた児童期の一般的な特徴を理解する。</li><li>○児童期の生活と遊びを理解するために必要な発達の基礎を理解する。</li></ul>
<p>&lt;主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○子どもの発達理解の基礎<ul style="list-style-type: none"><li>・発達とは何か</li><li>・発達の時期区分と特徴</li></ul></li> <li>○発達面からみた児童期（6歳～12歳）の一般的特徴<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの発達から見た児童期の位置（幼児期、思春期・青年期との関わり等）</li><li>・児童期の発達の主な特徴</li></ul></li> <li>○子どもの遊びや生活と発達<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの社会性の発達の理解</li><li>・子どもの発達における遊びの役割</li></ul></li></ul>
<p>&lt;講師要件&gt;</p> <p>当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

## 放課後児童コースシラバス

<p>&lt;項目名&gt;</p> <p>3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援</p>
<p>&lt;科目名&gt;</p> <p>④ 子どもの生活と遊びの理解と支援（講義・90分）</p>
<p>&lt;ねらい&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○放課後児童クラブに通う子どもについて理解する。</li><li>○子どもの生活における遊びの大切さを理解する。</li><li>○子どもの自主性、創造性を大切にする遊びへの関わり方を理解する。</li></ul>
<p>&lt;主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○放課後児童クラブにおける育成支援の基本<ul style="list-style-type: none"><li>・放課後児童クラブ運営指針に示されている育成支援の基本的な考え方と主な内容</li></ul></li><li>○子どもの遊びと発達<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの生活の中での遊びの大切さ</li><li>・児童期の遊びの特徴</li></ul></li><li>○子どもの遊びと仲間関係及び環境<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの自発的な遊びが大切であることの理解</li><li>・遊びには子どもが安心できる環境が必要であることの理解</li></ul></li><li>○子どもの遊びと大人の関わり<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの遊びには発達や状況に応じた柔軟な関わりが必要であることの理解</li></ul></li></ul>
<p>&lt;講師要件&gt;</p> <p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p> <p>ウ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

## 放課後児童コースシラバス

<p>&lt;項目名&gt;</p> <p>4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応</p>
<p>&lt;科目名&gt;</p> <p>⑤ 子どもの生活面における対応等（講義・90分）</p>
<p>&lt;ねらい&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性を理解する。</li> <li>○子どもの健康維持のための衛生管理について理解する。</li> <li>○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を理解する。</li> <li>○安全対策及び緊急時対応の必要性を理解する。</li> </ul>
<p>&lt;主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの健康管理及び情緒の安定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の把握の大切さ</li> </ul> </li> <li>○子どもの健康管理に関する保護者との連絡               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の大切さ</li> </ul> </li> <li>○衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の衛生管理の大切さとおやつ提供時の衛生管理の徹底の必要性</li> <li>・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認とその対応</li> <li>・救急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の基礎知識</li> </ul> </li> <li>○子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方</li> <li>・事故やけがの防止と発生時の対応</li> </ul> </li> </ul>
<p>&lt;講師要件&gt;</p> <p>ア 養護教諭</p> <p>イ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士</p> <p>ウ 医師</p> <p>エ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>オ 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>カ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者など</p>

## 放課後児童コースシラバス

<p>&lt;項目名&gt;</p> <p>5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能</p>
<p>&lt;科目名&gt;</p> <p>⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理（講義・90分）</p>
<p>&lt;ねらい&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童クラブの仕事内容を理解する。</li> <li>○放課後児童クラブにおける職員集団と職場倫理を理解する。</li> <li>○人権の尊重と法令の遵守の必要性を理解する。</li> </ul>
<p>&lt;主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童クラブの仕事内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの育成支援と共に育成支援を支える職務があることへの理解</li> </ul> </li> <li>○放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的信頼を得て育成支援に取り組み、仕事を進める上での職場倫理を自覚して職務に当たることの大切さ</li> </ul> </li> <li>○放課後児童クラブにおける職員集団 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場づくり</li> <li>・職場集団が事例検討や自己研鑽を通して事業内容の向上を目指すことの大切さ</li> </ul> </li> <li>○運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや保護者の人権を尊重し、守秘義務を遵守する等の組織的な取り組みの必要性と個人情報保護法等に基づく法令の遵守の徹底</li> </ul> </li> </ul>
<p>&lt;講師要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</li> <li>イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者など</li> </ul>

## 別添 5

### 社会的養護コースシラバス

#### 【1. 社会的養護の理念】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名>

1－(1) 社会的養護の理解 (講義 60分)

<目的>

- ① 社会的養護の概要について、その背景となる社会の課題とともに理解する。
- ② 社会的養護の基本理念を理解する。
- ③ 社会的養護の体系を理解する。
- ④ 社会的養護の課題と将来像を理解する。
- ⑤ 社会的養護における子どもの自立支援について、アセスメントや自立支援計画の意義を含めて理解する。

<内容>

1. 社会的養護とは
  - (1) 社会的養護とはなにか
  - (2) 社会的養護の歴史的背景と社会問題との関連  
【特】 背景となる少子化、子ども虐待、子どもの貧困、家庭における配偶者等からの暴力 (DV) などを含める。
2. 子ども家庭福祉、社会的養護の理念
  - (1) 子ども家庭福祉、社会的養護の理念
  - (2) 養護原理の基礎  
【特】 「子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育む」という基本理念を明確に伝える。
3. 社会的養護体系について
  - (1) 社会的養護体系について
  - (2) 児童相談所と措置制度
  - (3) 社会的養護関係施設と里親制度
4. 社会的養護の課題と将来像
  - (1) 社会的養護の課題と将来像
  - (2) 実施自治体における社会的養護の状況  
【特】 「家庭的養護推進計画」や「都道府県推進計画」など実施自治体における状況も盛り込み、具体的に説明することが望ましい。
5. 社会的養護と自立支援  
【特】 リービングケアの重要性について伝える。

<講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

## 社会的養護コースシラバス

### 【1. 社会的養護の理念】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名> 1－(2) 子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理（講義 60分）
<目的> ① 「児童の権利に関する条約」、国連「児童の代替的養護に関する指針」を踏まえ、そこに掲げられた子どもの最善の利益を尊重した支援の提供のため、「子どもの最善の利益」について理解する。 ② 子ども・保護者の意見表明と苦情解決の仕組みを理解する。 ③ 被措置児童等虐待及び防止に向けた取組について理解する。 ④ 養育者・支援者の心身の健康が子ども等の心身の健康に結びついていることを理解する。
<内容> 1. 子どもの最善の利益 【特】 「児童の権利に関する条約」、国連「児童の代替的養護に関する指針」の概要について伝える。 2. 子ども・保護者の意見表明、苦情解決の仕組み (1) 子ども・保護者の意見表明 (2) 苦情解決の仕組み 【特】 意見表明等の仕組みだけでなく、対象者の尊厳を守るために、子ども・保護者をいかに尊重しながら支援するのかを伝える。 3. 被措置児童等虐待の防止 (1) 被措置児童等虐待とは何か (2) 被措置児童等虐待の防止に向けた取組 【特】 「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に示された被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨及び実際の対応について、具体的な場면을例示しながら伝える。 ※チェックリストなどを活用することが望ましい。 4. 養育者・支援者の資質、メンタルヘルス (1) 養育者・支援者の資質 (2) 養育者・支援者のメンタルヘルス 【特】 養育者・支援者として子ども・保護者の権利を尊重できること、また、同時に自らの権利も遵守されるべきこと、養育補助者として適切な助言等を主たる養育者、専門職員から受けながら協力して養育支援に携わることの重要性を伝える。

### <講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

## 社会的養護コースシラバス

### 【2. 対象者の理解】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名> 2－(3) 社会的養護を必要とする子どもの理解 (講義・演習 90分)
<目的> ① 子どもの発達段階について理解する。 ② 発達支援を必要とする子どもの特性を理解する。 ③ 虐待(家庭における配偶者等からの暴力(DV)を含む)が子ども・家族に及ぼす影響について理解する。 ④ 保護者からの分離を体験した子どもの特性や愛着障害を理解する。 ⑤ 支援者からの二次被害について理解する。
<内容> 1. 発達段階ごとの理解 【特】思春期の問題行動の受け止め方と基本的な対応、子どもの性問題への対応について伝える。 2. 発達支援を必要とする子どもの理解 3. 虐待(家庭における配偶者等からの暴力(DV)を含む)が子どもに及ぼす影響 4. 保護者からの分離を体験した子どもの理解 【特】保護者からの分離が子どもに及ぼす影響だけでなく、生い立ちの整理などを通じて、自立に向けて取り組む専門的支援についても伝える。 5. 支援者からの二次被害 【特】支援者の発言や行動が傷ついた子ども等にどのように受け止められるのかを理解し、二次被害を引き起こさない対応について具体的に伝える。また、上記の専門的支援に対し、補助的職員は深入りしないこと等、補助的職員として配慮すべきことや注意すべきことについて伝える。

### <講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

## 社会的養護コースシラバス

### 【2. 対象者の理解】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名>

2－(4) 家族との連携 (講義 60分)

<目的>

- ① 子どもの自立の過程において必要不可欠な子どもと家族との関係の意義を理解する。
- ② 保護者の抱える困難（障害・傷病、DV、貧困等）を理解する。
- ③ 家族再構築支援の実際を学ぶ。

<内容>

#### 1. 家族との連携の意義

【特】保護者だけでなく、親族やきょうだいとの連携など、子どもの自立の過程において必要不可欠な家族との連携について伝える。

#### 2. 支援を必要とする保護者との連携

【特】一方の保護者が加害者である場合など、保護者の適切な養育等を阻害する要因について伝える。

#### 3. 家族再構築支援の実際

【特】ペアレントトレーニング等の保護者の養育スキルを高める支援、関係機関と連携した就労支援等保護者の抱える困難を解決する支援などがあることを伝える。

<講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

## 社会的養護コースシラバス

### 【2. 対象者の理解】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名>

2－(5) 地域との連携 (講義 60分)

<目的>

- ① 子どもを支援する関係機関、保護者を支援する関係機関の名称や役割を理解する。
- ② 地域に開かれた養育のため、地域との連携の意義を理解する。
- ③ より専門的な支援を必要とする子どもに対する関係機関との連携について理解する。

<内容>

#### 1. 関係機関の理解

【特】 支援者と連携・協力して支援に携わる関係機関について、自治体で作成した支援マップなどを用いて、具体的に理解できるように伝える。

#### 2. 地域との連携の意義

【特】 関係機関との連携に際して配慮すべきことや、互いの役割を理解し、チーム対応することの意義を伝える。

#### 3. より専門的な支援を必要とする場合の関係機関（医療機関等）との連携について

【特】 支援対象者である子どもが医療的なケアを必要とするなど、特に配慮が必要な場合の緊急対応や連絡体制などを主たる養育者や専門的職員と確認しておく必要性などを伝える。

<講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

## 社会的養護コースシラバス

### 【3. 支援技術】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名> 3－(6) 社会的養護を必要とする子どもの遊びの理解と実際 (講義・演習 90分)
<目的> ① 社会的養護を必要とする子どもの「遊び」の意義を理解し、乳幼児期から児童期までの遊びの実際を体験する。 ② 年齢に応じた「遊び」について理解する。 ③ 「遊び」を支援する際の基本的原則と配慮すべきことを理解する。
<内容> 1. 「遊び」の意義 (1) 社会的養護を必要とする子どもの「遊び」の特徴 【特】特に、虐待を受けた子どもは、遊びが断片的になりやすい、固執するなどの傾向があることを伝える。 (2) 社会的養護を必要とする子どもの「遊び」の意義 2. 年齢に応じた遊びの内容 【特】支援者として「遊び」を体験しながら、子どもの支援につながる「遊び」について伝える。 3. 配慮すべきこと 【特】子どもの年齢に応じた性の発達を理解し、適切な身体接触など、「遊び」の中でも配慮が必要であることを伝える。例として、楽しいこと、身体を使うこと、自発的に参加でき、自分の意思で拒否できること、誰かにつながった感覚をもてるような遊び、状況が自分でコントロールできるように、子どもの状況に応じ難易度も考慮すること、などについて伝える。

#### <講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

## 社会的養護コースシラバス

### 【3. 支援技術】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名> 3－(7) 支援技術 (演習 60分)
<目的> ① 対人援助の基本である傾聴と共感・メッセージの伝え方について理解する。 ② 生活場面での関わり方(ほめ方、しかり方等)について理解する。 ③ 日誌を含む記録の書き方として、客観的事実と評価情報を区別することを理解する。 ④ 個人情報の保護と情報開示について理解する。
<内容> 1. 子どものニーズに応じたコミュニケーションスキル 【特】子どもへの傾聴と共感・メッセージの伝え方、子どもが生い立ちや虐待の話をはじめたときにどう対応するのかなど、具体的な場面を想定した演習を行う。 2. 生活における支援 【特】個々の子どもの強みを理解し、生活場面におけるほめ方、しかり方など、ペアレンティング・プログラム等の支援技術を踏まえた言葉かけ、年齢や発達段階に応じた1日の生活の流れと支援について伝える。 3. 記録(日誌を含む)の書き方 【特】日誌を含めた記録の意義について理解し、主たる養育者や専門的職員等と状況が共有できる書き方、子ども等の理解につながる記録の書き方について伝える。 4. 個人情報の保護 【特】見聞きしたこと、経験したこと、またそれらを記録したことに含まれる個人情報の保護について徹底する。 特に、社会的養護を必要とする子ども等の安全を守る観点から十分に伝える。

### <講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

## 社会的養護コースシラバス

### 【3. 支援技術】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名> 3－(8) 緊急時の対応 (講義 60分)
<目的> ① 事故を未然に防ぐ予防策や緊急時の対応について理解する。 ② 緊急時の連絡・対応について理解する。 ③ 配慮を要する対応について理解する。 ④ 子ども間の暴力等の危機場面の対応について理解する。
<内容> 1. 子どもの発達段階における事故防止 【特】子どもの発達段階における事故防止のための環境整備（安心安全な生活環境）について伝える。 2. 緊急時の連絡・対応について 3. 配慮を要する対応について 【特】例えば、食物アレルギーや持病等への対応、被虐待児やDV 被害者に対する加害親・加害配偶者等の追跡や連れ去り等への対応、子どもの怪我等を発見したときの対応など、専門職員が配慮している対応について、共通認識を持てるよう具体的に伝える。 4. 現場で起こりうる危機場面について (1) 現場で起こりうる危機場面（子ども間の暴力、大人への暴力、無断外出、喫煙や危険な遊びなど）の理解 (2) 現場で起こりうる危機場面における対応 【特】危機場面に直面した場合に最低限取らなければならない行動や、予防的な対応について伝える。

### <講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

## 社会的養護コースシラバス

### 【4. 演習】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名> 4－(9) 施設等演習 (演習 120分)
<目的> ①施設の概要を理解する。 ②施設職員等とのグループワーク等により実際の業務について理解する。
<内容> 1. 社会的養護の現場の理解 (30分) 【特】画像資料等を使って伝える。地域の状況、実習先としての施設等の受け入れ状況、措置(委託)されている子どもへの配慮などを考慮し、映像や写真などを用いる場合や、施設等を見学する場合なども考えられる。 いずれも子ども等の生活の場であることを理解できる内容とする。 養育補助者として期待される領域を考慮し、里親、ファミリーホーム、施設の小規模グループケア等を中心に、また、社会的養護の入り口としての人材という観点から、さまざまな社会的養護の状況がわかるような教材を用いることが望ましい。 2. 演習 (90分) 【特】施設職員等が社会的養護の支援者として関わる中で体験したうれしかったこと、難しいと思ったこと、悲しいこと、苦労したことなどを伝えながら、研修受講者とグループワークする等により、社会的養護の支援者としてのやりがい、補助的支援者に期待することなどを伝える内容が期待される。

### <講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ 里親、ファミリーホームの養育者
- オ その他、実施自治体の長が認める者

【特】ウ、エなどの社会的養護の養育に携わる者が講師又は演習参加することが望ましい。